
「法学部シラバス」について

法学部長 堅田 剛

シラバス(syllabus)とは、授業科目の内容などを要約した一覧のことです。学生諸君の教室内および教室外の勉学に資するために、本学ではシラバスを冊子形式で作成しています。冊子形式のシラバスは学部別に分冊子されており、「法学部シラバス」では、演習科目以外のすべての法学部開設科目(法律学科・国際関係法学科)を収載しています。またインターネット上では、他学部の開設科目についても見るができます。

法学部のシラバスには、外国語科目・基礎科目・専門科目の順に、開設科目が載っています。これによって法学部のカリキュラムの全容がわかりますので、まずは全体に目をとおしてみてください。科目ごとに、講義の目標、講義概要、テキスト、参考文献、評価方法、受講者への要望、年間授業計画、の7項目からなっています。書式は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れていることでしょう。

このうち、「講義の目標」欄には、教員による科目の位置づけや、受講者にとっての達成目標が記されています。「講義概要」欄には授業の概略や講義の方法、「テキスト」「参考文献」欄には授業で使用する教科書や参考とすべき文献の情報が載っています。「評価方法」と「受講者への要望」欄を見れば、試験やレポートについて、また授業そのものについて、教員がなにを望んでいるかを知ることができます。さらに「年間授業計画」欄には、授業の詳細な内容とその進め方が、24週または12週分にわたって記載されていますので、受講者はこれを参考に年間の学習計画を立てることができます。

シラバスは、学年初めの履修登録のときにだけ必要なものではありません。シラバスは教員と学生諸君とのあいだの授業に関する約束ですから、教員はこれに則して授業を進めたり成績評価をするべきですし、受講者もこれにしたがって授業に参加し成績評価を受けねばなりません。そのためには、授業期間をつうじてシラバスを参照する必要があります。

大学の授業は、教員と学生とが協同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって試されることとなります。そのためにも、法学部の授業をさらに良くする第一歩として、学生諸君がこのシラバスを大いに活用されることを強く希望します。

法94-98	英 語 (講読)(一外)
法99	英 語 (講読)(一外)
国関法99	英 語 (講読)(一外)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

国際化が進む中で、英語で情報を得る力が必要性を増してきたといえる。英語 (講読)の授業では、英語で書かれた新聞、雑誌、随筆など様々な文章を読みこなすことができる能力を養うことを目標とする。

講義概要

講義は、学生の英語力と興味を考慮した上で決めた教材により行う。教材の内容は、現代英語で平易に書かれたものとし、訳読に偏ることなく、読解力を養うための技術などを総合的に学ぶ。

テキスト

各担当教員が決める。

参考文献

各担当教員の指示による。

評価方法

各担当教員による。

受講者への要望

予習、復習を欠かさず、積極的に学習してほしい。
年間講義予定については、授業時に指示する。

法 94 - 98	英 語 (会 話)(一 外)
法 99	英 語 (会 話)(一 外)
国関法 99	英 語 (会 話)(一 外)
担当者	各 担 当 教 員

- 17 . Episode 6, Act 2
- 18 . Episode 6, Act 3
- 19 . Episode 7, Act 1
- 20 . Episode 7, Act 2
- 21 . Episode 7, Act 3
- 22 . Episode 8, Act 1
- 23 . Episode 8, Act 2
- 24 . Episode 8, Act 3 の概説及び復習

講義の目標

自然なスピードの英語をビデオから得られる視覚的情報を利用しながら理解し、また、基本的な日常英会話が行なえるようになることを目標とする。

講義概要

ビデオを見てその内容を理解し、テキストにのっているスクリプトで内容の確認を行なう。また、ドリルとして、スクリプトで使われている重要会話表現のリピートをする。さらに、さまざまな疑問文の作り方、文型練習などを行なう。毎回学習した内容の確認として最後に True-False Quiz を行なう。

テキスト

Family Album, USA

評価方法

前後期定期試験としてビデオを使ったヒアリングテストを行なう。これに加え毎週実施する True-False Quiz、出席、平常点などをもとに評価を行なう。特に遅刻せず授業に出席することが重要である。

受講者への要望

テキスト及び60分のテープを毎回持ってくること。
授業外でもたくさんテープを聞くこと。

年間授業計画

- 1 . Episode 1, Act 1
- 2 . Episode 1, Act 2
- 3 . Episode 1, Act 3
- 4 . Episode 2, Act 1
- 5 . Episode 2, Act 2
- 6 . Episode 2, Act 3
- 7 . Episode 3, Act 1
- 8 . Episode 3, Act 2
- 9 . Episode 3, Act 3
- 10 . Episode 4, Act 1
- 11 . Episode 4, Act 2
- 12 . Episode 4, Act 3 の概説及び復習
- 13 . Episode 5, Act 1
- 14 . Episode 5, Act 2
- 15 . Episode 5, Act 3
- 16 . Episode 6, Act 1

法 94 - 98	英語 (会話特別)(一外)
法 99	英語 (会話特別)(一外)
国関法 99	英語 (会話特別)(一外)
担当者	K . ミーハン

23. Unit20, Test Preparation

24. Test

講義の目標

The aim of the course is to provide students with the necessary skills for English Conversation.

講義概要

The class is designed to meet the needs of students by providing instruction and practice in speaking and listening.

テキスト

To be assigned

評価方法

Final Grade will be attendance(50%),class participation(25%), and tests(25%)

受講者への要望

Students need to bring a Japanese / English dictionary and notebook to each lesson.

年間授業計画

1. Introductions
2. Unit1, Meeting New People
3. Unit2, All in the Family
4. Unit3, Speaking of friends
5. Unit4, What a Great Concert
6. Unit5, Where's the party
7. Unit6, Tired of Walking
8. Quiz
9. Unit7, Adventures in Eating
10. Unit8, Jop Hunting in Tokyo
11. Unit9, A Home Away from home
12. Unit10, Studying English Abroad
13. Unit11, Speaking of Sports
14. Quiz
15. Unit12, the "Real" you
16. Unit13, Shopping for bargains
17. Unit14, Everybody's Got a story
18. Unit15, Summer vacation
19. Unit16, Part-time Job
20. Unit17, Quiz
21. Unit18, Asking and Giving directions
22. Unit19, Describing People

法 94 - 98	
法 99	
国関法 99	英語 (総合)(一外)
担当者	平 柳 久美子

講義の目標

この授業では、身近な話題について平易な英文を多読することで、英語の読解力、表現力を身につけることを目標とする。また、英文のパラグラフの構造も学ぶ。Student Times の Opinion 欄を素材としたテキストを用い、日本在住の外国人寄稿者たちの、日本での見聞に対する意見を読む。尤もと思われる意見、思わず反発したくなる意見と様々あるが、クラスの中で討論もしてみたい。

講義概要

各ユニットとも、本文は 10 パラグラフ前後の長さなので、パラグラフごとに担当者を決めておく。本文が終わったら、練習問題を通して全員に参加してもらう。質問に答えたり、(英語・日本語) 重要な語句を覚えたり、要約したり、時には自分の意見を英語で書いてみたり、いろいろな角度から内容を理解していく。テキスト以外に、毎週、英字新聞の中から、興味深いと思われる記事を紹介する。

テキスト

“ As I See It:St Opinions ” 南雲堂

参考文献

必要があれば、授業中に指示する。

評価方法

前期、後期それぞれ 1 回、定期試験を行う。重要語句の小テスト、小レポート提出を数回行い、出席、授業態度等含めて、総合的に評価する。

受講者への要望

毎回、予習をしてくること。

年間授業計画

1. オリエンテーション
2. Mosaic journalism
3. Mosaic journalism
4. Where's preventive diplomacy
5. Sexual harassment is not all in the mind
6. Classes in the trees
7. Passing the buck
8. Fostering creativity
9. 進度調整

10. Article 9:hello / goodbye
11. Kindness comes around again
12. Farewell, World War II
13. "Humor" in Japan
14. All is calm on the Western roads
15. Liar alert: Watch your nose!
16. Women and babies, an international dilemma
17. Technology is the future
18. Principle four
19. 進度調整
20. Evaluating public works
21. Just move!
22. Down the Memory Hole
23. It's not worth it!
24. How high can you go?

法 94 - 98	
法 99	
国関法 99	英語 (総合)(一外)
担当者	海老沢 達 郎

講義の目標

本講義では現代英語の運用力をつけると同時に、世界の出来事を勉強することによって複眼的思考法が身につけられるよう指導したい。英文を精読することによって英語の構造や文法的知識を確認しながら読解力を身につけると同時に、英文を多読することによって大意の把握ができるよう指導する。又、リスニング力が身につくよう指導していきたい。

講義概要

『英字新聞の読み方と国際理解』をテーマにして、一年間授業を進めていきたい。初めに、英字新聞の見出しの原則と常用語、記事の中に頻出する用語、ニュース記事の構成及びその特徴等を講義し、英字新聞の基本的な読み方を指導する。次に内外の英字新聞を使用して、政治・経済・社会・文化欄を読むとともに、コラム欄・オピニオン欄等で、外国の権威ある評論家、学者、ベテラン記者が執筆した高い水準の記事を味読し、英字新聞を読む楽しさを指導していきたい。

テキスト

未定

参考文献

教室で指示する。

評価方法

評価は、前後期の試験の成績、小テストの成績、及び授業への貢献度等を総合的に判断して決める。

受講者への要望

受講生全員の積極的な授業参加を望むため、あらかじめ予習してあることを前提として授業を進める。従って、受講生は必ず予習して授業に出席すること。

年間授業計画

1. 第 1 回目の授業では 1 年間の講義概要の説明を行なう。
2. 第 2 回目の授業では、『英字新聞を読む意義と読み方』について講義する。
3. 第 3 回目の授業では、『英字新聞の特徴』 について講義する。
4. 第 4 回目の授業では、『英字新聞の特徴』 につ

いて講義する。

5. 第 5 回目の授業では、『世界の通信社と英字紙』について講義し、Listening Practice を行なう。
6. 第 6 回目の授業では、『Headline と Lead の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
7. 第 7 回目の授業では、『Headline と Lead の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
8. 第 8 回目の授業では、『Headline と Lead の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
9. 第 9 回目の授業では、『Headline と Lead の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
10. 第 10 回目の授業では、『Headline と Lead の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
11. 第 11 回目の授業では、『評論記事・社説の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
12. 第 12 回目の授業では、前期のまとめを行なう。
13. 第 13 回目の授業では、前期試験の返却・解答などを行ない、『評論記事・社説の読み方』を勉強する。
14. 第 14 回目の授業では、『コラム欄の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
15. 第 15 回目の授業では、『コラム欄の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
16. 第 16 回目の授業では、『コラム欄の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
17. 第 17 回目の授業では、『コラム欄の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
18. 第 18 回目の授業では、『オピニオン欄の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
19. 第 19 回目の授業では、『オピニオン欄の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
20. 第 20 回目の授業では、『オピニオン欄の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
21. 第 21 回目の授業では、『オピニオン欄の読み方』を勉強し、Listening Practice を行なう。
22. 第 22 回目の授業では、『オピニオン欄の読み方』を勉強する。
23. 第 23 回目の授業では、『文化欄の読み方』を勉強する。
24. 第 24 回目の授業では、後期のまとめを行なう。

法 94 - 98	ドイツ語 (二外)
法 99	ドイツ語 (二外)
国関法 99	ドイツ語 (二外)
担当者	各 担 当 教 員

進め方・進度等について説明します。

2. 第 2 週～第 24 週は、テキストに基づいた練習。

講義の目標

A (基 礎) / ドイツ語圏の社会や文化についての基礎的な知識の獲得と、ドイツ語の基本能力の修得を目標とします。

B (読解練習) / 読解に重点を置きながら、ドイツ語の基本的な語彙や構文が理解できるよう指導します。

C (口頭練習) / 日常会話における基本的な表現を使って、ドイツ語での応答ができるよう指導します。

A を中心に、A と B、または A と C というように組み合わせて履修して下さい。

講義概要

A (基 礎) / ドイツ語圏の社会や文化にさまざまな形で触れた後、発音・数字・日常的な表現等の導入を経て、徐々にドイツ語の基本的語彙・表現・文法事項を学んでいきます。

B (読解練習) / 易しい文章を読みながら、そこに出てくる基本的な語彙や構文を理解し、修得していきます。

C (口頭練習) / コミュニケーションを意識しながら、日常会話における場面ごとの基本表現を学び、口頭で応答できるように練習を行います。

テキスト

詳しくは教科書販売所の掲示を見て下さい。

参考文献

・独和辞典(中型のもの)

評価方法

前・後期定期試験の成績と授業への出席状況などを総合的に判断して評価します。

受講者への要望

練習が主体の科目ですから、授業には必ず出席し、積極的に発言して下さい。

年間授業計画

1. 第 1 週 テキストの内容を紹介し、今後の授業の

法 94 - 98	フランス語 (二外)
法 99	フランス語 (二外)
国関法 99	フランス語 (二外)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

「文法」ではフランス語の基礎的文法を習得し、「総合」では文法を応用し簡単なテキストを読む力をつけます。「文法」と「総合」からそれぞれ一科目ずつ選択して履修して下さい。

講義概要

フランス語の基礎を学びます。発音、動詞の活用、文法事項など、最初は複雑に思えるかも知れませんが、ある程度の根気と努力さえあれば、習得できます。予習、復習に力を入れて、その都度マスターするように心掛けて下さい。

テキスト

各担当者による

参考文献

初学者のために工夫された仏和辞典がいろいろとありますので、担当者の説明を聞いて購入して下さい。

その他の参考書については、担当者に直接相談して下さい。

評価方法

評価方法については各担当者から説明があります。

受講者への要望

どの学習もそうですが、とくに語学では持続的な積み重ねが大切です。毎日少しの時間でもよいから、フランス語に触れるように努力して下さい。

法 94 - 98	
法 99	スペイン語 (総合)
国関法 99	スペイン語 (総合)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

スペイン語入門の授業である。基礎的文法を、基本単語を用いた会話文を通して学ぶ。声に出して練習することによって、あいさつ文、現在形を使う文、過去形を使う文まで学びたい。

講義概要

テキストにそって、第 6 課 (点過去) あるいは第 7 課まで進む。

テキスト

¡ Hola, amigos ! (芸林書房)

評価方法

授業への積極的参加。年 2 回のテスト。小テストをおこなう場合もある。

受講者への要望

スペイン語 (会話) との同時履修を望む。

年間授業計画

1. ~ 12. テキストにそって第 1 課から第 3 課あるいは第 4 課まで前期でおこなう。
13. ~ 24. テキストにそって第 4 課から第 6 課あるいは第 7 課まで後期でおこなう。

法 94 - 98	
法 99	スペイン語（会話）
国関法 99	スペイン語（会話）
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

スペイン語会話入門の授業である。基本単語を用いた会話文を練習し、あいさつ文、現在形の文、過去形の文までを使えるようにする。

講義概要

スペイン語（総合）と同じテキストを使い、その進度にあわせながら、会話練習をおこなう。

テキスト

¡Hola, amigos! (芸林書房)

評価方法

授業への積極的参加。年 2 回のテスト。小テストをおこなう場合もある。

受講者への要望

スペイン語（総合）との同時履修を望む。

年間授業計画

1. ~ 12. テキストにそって第 1 課から第 3 課あるいは第 4 課まで（前期）
13. ~ 24. テキストにそって第 4 課から第 6 課あるいは第 7 課まで（後期）

法 94 - 98	
法 99	ロシア語 (講読)
国関法 99	ロシア語 (講読)
担当者	齊 藤 毅

講義の目標

この授業はロシア語 (文法) とセットになっており、まったくの初心者を対象としています。「文法」の授業の進度にあわせて、文字の読み書き、発音や聴き取り、単語や定型表現の習得など、ロシア語を実践的に使う練習を行ないます。

講義概要

「文法」の授業と同じ教科書、およびプリントによる教材を使って進めてゆきます。授業で行なう練習の内容は「年間授業計画」の項をご覧ください。

テキスト

諫早勇一他『セメスターのロシア語』(白水社)およびプリント。参考書については授業中に指示してゆきます。

評価方法

出席、授業中に行なう小テスト。(期末試験の実施については未定)

受講者への要望

外国語というのは、それに触れたり、接したりすること自体に意義があるので、とにかく継続して出席してください。評価基準は出席を最も重視します。

年間授業計画

まず、文字の読み書きを覚えた後、以下のような練習を「文法」の授業の進度にあわせて進めてゆきます。

発音：文字の読み書きをマスターした後、教科書の例文の発音・聞き取りの練習をテープ教材を用いて行なう。

単語・表現：教科書の各課に出てくる単語・定型表現の暗記と応用練習。その他、文法問題も行なう。

会話：挨拶など簡単な会話表現の練習をプリントを使って行なう。

法 94 - 98	
法 99	ロシア語 (文法)
国関法 99	ロシア語 (文法)
担当者	佐藤 千登勢

講義の目標

この授業はロシア語 (講読) と併せて受けるもので、まったくの初学者を対象としています。

ロシア語は、習得が難しいと思われがちですが、文法体系はじつにシステムティックな言語です。この講義では、その文法事項を簡潔なかたちで習得してゆき、まずはロシア語文法の全体像をつかみ、ロシア語に慣れることを目標とします。ロシア語の音の響きの美しさ - ロシア人はそれを次のように誇っています。「ドイツ語は男と話すによく、フランス語は女と話すによい、スペイン語は神と話すにふさわしい、ところがロシア語はそのすべてに適している」と。このようなロシア語の美しさ、豊かさに触れてもらうことが、当講義の最終的な目標となります。

講義概要

使用教材で呈示したテキストに基づき、ロシア語文法の基礎を学びます。アルファベットの文字と発音に慣れるところから始め、名詞の格変化、動詞の人称変化、過去の時制、未来の時制をゆっくりと(復習を重ねながら)確実にこなしてゆき、基本的な構文の読解と作文ができるようにします。ロシアの文化や生活習慣についても、活字や映像を通して、適宜、紹介してゆきます。

テキスト

諫早勇一他著「セメスターのロシア語」(白水社)

参考文献

博友社「ロシア語辞典」

評価方法

前期、後期に1回ずつ行う定期試験、および出席率を含めた平常点により決定しますが、判断の上でもっともウェイトを占めるのは出席率です。

受講者への要望

とにかく授業に毎回、出席することを心掛けて下さい。継続することが重要です。

年間授業計画

前期：アルファベット(キリル文字)の発音、綴り、簡単な文章のイントネーションの習得。併せて、筆記体の練習も行います。文法事項としては、名詞の性に

ついて、過去の時制、名詞の格の概要、所有代名詞を学んでゆきます。テキストでは最初から第5課までが範囲となります。

後期：疑問詞を用いた疑問文、所有の表現、動詞の体、動詞の人称変化、未来の時制について学んでゆきます。テキストでは、第6課から第10課までが範囲となります。

法 94 - 98	
法 99	中国語 (講読)(文法)
国関法 99	中国語 (講読)(文法)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

[中国語 の(講読)と(文法)は同一担当者による同一曜日の連続コマとして開設されます。評価も同一でおこないます]

初めて中国語を学ぶ学生を対象とします。中国語の文法についての基礎的な知識を得ること、中国語の文型や会話パターンを知り、語彙の知識を積み重ねることによって、簡単な日常会話ができるようになることをめざします。それとともに、我が国にとってはもっとも古くからの隣国である中国を知る - 表現形式から見た日本語との違いや、現代中国についての知識などを得る - ことも目的とします。

講義概要

最初は発音の基礎から入ります。このテキストは、課ごとに、スキット・文法説明・練習問題・発音練習という構成がとられ、2課ごとに「Review」として復習が入っています。各課において、会話の内容を理解し、文法の要点を理解し、練習することによってそれを定着させ、さらに応用できることをめざします。そのためには講義をただ聞いている・テキストを目で見ているだけではなく、発音練習する・会話練習をするといった双方向の活動を重視します。これらの活動を通じて、文法知識・語彙を積み重ねていきます。

テキスト

『学ビテ時二之ヲ習フ』 相原茂・郭雲輝・保坂律子 共著 好文出版

参考文献

辞書 『中日辞典』小学館など(最初の時間に辞書類の紹介もします)

評価方法

2回の定期考査の成績、および、出席率をも含めた授業への取り組み方などにもとづき、小テストの結果なども加味して総合的に評価します。

受講者への要望

中国語は高校で学んだ漢文と同じではありません。第二外国語として、とくに耳で聞きとり自ら発音する練習は欠かせません。また、語学は積み重ねが重

要です。予習や出された課題は当然してきているものとして授業にのぞみます。辞書は必携です。

年間授業計画

テキストは発音編 4 課、および本編 12 課から構成されています。二時間で 1 課というめやすで進めていきますが、前期は発音編から始め、はじめのうちはややゆっくりのペースでスタートし、随時理解度を確認しつつ進みます。課が進むにつれて、とくに後期は次第にペースをあげ、また、理解度に応じて、テキストの他にプリント教材を使用することもあります。

法 94 - 98	
法 99	朝鮮語 (講読)
国関法 99	朝鮮語 (講読)
担当者	李 貞 美

講義の目標

日本と韓国は古来から密接な関係を保ってきており、今後とも政治、経済、社会、文化等の諸分野にわたり、特に民間レベルでのより盛んな交流が進展していくことが期待される。さらに日本における韓国語の需要も今後ますます増えていくと思われる。このような観点から本科目では読解力、生きたコミュニケーションができる表現力、新聞や雑誌等から時事情報を得る基本的能力の総合的な定着をめざし、多角的な授業を行う。

講義概要

韓国語を初めて学ぶ人を対象とし、読解・作文力の養成を基盤に多様かつ実用的な表現力を身につけることをめざす。その際に韓国語と日本語の共通点・類似点を示し、学習の容易さと有用性を理解させるようにする。そして韓国の典型的文化や生活等を紹介しながら直結する学習内容を精選・組織し、学習内容に臨場感を持たせる。また言語だけでなく、絵・写真・スライド・ビデオ等を提示し、学習の場面の雰囲気や情調を感得させる。

テキスト

『韓国語学習 - 基礎から完成まで - 』朴勇俊
(プリント)

参考文献

後日指定

評価方法

評価は原則として定期試験を基本に授業への取り組み方、出席状況等を含め、総合的に判定する。

受講者への要望

外国語の学習は持続的な学習や訓練に関する学習者の積極的な興味、関心が大切である。意欲的に熱意をもって取り組んでほしい。

年間授業計画

1. 本講義に対する紹介、概要説明、注意点について
2. 韓国語の特徴と学習への取り組み方の理解・体得
3. 韓国語の文字・文章の理解と解読
4. 韓国語の文字・文章の理解と解読
5. 韓国語の文字・文章の理解と解読

6. 次のような内容を題材に読解・作文力の基礎を定着させる。

「自己紹介」

7. 「あいさつ」

8. 「学校生活」

9. 「学校生活」

10. 「家族」

11. 「家族」

12. 前期末試験

13. 「友人」

14. 「友人」

15. 「買い物」

16. 「買い物」

17. 「趣味」

18. 「趣味」

19. 「海外旅行」

20. 「海外旅行」

21. 「伝統文化」

22. 「衣・食・住」

23. 「衣・食・住」

24. 後期末試験

法 94 - 98	
法 99	朝鮮語 (文法)
国関法 99	朝鮮語 (文法)
担当者	朴 勇 俊

講義の目標

韓国語を初めて学ぶ人を対象に韓国語と日本語の共通点、類似点を示し、学習の容易さと有用性を理解させながらハングル文字の読み書き、辞書の活用ができるようにするとともに、実用会話を入門指導する。

会話の学習については、韓国固有の民俗、歴史、生活、芸術、衣食住等のストーリー性のある題材、日常生活で当面する様々な典型的局面や節目での文型、会話を選び、そのような場面を想定、再現することで実感を深めながら反復指導する。また写真、スライド、ビデオ等をも活用することで臨場感を深め積極的に学習に取り組むようにする。

講義概要

(1)韓国語の特徴と学習への取り組み方の理解・体得
韓国語の特徴、特に「ハングル」の構造を日本語およびその文字との比較からわかりやすく説明する。

(2)韓国語の文字、文章の理解と解読
辞書の活用による「ハングル」の解読、「ハングル」による表現、「ハングル」の音韻的法則を指導する。

(3)実用会話

基本会話文(あいさつ、自己紹介、基本的感情表現、ショッピング、食事の注文等の日常生活に必要な表現)を厳選し、学習者同士が役割を変えながら問答型の会話の反復練習をする。

テキスト

『韓国語学習 - 基礎から完成まで - 』朴勇俊
(プリント)

参考文献

参考書や辞書等は後日指定する。

評価方法

評価は原則として定期試験と授業への取り組み、出席状況等を総合的に判定する。

受講者への要望

外国語の学習は学習者が持続的な学習や訓練に対応する積極的な興味や関心、持続的努力などを一貫して維持できるかどうかによって成果が左右される。意欲を持って主体的に取り組む姿勢を身につけてほ

しい。

年間授業計画

1. 本講義に対する紹介、概要説明、注意点について
2. 韓国語の特徴と学習への取り組み方の理解・体得
3. 韓国語の文字・文章の理解と解読
4. 韓国語の文字・文章の理解と解読
5. 韓国語の文字・文章の理解と解読
6. 次のような多様な生活場面を設定し、柔軟に対応できるような表現力の定着をめざす。

「スーパーマーケット」

7. 「市場」
8. 「薬局」
9. 「喫茶店」
10. 「郵便局」
11. 「洋服店」
12. 前期末試験
13. 「映画館」
14. 「スポーツ」
15. 「図書館」
16. 「クリーニング店」
17. 「銀行」
18. 「役所」
19. 「銭湯」
20. 「美容院」
21. 「趣味」
22. 「国際電話」
23. 「健康管理」
24. 後期末試験

法 94 - 98	英 語 (講読)(一外)
法 99	英 語 (講読)(一外)
国関法 99	英 語 (講読)(一外)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

国際化が進む中で、英語で情報を得る力が必要性を増してきたといえる。英語 (講読)の授業では、英語 (講読)の授業に引き続き、英語で書かれた新聞、雑誌、随筆など様々な文章を読みながら総合的な読解力を養うことを目標とする。

講義概要

講義は、学生の英語力と興味を考慮した上で決めた教材により行う。教材の内容は、現代英語で平易に書かれたものとし、訳読に偏ることなく、より多くの英文を読みながら読解力を養うための技術などを総合的に学ぶ。

テキスト

各担当教員が決める。

参考文献

各担当教員の指示による。

評価方法

各担当教員による。

受講者への要望

予習、復習を欠かさず、積極的に学習してほしい。
年間講義予定については、授業時に指示する。

法94-98	英 語 (総合)(一外)
法99	英 語 (総合)(一外)
国関法99	英 語 (総合)(一外)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

国際化が進む中で、英語で情報を発信・受信する力が益々必要性を増してきたといえる。英語 (総合) の授業では、読む、書く、聞く、話すの4技能を総合した、現代英語でのコミュニケーション能力の習得を目標とする。

講義概要

講義は、学生の英語力と興味を考慮した上で決めた教材により行う。教材の内容は、現代英語で平易に書かれたものとし、より多くの英語に接しながら総合的な英語力を養う。

テキスト

各担当教員が決める。

参考文献

各担当教員の指示による。

評価方法

各担当教員による。

受講者への要望

予習、復習を欠かさず、積極的に学習してほしい。
年間講義予定については、授業時に指示する。

法 94 - 98	
法 99	
国関法 99	英語 (会話)(一外)
担当者	K . ミーハン

20. Marriage
21. Occupation
22. Hobbies
23. Test preparation
24. final test

講義の目標

The aim of the course is to improve students English conversation.

講義概要

Students will be given the opportunity to increase their communicative competence by engaging in activities that are meaningful, interesting, and fun.

テキスト

To be assigned

参考文献

評価方法

Final Grade will be attendance(50%),class participation(25%), and tests(25%)

受講者への要望

Students need to bring a Japanese / English dictionary and notebook to each lesson.

年間授業計画

1. Introduction
2. Exchanging Personal information
3. Hometowns
4. Friends
5. Talking about the past(elementary school High / school days)
6. Personal Experiences
7. Quiz
8. Vacations(family/school/friends)
9. Money(Personal finances/future)
10. Weekend activities
11. Appearances(Describing people)
12. the Future
13. sports
14. Traveling in Japan
15. Quiz
16. Traveling Abroad
17. Interesting lifestyles
18. Movies
19. Endangered species

法 94 - 98	
法 99	
国関法 99	英語 (会話)(一外)
担当者	A . R . ファルボ

講義の目標

The objective of this course is to offer the students an opportunity to incorporate all the language skills of reading, writing, speaking and listening into a concentrated and integrated course involving two classes per week.

講義概要

The first class will involve either a tape or a video presentation along with the necessary vocabulary and comprehension questions followed by dialogue reproduction, role play and pair work. The second class of the week will focus on more precise language expression in the form of readings and discussion of the topic of that week.

テキスト

Text or prints to be decided after diagnostic evaluation of the overall class ability.

評価方法

Quizzes, in class questions, participation, presentations, performances and First and Second term multiple choice final exams will be the criteria for evaluation.

受講者への要望

Constant application of ability and effort as well as classroom attendance are crucial to succeed.

年間授業計画

- 1 . Dressing for Success
- 2 . Dress Codes
- 3 . Mixed Marriage
- 4 . Between Two Cultures
- 5 . Myth of Birth Order
- 6 . Sibling Rivalry
- 7 . Longevity
- 8 . Caring For Elderly Parents
- 9 . Psychological Factors involved in Health
- 10 . The Present Condition of Hospital Care
- 11 . Genetic Influences
- 12 . Term Exam

- 13 . Environment Versus Genetics
- 14 . Assisted Suicide
- 15 . The Function of a Living Will
- 16 . Ethics of Selling Human Organs
- 17 . Inequities of Choosing Candidates for Organs
- 18 . Desertification of the Earth
- 19 . Third WORD Development and The Environment
- 20 . Animals and their Extinction
- 21 . Preserving the Predator
- 22 . Nuclear Fuel and Disposal
- 23 . Alternative Fuel Sources
- 24 . Final Exam

法 94 - 98	英語 (会話特別)(一外)
法 99	英語 (会話特別)(一外)
国関法 99	英語 (会話特別)(一外)
担当者	K . ミーハン

20. Memories(events/emotions)
21. Diet(Vegetarian/meat eater)
22. what's new (recent activities)
23. Test Preparation
24. Final Test

講義の目標

The aim of the course is to improve students English Conversation ability and skills.

講義概要

Classes will be divided into parts: "Listening, conversation topic, Grammar, awareness, Pair interaction, and read and respond.

テキスト

To be assigned

評価方法

Final Grade will be attendance(50%),class participation(25%), and tests(25%)

受講者への要望

Students need to bring a Japanese / English dictionary and notebook to each lesson.

年間授業計画

1. Introductions
2. Lifestyles and Activities
3. Living space
4. Family history (expressions)
5. Important people (terms related to personal influences)
6. Personality(preference and actions)
7. Shopping(items / Prices / reasons for needing things)
8. My Mysteries(words and expressions)
9. Different Generations(complaints from parents)
10. Working World(good and bad points of Jobs)
11. Information Age(activities / expressions related to opinions)
12. Quiz
13. Film(discussions/genre)
14. Describing(places/people/ideas)
15. Quiz
16. First Impressions(company ideas)
17. Different Ways(good rules/bad rules)
18. Education(subjects/system/opinions)
19. Quiz

法 94 - 98	ドイツ語 (二外)
法 99	ドイツ語 (二外)
国関法 99	ドイツ語 (二外)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

A (読解練習 = ノンフィクション)

B (読解練習 = フィクション)

/ドイツ語 で修得したドイツ語の基礎知識を応用し、辞書さえ使用すれば、大方のドイツ文の内容を正確に読み取れるだけの読解力を養成します。

C (口頭練習)

/基本単語を使用して、何とか自分の意思をドイツ語で相手に伝えられる能力を養成することを目標とします。

講義概要

A (読解練習 = ノンフィクション)

[ドイツの政治・経済・社会・雑誌などに関する文章やエッセイ等、いわゆるノンフィクションをテキストとして使用します。]

B (読解練習 = フィクション)

[小説・童話・説話などのフィクションを教材とします。]

/最初に文法の基本事項の復習と未修事項の学習を行い、その後テキストの読解に入ります。

はじめは文法的な解説を充分に行い、ドイツ文の構造を理解させることに力点を置きます。

それから徐々にテキスト内容の全体的な把握に授業の重点を移し、読解の速度を上げていきます。

C (口頭練習)

/場面に応じて、基本的な文章を聞き取り、反復・応答できるように指導します。

テキスト

各担当者の使用テキストは、教科書販売所の掲示を見て下さい。

参考文献

・独和辞典(中型のもの)、ドイツ語 で使用したテキスト。

評価方法

前・後期定期試験の成績と授業への出席状況などを総合的に判断して評価します。

受講者への要望

練習が主体の授業ですから、必ず出席して積極的

に発言して下さい。

年間授業計画

第1週

テキストの内容の紹介と今後の授業の進め方、速度などについて話します。また1年次に使用したテキスト(各自持参)及び既修・未修文法項目の確認と、基本的な文法事項の復習を行います。

第2週~7、8週

文法の復習、未修事項の学習を行います。

第8、9週以降

ドイツ語 A、B ではテキストの読解練習に、ドイツ語 C では口頭練習に入ります。

法 94 - 98	フランス語 (二外)
法 99	フランス語 (二外)
国関法 99	フランス語 (二外)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

一年次に学んだフランス語の基礎知識を復習しながら、より高度なフランス語の多様な表現の運用を学びます。

講義概要

フランス語 (二外) は、二人の担当者により週 2 コマ開講されます。「総合」ではテキストの講読を通じて語彙、文法知識の充実によって読解力を高めます。「会話」はフランス人教員が担当し、日常会話表現とその運用を学習します。

テキスト

各担当者による(場合によっては、二人の担当者が共通の教科書を用いることもありますので、教科書販売所の掲示を確認して下さい。)

評価方法

評価方法については各担当者から説明があります。

受講者への要望

授業の進め方などについて説明がありますので、第一回目には必ず出席して下さい。

法 94 - 98	
法 99	スペイン語 (総合)
国関法 99	スペイン語 (総合)
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

スペイン語 (総合) の既修者を対象にした授業である。1 年次にひきつづいて、テキストの第 6 課以降を学ぶ。二つの過去形 (点過去と線過去) および、現在分詞、過去分詞、接続法の活用とその使い方がポイントである

講義概要

テキストにそって、第 6 課以降を学ぶ。

テキスト

¡ Hola, amigos ! (芸林書房)

評価方法

授業への積極的参加。年 2 回のテスト。小テストをおこなう場合もある。

受講者への要望

スペイン語 (会話) との同時履修を望む。

年間授業計画

- 1 . ~ 12 . テキスト第 6 課から 9 課まで
- 13 . ~ 24 . テキスト第 10 課から第 12 課まで

法 94 - 98	
法 99	スペイン語（会話）
国関法 99	スペイン語（会話）
担当者	各担当教員

講義の目標

スペイン語（会話）の二年目の授業である。スペイン語（総合）の進度にあわせて、より高度な会話文（過去形と分詞、接続法が中心となる）を練習し、日常生活に必要な最小限の表現法を身につける。

講義概要

スペイン語（総合）と同じテキストを使い、第 6 課以降の文法事項の進度にあわせて、練習をおこなう。

テキスト

¡Hola, amigos! (芸林書房)

評価方法

授業への積極的参加。年 2 回のテスト。小テストをおこなう場合もある。

受講者への要望

スペイン語（総合）との同時履修を望む。

年間授業計画

1. ~ 12. テキスト第 6 課から 9 課まで（前期）
13. ~ 24. テキスト第 10 課から第 12 課まで（後期）

法 94 - 98	
法 99	ロシア語（講読）
国関法 99	ロシア語（講読）
担当者	佐藤 千登勢

講義の目標

「ロシア語」で学んできた文法事項の理解を深めてゆくとともに、新たな事項や表現の習得を目指して、実用的なロシア語の文章を読み進めます。この授業の最終的な目標は、ロシア語を読んだり話したりする楽しみを味わってもらうところにあります。

講義概要

この授業では、日常に密着した実用のロシア語を、易しい読み物と口語表現を通して学んでゆきます。また、文章を読む際に手助けとなるロシアの文化、生活習慣についても、活字や映像を通して、適宜、紹介してゆく予定です。授業は、ゆっくりと（復習を重ねながら）丁寧に、かつ確実に進めます。

テキスト

日野貴夫、ポノマリョーフ・ジナイーダ共著「コンタクト」(ズラトウースト社)[昨年度のテキストに同じ]

参考文献

博友社「ロシア語辞典」

評価方法

前期、後期に1回ずつ行う定期試験、および出席率を含めた平常点により決定しますが、判断の上でもっともウェートを占めるのは出席率です。

受講者への要望

とにかく授業に毎回、出席することを心掛けて下さい。継続することが重要です。

年間授業計画

前期：所有を示す表現、運動の動詞の使い方、義務を表す表現などを習得してゆきます。テキストでは第7課から第10課までが範囲となります。

後期：数を用いた表現、年齢の表し方、仮定法などを学びます。テーマは市内観光やロシア料理について。テキストでは第11課から第15課までが範囲となります。

法 94 - 98	
法 99	ロシア語 (総合)
国関法 99	ロシア語 (総合)
担当者	齊 藤 毅

講義の目標

ロシア語 の続編の授業です。ロシア語の初歩を学んだ人が、これまで学んだことを基礎に、さらに文法事項を学び、より内容のあるロシア語を理解できるようになることを目指します。

講義概要

ロシア語 を受講した人、あるいはそれに相当するロシア語経験のある人を対象とします。ロシア語 で用いた教科書に従って、さらにロシア語文法を学んでゆきますが、前年度の復習も行ないながら進めてゆきます。名詞の格変化など、日本語にはないロシア語の発想がどのようなものなのかをポイントに学習し、その使い方を練習します。

テキスト

桑野隆『はじめてのロシア語』(白水社)

評価方法

出席などの平常点、および前後期それぞれ 1 回の試験。

受講者への要望

外国語と言うのは、それに触れたり、接したりすること自体に意義があるので、とにかく継続して出席してください。評価基準は出席を最も重視します。

年間授業計画

文法：教科書の第 6 課から始め、学生の皆さんの習熟度にしたがって進めてゆきます(教科書を終えることにはこだわりません)。名詞の 6 つの「格」の用法が中心になりますが、この「格」の用法を一通り見ることによって、ロシア語で表現できることが一気に広がることでしょう。

発音：アルファベットの発音がより自由にできるようになるため、毎回の授業で発音練習を重視します。

法 94 - 98	
法 99	中国語（講読）
国関法 99	中国語（講読）
担当者	頼 明

講義の目標

中国語を履修した学生、あるいは同等の語学力を持つ学生を対象とします。外国語を学ぶ上で書く力、聞く力、話す力のいずれもが必要不可欠です。この授業では、中国語で学習した文法内容を再確認し、発音の強化と応用練習を行います。

講義概要

教科書に沿って進みます。授業では発音練習を繰り返すとともに、各課で出現する文法内容について、応用練習を行います。授業では毎回小テストを行います。教科書の本文の暗記・暗唱が必要最低条件です。

テキスト

『中国語フィットネスエイト』守屋 宏則 他 著
朝日出版社 2100 円

参考文献

「はじめての中国語」相原 茂 著 講談社現代新書

評価方法

出席を重視し、授業態度、学期末試験と総合して評価します。

受講者への要望

授業は休まず出席してください。

復習を中心に、教科書の本文が暗記・暗唱できるよう、付属の CD を毎日聞いてください。

年間授業計画

教科書に沿って進みます。（詳しくは授業中に指示します。）

法 94 - 98	
法 99	中国語（総合）
国関法 99	中国語（総合）
担当者	陳 跡

講義の目標

この授業は、聞く力と会話力の向上を第一目標とします。授業の対象は初心者およびある程度の能力を有している者にも配慮して進める。

テキスト

見る、聞く、話す

中国語ネットワーク

荒屋勸 / 尹景春 / 岡部謙治 朝日出版社

評価方法

成績評価に当たっては、平常点と最終試験をほぼ均等に扱う。

受講者への要望

履修者の出席と復習を期待します。

法 94 - 98	
法 99	朝鮮語 (講読)
国関法 99	朝鮮語 (講読)
担当者	李 貞 美

講義の目標

韓国語の読解、会話、作文力を基盤に多様かつ実用的な表現力をつけるため、それぞれについて毎時間くわしいプリントを作成配布し、学習を進めていく。また韓国の文学（詩や小説）や映画、音楽等を題材にとりあげることによって文化や芸術に対する理解を深めるとともに多様な表現力の取得をめざす。

講義概要

文章による表現力を養成するために新しい語彙の習得と活用にも力を入れ基礎的な文法をもとに句型練習を反復することで基本構文を定着させる。さらに読解、作文に重点をおき、特に実用文（手紙、日記、メモ等）の活用能力を習得させ、実際に韓国語での手紙のやりとり等ができるようにしていく。また韓国の文学作品（詩や小説、エッセイ、映画の脚本等）論説等を題材にとりあげることによって、芸術や文化に対する理解を深めるとともに多様な表現力の取得をめざす。特に新聞雑誌等を読みこなして時事情報を得る応用力を身につけさせる。

テキスト

「韓国語学習 - 基礎から完成まで - 」朴勇俊
(プリント)

参考文献

参考書や辞書等は後日指定する。

評価方法

評価は原則として定期試験と授業へのとりくみ、出席状況等を総合的に判定する。

受講者への要望

外国語の学習は持続的な学習や訓練に関する学習者の積極的な興味、関心が大切である。意欲的に熱意をもって取り組んでほしい。

年間授業計画

1. 本講義に対する紹介、概要説明、注意点について
2~11

次のような内容を題材に読解・作文力の基礎を定着させる。

誕生日、記念日

古宮、能楽

旅行、交通

登山、濟州島

正月の風俗

虎と干し柿(民話)

牛になった怠け者(民話)

韓国の風俗と礼節

民族衣装

12. 定期試験

13~23

次のような内容の題材をとりあげ、読解・作文学習を行っていく。

農薬

端午

世宗大王

交通

記念日

手紙

昔話

牛になった怠け者

濟州島

韓国の風俗と礼節

民族衣装

24. 後期定期試験

法 94 - 98	
法 99	朝鮮語 (総合)
国関法 99	朝鮮語 (総合)
担当者	朴 勇 俊

講義の目標

韓国語の多用かつ実用的な表現力を身につけることをめざす。そして韓国の典型的文化や生活等を紹介しながら直結する学習内容を精選・組織し、学習内容に臨場感を持たせる。また、言語だけでなく、絵・写真・スライド等を提示し、学習の場面の雰囲気や情調を感得させる。

講義概要

韓国語の多面的な会話表現力の定着をめざし、日本人が韓国で遭遇する様々な状況を設定し、臨機応変に対応できるように実際に使われる表現・文型等を身につけさせる。また、外国語は異文化の典型的集積体であることを感得させ、背景となっている当該外国文化の諸相への関心と探求意欲を育てて行くことにも留意していく。スライド・ビデオ・テープ等の視聴覚教材を用い、韓国の歴史・文化・時事情報等を題材に選び、多様で実用的な表現力を定着させていく。

テキスト

『韓国語学習 - 基礎から完成まで - 』朴勇俊 (プリント)

参考文献

参考書や辞書等は後日指定する。

評価方法

評価は原則として定期試験を基本に授業への取り組み方、出席状況等を含め、総合的に判定する。

受講者への要望

意欲的に熱意を持って取り組んでほしい。

年間授業計画

1. 本講義に対する紹介、概要説明、注意点について
2～11

次のような内容を題材にクラスをいくつかのグループに分け、会話を交わす実演を通じて会話文を暗唱できるようにしていく

- 入国審査、税関
- 外国人登録、ビザの延長
- 両替、予約便の確認
- 国際電話、伝言
- 地下鉄利用、忘れ物

- ホテル・旅館、病状
- 慶州観光、韓国料理
- 名刺交換、出身地
- 伝統的行事、余暇

12. 定期試験

13～23

以下のような内容の題材をとりあげ幅広い会話力の定着をめざす。

- 名刺交換
- 出身地
- 伝言
- 外国人登録
- ビザの延長
- 健康管理
- 演劇
- 病状
- 伝統的行事
- 余暇
- 韓国料理

24. 後期定期試験

法 94-98	法 学 入 門
法 99	法 学 入 門
国関法 99	
担当者	各 担 当 教 員

講義の目標

法律学科の学生として、専門科目の勉強をするに際して必要な基礎的知識を修得させること。専任教員が、かなり多くの法分野について、それらがどのようなものであるのかの概説を行なうので、コースの選択あるいは専門ゼミの選択にも役立つであろう。

講義概要

詳しくはレジュメ集をみられたい。法令の常識、判例の常識などに立ち入ることは、従来の「法学」の講義では不十分ではなかったかと思われ、これらの点も特色といってよいであろう。

テキスト

各授業内容の概要を示したレジュメ集を配布する。

参考文献

各教員ごとに、指示がある。

評価方法

出席、受講態度、および年 2 回のレポートによる。

詳しくは、開講時に説明する。

受講者への要望

独立した内容の講義が続くので、欠席すると全体像が把握し難くなる。止むをえない事情の他は欠席しないこと。

法 94 - 98	
法 99	
国関法 99	国際関係法入門
担当者	高 佐 智 美

講義の目標

この講義の目的は、国際関係法科の学生として専門科目の勉強をするに際して必要な基礎知識を修得させることにある。専任教員が、かなり多くの法分野について、それらがどのようなものであるのかの概説を行うので、専門ゼミの選択にも役立つであろう。

講義概要

詳細なレジュメ集を配布するので、それを参照されたい。

テキスト

各授業内容の概要を示したレジュメ集を配布する。

参考文献

各教員ごとに、指示がある。

評価方法

出席、受講態度および年 2 回のレポートによる。

くわしくは、開講時に説明する。

受講者への要望

独立した内容の講義が続くので、欠席すると全体像が把握し難くなる。止むを得ない事情の他は欠席しないこと。

法 94 - 98	社会科学概論
法 99	社会科学概論
国関法 99	社会科学概論
担当者	堅 田 剛

講義の目標

社会科学は法学・政治学・経済学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。要するに、この世のあらゆる出来事が「社会科学」の対象となるのです。

このように間口の広い学問ではありますが、糸口として社会学の視点から法や政治や経済について考えてみます。法や政治や経済を完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみようということです。学生諸君が主体的に考えるためのヒントを提示できればと思います。

講義概要

今年度は、テキストとして小浜逸郎氏の『なぜ人を殺してはいけないのか』を用います。いかに刺激的なタイトルですが、たとえば殺人=悪のように、これまで常識とされてきた共通の価値観が疑われつつある現在、その根拠をあらためて真摯に考えてみる必要があるでしょう。加藤氏は家族や学校の問題を問いつけてきた気鋭の社会評論家です。

同書は「殺人」だけでなく、「人生」「自殺」「自分」「愛」「不倫」「売買春」「他人の迷惑」「死刑」「戦争責任」についても扱っています。実際の講義では、こうした問題に法の視点を付け加えながら、自分の問題として考えてもらいます。

テキスト

小浜逸郎『なぜ人を殺してはいけないのか 新らしい倫理学のために』洋泉社新書Y、2000年
参考文献

猪口孝『社会科学入門 知的武装のすすめ』中公新書、1985年

『岩波講座：社会科学の方法』全12巻、岩波書店、1993/94年

橋爪大三郎『橋爪大三郎の社会学講義』1・2、夏目書房、1995/97年

大澤真幸『戦後の思想空間』ちくま新書、1998年

加藤典洋『日本の無思想』平凡社新書、1999年
評価方法

各学期末に筆記試験をおこない、両方の点数を考慮して学年の成績とすることを原則とします。採点に際しては誤字・脱字等を細かくチェックします。また「自分の頭で考えた」答案のほうを高く評価します。状況により出席点を加味します。さらに自由提出のレポートを受け付けます。

受講者への要望

レポートの提出は任意ですが、成績評価の対象とします。内容により上限を20点として筆記試験の点数に加算します。積極的にレポートを書いてください。課題その他については、別途指示します。

年間授業計画

1. 社会科学とはなにか
(ガイダンス、社会科学の構造、日本の社会科学)
2. 人は何のために生きるのか
(自我確立の不安、この問いが孕む時代的要因、人生に意味や目的はあるか)
3. 人は何のために生きるのか(続)
(生の充足を求める感情、意味・目的の虚構、生きる意欲を支える一般の原理)
4. 自殺は許されない行為か
(人間だけが自殺する、自殺者の実存状況、デュルケムの自殺論)
5. 自殺は許されない行為か(続)
(他者との関係性、「命の大切さ」を説くこと、自殺をさせない原理的条件)
6. 「私」とは何か、「自分」とは何か
(問いのリアリティ、自我と人格、哲学的課題と文学的課題、キルケゴールの人間観)
7. 「私」とは何か、「自分」とは何か(続)
(関数としての「自分」、人間の根拠としての「身体」、「本当の私」の不毛性)
8. 人を愛するとはどういうことか
(エロスの関係と社会的関係、情緒の充実、「愛」の類別、愛の形、一般的な愛)
9. 人を愛するとはどういうことか(続)
(性愛と倫理学、プラトンの恋愛論、プラトンの詐術、性愛の揺さぶり、性愛と他の愛)
10. 不倫は許されない行為か
(結婚の結婚たるゆえん、結婚は社会的な行為、結婚の規範性、結婚という契約)
11. 不倫は許されない行為か(続)
(封建時代の不倫、「社会的な悪」?、不倫の心理、『死の棘』『チョコレート革命』)

12. 予備
13. 売春（買春）は悪か
（左右の否定論、「自由派」売買春肯定論者の主張、
真の敵、「性の自由化」）
14. 売春（買春）は悪か（続）
（売買春の是非、性へのこだわり、性の境界線、嫌
悪感・汚穢感、売春はなくなる）
15. 他人に迷惑をかけなければ何をやってもよいのか
（必要最低限の条件、限界を持つ「他人の迷惑」と
いう言葉、未成年者の「自己決定」）
16. 他人に迷惑をかけなければ何をやってもよいのか
（続）
（情緒が倫理を支える、他人の迷惑にならないこと
でも人間関係を毀損することがある）
17. なぜ人を殺してはいけないのか
（大人をキグリとさせる問い、不十分な答えの例、
なぜ不十分なのか）
18. なぜ人を殺してはいけないのか（続）
（なぜ人を殺してはならないと決めるようになった
のか、現実的な根拠）
19. 死刑は廃止すべきか
（根本から考える、本質論を欠落した論議、本当に
抑止効果はあるのか、死刑は残虐か）
20. 死刑は廃止すべきか（続）
（免罪の可能性、論理の飛躍、公共的な意味での「正
義」「極刑」の概念）
21. 戦争責任をどう負うべきか
（ナショナル・アイデンティティ、日本＝悪か、戦
争の同時代者、道徳的責任）
22. 戦争責任をどう負うべきか（続）
（戦後世代、「情念としての国家」と「機能として
の国家」、「政治的責任」）
23. 予備
24. 予備

法 94 - 98	国際関係論入門
法 99	
国関法 99	
担当者	高 杉 忠 明

講義の目標

現代の複雑で多様化した国際関係を理解する上で不可欠な基本的概念や視点を体系的、有機的に結びつけて説明し国際関係研究により一層の関心を深めることを目標とする。

講義概要

この講義では全体の構成を 国際関係の歴史、理論と概念、アクター、という3つのパートにわけて進めてゆく予定である。では第2次世界大戦をはさみ、20C 初頭から現在に至る国際関係史を概観し、では国際関係を説明し理解するための基礎的な理論と概念を学ぶ。そしてでは国家や国連NGOなどの国際関係における行為主体の役割と特徴について説明してゆく。

テキスト

長谷川雄一、高杉忠明編『現代の国際政治』ミネルヴァ書房、加藤秀治郎、渡辺啓貴編『国際政治の基礎知識』芦書房

参考文献

軍事力と現代外交（有斐閣）
冷戦期の国際政治（慶應義塾大学出版会）
その他適宜紹介する。

評価方法

レポートと小試験ならびに出席状況に基づき総合的に判断して評価する。

受講者への要望

出席を重視し、場合によっては講義ノートの提出を求め、評価の対象に含めるかもしれない。

年間授業計画

1. 国際関係論とは？ 4つのイメージ
2. ヨーロッパ国家体系と勢力均衡
パワーポリティクス、ナショナリズム、制限戦争論
3. ヨーロッパ国家体系と勢力均衡
米ソの台頭とヨーロッパの没落、ヨーロッパ国家体系の変容
4. 冷戦期の国際政治
戦後構想 - 国際連合、ブレトンウッズ体制、東西冷戦の起源

5. 冷戦期の国際政治

ヨーロッパの冷戦 - ヤルタ、トルーマンドクトリン、マーシャルプラン、ドイツ問題

6. 冷戦期の国際政治

アジアの冷戦 - 中国革命、朝鮮戦争、ベトナム戦争

7. 冷戦期の国際政治

南北問題

8. ポスト冷戦期の国際関係

東欧の民主化、ソ連の崩壊、湾岸戦争

9. ポスト冷戦期の国際関係

難民問題、民族強化、移民問題、外国人労働者問題

10. ポスト冷戦期の国際関係

人権と民主化、人口・環境問題、国際貿易問題、核軍縮問題

11. 国際政治の基礎概念

国際社会と国内社会、主権国家、国民国家

12. 国際政治の基礎概念

国益と軍事力、パワー、グローバル化と国家のゆくえ

13. 国際政治の基礎理論

現実主義と理想主義、リベラリズム、アルクス主義

14. 国際政治の基礎理論

総合論、相互依存論、レジーム論、従属論、世界システム論

15. 国際関係の主要アクター

国家

16. 国際関係と国際機構

国連の役割、国連憲章、国際法、平和維持活動

17. 国際関係と国際機構

地域的集団安全保障、地域統合

18. 国際関係と非国際的アクター

NGO、トランスナショナルアクター、多国籍企業

19. アメリカの外交の課題

20. アメリカの外交の課題

21. 日本外交の課題

22. 日本外交の課題

23. 予備日

24. 予備日

法 94 - 98	政治学入門
法 99	政治学入門
国関法 99	
担当者	柴田 平三郎

講義の目標

現代の政治は国の内側においても外側においても複雑をきわめている。簡単に理解しうるなどと夢々思わないほうがよいと思う。マックス・ウェバーは政治を理解するには年をとらねばならないと言ったが、けだし至言である。この政治学入門は、文字通り政治を学ぶ入口の役目が課されていると思うが、その政治は結局人間によって営まれているので、政治と人間のかかわり合いの姿を注目していくことに力点が置かれると思っている。

講義概要

単なる時事問題の解説とか制度の仕組みの解説とかではなく、政治の原理を学ぶ場所にしたいと考えている。

テキスト

この原稿を書いている時点では未定。

参考文献

政治学の基礎文献は無数にある。講義のなかでできるだけ多く紹介するつもりである。この講義が終わったあとにおいてもじっくり読み続けてほしいと思っている。

評価方法

前期・後期の2回のテキストを基本に評価を決定する。その間、レポートを課す場合もありうる。

受講者への要望

いわずもがなのことであるが、学びたい意欲のある者だけが講義への真の参加者である。そのことをよく弁まえてほしい。

年間授業計画

1. [以下は、あくまでも当初の予定である。型通りに進まない可能性のあることを断っておく。]
政治学入門を始めるにあたって。
2. 政治とは何か。政治の定義の多様性。その語源的意味と歴史の変容。
3. 政治の構造的な理解 - 力・倫理・技 - について論じる。
4. 同つづき。
5. 政治と人間のかかわり合いについて論じる。

6. 同つづき。
7. 政治学の学問的性格 - 哲学と科学
8. 同つづき。
9. 政治を動かすもの - 力と思想の二契機
10. (1) 力 [権力] の理解。
11. 同つづき。
12. 前期のまとめ
13. (2) [思想] の理解
14. 同つづき。
15. 近代国家とは何か - 歴史・思想・制度
16. 同つづき。
17. 近代を動かしたイデオロギー - 保守主義・自由主義・社会主義
18. 同つづき。
19. 同つづき。
20. 民主主義とは何か - 歴史・思想・制度
21. 同つづき。
22. 現代日本の政治
23. 同つづき。
24. 後期のまとめ

法 94 - 98	経済学
法 99	経済学
国関法 99	経済学
担当者	片岡晴雄

講義の目標

近代経済学の基礎知識について講義する。経済学は一般に初学者にとって理解しづらい社会科学の一分野というイメージが強いようである。それは、経済学が必ずしも単に日常の経済現象を理論的に説明することを目的とするのではなく、現代社会の経済的仕組みを体系的に理解しようとする学問であることに由来する。従って本講義では、この様に経済を体系的に理解するとはどういうことかについて分かり易く説明したい。

講義概要

経済学の発生的な順序を考慮してミクロ経済学から講義を始める。ミクロ経済学は、市場経済下における個々人の経済行動を体系化した学問である。このような個々人の合理的経済行動を通じて形成される経済秩序は極めて優れた経済効率を達成している。その経済効率とは如何なるものかについて述べる。後期では、ミクロ経済の限界を超えるものとして誕生したマクロ経済学の基礎について講義する。このマクロ経済学は、その誕生の経緯からにして、非常に現実適用性の高い理論である。

テキスト

小野俊夫編「現代経済学の基礎」(学文社)

参考文献

新開陽一・新飯田宏・根岸隆著「近代経済学」(有斐閣)

パウモテル/ブラインダー著 佐藤隆三監訳「エコノミクス入門」(HBJ 出版局)

福岡正夫著「ゼミナール経済学入門」(日本経済新聞社)

評価方法

[前期] 出席と期末テストを見て総合的に判断する。

[後期] 前期と同じ。

受講者への要望

経済学は積み重ねの学問であるので、毎回出席することが望ましい。

前期授業計画

1. はじめに

講義の進め方 / 経済学の目的と役割 / 評価の方法 / 参考文献

2. 近代経済学誕生までの経済学の流れ

古典派経済学 / 限界革命と近代経済学 / ケインズ革命とマクロ経済学

3. 市場と価格

ミクロ的経済循環 / 市場機構 (価格メカニズム)

4. 需要と供給の基礎理論

部分均衡分析と一般均衡分析 / 需給均衡と均衡の安定性 / 市場の諸形態 / 需給曲線の形状と価格弾力性 / 消費者余剰と生産者余剰

5. 家計の行動

効用関数 / 消費者均衡 / 消費財の需給曲線 / 労働の供給曲線 / 貯蓄の決定

6. 企業行動の理論

生産関数 / 技術選択 / 短期の費用曲線 / 短期の供給曲線 / 長期の供給曲線と産業の均衡 / 生産要素の需要

7. 完全競争市場と経済効率

実証分析と規範分析 / パレート最適と完全競争 / 社会的厚生関数 / 投票のパラドックス

8. 所得分配

階層的所得分配 / 所得分布の不平等度の測定 / 機能的所得分配

9. 市場機構の限界

私的財と公共財 / 外部効果 / コースの定理 / 公共財における市場の失敗 / 情報の不完全性と市場の失敗

10. 不完全競争市場の企業行動

独占市場 / 寡占市場 / 独占的競争市場

11. ミクロ経済学の応用

米価問題 / 自由貿易の利益 / 公共地の悲劇

12. ミクロ経済学のレビュー

市場における価格の役割 / 期末テストの説明

後期授業計画

1. マクロ経済循環 (国民経済計算の体系)

マクロ経済循環と国民所得 / 国民所得の諸概念 / 国民所得の三面等価 / マクロ経済循環と産業連関表 / GNP デフレーター

2. 経済学の危機とケインズ革命

新古典派の雇用理論 / ケインズの批判 / 一般理論の体系

3. 国民所得の決定

有効需要の原理 / 均衡国民所得の決定の 45 度線モデル / 均衡国民所得決定の貯蓄・投資モデル /

節約（貯蓄）のパラドックス

4. 投資乗数の理論
投資の乗数効果 / 乗数過程の中断 / インフレ・ギャップとデフレ・ギャップ
5. 投資の決定
投資の諸概念 / 投資と資本の限界効率 / 利子率と投資の決定 / トービンの q 投資理論
6. 政府活動と国民所得
直接税と間接税 / 政府支出乗数 / 自動安定化装置 / 公債負担の問題 / リカード定理
7. 貨幣市場
貨幣の本質と機能 / 貨幣制度と貨幣の種類 / 貨幣供給 / 貨幣需要（流動性選好理論）
8. 生産物市場と貨幣市場の同時均衡
生産物市場の均衡と IS 曲線 / 貨幣市場の均衡と LM 曲線 / 財政政策と金融政策
9. 経済のマクロ的一般均衡体系
労働市場の均衡 / 物価と産出量の同時決定 / 賃金伸縮性と完全雇用 / ビグー効果
10. インフレーション
超過需要インフレ / コスト・プッシュ・インフレ / フィリップス曲線と雇用
11. 経済の変動と成長
カレツキー = カルドア モデル / サミュエルソン = ヒックス = グッドウィン モデル / ハロッド = ドマー モデル / ソロー モデル / 新しい経済変動と成長のモデル
12. 開放体系のマクロ経済学
国際収支 / 外国為替相場と国際収支の調整 / 開放体系のマクロ経済モデル / 国内均衡と対外均衡

法94-98	経済学
法99	経済学
国関法99	経済学
担当者	浜本光紹

講義の目標

本講義では、経済学の諸領域を学ぶうえで必要な分析道具である、ミクロ経済学およびマクロ経済学の基礎を修得することを目的とする。

講義概要

前期にミクロ経済理論、後期にマクロ経済理論の講義を行う予定である。また、こうした理論によって実際の経済諸問題がどのように説明されるのか、といったことにも触れていきたい。

テキスト

とくに指定しない。

参考文献

西村和雄「ミクロ経済学入門」岩波書店
 福田慎一・照山博司「マクロ経済学・入門」有斐閣

評価方法

前期・後期の試験、および不定期に課すレポートの提出に基づいて評価する。

受講者への要望

できるだけ継続して出席すること。

年間授業計画

1. 経済学という学問について
2. ミクロ経済学の課題について
3. 消費者行動理論（全2回）
4. 企業行動理論（全2回）
5. 完全競争市場（全2回）
6. 不完全競争（全2回）
7. 市場機構の限界（全2回）
8. マクロ経済学の課題について
9. 国民所得の決定メカニズム
10. 労働市場と完全雇用
11. 不完全雇用経済
12. 家計の消費・貯蓄行動
13. 企業の投資行動
14. 貨幣と経済活動
15. マクロ経済モデル（全2回）
16. マクロ経済政策（全2回）
17. 国際マクロ経済

法 94 - 98	社 会 学
法 99	社 会 学
国関法 99	社 会 学
担当者	有 吉 広 介

講義の目標

現代社会の問題は 18 世紀に始まった産業革命に端を発し、現在も進行している産業化、そして引き続いて今世紀に起こる脱産業化、さらにこれらが引き起こした社会構造の変化とおおいに関係がある。本講義ではこのような視点から、現代のわれわれの日常生活に見られる諸変化と、そこに起こる様々な社会問題とを考える。

講義概要

豊かで、ゆとりある生活の実現とか、余暇の確保とかがテーマになる時代に、現実には、企業では効率主義的管理体制のもとにサービス残業が求められたり、過労死までもがみられる。その背景には、日本社会の特殊性もあるが、市場原理に結びついた産業化の論理が社会や文化に浸透し、これらを変化させてきた事情がある。核家族化、組織の官僚制化、都市化、流動社会化、学歴主義化、高齢化と少子化、福祉化などもそうした流れのなかに起こる。講義では、産業化が職業生活を含めてわれわれの日常生活のなかで多くの社会問題をどのように生みだしているのかを説明していく。講義の進行は、講義メモを配布して理解を深めることによる。

テキスト

プリントを配る。

参考文献

随時紹介

評価方法

評価は、前・後期の定期試験期間中に各一回おこなう試験の成績による。

受講者への要望

講義に出席し、そこで要点を把握すること。

年間授業計画

1. 社会学の先駆者サン・シモンやオーギュスト・コントなどにおける社会学のテーマ
2. 古典的社会学者 F・テンニース、G・ジンメル、E・デュルケム、M・ウェーバーなどにおける近代社会の理解
3. 古典的社会学者 F・テンニース、G・ジンメル、

E・デュルケム、M・ウェーバーなどにおける近代社会の理解

4. 古典的社会学者 F・テンニース、G・ジンメル、E・デュルケム、M・ウェーバーなどにおける近代社会の理解
5. 社会学における産業社会および脱産業社会のとらえ方
6. 社会学における産業社会および脱産業社会のとらえ方
7. 現代の職業構造の分析
8. 雇用社会と職業のキャリア
9. 産業社会における知識の性格と教育
10. 日本の近代化、教育システム、および学歴社会
11. 社会的不平等の諸次元
12. 不平等の構造化
13. 社会移動の現実
14. 日本の階層社会と社会移動
15. 管理社会の中核としての官僚制
16. 近代的経営の社会構造
17. 日本の組織構造
18. 都市化と地域社会
19. 家族の定義・類型、そして核家族化・少子化
20. 家族のライフサイクルの変化
21. 高齢化社会の人口学的および社会学的分析
22. 高齢化社会における社会問題
23. 生活の質を考える
24. まとめ

法 94 - 98	社会思想史
法 99	社会思想史
国関法 99	社会思想史
担当者	松丸 壽雄

講義の目標

歴史観、社会観をみずからの判断のもとで形成することができるように、批判的なものの見方、考え方を身につけることを目標とする。

講義概要

それぞれの時代の社会には、歴史的状況、文化的背景などにより、異なったものの考え方が生じる。それは社会をどう考えるかという思想までに展開することもあるし、時代の単なる風潮として表層的な現象にとどまることもある。これらの現象を掘り下げ、社会に対する思想とその底にある自我意識の形成を西洋中世から近代にかけての魔女裁判と錬金術思想において分析する。さらに、これを日本の江戸時代から明治にかけての絵画と西洋の絵画等との比較を通して、日本人の社会思想と自我意識を検討する。

テキスト

なし。

参考文献

講義中に指示。

評価方法

最低年2回のレポートと授業への貢献度（例えばディスカッション時の積極性）により評価。受講者が多い場合には、筆記試験も考え得る。

受講者への要望

他人のレポートを写したり、あるいは本を書き写しただけのレポートもある。これは評価に値しない。調べたことをもとに自分で考えてレポートを作成してほしい。

年間授業計画

1. 講義の概要説明
2. 異端審問成立以前のヨーロッパ社会。
3. 異端審問制度の成立。
4. 異端審問制度の変質。
5. 異端審問から魔女裁判へ。
6. 異端者と魔女。
7. 映画「バラの名前」の鑑賞 1。
8. 映画「バラの名前」の鑑賞 2 と映画中の中世的諸

現象の説明。

9. ヨーロッパの中世の精神的・社会的状況と魔女裁判の位置づけ。
10. 魔女の裁判の終焉とヨーロッパにおける時代意識の変遷。
11. 現代と魔女裁判。
12. できれば、ディスカッション。
13. 錬金術の歴史。古代からアレクサンドリア文化まで。
14. アラブ世界における錬金術思想とギリシア哲学。
15. ヨーロッパ中世における錬金術思想。
16. 錬金術と予言と近代科学・医学。
17. 錬金術思想における自我意識とキリスト教の精神的・社会的状況。
18. 江戸時代における遠近法。
19. 絵画から見られた社会観。
20. 明治時代における遠近法。
21. 西洋ルネッサンス期以降の遠近法と近代科学。
22. 江戸・明治時代における芸術作品に見られる世界観と自我意識。
23. ヨーロッパ中世における芸術作品に見られる世界観と自我意識。
24. できれば、現代日本における自我意識についてのディスカッション。

法 94 - 98	社会思想史
法 99	社会思想史
国関法 99	社会思想史
担当者	市川 達人

講義の目標

「社会」や「思想」のリアリティが薄くなってきているような気がする。しかし近代という時代は「社会」を正面から見つめ、それを「思想」よって支えることに全力を注いだ時代であった。その遺産はなお私たちの日常のものの方の中に根付いている。近代の歴史を振り返ることによって、その遺産を掘り起こし対象化すること、それを目的とする。

講義概要

ルネッサンスを起点として 19 世紀あたりまでの社会思想の歴史を概観する。近代市民社会の成立・成熟を支えた政治思想、経済思想、哲学的思想などの流れをたどることとなるが、それぞれの時代を代表する人物の思想に焦点を当てた講義となる。現在、リベラリズムが時代の関心となっているが、その歴史的意味の検討が隠れたテーマとしてある。

テキスト

渋谷一郎編『社会思想の歴史』八千代出版社

参考文献

講義で適時指示

評価方法

後期の一括試験で評価を与える。前期末にレポートの提出を求める場合もありうる。

年間授業計画

(前期)

1. 年間予定。講義の目的と課題。講師の問題意識
2. 思想史の方法。社会とは？。社会像の歴史的類型などについて。
3. 近代市民社会とは（西欧的社会観の原型と展開）
4. ルネッサンスと都市
5. マキャベリと『君主論』
6. ユートピア思想とは。
7. トマス・モアと『ユートピア』
8. 中世の教会改革運動、千年王国説、後期スコラ学派
9. ルターの改革運動と神学
10. ルターの経済思想。
11. カルヴィニズムと近代化

12. 前期のまとめ

(後期)

1. 自然法思想の歴史
2. ホッブズの人間観と自然権思想
3. ホッブズの国家論
4. ロックの市民社会論
5. ロックの所有権理論とリベラリズム
6. フランス啓蒙思想（ヴォルテール、ディドロ、モンテスキュー）
7. ルソーの啓蒙批判と社会批判
8. アダム・スミスと経済的自由主義
9. 社会主義思想の諸潮流
10. マルクスの思想（1）
11. マルクスの思想（2）
12. 後期のまとめ

法 94 - 98	
法 99	社会科学情報検索法
国関法 99	社会科学情報検索法
担当者	山田 恒久

講義の目標

社会科学（主として法律学・政治学）を学ぶ上で必要不可欠な社会的・制度的な基礎知識と、情報の収集・分析・加工技術を修得することを目的とする。情報収集の手段には、マニュアル（紙媒体）によるものとコンピュータシステム（CD-ROM、オンラインデータベース、インターネット（WWW））を利用するものがあるが、この講義ではその双方を扱う。また、デジタル情報は複製・加工が容易であることに鑑み、これらの情報を扱う上での規律やマナー（情報倫理）に関する講義を含む。

講義概要

前期は、コーディネーターを中心とした、コンピュータ操作の実習、後期は、それぞれの専門領域を担当する教員による、情報検索のデモンストレーション又は講義（オムニバス形式）を予定している。なお、各回の講義毎に、主としてコンピュータを使用した課題が課せられる。

講義内容は、単に情報収集の技術に関わるものではなく、その情報が必要とされる社会的・制度的背景に関するものである。したがって、あくまでも、社会科学に関わる情報の検索を学ぶ講座であり、単にコンピュータ操作の技術を学ぶ講座ではないことに留意してほしい。

テキスト

教科書販売所の掲示を参照すること。

参考文献

教員が講義中に適宜指示する。

評価方法

出席・課題・試験を総合的に評価する（詳しくは講義で説明する）。

受講者への要望

教室の収容人数を超える数の受講希望がある場合には、抽選により受講者を決定する。

年間授業計画

1. イントロダクション
2. 法学部生のためのパソコン基本操作 ……全般
3. 法学部生のためのパソコン基本操作 ……タイピ

ング練習

4. 電子メールの法学的利用法 ……基本編
5. 電子メールの法学的利用法 ……応用編
6. Netscape…法学的ホームページの歩き方
7. 法学的ファイル管理等
8. ワードプロセッサ for 法的文書 ……基本操作
9. ワードプロセッサ for 法的文書 ……文書編集
10. 法学部生のためのパワーポイント
11. 法学部生のための情報収集・利用の際のマナー（ネットワーク）
12. 高度情報化社会と法
13. 図書館情報学入門・図書館の利用法
14. 図書検索
15. 新聞・雑誌検索
16. 法学文献入門
17. 法令・判例・政府出版物
18. 法令・判例・政府出版物
19. 外国法
20. 外国法
21. 国際政治・比較政治
22. 国際法・国際機構
23. 国際法・国際機構
24. 文献引用の仕方・マナー（著作権法の観点から）

法 94 - 98	歴史学概論（日本史）
法 99	歴史学概論（日本史）
国関法 99	歴史学概論（日本史）
担当者	新井孝重

講義の目標

14 世紀の内乱期は、日本の歴史の大きなまがり角であった。社会は南北朝の内乱を通過するなかで、どのように変化したのか。内乱期の諸相をながめながら、歴史の深いところに分け入り、社会の変化の様相をつかまえる。

講義概要

悪党とはどのような人々のことを云うのか。悪党の生態を観察することによって鎌倉末期の社会矛盾をつかまえる。そのさいの視点として、「武勇」と「武装」の問題は重要。つぎに、内乱の諸相を、なるべく具体的に、人間の行動と思想を通して観る。そのあとで、戦乱のなかで安穩をもとめる民衆のすがたを注目したい。

テキスト

新井孝重『悪党の世紀』、吉川弘文館、1997 年。
 その他必要に応じてプリントを配布。

評価方法

評価は、定期試験の成績と出席状況をもってする。

受講者への要望

30 分以上の遅刻者は出席者とみなさない。

紳士的な態度で気楽に聴いてほしい。（私語、飲み物は遠慮してほしい）

前期授業計画

1. 大仏を領主にする村 伊賀の農村、出作をする人びと。
2. 大仏を領主にする村 奈良寺院社会の風景、南京大衆の周辺
在地住民の寄人（よりうど）・神人化による「僧兵」の出現
3. 悪党の活動 村の悪党 荘園在地武士の悪党化
4. 悪党の活動 村の悪党 荘園在地武士の悪党化
5. 寺の悪党 武装する僧徒
6. 寺の悪党 預所（あずかりどころ）の僧、悪党になる
東大寺僧快実について

7. 崩れる一揆の「作法」 中世の一揆とは一揆の淵源である寺僧の衆会について

8. 崩れる一揆の「作法」 荘園体制の一揆的構造 荘民の一揆の「作法」、「武」をともなわない一揆

9. 崩れる一揆の「作法」 悪党の登場
「武」をともなう悪党の行動様式が荘園制の一揆的構造を破壊

10. 武装の行粧 民間における武装の禁忌性
甲冑を着ることの意味

11. 武装の行粧 武装すがたの異形性
中世の祭礼と武装

12. 武装の行粧 悪党の武装……禁忌と異形との関連で武装は「悪」そのものである

後期授業計画

1. 内乱の風景 楠木の勢力

身体の武装の拡大したすがた……館の武装化……城郭の出現

2. 内乱の風景 楠木の勢力

在地に城郭がつくられることの意味

3. 内乱の風景 金剛山の攻防

戦争を社会史的に観察すると

4. 内乱の風景 移動する大軍

北畠顕家奥州軍長征の実相

5. 内乱の風景 戦いの日々

内乱期武士の戦争観をみる

6. 内乱の風景 軍忠と恩賞

武士はなぜ戦うのか

7. 内乱の風景 備われる凡下（ぼんげ）の輩

凡下と呼ばれる人々の生態をみる

8. 内乱の風景 戦争に疲れて

合戦にあけくれる武士の人生、負傷・討死・没落

9. 内乱の風景 武士たちの生きるための知恵

国人（こくじん）一揆

10. 悪党の美学 バサラをみる

11. 地下（じげ）の芸能と民衆 猿楽の形成
伊賀の猿楽

12. 悪党の終焉 「平和」をもとめる民衆

法 94 - 98	歴史学概論（日本史）
法 99	歴史学概論（日本史）
国関法 99	
担当者	新 宮 讓 治

講義の目標

主として明治維新（幕末を含む）期より明治末年までの日本社会近代化の変遷を、下記「講義概要」に示した時期に画し、天皇制確立過程の問題として追う。

そのことを通じ、第二次世界大戦終了までの近代日本社会の特質とともに、「グローバル化」がいわれる現代日本の諸問題を見通すことのできる糧の一端も、学生諸君に学んでもらいたいと意図している。

講義概要

幕末・明治維新时期

西南戦争期

自由民権から帝国憲法体制期

日清戦争期

日露戦争期

戦前の日本

戦後の日本

～ までは史料（地方文書・金石文 碑文・新聞・雑誌その他）を解読しつつ、日本の近代化を探る。

～ は講義とする。

テキスト

講義中に指示する。

参考文献

齊藤博『民衆史の構造』新評論。

新宮讓治『戦争碑を読む』光陽出版社。

『普及版・日本史大系』山川出版社（第11巻「幕藩体制の展開と動揺〔下〕」以後）

その他適宜配布、または指定する。

評価方法

前期：論述形式でのペーパーテストによる。

後期：前期に同様。

受講者への要望

まじめな受講と真摯な思考。

年間授業計画

1. 諸史料に出る幕末本百姓体制崩壊の実態 日本における初期資本本源的蓄積期の問題として。
2. 諸史料に表れる明治維新前後の民衆像。

3. 西南戦争と戦後にみられる政府の対応（軍人勅諭を中心に）。
4. 自由民権運動（秩父事件、武相自由民権運動史料を中心に）。
5. 文明開化と福沢諭吉の思想（「時事新報」を中心に）。
6. 自由民権各派の国権主義への傾斜。
7. 或る「日清戦争凱旋記念碑」から、政府の国民強化政策と民衆の動向を考える。
8. 「戦没者碑」に表れた日露戦争後の国民思想（天皇制イデオロギーによる国民生活緊縛の実態）。
9. 「日本資本主義発達史論争」を中心に、戦前日本資本主義の特質について検討。
10. 「戦前と戦後」その政治と経済について（総括として）。

法 94 - 98	歴史学概論（東洋史）
法 99	歴史学概論（東洋史）
国関法 99	
担当者	熊谷哲也

講義の目標

西アジアの歴史について講述する。イスラーム世界の歴史を知ることにより、人々が何を規範とし、何に価値を置き、何を理想として求めてきたかを考えてみたい。イスラームは今日の国際情勢を読むための主要なキーワードであるが、その鍵を解くためにも、彼らの歴史を理解することはとても大切である。皆さんの視野が広がることを目標とする。

講義概要

前半は 7 世紀における預言者ムハンマドの出現から 16 世紀にいたるまでの歴史を概観し、イスラーム教の拡大によって広大なイスラーム世界が形成されるまでの様相を理解する。宗教、社会、文化についての基本的な知識も学ぶ。

後半はイスラーム世界の近代化の歴史を地域別・テーマ別に考察する、今日イスラームがかかわるさまざまな国際関係について、関心と理解が深められるよう留意したい。

テキスト

とくにさだめない。

参考文献

夏休みあけに読書レポートを提出していただく、そのためにイスラームに関する新書程度の本を用意してもらおう。詳しくは授業で指示する。

評価方法

試験とレポート。発想のオリジナリティを重視する。

年間授業計画

1. イスラームにかんする基本事項について説明する。オリエンテーションをかねる。
2. イスラーム教の誕生以前の世界について考える。ユダヤ教やキリスト教に関する知識が必要である。
3. 預言者ムハンマド（マホメット）の出現と、その時代背景について考える。彼の教えと、それがアラビア半島内に広まる経過を理解する。
4. 最初の 4 人のカリフ（正統カリフ）の時代について考える。第一次内乱、シーア派の出現を理解する。
5. ウマイヤ朝の歴史について考える。これがヴェル

ハウゼンの古典理論において「アラブ帝国」と定義される意味を検討する。

6. アッバース朝の歴史について考える。その成立が、古典理論において「アラブ帝国」から「イスラーム帝国」への移行と定義される意味を検討する。
7. イスラーム教の聖典であるコーラン（クルアーン）預言者の言行録であるハディース、それらの解釈をめぐって成立・発達した初期思想と学問について学ぶ。
8. アッバース朝時代から発達したアラビア科学とその内容について、また、中世イスラーム社会において民衆教化の役割をはたしたイスラーム神秘主義について考察する。
9. アッバース朝の弱体化に伴い、各地に出現しはじめた軍事政権とその展開について概観する。
10. エジプトのマムルーク朝について学ぶ。とくにイクター制と呼ばれる制度が西ヨーロッパの封建制と比較される点を検討する。
11. ヨーロッパ世界とイスラーム世界との関係について考察する。レコンキスタ、十字軍、大航海時代、これらが作り上げたヨーロッパの人々の歴史観について検討する。
12. 同 その 2
13. オスマン朝の成立と発展について考察する。この王朝が「完成されたイスラーム国家」と呼ばれる点について検討する。また、カピチュレーションの問題をとりあげる。
14. 欧米列強による帝国主義とイスラーム世界とのさまざまな関係について概述し、アジアにおける近代化の枠組みをひとまず一般論として把握する。
15. 西洋の衝撃によってイスラーム世界の内部にあらわれた改革運動の起こりとその内容を考察する。欧化主義や原理主義（復興主義）の基本的メカニズムを理解する。
16. さまざまなイスラーム改革運動、ネオ・ズーフイズムなどの問題について考える。
17. エジプトの近代化とその過程について考える。
18. トルコの近代化とその過程について考える。トルコ・ナショナリズム、パン・イスラミズムを理解する。
19. 近代化がイスラーム世界の人々の生活と信仰におよぼした影響とゆくえについて、いくつかの問題をとりあげて考察する。
20. 知識人階層であるウラマー、宗教的寄進であるワクフなど、イスラーム社会に固有な事項をとりあげ、近代化との関係について検討する。

21. 近・現代のアラブ世界の文化について考える。
22. 今世紀のイスラーム世界について考える。イスラーム諸国における民族主義とそのゆくえ、マイノリティーの問題をとりあげる。
23. 現在のアラブ諸国のかかえる問題を検討する。ポスト冷戦時代におけるイスラーム諸国と欧米諸国との関係を考える。
24. (予備) まとめをおこなう

法 94 - 98	歴史学概論（西洋史）
法 99	歴史学概論（西洋史）
国関法 99	歴史学概論（西洋史）
担当者	古川 堅治

講義の目標

21世紀になって、人間社会はどのような道を進もうとしているのか。また、国家という枠組はどのようななっていくのか。歴史学の課題とそのような問題意識の下にとらえ、本講座は、副題として「ヨーロッパの歴史」と銘打ち、前期をその統合と分裂の側面から通観し、今日のヨーロッパ連合（EU）がどのような思想的系譜の中から生み出され、かつまたいかなる発展の可能性をもっているかを考えること、後期をバルカン情勢の現在という視点から取り扱い、ヨーロッパの不安定要因としてのバルカン地域がもつ意味を考えることを目標とする。

講義概要

講義は概説的に進めていくが、関係するテーマのビデオや映画・LDなどもできるだけ使って理解を深めるのに役立てたい（ただし、それらの作品は都合により差し替える場合がある）。授業では、細かな年代や事項を暗記してもらおうというのではなく、各テーマごとに問題を提示し、それについて考えてもらうことを主眼においているので、積極的かつ活発な質問・疑問・意見が出ることが期待されている。その意味でも自由な発言が出るようなアト・ホームな雰囲気、小じんまりとしながら進めていく。

テキスト

特に使用することはない。

参考文献

主なものは、シラバスに記している。その他のものについてはその都度指摘する。

評価方法

前・後期二回のレポートと数回の小レポートで評価。テーマ、切日、枚数等については、授業中に提示する。

受講者への要望

歴史が不得意であったとか、これまで学んだことがなかったという人も関係なく、歴史に興味のある人、その必要性を感じている人ならだれでも歓迎。

年間授業計画

前期 - ヨーロッパの歴史～統合と分裂の視点から～

- はじめに 1)大学の起源：幅広い知識の習得と自己判断力 2)歴史を学ぶことの意味：現代認識と歴史学の課題 3)今、なぜヨーロッパか？ 参考文献：J. ゲーノ / 舛添要一訳『民主主義の終わり』（講談社、1994） VIDEO：「豊かさへの移動」（NHK スペ）（その1）
 - ヨーロッパとは何か？ 1)地理的特徴：古代ギリシア人の「エウロパ」 2)言語の多様性 3)ヨーロッパ「文明」と「文化」 参考文献：雑誌『月刊言語』10、特集：地中海文明と言語』（大修館、1998） VIDEO：前回と同じ（その2）
 4. 地中海世界とギリシア人の活躍 1)金属器時代と地中海交易 2)ギリシア古典文明 参考文献：桜井・本村『世界歴史 ギリシアとローマ』（中央公論社、1998） VIDEO：「知の冒険：オデュッセウス」
 5. 6. ローマ帝国の威光 1)ローマ：7つの丘から世界帝国へ 2)ローマ帝国下のヨーロッパ・「ローマの平和」と属州支配・キリスト教化されたヨーロッパ 参考文献：前回と同じ LD：「古代ローマの遺産」
 7. 8. 統一ヨーロッパ構想の起点～カルロス・マグヌスのフランク王国 1)フランク王国の形成 2)「ヨーロッパ合衆国」の原型（？） 参考文献：アインハルドス / 国原吉之助訳『カルロス大帝伝』（筑摩書房、1988） LD：「聖なる世界ロマネスク」
 9. 10. 最初のヨーロッパ統合 1)スコラ文化 2)騎士文化ほか 参考文献：ウンベルト・エコ / 河島英昭訳『バラの名前（上下）』（東京創元社、1990） VIDEO：「バラの名前」
 11. 12. 第二のヨーロッパ統合 1)「文芸共和国」と宮廷文化（17-18C） 2)ヨーロッパ社会の思想的系譜（16-18C） 参考文献：LD：「華麗なるバロック」 前期レポート要領（課題、枚数、提出先など）
- 後期 ヨーロッパ統合と民族の問題～バルカン地方を中心に～
1. 地域研究の意義と方法 1)映画『ピッフォ・ザ・レイン』から見たバルカン史 2)地域研究の性格と方法 参考文献：町田幸彦『コソボ紛争』（岩波ブックレット、1999） VIDEO：『ピッフォ・ザ・レイン』（その1）
 2. 3. オスマン帝国の支配と「民族」問題 1)オスマン帝国の支配構造 2)「民族意識」の覚醒 参考文献：柴宜弘『バルカンの民族主義』（世界史リブレット、山川出版、1996） VIDEO：前回と同じ（その2、その3）

- 4.5. フランス革命思想とバルカンの「民族意識」の形成 1)バルカン商人と諸民族間のネットワーク 2)フランス革命と国民国家の形成 参考文献：野田宣雄『二十世紀をどう見るか』(文春新書、1998) VIDEO：同上(その4)
- 6.7. バルカン地域における民族運動の展開 1)民族的統合の諸契機 2)バルカン諸民族の独立と対立 3)バルカン地域の民族問題の諸類型 参考文献：大島直政『複合民族国家キプロスの悲劇』(新潮選書、1985) VIDEO：「国境紀行：分断された地中海の島国キプロス」(その1)
8. バルカン地域の将来 1)バルカン連邦構想の系譜 2)バルカン諸国サミットの意義 参考文献：VIDEO：前回と同じ(その2)
- 9.10. ヨーロッパ統合の思想的系譜(その1) 1)第一次世界大戦の衝撃 2)戦後の「統合」構想：不戦のためのヨーロッパ統合案 参考文献：新田俊三『ユーロ経済を読む』(講談社現代新書、1999) VIDEO:「映像の世紀：世界は地獄を見た」
11. ヨーロッパ統合の思想的系譜(その2) 1)17世紀以前の統合構想 2)17・18世紀の統合構想 参考文献：渡部 亮『改革の欧州に何を学ぶか』(中公新書、1999) VIDEO：『ヨーロッパ経済難民』(その1)
12. おわりに 1)ヨーロッパ統合の歴史的意義 2)ヨーロッパ統合と日本 参考文献：谷川稔『国民国家とナショナリズム』(世界史リブレット)山川出版、1999) VIDEO：同上(その2)

法 94 - 98	歴史学概論（西洋史）
法 99	歴史学概論（西洋史）
国関法 99	歴史学概論（西洋史）
担当者	高橋正男

講義の目標

近年われわれはユーラシア大陸の大半を占める西欧、東欧・ロシア、中東・アフリカで起こった政治情勢の変転に際会し、人間生活の過去を構築する歴史学への興味をかきたてられている。歴史学の基点は現代史である。本年度は、文明の発生から現代に至るまでの政治・社会史に重点を置いた西洋史の大勢をエルサレムを基点に世界史的な連関のもとに多面的・立体的に理解させることを主眼とする。受講生とともに複眼的視点から西洋史を現代国際関係史から見直し、あわせて現代社会の根底を理解する素材を提供し、21世紀を展望してみたい。

講義概要

講義は平明・概説的であるが、重要事項は詳述し、あわせて学界の研究状況も織り込んで紹介する。必要に応じ VIDEO 教材を使用する。講義内容は別紙年間講義予定表を参照されたい。

テキスト

- ・高橋正男著『旧約聖書の世界』（改訂版）時事通信社、2000年。
- ・高橋正男著『年表 古代オリエント史』（第5刷）時事通信社、2000年。

参考文献

- ・D=ハバト著（高橋正男訳）『図説 エルサレムの歴史』（第2刷）東京書籍、1994年。
- ・高橋正男著『エルサレム』（世界の都市の物語14）文藝春秋、1996年。
- ・塩生七生著『ローマ人への20の質問』（文春新書082）文藝春秋、2000年。
- ・J.ロジャーソン著（高橋正男監修）『旧約聖書の王歴代誌』創元社、2000年。
- 池上彰著『現代史』集英社、2000年。
- ・高橋和夫著『アラブとイスラエル - パレスチナ問題の構図 - 』（講談社現代新書1085）講談社、2000年。
- ・他その都度紹介する。

評価方法

- ・前期・後期の筆記試験による。

- ・講義資料（年間約40枚）等は出席者のみに配布する。

年間授業計画

前期

1. 歴史とは何か、史学研究法
2. 先史時代と歴史時代とのメルクマール
3. 現代国際関係史の諸問題
4. 古代オリエントの地理的範囲、文明の発生 - 前四千年紀末 -
5. 古代オリエント史の推移 VIDEO
6. 族長時代からイスラエル王国成立まで（1） - 前19世紀～前11世紀 -
7. 族長時代からイスラエル王国成立まで（2）
8. 第一神殿時代（1） - 前10世紀～前586年 -
9. 第一神殿時代（2）
10. バビロニア捕囚時代 - 前6世紀 -
11. 第二神殿時代（1） - 前538年～後70年 -
12. 第二神殿時代（2）まとめ・VIDEO

後期

13. ローマ時代 - 70～330年 -
14. ビザンツ時代 - 330～638年 -
15. 初期ムスリム時代 - 638～1099年 -
16. 十字軍時代 - 1099～1187年 -
17. アイユブ朝およびマムルーク時代 - 1187～1517年 -
18. オスマン帝国時代 - 1517～1917年 -
19. イギリスの委任統治時代 - 1917～1948年 -
20. エルサレムの東西分断 - 1948～1967年 -
21. エルサレム再統合 - 1967年以降
22. 第二次世界大戦後の中東情勢
23. 現代歴史学の諸問題、暦法の変遷
24. 後期のまとめ・VIDEO

法 94 - 98	歴史学概論（西洋史）
法 99	歴史学概論（西洋史）
国関法 99	
担当者	佐藤唯行

講義の目標

世界で最も典型的な多人種・多民族社会アメリカを舞台に、そのエスニック・ヒストリーを学ぶ。

各人種・民族集団間相互のあつれきを生み出したメカニズムを解明し、対立を回避し、相互理解と和解の道を模索する様々な努力を紹介する。

こうしたアメリカ社会の努力は「外国人たちとの共生」の道を模索せねばならぬ我々日本人にとっても有益な示唆を与えるはずである。

講義概要

前期は下記二冊のテキストにそってアメリカの反ユダヤ主義とそれを生み出した要因のひとつとなるユダヤ人側の経済的成功について学ぶ。

後期は黒人、ヒスパニック、アジア系、ネイティブ・アメリカン（インディアン）のエスニック・ヒストリーを中心に毎回、完全に文章化されたレジメを配布する。

テキスト

『アメリカのユダヤ人迫害史』佐藤唯行（2000年 集英社新書 680円）

『アメリカ・ユダヤ人の経済力』（1999年 PHP新書 657円）

評価方法

評価は前後期各1回の筆記試験によって決定する。出席はとりません。試験は自筆ノート、テキストのみ持ち込み可。

年間授業計画

1. (奴隷制時代合衆国南部のユダヤ人) ユダヤ人と黒人奴隷、ネイティブ白人との関係史を辿ることで奴隷制南部の特質に迫る。
2. (合衆国の反ユダヤ主義の特質) 自由と民主主義の国アメリカにも消すことのできない歴史上の汚点、反ユダヤ主義があった。そのピークをなすレオ・フランク事件の意味を探る。
3. (大都市移民ゲッターのエスニック・コンフリクト) 世紀転換期の北部大都市においてアイルランド系移民をユダヤ人攻撃に駆り立てた背景を探る。
4. (国際的な「ユダヤ陰謀論」) 反ユダヤ・キャンペ

ーンを始めた自動車王ヘンリー・フォード、彼とヒトラーを結びつけたきずなを探る。

5. (甦る儀式殺人告発) 中世ヨーロッパに起源を持つ恐るべき儀式殺人告発が 20 世紀のアメリカで再び復活した背景を探る。
6. (閉ざされた象牙の塔) 知的創造に擢んでたユダヤ人知識人がなぜ長期にわたりアメリカの諸大学で教授職から排斥され続けたのか。その原因を探る。
7. (反ユダヤ主義の都) 1940 年代、「反ユダヤ主義の都」との悪名を冠せられたミネアポリス。悪名を払拭すべく改革に乗り出した市長ヒューバート・ハンフリーの取り組みとは。
8. (反ユダヤ主義は死なず) 近年、黒人たちがユダヤ人への憎悪をつのらせつつあるのはなぜか。黒人・ユダヤ人両者の和解の道を探る取り組みを紹介する。
9. (アメリカ経済史の中のユダヤ人) 投資銀行業界を二分する勢力のひとつであったドイツ系ユダヤ人と映画産業を築いた東欧系ユダヤ人が果たした役割をアメリカ経済史の中で検証する。
10. (現代アメリカユダヤ人の経済力の実像) これまで学問的議論の対象として忌避されてきたユダヤ人の経済力、とりわけ彼等の最大の築財源となった不動産開発・投資について検証する。
11. (ウォール街のユダヤ人) 1980 年代のウォール街で最大の収益源となった M&A アドヴァイザリー業務に如何にしてユダヤ人達が頭角をあらわしたのか。また 90 年代のヘッジ・ファンドにおける彼等の活躍を辿る。
12. 2000 年度版「フォーブス長者番付」をもとにアメリカ経済におけるユダヤ人達の経済活動の最新の動向を紹介。彼等の成功を生み出した原因を多角的に解明する。
13. (黒人奴隷の意識の世界) 南部のプランテーションに生きた黒人奴隷達が何を考え、何を願ったのか、彼等の意識の内面をスレイブ・ナラティブをもとに掘り起こす。
14. (差別体制下の黒人指導者) 19 世紀末から 20 世紀前半のアメリカ黒人史上、所謂差別体制下に、黒人解放の道筋を展望した指導者達の思想と活動に迫る。
15. (公民権闘争とブラックナショナルリズムの台頭) M・Lキングとマルコム X の思想と活動を中心に。
16. (黒人・ユダヤ人の関係史) 公民権闘争期の南部で明らかとなったユダヤ人と黒人との特殊な関係、「苦くて甘い出会い」といわれる両者の関係史の形

成過程を 19 世紀に遡るかのぼり歴史的に展望。

17. (ヒスパニック・アメリカンの歴史) 彼等がアメリカ社会へ流入するに至った初期の歴史から 1960 年代のセザール・チャベスによる労働運動までを学ぶ。
18. (ヒスパニック・アメリカンの世界) 彼等の歴史と現状をとりわけ、黒人社会とのエスニック・コンフリクトの視点から明らかにする。
19. (中国系アメリカ人) ゴールドラッシュ直後のカリフォルニアにおける中国系移民労働者の導入から、近年の「山の手中国人」の形成過程まで。
20. (日系アメリカ人の歴史) 1890 年代における移民の本格化から 1920 年代のハワイにおける民族の違いを乗り越えた労働者階級の連帯実現迄を学ぶ。
21. (日系アメリカ人の歴史) 第二次大戦後の日系人の「サクセス・ストーリー」の光と影、1970 年代末以後の日米貿易摩擦のきしみの中で高まる反日系人感情について考える。
22. (インディアンと白人の関係史) 白人との毛皮交易がインディアン社会にもたらした文化的変容から、今日の保留地インディアンを取りまく状況について概観する。
23. (アメリカ政治とエスニシティ) 二大政党と各エスニック集団の歴史的関係を探る。
24. (2000 年大統領選挙とエスニシティ) 2000 年の大統領選挙を焦点にユダヤ系・黒人・ヒスパニックの政党戦略を探る。

法 94 - 98	文学概論（日本）
法 99	
国関法 99	
担当者	飯 島 一 彦

講義の目標

中世から近世にかけて爆発的に産み出された『お伽草子』群は、日本文学史上においては初の庶民文藝と言ってよいが、庶民文藝であるからこそ、実は長きにわたる日本の文化伝統をそのままに体現している重要である。今年はその中でも特に親しまれ、昔話としても流布し、学生諸君も小さい頃から知っているはずである「浦島太郎」と「一寸法師」をとりあげて、単なるお伽話としか思っていないものが、どれほど深く長い文化伝統にのっとって作られているものか、それを受け取る読者、つまり我々の感覚がどれだけ伝統的なものか、明らかにしていく。

講義概要

前期は「浦島太郎」、後期は「一寸法師」をとりあげる。どちらの話も記紀万葉から明治時代の国定教科書を経て、現代に至るまでの長い伝承の歴史を持っている。それらを逐一つまびらかにして、歴史的な変容を明らかにすると共に、変わらない点はどこなのかを明らかにしていく。そのために、古文の講読・解釈を毎時間することになる。

テキスト

その都度教室で配布する。

参考文献

その都度教室で指示する。

評価方法

年二回のレポート、学年末試験の成績による。

受講者への要望

長大なレポートを課するので、様々な文献を読み、考える覚悟が必要である。

年間授業計画

1. 「お伽草子」とは何か?
2. 「浦島太郎」を読む
3. 「浦島太郎」を読む
4. 「浦島太郎」を読む
5. 奈良時代の「浦島太郎」 日本書紀
6. 奈良時代の「浦島太郎」 万葉集
7. 平安時代の「浦島太郎」
8. 平安時代の「浦島太郎」

9. 昔話・伝説の中の「浦島太郎」
10. 国定教科書の「浦島太郎」
11. まとめ：日本人の異郷意識：異人、幸福、時間
12. 予備日「絵本の中の浦島太郎」
13. 「一寸法師」を読む
14. 「一寸法師」を読む
15. 「一寸法師」を読む
16. 奈良時代の「一寸法師」
17. 奈良時代の「一寸法師」
18. 平安時代の「一寸法師」
19. 平安時代の「一寸法師」
20. 藝能に見る「一寸法師」
21. 国定教科書の「一寸法師」
22. 昔話の「一寸法師」
23. まとめ：日本人の侏儒観、異人と差別意識、畏れと憧れ。
24. 予備日「絵本の中の一寸法師」

法 94 - 98	文学概論（日本）
法 99	
国関法 99	
担当者	福 沢 健

講義の目標

奈良時代から鎌倉初期（特に歌集・物語・説話）を取り上げ、その作品の魅力について講義します。日本の古典作品を「文学」として読んでいくことを目標とします。

講義概要

日本の古典の評判はよくありません。古文はワカラナイ・ツマラナイ・古クサイ、などといわれて、毛嫌いされています。しかし、古文の教材ではなく、文学作品として読み直してみると、それぞれの作品の魅力が改めて見出せると思います。具体的には、1時間にひとつの話題を取り上げ、その話題に関連する作品を読むというかたちとなります。

テキスト

特に定めません。必要に応じてプリントを用意します。

参考文献

その都度教室で指示します。

評価方法

年2回のレポート。出席・授業態度など、平常点。

受講者への要望

いわゆる古文解釈の技術は必要ありません。日本古典に対する興味を有する学生の受講を希望します。

年間授業計画

1. はじめに
2. 柿本人麻呂 神としての天皇（万葉集）
3. 天照大神と大国主命 伊勢神宮の誕生（古事記）
4. 石川郎女と大伴田主 古代都市の文学（万葉集）
5. 大伴家持と早良親王 武人の末裔（万葉集）
6. 菅原道真 怨霊登場（大鏡）
7. 倭健命と在原業平 反逆する皇子（伊勢物語）
8. 宇多院 流浪の天子（大和物語）
9. 紀貫之 秩序ある世界（古今和歌集）
10. 藤原道綱母 不幸な心の発見（蜻蛉日記）
11. 安倍晴明 平安京と陰陽道（今昔物語）
12. 中宮定子と清少納言 幸福の記憶（枕草子）
13. 紫式部 現実の貴族社会（紫式部日記）
14. 桐壺帝と桐壺更衣 地上世界の天女（源氏物語）

15. 光源氏と藤壺女御 貴族流離の物語（源氏物語）
16. 光源氏と薫大将 苦悩する男君（源氏物語）
17. 菅原孝標女 物語と信仰（更級日記）
18. 虫めづる姫君 物語の行方（堤中納言物語）
19. 西洞院の女房 本当にあった話（今昔物語）
20. 讃岐典侍 衰弱する天皇（讃岐典侍日記）
21. 崇徳院と鎮西八郎為朝 末法の世のはじまり（保元物語）
22. 平清盛 王権を破壊する者（平家物語）
23. 後鳥羽院と藤原定家 乱世と芸術至上主義（新古今和歌集）
24. まとめ

法 94 - 98	文学概論（日本）
法 99	
国関法 99	
担当者	肥田野 昌之

講義の目標

日本の代表的な古典である『万葉集』を講読する。主として作品の背景をなす万葉の時代・万葉人の生活・歴史的事件などについて解説し、教養として必要な「万葉集入門」となるような講義をしたいと思う。

講義概要

前期は主として、初期万葉の歴史的事件を背景として、有間皇子や大津皇子の悲劇・額田王や但馬皇女の恋などについて、その歌とのかかわりで物語風に概説するとともに代表歌人たる柿本人麿や山部赤人についても考察する。後期は主として、伝説・説話の歌から東歌・防人歌の問題および山上憶良・大伴家持などの有力歌人についても広く検討してみたい。

テキスト

小野寛校註『万葉集抄』笠間書院

参考文献

斎藤茂吉『万葉秀歌』上・下（岩波新書）

評価方法

前・後期試験よって決定する。受講者数によって多少の変更がある。

年間授業計画

1. 巻一国歌大鑑 1 番・雄略天皇の歌について考える。
2. 中大兄の三山歌について、いろいろな角度から考察する。
3. 額田王とその歌についての説明と鑑賞。
4. 柿本人麻呂とその長歌を中心によむ。
5. 大津皇子・大伯皇女について、謀反事件を考察しながら、それらの歌をよむ。
6. 穂積皇子と但馬皇女との悲恋と歌物語について。
7. 有間皇子の謀反と歌について、『日本書紀』を参考にして考える。
8. 再び柿本人麻呂の短歌とその終焉について考える。
9. 前期のまとめとして、プリント二枚を配って前期試験の傾向と対策について説明する。
10. 石川郎女歌物語。
11. 坂上郎女歌物語。

12. 山部赤人「不尽山を望める歌」を中心によむ。
13. 大宰帥大伴旅人「酒を讃むる歌」を中心にしてよむ。
14. 真間娘子の歌 赤人と虫麻呂
15. 山上憶良とその歌 貧窮問答歌を中心にして
16. 万葉集の歌体について、特に旋頭歌を中心にしての歌と説明。
17. 高橋虫麻呂の伝説歌について 浦島子・菟原処女など
18. 寄物陳思・正述心緒 卷十一の歌を読む。
19. 万葉集の用字法 特に義訓・戯訓
20. 東歌について説明と歌。
21. 中臣宅守と狭野弟上娘子の贈答を中心にして
22. 後期のまとめとして、プリント二枚を配り後期試験の傾向と対策について説明する。
23. 大伴家持とその歌について講読する。
24. 防人歌についての説明と歌。上代特殊仮名遣について

法 94 - 98	文学概論（外国）
法 99	
国関法 99	
担当者	北 澤 滋 久

講義の目標

文学を味わうことの愉しさを伝え、併せて教養豊かな国際人をめざす者の人間形成の一助とすることを主たる目標とします。

講義概要

英米の文学に観る人間像

英米文学のなかの古典・傑作をいくつかのトピックスに大別して、1 講義、1 作家、1 作品を原則に、定説を踏まえながらも担当者独自の観点から解説してゆきます。毎回聴いていけば「学」はつくでしょうが、文学史的な体系を覚えてもらうつもり科目ではありません。何より受講者の感性に訴えたく思います。文学は本来楽しいもののはずです。この際ちょっと読書好きになってさえもらえれば、美しく感動的に描かれた未知の人生や思想と出会って、心地よい興奮とともに、ずっしりと重く自分の人生への指標が仄かに視えてもくることでしょう。こうした文学へのいざないに、肩のこらない楽しい授業にしたいと思います。

興味ある向きは、最初のガイダンス授業を覗いてみてください。

テキスト

テキストは特に定めません。

参考文献

参考文献は、2 回目の授業時間に一覧表にして配布します。

評価方法

前期の講義で扱った作品の中から一編を読んで（翻訳可）、その感想文（小論文）を夏休み後に提出してもらいます。これと後期の試験により評価します。

受講者への要望

毎年多数の受講者の集まるのは結構なのですが、単に単位獲得のみを目的とする方は悪しからずご遠慮ください。因みに毎年 25%以上の不合格者が出ています。

年間授業計画

1. 登録のよすがに：本講義の内容と目標、そして受講者に願うこと

2. 開講の辞：言語・文学・芸術、そして言語芸術としての文学

現代文明下のアメリカの少年たち

3. 『ハックルベリーの冒険』：イノセントな魂

THE ADVENTURES OF HUCKLEBERRY FINN by Mark Twain

4. 『ブラック・ボーイ』：人種差別に抗って

BLACK BOY by Richard Wright

5. 『ライ麦畑でつかまえて』：現代社会に生きることの苦悩

THE CATCHER IN THE RYE by J. D. Salinger

19 世紀、イギリスの娘たち

6. 『テス』：汚された？純潔

TESS OF THE D'URBERVILLES by Thomas Hardy

7. 『フロス河畔の水車場』：新しい女性の生きかたを求めて

THE MILL ON THE FLOSS by George Eliot

8. 『ジェーン・エア』：自立する女性

JANE EYRE by Charlotte Brontë

19 世紀、英米文学の驚異

9. 『嵐が丘』：天国と地獄のパラドックス

WUTHERING HEIGHTS by Emily Brontë

10. 『白鯨』：近代的英雄の悲劇

MOBY - DICK by Herman Melville

英雄不在の 20 世紀の英雄たち

11. 『ロード・ジム』：英雄ならざる英雄の悲劇

LORD JIM by Joseph Conrad

12. 『老人と海』：一老漁師にみる英雄的姿

THE OLD MAN AND THE SEA by Ernest Hemingway

海洋（冒険）小説の諸相

13. 『ロビンソン・クルーソー』：孤島に生きる近代人

THE ADVENTURES OF ROBINSON CRUSOE by Daniel Defoe

14. 『ガリヴァ旅行記』：人間嫌悪の結晶

GULIVER'S TRAVELLS by Jonathan Swift

近代芸術観の極致

15. 『月と六ペンス』：芸術家の狂気

THE MOON AND SIXPENCE by William Somerset Maugham

16. 『アッシャー館の崩壊』他：至上の美を求めて

THE FALL OF THE HOUSE OF USHER by Edgar Allan Poe

17. 『ドリアン・グレイの肖像』：耽美の世界に踏み入

って

THE PICTURE OF DORIAN GRAY by Oscar Wilde

父なるもの、母なるものの原像

18. 『ハムレット』: 青年の母への愛憎

HAMLET by William Shakespeare

19. 『息子たち、恋人たち』: 母と息子の絆

SONS AND LOVERS by D. H. Lawrence

20. 『若い芸術家の肖像』: 父なるものを求めて

A PORTRAIT OF THE ARTIST AS A YOUNG MAN by James Joyce

倫理と欲望の狭間

21. 『ねじの回転』: 女性家庭教師のみた幻想

THE TURN OF THE SCREW by Henry James

22. 『事件の核心』: 信仰と不倫に揺れて

THE HEART OF THE MATTER by Graham Greene

23. 『緋文字』: 姦通と復讐の贖い

THE SCARLET LETTER by Nathaniel Hawthorne

24. 閉講の辞: 芸術と人生、そして質疑・応答

法 94 - 98	文学概論（外国）
法 99	
国関法 99	
担当者	石 崎 晴 己

講義の目標

フランス文学を中心としたヨーロッパ文学への入門。フランス文学は、ギリシア・ヨーロッパの古典古代の文学を最も正統的に継承しつつ発展したものであり、また中世以来、ヨーロッパ文学をリードしてきた。フランス文学を閉鎖的に捉えるのではなく、そうした「国際的」ないし「比較文学的」側面を重視しながら読んでいけば、ヨーロッパ的な考え方や感性を知ることができるだろう。

講義概要

具体的には、ギリシア神話・伝説のテーマの永続性と展開を、フランス一七世紀古典劇を中心にして、フランス現代演劇まで含めて検討すること、中世の物語の近代への展開をたどること等が、主たる課題となるだろう。学生が読んでもない作品のタイトルを次から次に羅列して教師が一方向的に語るのではなく、じっくりと作品を味わい、分析するという形で進めたい。言及される作品には学生諸君も一通り目を通していただくことが望ましく、後半は発表もお願いすることになるだろう。映画や劇のビデオ等も折り込んで、作品を享受することの楽しさを追求したいと思う。

テキスト

なし。必要に応じて、プリントを用意する。

参考文献

教場にて指示。

評価方法

前・後期ともレポートによって評価を決める予定であるが、場合によっては、きわめてレポートに近い形の筆記試験（問題予告による筆記試験）を行なうかもしれない。またできれば学生諸君にも発表をして貰いたいと思っているので、それも評価の手段となるだろう。

受講者への要望

少しでも多く読むこと。

年間授業計画

1. 方針説明。課題図書 の 指定 と 分担 決定。
2. フランス文学史概観

3. ヨーロッパ文学の基層としてのギリシア神話・伝説の典型としてのトロイ戦争
4. ホメロス「イリアス」
5. アイスキュロス「オレスティア」
6. ラシーヌ「アンドロマック」
7. ビデオ鑑賞
8. ジロドゥー「エレクトル」
9. 同上
10. サルトル「蠅」
11. 同上
12. 予備
13. ラシーヌ「フェードル」学生による発表
14. 同上、教師によるまとめ+ビデオ
15. モリエール「ドン・ジュアン」学生による発表
16. 同上、教師によるまとめ+ビデオ
17. 「トリスタンとイゾー」学生による発表
18. 同上、教師によるまとめ
19. ビデオ鑑賞(ワグナー「トリスタンとイゾルデ」)
20. モンテーニュ「エッセ」より
21. ラ・ファイエット夫人「クレーヴの奥方」
22. デカルト「方法叙説」
23. ルソー「告白」
24. 予備

法 94 - 98	国語表現法
法 99	国語表現法
国関法 99	
担当者	飯 島 一 彦

講義の目標

言語の表現手段には、「読む」「書く」「話す」「聞く」「考える」などの分野があるが、その中でも、現在の日本の教育課程ではほとんど省みられることのない、日本語を「話す」「聞く」ことを中心に、「考える」にまで至る、表現の基礎的なトレーニングを行う。表現手段を獲得できなければ、十分な表現をなしえることはできず、従って他者とのコミュニケーションを完成させることも期待できない。この授業は、日本語によるコミュニケーションを、口頭表現を中心に、より完全に近づけることが目標となる。

講義概要

基礎的な概念は講義するが、それをもとにした実践、つまり学生諸君の毎時間の表現の、実際のトレーニングが主体となる。毎週出される課題に一週間とりくんで、次の週の授業時にその結果をもとに実践する、といった形式が多くなる。従って、トレーニングは課題を前提になされるから、課題にとりくまなかったものは受講しても無意味である。

テキスト

特になし

参考文献

特になし

評価方法

毎回のトレーニングに対するとりくみの深さ、その成果、夏期・冬期休業中に課するレポート他の課題の提出、後期最後に行われる発表の成果、等々平常点の成績が中心となる。

受講者への要望

膨大な課題が出されるので、覚悟して受講すること。欠席すると表現の訓練の連続性が損なわれるので、欠席しないこと。

年間授業計画

1. 授業ガイダンス。
2. 講義：国語とは、表現とは、コミュニケーションのサイクル。
3. }
4. }

5. } 諸君の進度に応じた、各種トレーニング・
6. } プログラム。
7. }
8. }
9. }
10. } 諸君の進度に応じた、各種トレーニング・
11. } プログラム。
12. 夏休み課題ガイダンス。
13. 夏休み課題提出。後期ガイダンス。
14. }
15. } 諸君の進度に応じた、各種トレーニング・
16. } プログラム
17. }
18. }
19. }
20. } 諸君の進度に応じた、各種トレーニング・
21. } プログラム
22. }
23. }
24. 冬休み課題提出。年間のまとめ。

法 94 - 98	国語表現法
法 99	国語表現法
国関法 99	
担当者	高 松 正 毅

講義の目標

文章を読み手として単に享受し味わうというのと、書き手として自ら発信するというのとは、一つの行為の裏表ではない。当然のことながら、よく読めるからといって同様に文章がよく書けるとは限らないのである。特に文学的な文章表現においては天賦の才能が大きく影響するので、努力さえすれば誰でも上手くなれるというものではない。一般の我々が目指すべきなのは、読み手に「わかりやすい文章」を書くことだけである。

本講義では、他者と関わるための手段としての「実感に基づく言語」の再獲得を目標とする。

講義概要

普段からほとんど文章を書かず、文章を書くことが少しも日常化されていない現状にあって、文章を書くのが苦手だなどと嘆くのは馬鹿げている。より良い文章が書きたかったら、より多く書く以外に方法はないのである。

本講義では、提示された課題に従い、できる限り多く実際に文章を書いてもらう実践トレーニングを重視する。

テキスト

未定。開講時に決定する。

参考文献

山崎浩一「危険な文章講座」ちくま新書

安本美典「説得の文章術」宝島社新書

樋口裕一「ホンモノの文章力」集英社新書

宮部 修「文章をダメにする三つの条件」丸善ライブラリー

上記以外、適宜指示する。

評価方法

出席は提出物によってカウントする。授業へのとりくみ度はその内容によって量る。評価にあたって出席は重視するが、これは単に教室の中に存在したというだけでは駄目である。すなわち居眠り・内職・私語・白紙提出等は出席とは認めない。

受講者への要望

授業の運営方法は履修者数の多寡により変動する。

授業に真剣にとりくむ意思のない者の履修は断固お断りする。

年間授業計画

1. ガイダンスおよび試験

2. 講義概説、視写による原稿用紙の使い方

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

11.

12. 前期のまとめ

13. 夏休みの課題提出

14.

15.

16.

17.

18.

19.

20.

21.

22.

23. 冬休みの課題提出

24. まとめ

実践トレーニング

実践トレーニング

法 94 - 98	国語表現法
法 99	国語表現法
国関法 99	国語表現法
担当者	肥田野 昌之

講義の目標

日本語への関心を深め、日本語による表現を豊かにしようとするものである。また常用漢字の練習や日本語・日本文学の基本的な知識などの学習を通して、大学生としての教養も深めたいと思う。

講義概要

論理的な文章表現の習得を目的とし、文章の構成・段落の問題、表記法、原稿用紙の使い方などの基礎的事項についての講義と実習を行い、文章による効果的な伝達の技能を養うようにしたい。

また、文字の問題・仮名づかいなど日本語に関する知識や教養としての日本文学に関連する基本的知識についても言及したい。

テキスト

特に使用せず、その都度プリント配布。

評価方法

実作および年度末試験によって決定する。受講者数によって多少の変更がある。

年間授業計画

1. 国語表現についての意義と一年間の講義概要を説明する。
2. 現代社会における文章の機能についての考察とともに文章上達法についても考える。
3. 「文は人なり」について考えるとともに文章と文体についても言及する。
4. 文章表現のプロセスとして、文章の目的・主題の選定・主題の限定などについて説明する。
5. 文章表現のプロセスとして、材料の意義・材料の源泉などについて説明する。
6. 文章表現のプロセスとして、材料の順序と構成・アウトラインについて説明する。
7. 豊かな内容とは 物の見方や読書などについて考える。
8. 国語表記の問題 段落の分け方や送りがななどについても言及する。
9. 原稿用紙の使い方や校正などについても説明する。
10. 作文を書く（添削と採点）
11. 作品を返還して、感想や注意事項を述べる。誤字

の問題、常体・敬体の混在など。

12. 学生が黒板に出て、漢字かなづけ・漢字書き取りを行う。
13. 教養として能・狂言の入門 熊野・附子など
14. 教養としての歌舞伎入門 勸進帳・与話情浮名横櫛など
15. 文字について 特に「漢字御廃止之儀」から常用漢字までを概説する。
16. 仮名づかいについて 仮名づかいの歴史、特に歴史かなづかいと現代かなづかいに力点を置いて説明する。
17. 標準語と方言について説明し、女房詞や忌詞などについてもふれる。
18. 文章のさまざま 実用性の濃い文章と芸術性の濃い文章など
19. 手紙の書き方 手紙の形式を中心にして説明する。
20. 課題作文を書く（添削と採点）
21. 作品を返還し、感想や注意事項を述べる。
22. まとめとしてプリントを二枚を配布し、年度末試験について傾向と対策を説明する。
23. 学生が黒板にでて、四字句の完成などを行う。
24. ことばと社会について ことばの乱れや敬語法について考える。

法 94 - 98	国語表現法
法 99	国語表現法
国関法 99	国語表現法
担当者	小島幸枝

講義の目標

過去の人間の考え方に共鳴したり、未来の人間に語りかけられるのはことばの力である。しかしことばは、ただ通じればよいというものでもない。人の心をうつ美しいことば、的確な表現、それは確かに才能にもよるがたゆまぬ努力と訓練によってある程度習熟できるものである。本講は、社会人予備軍としての大学生の日本語力を培うために、社会の変化に関心をもち情報の収集および判断力を養うこと、実用文を短時間で書きあげる練習、敬語の使い方の修得、手紙の書き方など、国語の運用面について講述する。

講義概要

前期は音声言語表現を中心とし、一分間スピーチの演習、朗読、敬語の使い方など、後期は文字言語表現を中心とし、実用文の実作、相互の添削、手紙のかき方などを学ぶ。評価は平常点をもってする。すなわち課題として社説の要約、800字の作文、読書報告文を提出する。

テキスト

岡田啓助他『国語表現法』（おうふう）

参考文献

- ・都度、紹介する。

評価方法

提出物による平均点、および出席点。

受講者への要望

授業中に作業することがありますので、無断で2週連続して欠席した場合は受講資格がなくなると思ってください。

年間授業計画

1. 表現者（送り手）と理解者（受け手）のことばにおけるメカニズムを概説
2. 音声言語について、文字言語との差異および特徴の認識
3. 日本語の基礎知識 - 日本語の音韻
4. 日本語の基礎知識 - アクセントの特徴
5. 美しい言葉の条件 - 正確さと品位をどのように獲得するか

6. スピーチ（演習） - 互いのスピーチをきいて評価、および自己評価をする
7. 反省とまとめ（ディベートの予告）
8. ディベート（ビデオ鑑賞）
9. 反省とまとめ
10. 敬語について - 日本語の敬語の特徴と歴史（上代～中世）
11. 敬語について - 日本語の敬語の特徴と歴史（中世末～現代）
12. 漢字テスト
13. 文と文章
14. 文の構造
15. 文章の構造
16. 文章の種類
17. 文字言語 - 文章を書く手順、材料の収集法
18. 主題と題材
19. 材料を集める - 説明文、報告文を書く
20. 材料を並べる - アウトラインを作る（効率よく文章を書くために）
21. 文献、資料を用いて文章を補強する
22. 交換、批評しあう
23. 推敲のポイントを学ぶ - まとめ
24. （予備）

備考

前期は実作を習慣づけるために、宿題形式で社説要約（週1作）読書報告（月1本）作文（週1作）を課すが、後期は実作の習慣をつけるために作文は授業中に完成させる。従っての課題はない。

法 94 - 98	国語表現法
法 99	国語表現法
国関法 99	国語表現法
担当者	福 沢 健

講義の目標

言語の表現手段には、「読む」「書く」「話す」「聞く」の4技能がある。この4技能に関わるさまざまなタスクの実施を通して、日本語表現の基礎的なトレーニングを行う。表現手段を獲得できなければ、十分な表現をなし得ることはできず、したがって他者とのコミュニケーションを完成させることはできない。この授業は、日本語によるコミュニケーションの能力を総合的に向上させることを目標とする。

講義概要

基礎的な概念は講義するが、それをもとにした実践、つまり学生諸君の実際のトレーニングが主体となる。具体的には、概説・練習問題を通して国語表現の基礎力を身につけたあと段階を追って小論文レポートなどを実際に書いてもらう。また、社会生活に不可欠な敬語の正しい使い方の練習、手紙文の書き方などについても触れる。

テキスト

特に定めない。プリントを使用する。

参考文献

授業時にその都度指示する。

評価方法

毎回の出席状況、授業の参加の度合い、課題の提出など平常点評価及び授業時の試験によって評価する。

受講者への要望

熱意を持って授業に参加してほしい。授業中の私語は、厳に慎んでもらいたい。

年間授業計画

1. はじめに
2. 語彙・熟語
3. 同義語・類義語・対義語
4. 同音異義語・同音異義語
5. 四字熟語
6. 用字法
7. 句読法
8. 文法1 主語と述語
9. 文法2 修飾語

10. 比喩表現
11. 文章展開の表現技法
12. 文章伝達の表現技法
13. 常体と敬体 1
14. 常体と敬体 2
15. 表現上の推敲 1
16. 表現上の推敲 2
17. 文章の構成
18. 段落の構成
19. レポートの作成 1
20. レポートの作成 2
21. レポートの作成 3
22. レポートの作成 4
23. 手紙文
24. まとめ

法 94 - 98	心 理 学
法 99	心 理 学
国関法 99	
担当者	瀧 本 孝 雄

- 14．感覚と知覚
- 15．記憶と思考
- 16．行動の獲得
- 17．社会的行動
- 18．人間関係と性格
- 19．動機づけと情緒
- 20．フラストレーションとコンフリクト
- 21．流行の構造
- 22．グループ討議（1）
- 23．グループ討議（2）
- 24．アサーショントレーニング

講義の目標

本講義では心理学全般にわたって具体的に話を進めていきたい。

心理学研究の対象とその方法論について学習し、心理学とは何かというテーマを最終の目標としたい。

講義概要

まず初めに心理学全体についての領域や対象について述べる。

前期では主にパーソナリティ、知能、カウンセリング、心理テスト、発達など個人理解の心理学について概説する。

後期では感覚、知覚、記憶、思考、社会的行動など人間の意識と行動についての一般的原理について概説する。

テキスト

新版「カウンセリングと心理テスト」林潔他著、ブレーン出版

「こころのサイエンス」青柳肇他著、福村出版

評価方法

出欠席、レポート提出（前・後期）により評価する。

受講者への要望

出欠席を重視するので、授業に休まないことを要望する。

年間授業計画

- 1．心理学の対象と方法
- 2．パーソナリティの定義と理論
- 3．パーソナリティの測定
- 4．パーソナリティの異常
- 5．知能の定義と理論
- 6．知能の形成と知能検査
- 7．カウンセリングの定義と方法
- 8．クライアント中心カウンセリング
- 9．カウンセリングの実習
- 10．心理テストについて
- 11．心理テストの実習
- 12．発達心理学（乳幼児～青年期）
- 13．発達心理学（成人期～老年期）

法94-98	心 理 学
法99	心 理 学
国関法99	心 理 学
担当者	杉 山 憲 司

講義の目標

この授業では、性格、発達、知能、学習、動機、社会心理学の諸領域から、なるべく広範囲なテーマを選び、心理学の問題の捉え方、研究方法を紹介する。心理学のキー概念や諸理論を学びながら、例えば、「自己とは何か」「やりたいことが見つからない」「無力感に落ち込んでいる学生」など、現代の学校の諸問題、「ストレスと精神的健康」「高齢者と若者の考え方（認知）のズレ」などの日常的な諸課題を検討して、対処法へとつなげる講義をする予定である。

心理学から見た、多様な科学的人間性のモデルを理解することが、講義の最終的な目標である。

講義概要

心理学の研究内容は、道徳性や性格など、日常的で身近な現象が多い。従って、学生は取り上げる現象に対して、既に、一定の意見を持っていることが多い。そこで、科学的な心理学の研究成果を講義することになる。また、心理学は自分自身が研究者であり、且つ、研究対象であるという特徴がある。従って、自己理解は重要なテーマである。

心理学の領域を大きく分けると、1)性格や知性などのように、一人一人の個性・個人差の理解と、2)人間という種に共通する、学習・知覚・動機づけなどの一般法則の理解に分けられ、両者の関係や日常生活との関わりについて講義する予定である。

テキスト

青柳肇・瀧本孝雄・杉山憲司・矢澤圭介(編著)1989

「こころのサイエンス」福村出版 ¥1,900、青柳肇・瀧本孝雄・杉山憲司・矢澤圭介(編著)1989「トピックスこころのサイエンス」福村出版 ¥1,900

参考文献

教科書の各章末に参考文献が示されている。その他は授業中に、随時、指示する。

評価方法

前後期2回の試験で評価する(追試は教務課を通すこと)。リーディング・レポートの実施については授業の始めに相談する。

受講者への要望

この授業を自分自身を知り、見つめ直すチャンスとして利用することを提案したい。授業を聞く際、自分の専攻(将来の職業)や、現代の諸問題との関連を考えながら聴講することを希望する。

年間授業計画

1. 心理学への導入：心理学の体系について。心理学の研究対象と方法。心理学と他の学問との比較。人間に共通な一般法則と一人一人の個性や個人差を理解することの意味。
2. 1章 パーソナリティ：パーソナリティの緒理論は人間性のモデルである。1)精神力動的モデルとロールシャッハ検査。
3. 2)行動主義モデルとMPI。3)認知的モデルと自己意識。4)パーソナリティの特性論とビッグ5。
4. 5)人間学的モデルとクライアント中心療法。6)標準心理検査、7)パーソナリティの形成・発達と病理。
5. 2章 知能と創造性：あなたの能力観。知能検査で測られているのは何か。新たな能力観を求めて。1)知能研究の源。2)新しい知能観(能力と動機づけは別か)。
6. 創造性：知能検査で測られていないもう一つの能力としての創造性。1)Guilford, J.P.の知能構造モデルと拡散的思考 2)創造性の育成と活性化
7. EQとは何を指しているか。1)適性とかしこさの概念。2)対人関係に必要な社会的スキル。
8. 3章 生涯発達：高齢者も発達する。生涯発達視点から現在を捉えることの大切さ。1)発達観の変遷。2)研究法：縦断的研究。親や教師の発達観とビッグマリオン効果
9. 初期発達：1)乳児の気質の型とアタッチメント。2)コンピテンスと自己原因性の獲得。
10. 社会性の発達：1)道徳性と向社会性の発達段階。2)仲間関係のルールやスキル。3)青年期の自己意識。
11. シルバーエイジと生きがい：1)アイデンティティの確立と自分らしさ。2)喪失の時期と統制感・自己効力感の減退。
12. 前期のまとめ：一人一人の個性・個人差を理解することの意味・大切さ。1)心理学研究の2つの目標。
13. 4章 行動：行動の視点から人間を見る。行動の獲得・形成としての学習。1)学習とは何か。自発的に学ぶことと他者に教えることの違い。
14. 学習の基礎過程：1)行動の種類と発達・進化。2)学習の基本型(1)レスポナント条件づけ、しつ

- け、情緒の統制、他律から自律へ。
15. 3)学習の基本型(2)オペラント条件づけと強化随伴性(の認知)、行動結果の持つ意味。4)観察学習とモデリング、模倣の役割と意義。
16. 社会的行動：社会心理学の課題と研究方法。1)攻撃と愛他(利他)行動のバランスと育成。2)同調行動と服従、実験室のアイヒマン
17. 3)リーダーシップ行動。変革期のリーダーは何を求められるか。4)集合行動とマスコミュニケーション。
18. 5章 認知：認知とは対象の意味づけのこと。客観的状况と主観的現実。1)感覚と知覚。2)感覚受容器、絶対閾、錯視、恒常性。
19. 3)認知のプロセス：原因帰属とは何か。帰属のエラーと帰属バイアス。4)課題達成行動の原因帰属による理解。
20. 5)人間の記憶の情報処理モデル、1)情報処理モデルの例。2)短期記憶・長期記憶、意味記憶・エピソード記憶。社会的認知としての自己。
21. 6章 動機づけと情緒：学習動機を中心とした動機づけの理解。1)さまざまな動機。食行動と摂食障害、ホメオステシス。
22. 2)内発的動機づけ：自発的な学び、知的好奇心。自己決定と最適不適合とズレ理論。
23. 3)対人社会動機、愛着、共感性と愛他動機。4)動機の矛盾、コンフリクト、フラストレーション。
24. 後期のまとめ：行動の一般法則を理解することの意義。1)心理学から見た人間とは。2)現代の問題にどれだけ答えられたか。3)残された問題

法 94 - 98	文化人類学
法 99	文化人類学
国関法 99	文化人類学
担当者	井 上 兼 行

12. これ以降は事例研究。テーマは未定。これまでの話の脈絡から決めてゆく。

講義の目標

文化人類学は、文明社会から最も遠い位置にあり、現在急速に消滅しつつある未開社会の文化を、異文化として理解し、同時にそれを通してわれわれの文化についても理解を深めようとする学問である。形成の歴史、方法、事例分析を通じてそのおおよそを知る。

講義概要

文化人類学形成の歴史を通して、未開社会に対するこの学問の態度を明らかにし、次いでその独特の研究方法を述べる。そのあと、いくつかの事例を通して異文化理解の仕方を示し、またそこからわれわれの文化をどのように考えることができるかを説明してゆく。

テキスト

なし。

参考文献

随時紹介する。

評価方法

定期試験期間中の試験によって評価する。

4年生諸君へ。当然ですが1～3年生と同じ規準で評価を出します。安易には考えないように。

年間授業計画

1. 序 どんな学問か。
2. 学問形成の歴史 (1) スペイン人のインディオ観
3. " " (2) "
4. " (3) 16C 後半～18C 後半の西
欧人の未開人観
5. " (4) 18C 後半～19C 後半の西
欧人の未開人観
6. 19C 後半 文化人類学の誕生 (1) "文化"の概念
7. " (2) "
8. " (3) "進化"の概念
9. 19C 末～20C 初 現代の文化人類学へ
10. 研究方法としての"実地調査" (1)
11. " (2)

法 94 - 98	自然科学概論
法 99	自然科学概論
国関法 99	自然科学概論
担当者	福 井 尚 生

講義の目標

自然科学とは自然現象（人間の存否に無関係に起こる現象）に見出される普遍的な法則を探求する学問です。Kepler・Galileo・Newton・Einsteinへと宇宙方程式（Theory Of Everything）の模索は続きます。

さて、人間はこの宇宙方程式を満足する存在なのでしょう吗？宇宙進化の本流を人間本位に変えてはいないのでしょうか？地球外に文明を探してみても、この疑問を解決する糸口となるかも知れません。この辺りの自然科学者の取り組みを辿り自然科学の進め方を学ぶのが本講義の目標です。

講義概要

地球外文明の

1. 存在：「多数世界論」対「唯一世界論」
2. 探査哲学：平凡性の原理、人間原理
3. 進化： 型文明“地球”（ドレーク方程式）
型文明“ダイソン球”（赤外線源）
型文明“カルダシェフ球”（CTA-102
騒動）
4. 探査の現段階：オズマ計画、SETI
5. 探査効能：段階的（夢 現実 進歩）循環図

テキスト

プリント、視聴覚教材

評価方法

授業の際に配布する用紙に、授業内容に関する課題・宿題をその都度解答・提出してもらい、書かれてある内容を評価します。

前・後期定期試験

受講者への要望

『大学は学問を通じての人間形成の場である』を肝に命じ、十分に予習・復習をしながら真面目に主体的に授業に取り組んで下さい。

法 94 - 98	地球環境論（生物学）
法 99	地球環境論（生物学）
国関法 99	地球環境論（生物学）
担当者	加藤 信重

講義の目標

この講義は特に法学部学生諸君のための講義で、近年、問題になっている様々な環境問題を生物学の立場から把握することを目指す。

講義概要

身近な生物を理解するためにも、種々の環境問題にスポットを当てて講義を進めたい。毎日の新聞・雑誌等の記事を話題にする。

テキスト

教科書：使用しない。

参考文献

参考書：講義中に紹介、必要に応じてコピー配布をする。

評価方法

出席回数、通常のレポート、夏期休暇のレポート、随時おこなう試験の結果を総合して決定する。

受講者への要望

新聞・専門雑誌を毎日読むこと。

年間授業計画

1. 序論 一年間の講義の進め方を説明。特に現在問題を授業に取り入れるために、各自が意識的に新聞・雑誌を読み、それについてのレポート提出が多いことを理解してもらう。
2. 日本の抱える環境問題 ヒトの影響が大きくなった地球。
3. 日本の抱える環境問題 人口増加に追いつかない食糧の総量。
4. トピックス 新聞・雑誌記事を読み、レポートを提出。
5. 生態系 無機物 有機物 …… の流れにのって。
6. 生産者の役割 環境ごとの現存量を比較する
7. 消費者の現存量 生産者以上に数量が増えてはならない理由。
8. 日陰者の分解者 有機物から無機物に還元する働き者
9. トピックス 新聞・雑誌記事を読み、レポートを提出。

10. 環境を規定する温量指数と乾湿指数。
11. 日本の森林 固有種の豊富な自然。
12. 日本の自然環境 世界的にもユニークな日本の自然。
13. 古赤道分布説 北極圏に化石林がある。
14. 身近な自然 夏期休暇のレポートを書くために。
15. ナショナルトラスト制度 地域文化を保存するために。
16. 国立公園制度 手本はアメリカ？、ヨーロッパ？
17. 種の多様性保全条約 なぜ他の生物を守らなければならないのか。
18. ラムサール条約 日本のフライウェイを渡る鳥たち。
19. トピックス 新聞・雑誌記事を読み、レポートを提出。
20. ワシントン条約 絶滅の危機に瀕している動物。
21. ワシントン条約 絶滅の危機に瀕している植物。
22. トピックス 新聞・雑誌記事を読み、レポートを提出。
23. 世界遺産条約 地球の自然・歴史環境を守るために。
24. まとめ 一年間のまとめと試験の説明。

法 94 - 98	地球環境論（地理学）
法 99	地球環境論（地理学）
国関法 99	地球環境論（地理学）
担当者	犬 井 正

講義の目標

熱帯雨林の破壊は単に森林資源の消失問題としてではなく、全地球的な環境、経済、文化の問題としてとらえなければならない。熱帯雨林の生態と開発問題について広い視野から検討し、人間と風土とのかかわり方を考察する。

講義概要

熱帯雨林とはなにかという問いを端緒に、熱帯雨林がどこに存在し、どのような特徴をもった森林なのかを明らかにし、地球上で最も重要な生態系と言われている理由を考察していく。なぜ熱帯雨林が開発されるようになったのか、その開発の形態と規模、開発過程、開発の結果どのようなことが生起しているのか。なにが適切な解決策なのかなどについて考えていく。テキストを用いながら、随時、VTR なども援用しながら講義をすすめる。

テキスト

・クリス・C・パーク著『熱帯雨林の社会経済学』
1994、農林統計協会

参考文献

・T・C・ホイットモア著『熱帯雨林総論』1993、
築地書館
・ジョン・C・クリッチャー著『熱帯雨林の生態学』
1992、どうぶつ社
・四手井綱英・吉良竜夫監修『熱帯雨林を考える』
1992、NHK ブックス

評価方法

前期、後期各 1 回ずつの定期試験による。

受講者への要望

「経済地理学（犬井担当）」、およびその「演習」を履修する予定者は、本講義を履修しておくことが望ましい。

前期授業計画

1. 本講義の 1 年間の受講の心構え、講義方法、講義内容についてのオリエンテーションをおこなう。
2. 1 次生産者としての森林の重要性について。
3. 世界の森林の分布と熱帯雨林地域の気候条件。
4. 熱帯雨林成立の過程と特質。

5. 熱帯雨林の森林としての構造。
6. 熱帯雨林の動植物と食物連鎖。熱帯雨林の土壌の特質。
7. 熱帯雨林の生態学的多様性。
8. VTR『熱帯雨林の生態』視聴。
9. 熱帯雨林の開発の過程と破壊の核心地域。
10. 様々な開発形態と開発速度。
11. 薪炭材の生産と焼畑農耕 伝統的焼畑農耕は破壊か？
12. 人口爆発と集落再編計画。

後期授業計画

1. 商業的木材生産による森林破壊。
2. プランテーション経営と牧畜業。
3. ダム・道路建設、鉱産資源開発などの大規模開発による森林破壊。
4. VTR『緑を守る男たち』視聴。
5. 熱帯雨林破壊による環境保全機能の低下。
6. 熱帯雨林破壊の気候変化と地球の温暖化。
7. 熱帯雨林破壊の経済と生態系の損失。
8. 熱帯雨林で暮らす森林の民の苦境 アマゾンのヤノマミ族とカヤポ族。
9. VTR『熱帯雨林とサラワク先住民族』視聴。
10. 日本の熱帯材輸入と森林破壊。
11. 熱帯雨林破壊をくい止める可能な解決策は？
12. まとめ 再考「人間と自然のかかわり」。

法 94 - 98	情報処理
法 99	情報処理
国関法 99	情報処理
担当者	各担当教員

講義の目標

法学部の学生が 4 年間の学習、研究生生活を通して必要とされる情報処理の基礎を講義およびコンピュータ実習を通して勉学、学習する。授業の予習、復習やレポートの作成、卒業論文製作などの際に、次のような手段を使うことができるようにする。

文章は、ワープロを使用して作成する。必要な資料やデータを、インターネットや外部データベースなどを使って見つけ出す。E-Mail を使って、情報交換、資料のやり取りをする。統計計算や会計計算を行ない、必要があればグラフを作成する。

報告用、発表用の資料を、以上のような手段を組み合わせて作成する。プレゼンテーションをパソコンを使って行なう。住所録など個人用のデータベースを作成し管理する。

講義概要

講義および実習を通して上記の目標を達成するために、ワープロソフト・表計算ソフトの使用方法を始め、現在のコンピュータの持つマルチメディア機能の理解も含め、情報処理全般の基礎的なテーマを扱う。

講義の目標に掲げたテーマを順次こなしてゆくが、各テーマの取り扱われる順序、時間配分についてはこの講義を担当している教員によって若干異なることがある。

テキスト

獨協大学情報センター編「コンピュータ入門」

参考文献

必要があれば各担当教員に相談してほしい。

評価方法

前期、後期ともに原則として試験およびレポートを中心に評価する。出席は重要なポイントである。

担当教員によって、評価の仕方が異なるので詳細は各教員に尋ねること。

受講者への要望

最初のうちは“習うより慣れる”で、繰り返しの練習（復習）が必要である。講義に連続性があり、積み重ねが大事なので、欠席や授業中の集中度の不

足が無いように願いたい。

年間授業計画

以下の項目は情報処理の必須として取り上げる項目である。取り上げる順序や時間数は、担当者によって多少異なることがある。

前期授業計画

1. イントロダクション ガイダンス、センター案内、キーボード操作、マウス操作、フロッピーディスク、情報倫理
2. 文字の入力、タイピング練習（ソフト）
3. メモ帳（ソフト）による入力、ファイルを開く、ファイルを保存する
4. インターネット インターネットとは、WWW とは、URL を与えて開かせる、テーマを与えて探させる
5. メール 説明と設定、メールの送信
6. メール メール返信
7. ペイント（ソフト） 拡張子
8. ワープロ 文書の入力、保存：メール 文書の添付
9. ワープロ 文字の編集（切り取り、イタリック、センタリングなど）
10. ワープロ 文書の装飾（網掛け、色など）
11. ワープロ 表の作成
12. ワープロとクリップアート、ワードアートの組み合わせ、印刷

後期授業計画

1. 表計算の概要 ワークシート、ブック、セル、相対番地
2. データの入力 入力（表） 合計、平均
3. データの取り扱い 関数、平均、標準偏差、最大、最小
4. データの取り込み
5. クロス集計、検索
6. グラフ 棒グラフ、円グラフ、レーダーチャート、散布図など
7. エクセルとワードの結合 ワードへの貼り付け（表、グラフ）
8. インターネットとエクセルの結合 ネットワーク上からのデータの取り込み
9. データベース データベースの作成、並べ替え
10. データベース データベースの管理、抽出、フィルタリング、集計
11. プレゼンテーション 文字情報の提示
12. プレゼンテーション 画像、グラフの提示

法 94 - 98	情報処理（アドヴァンス）
法 99	情報処理（アドヴァンス）
国関法 99	情報処理（アドヴァンス）
担当者	施 建 明

講義の目標

この講義では、情報処理、社会科学情報検索法をさらにすすめ、レポートの作成、卒業論文作成などの際に、次のようなソフトウェアを活用できるようにすることを目的とする。卒業論文はワープロや表計算、その他のソフトを統合して利用する。必要な資料やデータは、インターネットや外部データベースなどを使って見つけ出す。E-mail を使って、情報交換、資料のやり取りをする。有用な情報を自らホームページで発信する。マルチメディアを活用する。卒論発表などの発表を、プレゼンテーションツールを使って効果的に行う。

講義概要

この講義では、情報処理、社会科学情報検索法をさらにすすめた講義および実習を通して、上記の目標を達成するために、メールソフト・web ブラウザ・ワープロソフト・表計算ソフト・画像作成ソフト、プレゼンテーションソフトの使用法をはじめとして、現在のコンピュータの持つマルチメディア機能やインターネットの理解も含め、情報処理全般のテーマを扱う。また、JavaScript などの HTML を拡張するスクリプト言語についても講義および実習を行う。作成したものはすべてネットワーク上にあるエリアに保存し、さらにサーバーへの移行を行う。

テキスト

立田ルミ他 “コンピュータとネットワークによる情報活用” 朝倉書店

参考文献

画像関連の書籍については、授業時に指示する。

評価方法

レポート：60% ネットワーク上に提出
定期試験：40%

受講者への要望

この講義は実習を伴うので、人数に制限があることに留意されたい。人数が多い場合は、抽選を行う。情報処理、社会科学情報検索法既習または Windows に関連する基礎知識のあることを前提として講義および実習を行うので、注意されたい。

年間授業計画

前期授業計画

1. イントロダクション：講義と実習
ガイダンス、基礎の復習、メールの設定
2. コンピュータとネットワークの仕組み：講義
ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成
3. 電子メールの活用：講義と実習
複数メールの処理、添付ファイル、メールの整理
4. ホームページの活用：講義と実習
ブックマーク、画像の保存、ダウンロード
5. Word の活用：講義と実習
図の挿入とウィザード、数式の利用、HTML 形式
6. Excel の活用 - 1：講義と実習
表計算の基本、作表、表の計算
7. Excel の活用 - 2：講義と実習
いろいろな関数の利用
8. Excel の活用 - 3：講義と実習
様々なグラフの利用、HTML 形式
9. Excel の活用 - 4：講義と実習
シミュレーション
10. Word と Excel 活用 - 講義と実習
ネット上のデータをダウンロード、加工
11. Access の活用 1 - 講義と実習
データベース作成
12. Access の活用 2 - 講義と実習
データ抽出

後期授業計画

1. マルチメディアの活用 1 - 講義と実習
画像の作成と編集
2. マルチメディアの活用 2 - 講義と実習
画像と取り込みと圧縮
3. マルチメディアの活用 3 - 講義と実習
音声の取り込みと編集
4. マルチメディアの活用 4 - 講義と実習
動画の処理と実際
5. Power Point の活用 1 - 講義と実習
プレゼンテーションの作成
6. Power Point の活用 2 - 講義と実習
オブジェクトの作成
7. Power Point の活用 3 - 講義と実習
アニメーション効果、ハイパーリンク
8. Power Point の活用 4 - 講義と実習
グラフ、画像の利用、HTML 形式
9. ホームページ作成 1 - 講義と実習
画像のあるホームページ作成
10. ホームページ作成 2 - 講義と実習

音声のでのホームページ作成

11. ホームページ作成3 - 講義と実習

動きのあるホームページ作成

12. ホームページ統合 - 実習

すでに作成したホームページを統合する

法 94 - 98	統 計 学
法 99	統 計 学
国関法 99	
担当者	富 田 幸 弘

講義の目標

近代統計学の手法は、品質管理、種々の調査、実験データの処理などを通じて広く社会一般に受け入れられ、経済学や経営学を含む諸科学にも多くの貢献をしてきている。特に、近年のコンピュータの発達にはデータの取り扱いと統計的方法への接近を容易にしている。

こうしたことから、統計学の背景にある科学的方法としての理論の枠組とその重要性を十分に理解し、応用能力を身につけることを目標としている。

講義概要

出来るだけ具体的な問題を意識しながら教科書にそって進める。その内容は以下のようなものである。また、講義内容を良く理解するために、演習問題に取り組んでもらう。

- 1) 記述的な統計 (データの整理)
- 2) 確率と確率分布
- 3) 統計的推定
- 4) 統計的仮説検定

テキスト

『統計学 データから現実をさぐる』内田老鶴園

池田貞雄・松井敬・富田幸弘・馬場善久共著

参考文献

必要に応じて紹介する。

評価方法

前期：定期試験の結果により評価する。出席状況なども考慮する。また、4年生には、レポートを課する場合もある。

後期：定期試験の結果により評価する。出席状況なども考慮する。また、4年生には、レポートを課する場合もある。

受講者への要望

講義内容を理解するための大学ノートと電卓が必要です。また、コンピュータ入門・情報処理概論・情報処理などの科目を併行履修することが望ましい。

前期授業計画

1. 今年度の統計学の講義・評価・受講上の注意など

について・統計学の利用例

キーワード：国勢調査・品質管理

2. 統計学の発展史・統計的な考え方

キーワード：ピアソン・フィッシャー

3. データの整理 (1)

位置の尺度・散布の尺度

キーワード：平均値・標準偏差

4. データの整理 (2)

その他のパラメーター・度数分布表

キーワード：中央値・四分位数

5. データの整理 (3)

簡便法・計算演習

キーワード：平均値・標準偏差

6. データの整理 (4)

相関係数・回帰直線

キーワード：散布図・相関

7. データの整理 (5)

「記述的な統計」のまとめ

昨年の定期試験の解答例 (前半)

8. 確率・順列・組合せ

キーワード：互いに独立・条件付確率

9. 離散型確率分布

キーワード：二項分布・漸化式

10. 連続型確率分布 (1)

キーワード：正規分布・標準化

11. 連続型確率分布 (2)

キーワード：確率計算・その他の確率分布

昨年の定期試験の解答例 (後半)

12. 「確率と確率分布」のまとめ

定期試験について

後期授業計画

1. 前期の復習・後期の概要

キーワード：前期試験の解答例

2. 母集団と標本

キーワード：国勢調査・標本調査

3. 統計的推定 (1)

キーワード：比率の区間推定・サンプルサイズ

4. 統計的推定 (2)

キーワード：母平均の区間推定

昨年の定期試験の解答例 (前半)

5. 統計的仮説検定 (1)

統計的仮説検定の概論

キーワード：帰無仮説・有意水準

6. 統計的仮説検定 (2)

比率の仮説検定・分割表による仮説検定

キーワード：比率の差・2×2分割表

7. 統計的仮説検定 (3)
 - 母平均の仮説検定
 - キーワード：母平均の差・等分散
8. 統計的仮説検定 (4)
 - 統計的仮説検定のまとめ
9. ノンパラ検定 (1)
 - 順位相関係数・適合度検定
 - キーワード：スピアマン・ケンドール
10. ノンパラ検定 (2)
 - 符号検定・順位和検定
 - キーワード：符号 (サイン)・ウィルコクソン
11. 昨年の定期試験の解答例 (後半)
 - この講義に関する要望・意見
12. 「統計学」のまとめ
 - 定期試験について

法 94 - 98	統 計 学
法 99	統 計 学
国関法 99	
担当者	本 田 勝

講義の目標

我々の身の回りには大量のデータが存在する。それらは観測や測定あるいは実験のデータであったり、各種の調査から得られたデータであったり、その種類は様々である。これらのデータを解析し、推論していく、推測統計学を軸とする近代統計学の手法は、経済学や経営学分野でもいろいろな形で応用されている。

この講義では、統計学の基本的考え方と、それらを具体的に応用していく方法について述べていく。

講義概要

講義は年間を通して系統的かつ段階的に進めていく。

- (1) データの整理の方法
- (2) 確率の概念
- (3) 確率分布の考え方
- (4) 特殊な確率分布
- (5) 標本分布の考え方
- (6) 点推定や区間推定の考え方
- (7) 統計的仮説検定の考え方
- (8) 2 変量の相関と回帰

テキスト

本田 勝：「基本統計学」(産業図書)

参考文献

講義時にそのつど指示

評価方法

前期：前期の定期試験によって評価する。

後期：後期の定期試験によって評価する。

受講者への要望

講義は指定の教科書にそって進めるが、教科書はあくまで補助であり、教室での講義が中心であるから、必ず講義に出席し、ノートに講義内容をまとめて欲しい。

前期授業計画

1. 統計学とは何かについて、統計学の導入を行なう。(母集団、標本、記述統計、推測統計)
2. 標本として得られるデータの整理のしかた(度数分布)について述べる。位置の尺度(平均、中央値、

最頻値)のとらえかたについて述べる。

3. ばらつきの尺度によるデータ特性の把握のしかたについて述べる。(分散、標準偏差、チェビシェフの不等式)
4. データ整理の方法を理解するための演習をおこなう。
5. 確率導入のための準備として、集合および事象について述べる。(和事象、積事象、順列、組み合わせ)
6. 確率を導入し、加法定理、条件付確率および乗法定理について述べる。確率に関する問題演習を行なう。
7. 確率変数と確率分布の考え方を述べ、離散型および連続型の例を考えてみる。
8. 確率分布の数学的定義を、密度関数と分布関数を用いて説明し、分布の平均や分散などの特性値について述べる。
9. 2 項分布を例に、確率分布(離散型)の性質を調べる。
10. ポアソン分布の性質を調べる。問題演習。
11. 連続分布とその特性について、一様分布、指数分布、正規分布を例に述べる。
12. 正規分布の確率の求め方と確率度数の標準化について述べる。問題演習。(標準正規分布)

後期授業計画

1. 標本分布とは何か、標本平均はどのような確率分布をするかについて述べ、中心極限定理についても言及する。
2. 標本比率の分布はどのような確率分布をするかについて述べ、2 項分布の正規近似についても言及する。
3. カイ 2 乗分布および学生 t 分布の説明したあと、標本分散の確率分布について述べる。
4. 母集団パラメータの推定について、点推定、区間推定の考え方を述べる。(不偏推定量、信頼係数)
5. 母平均の区間推定のし方を述べる。問題演習
6. 母集団比率及び母分散の区間推定のし方を述べる。
7. 統計的仮説検定の考え方と母平均の検定法について述べる。問題演習。(帰無仮説、対立仮説、検定の過誤)
8. 2 変数間の相関とは何かについて述べる。(共分散、正の相関、負の相関、完全相関)
9. 回帰直線について述べる。(線形回帰、最小 2 乗法)
10. カイ 2 乗検定の考え方について述べる。問題演習。(適合度検定、分割表、独立性の検定)

11. ノンパラメトリック検定の考え方について述べる。

(符号検定、順位和の検定)

12. 一年間の総復習を行う。

法 94 - 98	統 計 学
法 99	統 計 学
国関法 99	統 計 学
担当者	松 井 敬

講義の目標

近代統計学の手法は、品質管理、種々の調査、実験データの処理などを通じて広く社会一般に受け入れられ、経済学、経営学を含む諸科学に大きく貢献してきた。近年は、コンピュータなどのデータ処理システムの目ざましい発展もあって、人間活動のあらゆる分野で広く利用されている。

本講義は、統計学の基礎的な概念と方法について正確な知識と応用能力を身につけることを目的とする。現実への応用に大きく関わった学問でもあり、出来るだけ具体的な問題を意識し、計算演習やシミュレーション結果などを加えながら進めてゆきたい。

講義概要

前期では記述的な統計から始め、探索的なデータ解析の考え方、単純回帰、現代統計学の枠組み（母集団と標本）データの得られるメカニズムや確率分布などを扱う。後期は、様々な分野で応用されている統計的方法の考え方と具体的な利用法の説明で、推定、検定、ノンパラメトリック法などの理論と方法である。

データは実験、観察、調査などに関連して得られる。講義ではデータの背後にある諸条件を勘案しつつ、適切な統計的方法を選択し、実際にコンピュータなどでデータ処理を行い、それを結果の解釈につなげるまでの一連のプロセスを理解してもらうつもりである。

テキスト

池田貞雄、松井敬、富田幸弘、馬場善久共著「統計学 データから現実をさぐる」内田老鶴園

参考文献

上記テキストは入門書としてはかなり広い範囲をカバーし、しかも分かり易く説明しているので、この講義の段階で特別に参考文献が必要とも思われない。ただし、参考となる本は和書はもちろんのこと洋書や応用のための各論的な本も含め数多い。興味のある学生は関心領域をはっきりさせて、個別に相談してほしい。

評価方法

前期、後期ともに期末の試験によって評価する。

試験の問題は講義で扱う演習問題などが中心になるので、普段からキチンと出席し、テーマ毎に理解しておくことが大事である。

受講者への要望

講義内容をより良く理解してもらうために、適宜演習を取り入れている。そのために、電卓を常に持参してほしい。また、コンピュータを使ってデータの処理やシミュレーションを実際に行ってみることが大事である。

前期授業計画

1. 統計学とは何だろうか：統計学とはどんな学問か、なぜ統計学を学ぶのかなど。ほかに年間の授業の進め方、方針、など。
2. 統計学の考え方、データを記述する尺度：統計的な見方、考え方とはどんなことか。データを測定する尺度についてなど。
3. データを記述する尺度：データを記述する様々な尺度の意味と特徴およびそれらを求める（計算する）上での注意。
4. 探索的なデータ解析：探索的なデータ解析の方法と考え方について解説する。
5. 2つの変数の間の関係をさぐる - 1：身長と体重、需要と供給、打率と打点といった2つの変数の間の関連性を説明する尺度について考える。相関係数。順位相関係数。
6. 2つの変数の間の関係をさぐる - 2：2つないし3つ以上の変数間の"線型"な関係を調べる。回帰直線。
7. 確率：統計と確率の接点。確率の基本的な考え方など。
8. データの得られるしくみを考える：確率の考えを借りて、実験や観察の結果を分布という概念でとらえる。
9. 離散型の分布：二項分布、ポアソン分布など。分布の特徴づけ。データとの関係。
10. 連続型の分布：連続型確率分布。正規分布の形状や特徴など。
11. 正規分布：データ解析の様々な場で見られる正規分布とその周辺のことについて考察する。
12. 分布間の関係ほか：二項分布の正規近似や分布間の相互関係を考える。前期のまとめ。

後期授業計画

1. 現代統計学の枠組み：母集団と標本。データの持つ意味 - データは何を表現しているか、データの得られる機序。
2. 推定 - 1：母集団のパラメータ（母数）を推定す

る方法とその意味について考える。点推定、最尤推定、標本分布など。

3. 推定 - 2 : 母集団比率と正規分布の母平均の推定。
なぜ標本平均や標本比率を用いるかを通し、推定量の意味、推定量の性質、比較なども。
4. 推定 - 3 : 区間推定。サンプルの大きさを決める方法。
5. 統計的仮説検定 - 1 : 「統計的仮説」の検定を、どんな考え方にそって行うか。
6. 統計的仮説検定 - 2 : 比率の検定 考え方と定式化。1 標本と 2 標本。
7. 統計的仮説検定 - 3 : 2×2 表の考え方と方法。 $r \times s$ 表。
8. 統計的仮説検定 - 4 : 正規分布の母平均の検定など。
9. ノンパラメトリックな方法 - 1 : ノンパラメトリックな方法とは何か。符号検定など。
10. ノンパラメトリックな方法 - 2 : 順位にもとづく検定など。ノンパラメトリックな検定法の考え方をさぐり、効率なども説明。
11. ノンパラメトリックな方法 - 3 : 適合度検定。
12. 統計的推測 : 統計的方法の枠組みの理解と様々な手法の関連を再考し、後期のまとめを行う。

法 94 - 98	健 康 学
法 99	健 康 学
国関法 99	健 康 学
担当者	佐々木 雄 司

講義の目標

「精神衛生学」イコール精神医学ではない。後者の中核が「医療の場」における治療なのに反し、前者は、あらゆる「生活の場」(地域社会、職場、学校)における実践といえよう。

私は、精神科医で、メンタルヘルスとくにコミュニティメンタルヘルスのパイオニアの 1 人として日本の各地で活動を重ねてきている。その日頃の実践の中で、精神衛生の基礎知識をもつ社会人の仲間が 1 人でもいたら……と思うことの連続である。産業精神衛生は、現代の企業の重大問題の 1 つ。本授業を、そのよき社会人モデルを育てる基礎訓練の場としたい。

講義概要

「暮らしの中の健康学、とくに精神衛生学概論」と集約できるかもしれない。身近に起こっている、生命や健康に関するありふれた出来事あるいは特異な出来事などをとりあげる。

授業は精神科医としての 40 余年間の私自身の実践や研究やフィールドワークの体験を縦軸とし、学生サンの討論などを横軸として進める。ビデオや新聞記事などを授業時間の最初に使用し、それをもとにした「グループ討論」をできるだけ頻回にとり入れたい。

本授業が、上記のよき社会人モデルへの途となるとともに、人間・家庭・地域社会・学校・企業・社会福祉・行政・信仰・日本文化などを考える緒の 1 つともなれば幸いである。

テキスト

なし

参考文献

佐々木 雄司「宗教から精神衛生へ」金剛出版、1986
厚生省精神保健課「我が国の精神保健福祉」厚健出版(最新版)

福祉士養成講座編集委員会編集「新版介護福祉士養成講座 10 精神保健」中央法規、2001

評価方法

2 回の期末テストだけでなく、ミニテスト、出欠や

発言などの参加姿勢を、平常点として重視する。期末テストのみ受けても、単位として認定しない。

受講者への要望

「精神衛生学」は人間関係の学であり、約束を重んずることと参加することが基本要件。先述した講義形態でもあり遅刻は厳禁。なお、ゼミ生(精神衛生論)は本授業も受講されたい。

前期授業計画

1. オリエンテーション
2. グループ討論「最近の新聞記事など」をとりあげる
3. いのちと医療 (1) 新聞記事、グループ討議
4. " (2) まとめ
5. そこで起こっている現象の捉え方、考え方 (1) Video、グループ討論
6. " (2) まとめ
7. 信仰と精神衛生 (1) 具体例、新聞記事、グループ討論
8. " (2) スライド、(3) Video、まとめ
9. 精神医学の知識 (1) 具体例、新聞記事、グループ討論
10. " (2) スライド、(3) Video、まとめ
11. 新しい精神医学、コミュニティ・メンタルヘルス (1) 具体例、グループ討論
12. " (2) スライド、(3) Video、まとめ

後期授業計画

1. 地域社会の精神衛生
2. 家庭の精神衛生
3. 学校の精神衛生 (1) 具体例、新聞記事、グループ討論
4. " (2) まとめ
5. 職場の精神衛生 (1) 具体性、新聞記事、グループ討論
6. " (2) まとめ
7. 加齢と精神衛生 (1) 具体例、新聞記事、グループ討論
8. " (2) まとめ
9. 日本の医療ことに精神科医療の現状
10. 医師、医療機関の選び方
11. 総括 (1) 新聞記事、グループ討論
12. " (2) まとめ

法 94 - 98	法 哲 学
法 99	法 哲 学
国関法 99	
担当者	堅 田 剛

講義の目標

法哲学は法についての哲学的な考察をめざします。これは法律解釈学では扱いきれない、あらゆる法的问题を引き受けることを意味します。法哲学とはいうものの、歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎりなんでもありの「法雑学」なのです。法律よりはるかに広い法の世界、六法全書の彼方にある法の世界に招待したいと思います。

講義としての法哲学は、通常「法思想史」（法学説の歴史的考察）と「法理論」（法的課題の個別的検討）の二つの領域からなります。おおむね前期を法思想史、後期を法理論に当てたいと思います。

講義概要

テキストとしてホセ・ヨンバルト氏の『法哲学案内』を用います。同氏はスペインの出身ですが、今やわが国を代表する法哲学者といえます。同書は翻訳ではなく、直接日本語で書き下された書物です。講義はこのテキストに即しておこないます。

前期に講義予定の主な項目は、「古代ギリシアの法哲学」「古代ローマの法思想」「中世の神学的法思想」「啓蒙主義的自然法論」「近代ドイツの法思想」「新カント主義の法哲学」などです。後期には、「法の規範性」「法的強制」「法的正義」「法的効力」「法と道徳」「法実証主義」「自然法論」などを予定しています。

テキスト

ホセ・ヨンバルト『法哲学案内』成文堂、1993年

参考文献

- 三島淑臣『法思想史』新版、青林書院、1993年
 田中成明他『法思想史』第二版、有斐閣、1997年
 加藤新平『法哲学概論』有斐閣、1976年
 大橋智之輔他編『法哲学綱要』青林書院、1990年
 矢崎光圀『法哲学』青林書院、2000年

評価方法

各学期末に筆記試験をおこない、両方の点数を考慮して学年の成績とすることを原則とします。採点

に際しては誤字・脱字等を細かくチェックします。また「自分の頭で考えた」答案のほうを高く評価します。状況により出席点を加味します。さらに自由提出のレポートを受け付けます。

受講者への要望

レポートの提出は任意ですが、成績評価の対象とします。内容により上限を20点として筆記試験の点数に加算します。積極的にレポートを書いてください。課題その他については、別途指示します。

年間授業計画

1. 法哲学とはなにか
（ガイダンス、哲学と法哲学、法哲学の方法論、法哲学の体系、法哲学の関連分野）
2. 古代ギリシアの法思想
（ソフィスト、ソクラテス、プラトン、アリストテレス、ストア学派）
3. 古代ローマの法思想
（ローマ人の法思想、ローマ法とその特徴）
4. 古代・中世のキリスト教的法思想
（新約聖書における自然法、アウグスティヌス、トマス・アクィナス）
5. 啓蒙主義的自然法論
（グロティウス、ホッブス、スピノザ、プーフENDORF）
6. 啓蒙主義的自然法論（続）
（ロック、トマジウス、モンテスキュー、ルソー）
7. 近代ドイツの法と国家の理論
（カント、ヘーゲル）
8. 近代ドイツの法と国家の理論（続）
（フォイエルバッハ、マルクス）
9. 歴史法学の法思想
（サヴィニー、グリム、イェーリング）
10. 新カント主義の法哲学
（ラートブルフ）
11. 新カント主義の法哲学（続）
（ケルゼン）
12. 予備
13. 法と国家と人間
（法源の種類、法的に空虚な領域と法の欠缺）
14. 法の実定化と法的安定性
（実定法とはなにか、実定法の不完全性と実定法の限界）
15. 法の規範性
（規範性とはなにか、存在と当為、受範者）
16. 法的強制と国家権力
（法的強制の必要性、国家権力の必要性、国際法と

法的強制)

17. 法的正義
(正義とはなにか、正義と平等、正義と衡平)
18. 法的効力
(法的効力とはなにか、妥当性と効力、承認説)
19. 法と道德
(法と道德の区別、法と道德の関連、法の道德化)
20. 実定法上の根本概念
(権利と義務、人間の尊厳、自由の種類、主権)
21. 法実証主義
(法実証主義の多様性、法実証主義の根本主張、法実証主義の哲学的背景)
22. 伝統的自然法論
(自然法論の諸形態、自然法論の根本主張)
23. 自然法論と法実証主義の和解
(カウフマンの「第三の道」)
24. 予備

法 94 - 98	日本法制史
法 99	日本法制史
国関法 99	
担当者	小柳 春一郎

講義の目標

講義の目的は、明治初年から平成 12 年までの近代日本の土地法制について歴史的・体系的な理解を与えることである。近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を体験している。講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、体系的な理解を与える。

講義概要

近代日本の土地法制を、大きく 8 つの時期に区分する。すなわち、第二次世界大戦前については、明治、大正、昭和の 3 時期、戦後については、昭和 20 年代、30 年代、40 年代、石油ショックから昭和 55 年まで、その後のバブル期というかたちで、5 つに区分する。その上で、各期の重要な法律を取り上げ、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正について解説する。

テキスト

稲本洋之助・小柳春一郎『土地法制史』（都市的土地利用研究会）

参考文献

国土庁土地局監修・土地総合研究所編『日本の土地』ぎょうせい

また、講義の最中に随時必要資料を配付する。

評価方法

学期末に試験を行う。

受講者への要望

レポートを提出するなどして積極的に講義に参加して欲しい。

年間授業計画

1. 明治期 1・地租改正 地租改正の意義、そこで与えられた近代的土地所有権の性質、明治時代の土地所持の権利との関係等について論ずる。
2. 明治期 2・民法 民法典の編纂の背景、旧民法と明治民法の関係、外国法の影響、現行民法の不動産法としての特徴などについて論ずる。
3. 明治期 3・建物保護法 地租改正・明治民法によ

り認められた自由な土地所有権のもたらした社会的問題、借地の隆盛、地震売買対策としての建物保護法を論ずる。

4. 明治期 4・東京市区改正条令 明治初年の都市改造事業としての銀座煉瓦街計画、東京市区改正条令などの都市整備のための公法的諸制度について論ずる。
5. 大正期 1・都市計画法 近代的な都市整備のための法規である、都市計画法、市街地建物法をとりあげ、土地利用の公法的制限の発端を明らかにする。
6. 大正期 2・借地借家法 土地所有権に対する私法的な規制である借地法、借家法をとりあげる。
7. 大正期 3・特別都市計画法 関東大震災後の都市整備のための特別法である特別都市計画法を取り上げ、戦前期の都市の基盤整理事業を概観する。
8. 昭和戦前期 1・不良住宅地区改良法 近代都市の再開発のための法律の嚆矢である同法を取り上げ、当時の都市問題を概観する。
9. 昭和戦前期 2・地代家賃統制令 戦時体制における統制立法の代表例である同令をとりあげ、地代家賃統制に関連する法的諸問題を概観する。
10. 昭和戦前期 3・借地借家法改正 地主・家主の更新拒絶の献納を制限した正当事由条項を借地法・借家法に付加した昭和 16 年改正を検討する。
11. 戦後復興期 1・罹災都市借地借家臨時処理法 戦災により荒廃した都市に対する応急措置を概観する。なお、同法は、阪神・淡路大震災にも適用された。
12. 戦後復興期 2・財産税法 農地改革とともに、戦前の大土地所有を解体した同法を検討し、戦後の土地所有状況について述べる。
13. 戦後復興期 3・建築基準法 日本国憲法の制定後、戦前からの法規が全面改正された。代表例として、市街地建築物法に代わる建築基準法を取り上げる。
14. 戦後復興期 4・宅地建物取引業法 宅建業は、戦後において非常に発達した業であるが、問題も多かった。同法の 14 次につながる改正を概観する。
15. 経済回復期 1・日本住宅公団法 戦後の特徴は、国が住宅問題の解決に大きな役割を果たしたことである。その代表例である日本住宅公団を取り上げる。
16. 経済回復期 2・首都圏整備法 東京の周辺 20 キロにグリーンベルトを創設するという野心的な都市立法であった首都圏整備法の内容と実施過程について論ずる。
17. 高度成長期 1・都市計画法 現在に至る基本的な都市整備法である都市計画法（昭和 43 年全面改正）について検討し、その後の改正にふれる。

18. 高度成長期 2・都市再開発法 現在に至るまで都市再開発に関する基本法である同法を取り上げ、その問題点を概観する。
19. 高度成長期 3・地価公示法 地価公示制度を概観した後に、他の土地評価との関連を述べ、一物 4 価といわれる地価について理解を深める。
20. 安定成長期 1・国土利用計画法 計画法という名称にも拘わらず、地価対策法としての面が大きい国土法について、規制区域、監視区域、注視区域の制度を概観する。
21. 安定成長期 2・生産緑地法 市街化区域内農地の問題を概観した後に、生産緑地法の制定時の意義とバブル時における改正について論ずる。
22. 地価バブル期 1・土地基本法 土地に対する諸立法の基礎となっている土地基本法の成立事情、内容を概観し、バブル前半期の土地状況を論ずる。
23. 地価バブル期 2・地価税法 バブル後期（崩壊期）の土地政策を概観し、地価税法の内容、意義を検討する。
24. 平成 10～12 年の土地立法 平成 9 年策定の新土地政策推進要綱を紹介し、その後の主な新法・法改正を検討する。

法 94 - 98	西洋法制史
法 99	西洋法制史
国関法 99	
担当者	屋敷 二郎

講義の目標

基礎法学の諸分野に共通する問題意識は、実定法の諸科目を学ぶ上での大枠を考え、すでに学んだ実定法の知識の前提を問い直すことである。その中でも法史学は、法の歴史的現存在としての側面に着目し、その歴史的的存在構造を探究する学問である。本講義では、そのような学問的営みの一環として、古代から近代に至るヨーロッパの法史を取り上げ、我々の法生活の最も重要な基盤をなしているヨーロッパ近代の法生活を生みかつ支えている心性に迫りたいと考えている。

講義概要

法史学のような学問においては、個別事例を通じて全体像を把握していくことが不可欠である。したがって、毎回の講義では、もちろんその回のテーマを概説しポイントを指摘するが、こちらから一方的かつ抽象的に解説する形式は極力避け、できるだけ具体的な史料に即して議論を促したいと考えている。人数にもよるが、史料などをコピーしたレジュメを毎回配布し、受講者がそれに分析・解釈を加えるという形がとれば理想的である。

テキスト

特にテキストは指定しない。

参考文献

ガイダンス時に配布する文献リストを参照のこと。
講義担当教員の頭の中を知りたい向きには、屋敷二郎『紀律と啓蒙』（ミネルヴァ書房）を挙げておく。

評価方法

定期試験（年度末に行う・史料からも出題する）：評価の 50%程度。レポート（冬学期開始時に提出）：評価の 30%程度。授業への参加度（講義中の発言や質問などを評価・単なる出席は加味しない）：評価の 20%程度。

受講者への要望

多様なメディアが発達した現代では、聴講してノートをとる意味が薄れつつある。本講義を受講する学生には、自分の頭で考え、発言し、学問の場としての講義を主体的に創出していく姿勢を期待する。

年間授業計画

1. ヨーロッパ法史学の課題と方法
2. 古代ローマ（1）十二表法の時代
3. 古代ローマ（2）ローマの共和政世
4. 古代ローマ（3）古典期ローマ法学
5. 古代ローマ（4）ユスティニアヌスの法典編纂
6. ゲルマン・中世（1）ゲルマン法の概念
7. ゲルマン・中世（2）ジッペとフェーデ
8. ゲルマン・中世（3）決闘裁判
9. ゲルマン・中世（4）法書の時代
10. 全き家と「旧ヨーロッパ」
11. ローマ法の継授（1）12世紀ルネサンス
12. ローマ法の継授（2）イタリア学風とフランス学風
13. ローマ法の継授（3）法生活の学問化
14. ローマ法の継授（4）帝室裁判所と帝国公法学
15. 社会的紀律化（1）平和秩序の形成
16. 社会的紀律化（2）ポリツァイ
17. 社会的紀律化（3）近代国家の覚醒
18. 紀律と啓蒙（1）トマジウスと魔女裁判
19. 紀律と啓蒙（2）ポリツァイと啓蒙
20. 紀律と啓蒙（3）法典編纂と社会秩序の法化
21. 近代（1）フランス革命の遺産
22. 近代（2）サヴィニエーと歴史法学派
23. 近代（3）ドイツ民法典の成立
24. 現代世界とヨーロッパ法史

法94-98	法社会学
法99	法社会学
関法99	
担当者	森 謙 二

講義の目標

法社会学的な思考を学ぶこと。法律学は、法に固有なことばと思考方法によって、他の社会諸科学から孤立する傾向があります。実用法学の目的が、現実の紛争を一定の規範に基づいて解決しなければならないことであるとすれば、基礎法学としての法社会学の役割は、他の隣接社会諸科学と協力しながら、生きた社会規範=生ける法を対象とし、全体的な社会秩序のなかでの法のあり方について考えることです。法学を学ぶ基礎としても、あるいは現実的な法の思考を学ぶためにも、法社会学は重要な役割を果たしています。

講義概要

講義のテーマは、大きく三つに区分できます。(1)法社会学における法の考え方...法社会学がどのように形成され、どのように発展してきたか、(2)市民社会と法...資本主義社会のなかで法がどのように発展・展開してきたのか、(3)日本社会と法...伝統的な社会が多様であることを前提とし、国家法はその多様な社会構造をどのように統一化・画一化してきたか、地域社会における法形成、新しい共同性の担い手としての地域共同体について、考えていきます。

テキスト

必要に応じてレジュメを配ります。

参考文献

エールリッヒ『法社会学の基礎理論』(みすず書房)
 ヴェーバー『法社会学』(創文社)
 六本佳平『法社会学』(有斐閣)
 ハーバーマス『公共性の構造転換』(未来社)
 江守五夫『日本村落の構造』『日本の婚姻』『家族の歴史人類学』(ともに弘文堂)
 森謙二『墓と葬送の現在』(東京堂出版)
 M・ミッテラウアー『家族の歴史人類学的研究』(新曜社)

評価方法

試験・レポート・出席などを総合的に見て、評価します。テストはできるだけ客観的な知識を問うような問題とし、レポートは講義を聴いて何を考えた

かについて書いてもらいたいと考えています。

受講者への要望

積極的に授業に参加してくれる学生を望みます。
 質問などはe-mailでも受け付けます。

年間授業計画

1. 法社会学はどのような学問か? 法社会学と実用法学、法社会学と他の社会諸科学
2. 法社会学の形成...エールリッヒとヴェーバー(1) 法についての考え方をめぐって
3. 法社会学の形成...エールリッヒとヴェーバー(2) 自由法運動の評価をめぐって
4. 法社会学における法の概念...「生ける法」と法形成
5. 法社会学から見た法の解釈...「法」の解釈、その論争
6. 市民社会と法(1) 近代市民法の構造
7. 市民社会と法(2) 市民的公共性の成立と世論
8. 市民社会と法(3) 市民的自由と基本的人権
9. 市民社会と法(4) 市民的公共性の崩壊
10. 市民社会と法(5) 市民的自由の展開と社会法の形成
11. 市民社会と法(6) 現代における権利の性格
12. 市民社会と法(7) 近代家族と法
13. 市民社会と法(8) 公的親密圏(地域社会)と家族・法
14. 日本社会と法...問題の視座と日本社会の多様性
15. 明治維新と近代法の形成(ケガレの解除)
16. 明治国家と戸籍(家と個人・国籍の掌握)
17. 明治国家のもとでの土地制度と地方制度(近代化・社会秩序の再編成)
18. イエ秩序と年功序列原理(戦前と戦後の連続性)
19. 日本における「近代家族」の成立
20. 戦後日本社会と法(冷戦構造の中での日本)
21. 戦後日本社会と法(高度成長と日本)
22. 戦後日本社会と法(家族)
23. ポスト冷戦「戦後日本社会」後の日本社会と法(公的親密圏と地域共同体)
24. まとめ

法 94 - 98	法 心 理 学
法 99	法 心 理 学
国関法 99	
担当者	渡 辺 昭 一

講義の目標

法心理学は、民事および刑事司法システムへの心理学的知見の提示と応用に関連する学問領域である。本講義では、法執行過程におけるさまざまな心理学的問題について、最近の研究と具体的な事例を紹介し、法心理学への理解を深めることを目標とする。

講義概要

法心理学は、警察官の採用や適性、目撃証言の評価、捜査面接、犯人像の推定、法廷証言、犯罪者の処遇、犯罪被害者保護、各種犯罪の心理と行動の研究および理論構築など、法執行のすべてのプロセスにわたる領域を含んでいる。本年度はこれらの領域のうち、犯罪捜査に関連する領域（捜査心理学）を中心に講義する予定である。

テキスト

特に指定しません。

参考文献

講義の際にその都度紹介する。

評価方法

前期に提出するレポートと年度末の筆記試験による。

受講者への要望

年間授業計画

1. オリエンテーション 法心理学とは何か。
2. 目撃者の証言 (1)目撃者の記憶
3. " (2)顔の識別と再構成
4. " (3)写真面割り
5. 捜査面接 目撃者と被害者の面接
6. 取調べと自白 (1)否認の心理
7. " (2)取調べ
8. " (3)自白の心理
9. 虚偽検出検査（ポリグラフ検査）
 - (1)検査の方法と妥当性
10. " (2)法的諸問題
11. 犯罪情報分析 (1)犯罪情報分析の手法
12. " (2)海外の動向（米国、カナダ）
13. " (3)海外の動向（英国）

14. 犯罪者プロファイリング

- (1)臨床的プロファイリング
15. " (2)統計的プロファイリング
16. " (3)地理的プロファイリング
17. " (4)犯罪手口分析
18. 各種犯罪の心理と行動 (1)連続放火
19. " (2)通り魔
20. " (3)殺人
21. " (4)性的犯罪
22. " (5)人質立てこもり
23. 犯罪被害者保護
24. まとめと展望

法 94 - 98	英 米 法
法 99	英 米 法
国関法 99	英 米 法
担当者	田 島 裕

講義の目標

現在の世界の法制度は、大陸法と英米法の 2 大法系に分けることができる。そこで、大陸法と比較しながら、英米法の基本的な諸法理を学ぶことを目標としている。とくに判例法主義の特色は重要な意味をもっており、これと関連して裁判所制度、陪審制などを学ぶ。

講義概要

前半の講義では英米法の総論的な講義を行い、法システム全体を概観する。とくに、不文憲法の意味、陪審制、先例拘束の法理、議会主権の原則などがその中心となる。後半の講義では、英米法の各論を講義する。その場合、コモン・ロー（契約法、不法行為法、刑法）の諸原理を UCC を使いながら説明する。また、エクイティ（不動産法、信託法、家族法）の基礎原理も説明する。そして、国会の法律による法改正、現在行われている 21 世紀に向けた法改正（イギリス憲法典の制定を含む）に言及して講義を結ぶことになる。

テキスト

田島裕 『イギリス法入門』（信山社、2000 年）

参考文献

田島裕 『イギリス憲法典』（信山社、2000 年）、田島裕 『アメリカ憲法』（信山社、近刊）

評価方法

期末試験による（若干の平常点を加味する）

受講者への要望

独習のむつかしい科目なので、講義に出席し、積極的にケースの講義に参加してほしい。

年間授業計画

1. 英米法を学ぶことの意義 テキスト、講義の進め方、勉強の方法についても説明する。
2. 英米の憲法構造 - 成文憲法と不文憲法
3. アメリカ合衆国憲法 三権分立の原理、違憲立法審査制、権利章典
4. 「法の支配」の原理と議会主義の原理
5. 英米の裁判所制度と裁判官
6. 陪審制

7. コモン・ロー（不法行為法）
8. コモン・ロー（契約法）
9. エクイティの法則（土地法、信託法）
10. 判例法と制定法の関係
11. 英米法のシステムを支える法思想（英米自然法論、分析法學、リアリズムなど）
12. アメリカ法の二元性
13. アメリカ州法（UCC） 売買法、詐欺防止法
14. アメリカ州法（UCC） 保証（warranty）の法理
15. アメリカ州法（UCC） 債務不履行（売り主の権利、買い主の権利）
16. アメリカ州法（UCC） 証券
17. アメリカ州法（UCC） 担保権の強制、連邦破産法との関係
18. 現代英米法における法的救済方法
19. 代替的紛争処理
20. 連邦制定法による判例法理の修正（独占禁止法、銀行法など）
21. 刑事責任の理論（英米刑法の基礎）
22. 英米法における「家族」
23. 英米法における国際法の位置づけ（とくに国際取引法）
24. 英米法の将来の展望 現在行われている法改正を説明する

法 94 - 98	ドイツ法
法 99	ドイツ法
国関法 99	ドイツ法
担当者	市川 須美子

講義の目標

ドイツ法では、ドイツの法制度のしくみの概要を公法を中心に紹介し、日本法と比較しながら、それぞれの法制度の特徴を理解することを目標とする。

講義概要

基本法を頂点とするドイツの法体系と裁判制度の理解の上に、各論的に、地方自治制度、行政法、民法（家族法）社会法、教育法分野を比較法的に検討する。ドイツ法の実態にふれるために、憲法判例、行政判例の和訳も行なう。

テキスト

・村上・マルチュケ著『ドイツ法入門』有斐閣

参考文献

・ドイツ憲法判例研究会『ドイツの憲法判例』信山社

評価方法

前期 レポート

後期 試験

受講者への要望

ドイツ法判例を読むので、一定程度のドイツ語力（法学部生はドイツ語履修済のこと）と、法学の基礎知識が必要。初回にテストをしますのでドイツ語辞書を持参して下さい。

年間授業計画

1. 本講義の目標と予定 ドイツ語力把握のための小テスト
2. ドイツの法体系、基本法、連邦法、ラント法、法律と条例
3. 基本法（1） 憲法原理
4. 基本法（2） 基本権
5. 裁判制度（1） 裁判管轄と特徴
6. 裁判制度（2） 司法改革と裁判官
7. 地方自治（1） 概要としくみ
8. 地方自治（2） 住民参加
9. 地方自治（3） 住民投票
10. 憲法判例（1）
11. 憲法判例（2）
12. ドイツ行政法と日本行政法

13. 環境法（1） 歴史的展開
14. 環境法（2） 環境影響評価法・環境情報法
15. 社会法（1） 社会法の法典化
16. 社会法（2） 少年福祉法（KJHG）
17. 社会法（3） 介護保険法
18. 成年後見制度
19. 社会法判例
20. 教育法（1） 学校制度と教育改革
21. 教育法（2） 教育憲法裁判の展開
22. 教育法（3） 信教の自由と学校教育
23. 教育法（4） 日本法との比較
24. ドイツ法とEU法

法 94 - 98	フランス法
法 99	フランス法
国関法 99	フランス法
担当者	小 柳 春一郎

講義の目標

フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。このため、フランス法は、英米法・ドイツ法とともにわが国の法学部で伝統的に講義が開講されている外国法科目である。本講義の目的は、単に外国法についての知識を増やすというだけにとどまらず、日本法を考える場合にも参考になるような視点に配慮しながらフランス法の特徴を明らかにすることにある。外国法を扱う場合には、細部にわたると日本でいえば実定法の全分野を学ぶことになり、際限がない。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。

講義概要

前期では、フランス法の歴史と制度的特質を概念的に明らかにする。具体的には、大革命を出発点にするフランス近代公法、私法の歴史的形成を論じた後に、現在のフランス第5共和制の制度的特質を検討する。とりわけ、司法制度については、法学教育の在り方を含めて、注意を払う。これに対し、後期は、やや個別問題に絞ってフランス法の現実のあり方にふれる。それは、家族法であり、日本との比較に注意しながら検討を行う。後期においては、ビデオなどを積極的に利用し、学生諸君が生き生きしたフランス法の像を得られるようにする。

テキスト

プリントを配布する

参考文献

講義において指示する。

評価方法

学期毎に試験を行い、総合して学年の評価とする。

出席についても可能であれば、配慮したい。

受講者への要望

法学部の学生についてはフランス語既習であることが望ましいが、フランス語への関心があればよい。また、フランス語学科の学生については、法学既習

であることが望ましい。

年間授業計画

1. フランス法の歴史 1 大革命前 いわゆるフランス古法の制度的特徴と革命前の法典編纂の試みを論ずる。
2. フランス法の歴史 2 大革命と憲法 フランス革命の歴史的展開を概観し、人権宣言および各革命期ごとの憲法の内容を紹介する。
3. フランス法の歴史 3 大革命と民法 ナポレオン法典の編纂過程、その特色について検討し、その後に他国への影響を検討する。
4. フランス法の歴史 4 19世紀の公法 大革命後のフランス諸政体の憲法を紹介し、また、フランス公法学の特徴を論ずる。
5. フランス法の歴史 5 19世紀の私法 フランス民法制定後の注釈法学とその展開を論ずる。また、10世紀における民法改正を論ずる。
6. 第5共和制 - 1 形成 フランス第4共和制の危機とそれへの対応としてのフランス第5共和制の形成過程を論ずる。
7. 第5共和制 - 2 大統領制 第5共和制の特質である大統領制について論ずる。さらに、各大統領、選挙制度などについても検討する。
8. 第5共和制 - 3 議会 大統領と協働または対立する議会の構成と権限について論ずる。また、議会選挙のあり方についても検討する。
9. 第5共和制 - 4 地方制度 伝統的なコミューンそしてそれと対立する県などの地方団体について検討する。
10. 第5共和制 - 5 裁判制度 行政裁判制度・司法裁判制度を概観する。最近の制度改革論議にも言及する。
11. 第5共和制 - 6 法学教育 伝統的な大学の法学部学生、教授のあり方、司法官養成を含めた法学教育について論ずる。
12. 第5共和制 - 7 法曹 弁護士、裁判官、検察官、公証人などのフランスにおいて法律の運用に関連する専門家のあり方について論ずる。
13. 14. フランス家族法 1 婚姻 フランス特有の民事婚について、ビデオ、条文、教科書などで理解を深める。
15. 16. フランス家族法 2 離婚 同意離婚について、ビデオ、条文、教科書などで理解を深める。
17. 18. フランス家族法 3 離婚 2 裁判離婚について、ビデオ、条文、教科書などで理解を深める。
19. 20. フランスの新しいカップル (P A C S) につい

て、幅広い観点から検討する。

21．フランス家族法4 夫婦財産制 日本とは大きく異なるフランスの夫婦財産制について概観する。

22.23．フランス家族法5 親子法 フランスの親子法の特質について検討する。

24．フランス法資料 フランス法にはどのような資料があるか、どのようなデータに接近できるかを検討する。

法 94 - 98	地域共同体法
法 99	地域共同体法
国関法 99	地域共同体法
担当者	廣 部 和 也

- 13. 共同体裁判所の制度と管轄権 2
- 14. 共同体裁判所の制度と管轄権 3
- 15. ヨーロッパ憲法体制の成立 1
- 16. ヨーロッパ憲法体制の成立 2
- 17. ヨーロッパ憲法体制の成立 3
- 18. ヨーロッパ憲法体制の成立 4
- 19. 共同体の対外関係 1
- 20. 共同体の対外関係 2
- 21. 域内共通政策の実現 1
- 22. 域内共通政策の実現 2
- 23. 域内共通政策の実現 3
- 24. EU の展望

講義の目標

現在の国際社会において、地域共同体といえるのはヨーロッパ連合（EU）のみである。本講義は、EU の法制度を学ぶものである。特に、ヨーロッパ共同体の法制度が憲法体制といえるようなまとまったものと捉えられる点について関心を持って学ぶことを目的とする。

講義概要

ヨーロッパにおける統合へ向けての歴史的状況をよく理解することに始まり、EU の組織と権限、共同体法の全般的概観、その憲法体制化などについて講義をする。特に、共同体法の特質を国際法の制度と比較しながら学ぶことを意図している。

テキスト

ヨーロッパの変容 EC 憲法体制の形成

ジョゼフ・H.H. ワイラー著；南 義清 他訳（北樹出版）

条約規定（EU・EC 条約）を必要とするので各自準備すること。

参考文献

適宜コピーを配布する。

評価方法

試験による。

受講者への要望

関心を持って学ぶこと。

年間授業計画

- 1. 講義全般に関して話す。
- 2. ヨーロッパ連合の歴史的展開 1
- 3. ヨーロッパ連合の歴史的展開 2
- 4. ヨーロッパ連合の歴史的展開 3
- 5. ヨーロッパ連合の歴史的展開 4
- 6. ヨーロッパ連合の組織と権限 1
- 7. ヨーロッパ連合の組織と権限 2
- 8. ヨーロッパ連合の組織と権限 3
- 9. 共同体法の法的性格 1
- 10. 共同体法の法的性格 2
- 11. 共同体法の法的性格 3
- 12. 共同体裁判所の制度と管轄権 1

法 94 - 98	外国法文献研究
法 99	外国法文献研究
国関法 99	外国法文献研究
担当者	高 佐 智 美

講義の目標

外国語文献の講読を通じて、英語の読解力を高めるとともに、諸外国における人権問題について学習することによって、比較法的観点から日本の人権問題を考察することを目的とする。

講義概要

様々な人権問題の中から一つテーマを選んで、それに関するイギリス or アメリカの文献を講読する。テーマは開講時に受講者と相談して決めるので、受講者は自分の問題関心を明確しておくように。

テキスト

雑誌論文、単行本の一部など。詳しくはテーマに即して受講者と相談して決める。

参考文献

随時、指示する。ただし、英和辞典は10万語以上収録のもの(「中辞典」クラスのもの)を準備すること。

評価方法

出席、報告、年に数回のレポート、授業中の態度などから総合的に判断する。出席だけして議論に積極的に参加しない学生、あるいは予習をしてこない学生は「欠席」扱いとする。

受講者への要望

予め割り当ては決めずに、毎回報告者をランダムに指名していく。従って必ず予習してこなければならない。毎回欠席しないで、なおかつ毎週英文を読んで和訳してくる自信のない学生は絶対に受講しないように。

法 94 - 98	憲法 (再履修)
法 99	憲法 (再履修)
国関法 99	憲法 (再履修)
担当者	加藤 一彦

講義の目標

初学者でも勉学意欲が有れば、理解できる憲法講義を行う。できるだけ具体的事件(判例)を読み合いながら、抽象的な憲法理論の修得を目指したい。

講義概要

ここでの講義の範囲は、前文から 40 条までである。但し、天皇については、憲法で行う。

テキスト

加藤・植村編著『新版・現代憲法入門講義』(北樹出版)

芦部ほか編『憲法判例百選』(有斐閣)

参考文献

随時指示する。

評価方法

前期・後期の試験で単位認定する。出席は一切とらない。

但し、時期をみて講義中、小テストを行う場合がある。

受講者への要望

憲法を学ぶ意思のない者の受講は断る。

講義妨害的騒音を発する者には、直ちに退席を求める。当然、単位認定をしない。

年間授業計画

前期授業計画

1. 講義内容の説明・参考文献紹介。
2. 六法の使い方と読み方。憲法総論。
3. 日本憲法史と現憲法の三大原理。
4. 人権総論・人権の享有主体性・三菱樹脂事件。
5. 法の下での平等・尊属殺重罰規定違憲判決。
6. 精神的自由(1)・信教の自由・津市地鎮祭。
7. 精神的自由(2)・学問の自由・東大ボボロ事件。
8. 精神的自由(3)・表現の自由(総論)。
9. 精神的自由(4)・表現の自由・報道の自由。
10. 精神的自由(5)・表現の自由・プライバシーの権利。
11. 精神的自由(6)・表現の自由・結社の自由。
12. 予備日。

後期授業計画

13. 経済的自由(1)総論。
14. 経済的自由権(2)判例研究。
15. 人身の自由(刑事手続と逮捕)。
16. 社会権(1)・総論。
17. 社会権(2)・生存権。
18. 社会権(3)・教育権・学テ訴訟、家永訴訟。
19. 平和主義(1)9条の解釈論。
21. 平和主義(2)平和的生存権論。
22. 選挙権(1)・選挙制度。
23. 選挙権(2)・選挙権の平等性。
24. 予備日。

法 94 - 98	憲 法
法 99	憲 法
国関法 99	憲 法
担当者	(前期)内藤 光博(後期)右崎 正博

講義の目標

憲法の総論と人権保障について基礎的な知識と理論を学び、基本的理解を得ることをめざす。その際に、憲法の歴史をふまえ、憲法の意味や考え方などについて理解を深めるとともに、現実の憲法運用にも焦点を当て、日本の憲法政治と人権保障の現状を批判的に検討することも、あわせて課題としたい。はじめて憲法を学ぶことになるので、憲法を学ぶことのおもしろさをわかっていただけるような講義にしたいと考えている。

講義概要

憲法の意味・歴史・国民主権・平和主義・人権保障が、カバーすべき問題領域である。後掲のテキストは、憲法学の体系書としてすでに定評のあるものである。著者は、憲法・英米法を専攻し、後に最高裁判事までつとめた人であり、最高裁での経験もこの著作に加味されている。著者の憲法学の体系を学ぶとともに、それを批判的に読むことをめざしたい。

テキスト

- ・伊藤正己『憲法 [第三版]』弘文堂
- ・右崎正博 = 浦田一郎編『基本判例 憲法』法学書院

参考文献

- ・芦部信喜『憲法<新版補訂版>』岩波書店
- ・宮沢俊義『憲法 <新版>』有斐閣
- ・杉原泰雄『憲法 - 憲法総論』有斐閣
- ・奥平康弘『憲法 - 憲法が保障する権利』有斐閣
- ・杉原泰雄『資料で読む日本国憲法(上)』岩波書店
- ・浦田賢治編『演習ノート憲法<改訂版>』法学書院 ほか。

評価方法

評価は、前後期各 1 回の試験による。試験は、選択解答の論述形式をとる。

受講者への要望

テキストの該当箇所を必ずあらかじめ読んだうえで、講義に臨むことを要望する。

年間授業計画

1. 憲法とは何か(憲法の意味)を考えるとともに、憲法学習の視点と方法について考え、1 年間の課題を明確にする。(pp.1-10)。
2. 近代憲法の成立とその歴史的背景、近代立憲主義の諸原則、その展開を考察する。(pp.10-20)。
3. 現代憲法への発展とその背景、現代憲法の特質などについて考察する。憲法の国際化、国際的人権保障の動き、憲法と私的秩序、私人間における憲法の効力などの検討も含む(pp.20-35)。
4. 明治憲法の成立と背景、その特質、その展開について考察する。外見的立憲主義といわれる明治憲法の基本的性格とその限界についての検討を含む(pp.37-50)。
5. 日本国憲法の成立と展開過程を概観する。日本国憲法制定の法理、日本国憲法の基本原理の考察を含む(pp.50-92)。
6. 国民主権と国民代表制、選挙制度と選挙活動の自由について考察する。議員定数不均衡をめぐる訴訟の展開と選挙制度のあり方の考察も含む(pp.93-126)。
7. 日本国憲法における平和主義の理念と規範構造について考察する。憲法九条の法的性格と平和的生存権の検討も含む(pp.161-178)。
8. 憲法九条の動態と国際社会のなかでのそのあり方を考察する。憲法 9 条をめぐる訴訟の展開についても概観する(pp.161-178)。
9. 基本的人権の原理、その成立史、発展史を概観する。明治憲法における「臣民ノ権利」の保障と日本国憲法における「侵すことのできない永久の権利」の保障の違いの考察も含む(pp.179-195)。
10. 人権の享有主体について考察する。憲法と人権保障の意味を確認し、外国人、天皇、未成年者、法人、特殊な法律関係の下での人権保障のあり方を検討する(pp.196-205)。
11. 人権の体系について考察する。人権の価値序列とその法的意味と法的効果、人権制約の考え方についての検討も含む(pp.206-227)。
12. 前期講義のフォロー・アップとまとめ。
13. 幸福追求権について、その根拠となる憲法 13 条の法的性格のとらえ方、プライバシーの権利をめぐる、考察する(pp.228-238)。
14. 法の下での平等について、その意味、「合理的差別」論、雇用関係や家族生活における両性の本質的平等とその実態、平等違反と違憲審査のあり方などを考察する(pp.238-255)。
15. 思想・良心の自由、信教の自由と政教分離の原則

について考察する。政教分離原則の法的性格、違憲審査のあり方の検討を含む(pp.256-281)。

16. 学問の自由、集会・結社の自由について考察する。集会の自由の現代的意義およびパブリック・フォーラム論の検討などを含む(pp.281-304)。
17. 表現の自由について考察する。伝統的な表現規制の典型としてわいせつ、せん動、営利的表現や象徴的表現の規制、検閲禁止などの問題を検討する。表現の自由制約の違憲審査のあり方の検討も含む(pp.305-323)。
18. 表現の自由の現代的局面について考察する。報道の自由とアクセス権、知る権利と情報公開などの問題を検討する。差別的表現の規制の問題の検討も含む(pp.323-328)。
19. 人身の自由と適正手続の保障について考察する。適正手続保障の行政手続への準用の問題や死刑の憲法適合性などの問題の検討も含む(pp.328-354)。
20. 経済的自由と財産権の保障について考察する。「公共の福祉」によるその制限の歴史的意味、「規制緩和」論のもつ意味などの検討も含む(pp.354-376)。
21. 生存権と教育を受ける権利について考察する。生存権の法的性格、その具体的展開、義務教育の無償の意味などの考察を含む(pp.376-390)。
22. 勤労権と労働基本権について考察する。公務員の労働基本権の制限の現状と背景、裁判の動きなどの検討を含む(pp.390-396)。
23. 国務請求権について、裁判を受ける権利、国家賠償請求権を中心に考察する(pp.397-411)。
24. 1年間の講義のフォロー・アップとまとめ、残された課題の整理。

法 94 - 98	憲 法
法 99	憲 法
国関法 99	
担当者	加 藤 一 彦

講義の目標

初学者でも勉強意欲が有れば、理解できる憲法講義を行う。できるだけ具体的事件（判例）を読み合いながら、抽象的な憲法理論の修得を目指したい。

講義概要

ここでの講義の範囲は、前文から 40 条までである。但し、天皇については、憲法 で行う。

テキスト

加藤・植村編著『新版・現代憲法入門講義』（北樹出版）

芦部ほか編『憲法判例百選 ・ 』（有斐閣）

参考文献

随時指示する。

評価方法

前期・後期の試験で単位認定する。出席は一切とらない。

但し、時期をみて講義中、小テストを行う場合がある。

受講者への要望

憲法を学ぶ意思のない者の受講は断る。

講義妨害的騒音を発する者には、直ちに退席を求める。当然、単位認定をしない。

前期授業計画

1. 講義内容の説明・参考文献紹介。
2. 六法の使い方と読み方。憲法総論。
3. 日本憲法史と現憲法の三大原理。
4. 人権総論・人権の享有主体性・三菱樹脂事件。
5. 法の下での平等・尊属殺重罰規定違憲判決。
6. 精神的自由（1）・信教の自由・津市地鎮祭。
7. 精神的自由（2）・学問の自由・東大ポポロ事件。
8. 精神的自由（3）・表現の自由（総論）。
9. 精神的自由（4）・表現の自由・報道の自由。
10. 精神的自由（5）・表現の自由・プライバシーの権利。
11. 精神的自由（6）・表現の自由・結社の自由。
12. 予備日。

後期授業計画

13. 経済的自由（1）総論。

14. 経済的自由権（2）判例研究。
15. 人身の自由（刑事手続と逮捕）。
16. 社会権（1）・総論。
17. 社会権（2）・生存権。
18. 社会権（3）・教育権・学テ訴訟、家永訴訟。
19. 平和主義（1）9条の解釈論。
21. 平和主義（2）平和的生存権論。
22. 選挙権（1）・選挙制度。
23. 選挙権（2）・選挙権の平等性。
24. 予備日。

法 94-98	憲 法
法 99	憲 法
国関法 99	憲 法
担当者	(前期)元山 健(後期)右崎 正博

講義の目標

憲法の統治機構について基礎的な知識と理論を学び、基本的理解を得ることをめざす。その際に、憲法の歴史をふまえ、統治の諸制度の構造と意味について考えるとともに、現実の憲法運用にも焦点を当て、憲法政治の現状を批判的に検討することも課題としたい。国家や社会のあり方が世界的な規模で大変動を経つつあるなかで、伝統的憲法理論も変容を迫られているので、現代的な変動の諸要因をも考慮に入れながら「生きている憲法」の把握をめざしたい。

講義概要

憲法の統治機構の構造とその意味を学ぶことになるので、権力分立・国会・内閣・裁判所・財政・地方自治・憲法保障の仕組み、象徴天皇制などがカバーすべき問題領域となる。後掲のテキストは、憲法学の体系書としてはすでに定評のあるものである。著者は憲法・英米法を専攻し、後に最高裁判事までつとめた人であり、最高裁での経験もこの著作に加味されている。著者の憲法学の体系を学ぶとともに、それを批判的に読むことをめざしたい。

テキスト

- ・伊藤正己『憲法[第三版]』弘文堂
- ・右崎正博 = 浦田一郎編『基本判例 憲法』法学書院

参考文献

- ・芦部信喜『憲法<新版補訂版>』岩波書店
- ・清宮四郎『憲法 <第三版>』有斐閣
- ・杉原泰雄『憲法 - 統治の機構』有斐閣
- ・杉原泰雄『資料で読む日本国憲法(下)』岩波書店
- ・浦田賢治編『演習ノート憲法<改訂版>』法学書院 ほか。

評価方法

評価は、前後期各1回の試験による。試験は選択解答の論述形式をとる。

受講者への要望

テキストの該当箇所を必ずあらかじめ読んだうえで、講義に臨むことを要望する。

年間授業計画

1. 憲法学習の視点と方法について考えるとともに、近代憲法の成立から現代憲法への展開の歴史を概観し、憲法とはなにか(憲法の意味)をおさえたうえで、1年間の課題を明確にする。(pp.1-26)。
2. 統治機構に関する基本原理としての権力分立の意義、その成立と展開、世界と日本における現われ方を歴史的、比較法的に考察する。(pp.14、24、417-424、511-512、547-551)。
3. 国会の地位に関し、国民の代表機関、国権の最高機関、唯一の立法機関の意味を考察するとともに、代表制、選挙制度と政党制度などについて考える。(pp.413-424)。
4. 国会の構成について、両院制、衆議院と参議院の権限関係、参議院制度の意義など、また、国会議員の地位、身分、諸特権について、考察する。(pp.425-447)。
5. 国会の活動に関し、会期制、議事手続、衆議院の解散、参議院の緊急集会などの諸論点を考察する。(pp.448-472)。
6. 国会と財政に関し、租税法律主義、財政民主主義、予算的法的性格、予算修正権の可否、公費支出の制限などの論点を考察する。(pp.472-494、663-670)。
7. 議院の権能に関し、国政調査権の意義、その法的性格と行使の限界について考察する。議院証言法などの検討も含む(pp.494-503)。
8. 議院の権能に関し、自律権の意義と限界について考察する。懲罰権や政治倫理制度などの検討も含む(pp.503-510)。
9. 行政権の意義、行政国家と官僚制などの論点を考察する。現代国家における行政権の肥大化傾向の特徴と問題点の検討も含む(pp.511-515、547-551)。
10. 内閣の地位に関し、独立行政委員会制度の意義とその憲法適合性の問題、議院内閣制の特質と問題点などを考察する(pp.515-530)。
11. 内閣の組織と構成、その権能、文民条項の意義などについて考察する(pp.531-547、552-558)。
12. 前期講義のフォロー・アップとまとめ。
13. 司法権の意義とその帰属、司法への国民の参加と監視に関する諸問題を考察する。最高裁判官の国民審査に関する論点も含む(pp.559-576)。
14. 司法の独立と裁判官の身分保証の問題を考察する。歴史と現状についての検討も含む(pp.576-585)。
15. 裁判所の組織、機構、審級制などの問題を考察する。司法の現状についての分析も含む(pp.585-592)。

16. 地方自治制度の意義、歴史的展開、地方自治の本旨の意味、地方自治権の法的性格をめぐる諸論点を考察する。地方分権をめぐる議論にも言及する(pp.593-602)。
17. 地方公共団体とその権能、地方自治における直接民主制的諸制度、条例制定権の範囲と限界などについて考察する(pp.602-612、678-684)。
18. 憲法保障の意義とその仕組みを概観するとともに、抵抗権、国家緊急権をめぐる議論を検討する(pp.613-623)。
19. 憲法保障の仕組みとしての違憲審査制について、その法的性格、主体と対象、憲法訴訟と裁判所の役割について考察する。日本における違憲審査の現状の分析も含む(pp.623-631)。
20. 憲法訴訟の特質と要件、違憲審査の対象などについて考察する。統治行為論、立法・行政の自律と裁量、立法不作為の違憲審査などに関する問題の検討を含む(pp.631-639)。
21. 憲法判断の方法、違憲審査基準、違憲判決の効力などについて考察する(pp.639-650)。
22. 憲法改正の意味とその手続、憲法改正の限界を考察するとともに、改憲論の動向と現状について(pp.651-658)、および、国法の諸形式とその体系について考察する。法律、命令、規則、条例、条約の成立手続とそれらの効力関係をみる(pp.659-663、670-678、684-689)。
23. 象徴天皇制の構造と天皇の権能、皇室の経済について考察する(pp.126-160)。
24. 1年間の講義のフォロー・アップとまとめ、残された課題の整理。

法 94 - 98	憲 法
法 99	憲 法
国関法 99	
担当者	内 藤 光 博

講義の目標

憲法の重要性は、国の「最高法規」であり、かつ「人権保障の基本法」という点にある。近代憲法は、基本的人権の保障の条項と、権力分立を定める政治(統治)機構の条項の部分から成り立っているが、両者は密接な関係にある。すなわち、基本的人権の保障とは、国家権力による人権侵害に対する保障を意味し、その保障を確保するために、権力を立法・行政・司法にわけ、異なる機関に分有させているのである。この講義の目的は、こうした近代憲法の原理にたち、日本国憲法の権力分立の考え方と、政治機構の仕組みおよび問題点を理解していただくことにある。

講義概要

第 1 に、近代憲法の権力分立の意味を歴史的にさかのぼって深く考察し、現代における権力分立の仕組みの変遷にも論及する。第 2 に、立法・行政・司法を司る 3 つの機関、すなわち国会、内閣、裁判所の組織や活動の範囲そしてそれら権限の限界について講義を進める。第 3 に、司法権による違憲立法審査権が人権保障の要であることから憲法訴訟論にも深い考察を加える。第 4 に、憲法上の財政に関する仕組みや地方自治の憲法原理の基本的な考え方を講義するとともに、現在の財政改革および地方自治改革にも論及する。最後に、憲法を守る仕組みや改正に関する原則、また近年の憲法改正論議についても講義したい。

テキスト

加藤一彦・植村勝慶編(内藤・共同執筆)「新版・現代憲法入門講義」(北樹出版)および別冊ジュリスト「憲法判例百選(第 4 版)」(有斐閣)。なお、講義の際には、必ず六法を携帯すること。

参考文献

(1)入門書

内藤ほか著「現代憲法入門」(一橋出版)

(2)教科書・体系書

- ・小林直樹「[新版]憲法講義(上)(下)」(東京大学出版会)
- ・芦部信喜「憲法」(新版、補訂版、岩波書店)
- ・樋口陽一「憲法」(創文社)

- ・佐藤幸治「憲法」(青林書院)
- ・杉原泰雄「憲法 統治の機構」(有斐閣)

(3)中継書

有倉遼吉 = 小林孝輔「基本法コンメンタール日本国憲法」(日本評論社)

(4)演習書

- ・野中俊彦、浦部法穂「憲法の解釈()」(三省堂)
- ・浦田賢司、諸根貞夫編(内藤・執筆)「演習ノート・憲法」(第 3 版、法学書院)

評価方法

前期および後期の 2 回の試験の試験結果を総合して評価を行う。

受講者への要望

講義中の私話、飲食、携帯電話の使用は一切禁止する。学生諸君の熱心な受講を希望する。

年間授業計画

第 1 回 開講にあたって - 近代憲法の原理について
年間講義のスケジュールと目標について説明するとともに、近代憲法の原理について近代国家の歴史にさかのぼり理解を深める。(レジュメによる)

第 2 回 権力分立の原理(1) 歴史的考察
近代憲法における権力分立の考え方や目的について、ロックやモンテスキューの権力分立論をもとに考察する(教科書第 16 講)

第 3 回 権力分立の原理(2) 現代国家における権力分立論
現代の行政国家化現象にともなう権力分立論の変遷について考察し、国家と地方自治体との権力分立の関係についても論及する(第 16 講)

第 4 回 国民主権原理と象徴天皇制(1) 国民主権原理
国民主権の考え方につき、ナシオン主権説とプープル主権説にをもとに考察し、あるべき国民主権のあり方について考察する。(レジュメ)

第 5 回 国民主権原理と象徴天皇制(2) 象徴天皇制の意味
象徴天皇制と国民主権との関連を理解するとともに、象徴天皇の機能と権限について理解する。(第 25 講)

第 6 回 立法権(1) 国会と国民代表
第 4 回の国民主権原理の考察を踏まえて、憲法 43 条 1 項の「全国民を代表する議員」の意味を考察する。(第 16 講)

第 7 回 立法権(2) 国会と選挙
選挙権および被選挙権の法的性格、選挙に関する憲

法原則について考察を加え、選挙制度についても、その類型と特質について講義する。(第17講)

第8回 立法権(3) 国会の権能

「最高機関」「唯一の立法機関」「国民代表機関」としての国会の地位および権能について考察する。(第18講)

第9回 立法権(4) 議院の権能

各議院の権能(特に国政調査権)および国会の活動と組織についての理論と実態について考察する。(第18講)

第10回 行政権(1) 議院内閣制

行政権の定義について講義し、日本国憲法が採用している議院内閣制の機能について大統領制との比較に基づいて講義する。(第19講)

第11回 行政権(2) 内閣の権限

内閣の構成および権限と責任について基礎的知識を深める。現在改憲論で議論されている首相公選制についても論及する。(第19講)

第12回 前期のまとめ

前期のまとめとして、権力分立制の現代的意義、立法・行政の役割と限界、そして今日の問題点について、復習する。(レジュメ)

第13回 司法権(1) 司法権の概念・裁判組織

司法権の概念と意味、そして限界について考察するとともに、裁判所の組織・構成を理解する。(第20講)

第14回 司法権(2) 司法権の独立

司法権の独立に関連して、その歴史的背景、裁判官の身分保障や他の権力機関との関連を考察する。(第20講)

第15回 司法権(3) 違憲立法審査権

裁判所の有する違憲立法審査権について、ドイツなど憲法裁判所制度を採る国々との制度と比較しつつ、その特質と役割を考察する。(第21講)

第16回 憲法訴訟(1) 憲法訴訟の意味

人権保障の要である違憲立法審査権について、憲法訴訟の意味に言及しつつ考察し、わが国の司法消極主義について論及する。(第22講)

第17回 憲法訴訟(2) 憲法判断の手法

裁判所が憲法判断の下す場合の手法について、類型化して、その問題点や具体的事例について考察する。(第22講)

第18回 憲法訴訟(3) 違憲判決の効力

最高裁判所がある法律を違憲と判断した場合の効力について論及する。さらに憲法判例の拘束力についても考察を行う。(第22講)

第19回 財政についての憲法原理

財政についての憲法上の基本原理の理解と予算制度の意味と内容、会計検査院の機能・決算制度との関わりを論ずる。(第23講)

第20回 地方自治(1) 地方自治の本旨

憲法における地方自治の意味と内容について、「地方自治の本旨」の意味内容を論じつつ、講義する。(第24講)

第21回 地方自治(2) 団体自治と住民自治

地方自治の本旨である団体自治と住民自治について、論ずる。さらに地方自治体の組織と種類及び権限について論及する。(第24講)

第22回 地方自治(3) 地方自治改革

近年の地方自治改革の論点を整理し、地方分権推進法の内容を紹介する。その上で、地方自治改革論の問題点を検討する。(レジュメ)

第23回 憲法改正と改憲論

憲法改正の意味と限界、手続について論じる。さらに現在議論されている憲法改正論議にも考察を加える。(第26講、レジュメ)

第24回 年間講義のまとめ

年間講義の締めくくりとして、近代憲法の意義と目的、日本国憲法の特質と世界史的意味について論じる。(レジュメ)

法 94 - 98	行政法
法 99	行政法
国関法 99	行政法 - 1
担当者	(前期)野村 武司(後期)須藤 陽子

講義の目標

行政法(行政法学)は、取っつきにくい科目(学問領域)かもしれない。憲法や民法、刑法のように法典がないのもその理由の一つであろう。また、何を行政法とするかという点についても百家争鳴の感があり、初学者が戸惑うに相当の理由がある。一方、私たちの暮らしに目を転じてみれば、行政との関わりは(規制緩和といわれるこの時代においてもなお)深く、また重要でもある。こうした行政を総じて規律する法の仕組み、これを行政法とさしあたり押さえた上で、本講義では、それが法的にどのように行われているのかを中心に話を進める。

講義概要

講義はおよそ4つの部分からなっている。第一が、行政法の基本原理である。本講義の行政法学方法論上の位置づけを述べた上で、行政法に共通の基本原理を、基本概念、用語の解説を含めて講義する。第二が、行政組織の法である。行政組織における権限行使のしくみと、権限を行使する組織(国家行政組織、地方自治行政組織、組織間関係)の話を内容とする。第三が、行政手続の法である。行政処分が出される際のそして行政処分が出されるまでの手続に関するもので、行政手続法を中心に話を進める。そして最後に、出された行政処分の効力の担保を図る強制等手続について触れる。以上、行政法では、全体にわたる通則部分と、行政処分の事前手続の話が中心であり、行政処分等からの救済手続は、行政法で扱われる。

テキスト

原田尚彦『行政法要論』[全訂第4版増補版](学陽書房)

参考文献

行政判例百選 (有斐閣)
そのほか、随時指示する。

評価方法

原則として前期・後期の定期試験による。

受講者への要望

特になし

年間授業計画

1. イントロダクション - 行政と法と私たちの暮らし
2. 行政法とは何か(1) - 行政法方法論と本講義の対象
3. 行政法とは何か(2) - 基本原理・行政法の存在形式
4. 行政組織と法(1) - 国の行政機関・自治体の行政機関・行政組織改革
5. 行政組織と法(2) - 行政組織法上の法律用語と法律関係
6. 行政組織と法(3) - 権限行使と組織法上の仕組み
7. 行政の諸活動と行政手続(1) - 法治行政と国民の権利
8. 行政の諸活動と行政手続(2) - 行政処分とその手続
9. 行政の諸活動と行政手続(3) - 行政処分とは何か
10. 行政手続と方針・基準(1) - 行政基準設定と法の仕組み
11. 行政手続と方針・基準(2) - 行政計画と参加手続
12. 行政手続と方針・基準(3) - 行政立法と行政内規
13. 行政手続法(1) - 行政手続法の意義・行政手続の類型
14. 行政手続法(2) - 申請等開始の手続と処理
15. 行政手続法(3) - 行政調査とその手続
16. 行政手続法(4) - 不利益な処分の手続の基本原則と審査、手続
17. 行政処分と行政手続法(1) - 行政処分の理由の付記と行政裁量
18. 行政処分と行政手続法(2) - 行政処分と付款
19. 行政処分と行政手続法(3) - 行政処分とその瑕疵
20. 行政手続と行政指導
21. 行政と契約
22. 行政上の義務と履行確保の手続(1) - 行政処分の諸効力と義務の履行確保
23. 行政上の義務と履行確保の手続(2) - 行政上の強制手続
24. 行政上の義務と履行確保の手続(3) - 司法上の強制手続

法 94 - 98	行政法
法 99	行政法
国関法 99	行政法 - 2
担当者	金子正史

講義の目標

国家補償（国家賠償、損失補償等）及び行政争訟（行政不服申立て、行政訴訟等）の行政救済法について学説、判例を講義します。

講義概要

年間授業計画参照して下さい。

テキスト

原田尚彦『行政法総論』全訂第四版増補版（学陽書房）

参考文献

塩野宏『行政法（第二版）』（有斐閣）
 芝池義一『行政法総論講義』（有斐閣）
 別冊ジュリスト『行政判例百選（第4版）』（有斐閣）
 阿部泰隆『行政の法システム（上）（下）』（有斐閣）

評価方法

前期・後期のテスト

受講者への要望

- ・新聞、社会科学系の総合雑誌を読んでほしい。
- ・遅刻をしない。途中退場をしない。私語をしない。
- ・講義中に清涼飲料水等を飲まない。
- ・携帯電話の電源を切っておく。

年間授業計画

- 1 講義を始めるにあたって。行政救済法とは何か。
- 2 国家補償とは何か。行政上の利害の調整。
- 3 損失補償の意義と根拠。憲法 29 条。
- 4 憲法 29 条 3 項。補償の要否。補償の内容。生活保証。
- 5 国家賠償。国家賠償制度の意義と必要性。
- 6 明治憲法下の国家賠償。憲法 17 条の意義。
- 7 公権力の行使と国家賠償（国賠法 1 条）。国家責任の本質。
- 8 過失主義。賠償の要件。
- 9 公の営造物の設置管理の瑕疵と国家賠償（国賠法 2 条）
- 10 無過失責任主義。公の営造物の意義。設置・管理の瑕疵

- 11 行政争訟とは何か。苦情処理制度。
- 12 行政不服申立て（行政争訟）。意義と性格。
- 13 不服申立ての対象。不服申立事項・種類・要件。
- 14 教示制度。審理権の範囲。審理手続・執行停止。採決等。
- 15 行政事件訴訟。意義と特質。司法国家と行政国家
- 16 明治憲法下の行政裁判制度。現行憲法下の行政事件訴訟。
- 17 法律上の訴訟。統治行為論。
- 18 行政事件訴訟の種類。抗告訴訟。無名抗告訴訟。
- 19 当事者訴訟。客観訴訟。住民訴訟。
- 20 訴訟要件。処分性。
- 21 訴えの利益（原告適格・狭義の訴えの利益）。被告適格。
- 22 管轄裁判所。審査要求前置。出訴期間。要件審理。本案審理。
- 23 訴訟物。違法判断の基準時。審理手続。訴訟参加。執行停止。
- 24 内閣総理大臣の異議。訴訟の終了。講義を終えるにあたって。

法94-98	比較憲法
法99	比較憲法
国関法99	比較憲法
担当者	高佐智美

講義の目標

日本国憲法に多大な影響を与えたアメリカ憲法について基礎的な知識と理論を学ぶことによって、日本国憲法に対する理解を深めることを目標とする。

講義概要

アメリカ憲法の特徴である連邦制及び司法審査制に関する理論を中心に、デュープロセス理論や、平等保護論などについて概観する。憲法の条文の解説や判例分析だけではなく、政治的・社会的背景についても検討する。

テキスト

特に指定しない。

参考文献

阿部照哉編「比較憲法入門」(有斐閣、1994年)

樋口陽一「比較憲法(全訂第三版)」(青林書院、1992年)

松井茂記「アメリカ憲法入門」(北海道大学図書刊行会、1994年)

芦部信喜「アメリカ憲法判例」(有斐閣、1998年)

評価方法

試験、あるいはレポートによって総合的に評価する。

受講者への要望

日本国憲法に関する知識があるとう前提で話を進めるので、自信のない学生は自分で予習してから講義に臨んでほしい。

法 94 - 98	税 法
法 99	税 法
国関法 99	
担当者	北 野 弘 久

講義の目標

現代税法全体の基礎理論を具体的諸問題を素材にして解明する。このことを通じて学生諸君が税法問題を自力で解決できるように、努力したいと思う。1年間の講義によって、税法学の最新の理論をわかりやすく会得させたい。税法学への的確な理解は、激動の現代社会生活にとって不可欠である。ふるって参加されたい。

講義概要

現代税法をめぐる主要問題を具体的ケースを素材にして総合的に検討し、現代資本主義法としての現代税法の構造的性質を解明する。そしてこれをふまえて納税者（タックスペイヤー）の立場からどのような実践的税法理論を構築するのがもっとも望ましいかを考えてみたい。

17回の講義によって11のテーマの税法学の基礎理論を紹介する。つぎに7回の講義によって企業課税をめぐる諸問題を各論的に扱うこととしたい。企業課税を扱うこととしたのは、現代は『企業社会』と呼ばれているように、非常に重要な問題であるからである。

テキスト

- ・北野弘久著『納税者の権利』岩波新書（必須）
- ・北野弘久著『税法学原論・4版』青林書院（全期）
- ・北野弘久著『現代企業税法論』岩波書店（後期）

参考文献

- ・北野弘久『5%消費税のここが問題だ』岩波ブックレット
 - ・北野弘久著『納税者基本権論の展開』三省堂
 - ・北野弘久著『税理士制度の研究・増補版』税務経理協会
 - ・北野弘久編『現代税法講義・3訂版』法律文化社
 - ・北野弘久編『現代税法事典』中央経済社
- その他、随時指示する。

評価方法

毎回の講義への出席を重視する。学年末に1回筆

記試験を行う。1年間の学習の成果がテストできるような基本的なテーマの試験を行う。

受講者への要望

毎回、読むべき文献を指示する。重要な論点は板書する。ノートをとることを希望する。復習をたんに積み重ねてほしい。「六法」を必ず持参すること。なお、教室では正面の前の方に着席するようにしてほしい。

年間授業計画

1. 税法学の方法と特質（1） - 税法学的重要性 -
2. 税法学の方法と特質（2） - 財政学との関係 -
3. 税法学の方法と特質（3） - 会計学との関係 -
4. 税法学の方法と特質（4） - 行政法学との関係・総括 -
5. 租税の法的概念
6. 租税の法的分類
7. 税法の体系と税法学（租税法律関係の性質を含む）
8. 租税法律主義の原則・租税条例主義の原則（1）
一般的検討
9. 租税法律主義の原則・租税条例主義の原則（2）
その現代的展開・自治体財政権
10. 実質課税の原則（1） 一般的検討
11. 実質課税の原則（2） 借用概念、所得の帰属、
仮装行為、租税回避行為 etc
12. 税法と信義誠実の原則
13. 税務行政機構論
14. 税務調査権の法理（1） 総論的検討
15. 税務調査権の法理（2） 各論的検討
16. 税務争訟制度の特質
17. 租税犯の構造
18. 企業課税をめぐる諸問題（1） 法人所得課税の
構造・その1
19. 企業課税をめぐる諸問題（2） 法人所得課税の
構造・その2
20. 企業課税をめぐる諸問題（3） 同族会社
21. 企業課税をめぐる諸問題（4） 企業主権
22. 企業課税をめぐる諸問題（5） 事業承継税制
23. 企業課税をめぐる諸問題（6） 事業者とサラリーマン
24. 企業課税をめぐる諸問題（7） 消費税

法 94 - 98	地方自治法
法 99	地方自治法
国関法 99	
担当者	金子正史

講義の目標

日本国憲法下における、地方自治法、地方財政法、地方税法、地方公務員法等の地方自治法制度について、講義します。

講義概要

年間授業計画を参照して下さい。

テキスト

室井力・原野翹編『新現代地方自治法』(現代法叢書)法律文化社

参考文献

別冊ジュリスト『地方自治判例百選(第2版)』(有斐閣)

松本英昭『新地方自治制度詳解』(ぎょうせい)

別冊法学セミナー基本法コンメンタール『地方自治法(第3版)』(日本評論社)

山内一雄他『注釈地方自治法(加除式)』(第一法規)

評価方法

前期・後期の試験

受講者への要望

- ・新聞、社会科学系の総合雑誌等をよく読んでほしい。
- ・遅刻をしない。途中退場をしない。私語をしない。
- ・講義中に清涼飲料水を飲まない。
- ・携帯電話の電源を切っておく。

年間授業計画

1. 授業を始めるにあたって。地方自治法とは何か。自治権。
2. 明治憲法下の地方自治制度。市制・町村制、府県・群制。
3. 現行憲法下の地方自治制度。シャウブ勧告。憲法第8章と地方自治。
4. 戦後地方自治制度の変遷。地方自治制度に内包するの制度的欠陥。
5. 「地方自治の本旨」。団体自治・住民自治。
6. 地方公共団体。憲法上の地方公共団体。
7. 都道府県・市町村。政令指定都市。中核市。特例

市。

8. 道州制。地方公共団体の区域。廃地分合。境界変更。
9. 住民。学生の住所。住民の権利義務。オンブズマン制度。
10. 選挙権。定住外国人の選挙権。直接請求権。住民投票。
11. 住民監査請求。住民訴訟。請願。陳情。
12. 役務平等享受権。地方自治特別法の住民投票。
13. 統合的情報公開制度。情報公開制度(1)。
14. 情報公開制度(2)。個人情報公開制度。会議公開制度等。
15. 自治立法論。条例。規則。
16. 要綱行政。行政契約。公害防止協定。
17. 地方公共団体の事務。自治事務。事務配分。法定受託事務。
18. 地方公共団体の議会。議会の性格・組織・権限・運営・規律・懲罰。
19. 執行機関。特色(大統領制他)。長の地位と権限。行政委員会。
20. 議会と長の関係。再議制度。不信任議決と議会解散。専決処分。
21. 地方公共団体の財政。財源。地方税。地方交付税。国庫補助金。地方債。
22. 国と地方公共団体との関係。地方公共団体相互の関係。
23. 地方公務員。概念。種類。労働基本権。身分保障。人事行政機構。
24. 地方公社。外郭団体。第三セクター。講義を終えるにあたって。

法 94 - 98	教 育 法
法 99	教 育 法
国関法 99	
担当者	市 川 須美子

講義の目標

戦後教育法制の特徴とその変遷、教育法の内容とその機能的種別、ならびに各種の教育人権など、教育法学の基礎理論の理解の上に、1980年代以降の「子どもの人権裁判」を素材に教育法の現代的問題点を分析し、教育法の体系的な理解を目標とする。

を目標とする。

講義概要

前期は、教育法の基本概念である教育人権の概念と、教育における国家の役割を学ぶ。教育法形成に重要な影響を及ぼした基本判例を素材とする。

後期は、現在の教育法の焦点となっている「子どもの人権裁判」を体罰裁判、いじめ裁判、校則裁判、学校教育措置訴訟、教育情報裁判に分類して、論点と課題を検討する。

テキスト

『教育小六法』学陽書房。参考文献は必要不可欠ではありませんが、教育関係法令集は必携です。

参考文献

兼子・神田編『ホーンブック教育法』北樹出版 1995年

市川・安達・青木編『教育法学と子どもの人権』三省堂 1998年

評価方法

前期 レポート（不提出の場合は後期受験不可）

後期 試験（事前に問題を発表する）

小テスト 時々の講義テーマに応じて

受講者への要望

六法にあまり魅力を感じていない法学部生には、身近な問題から法学的方法を学ぶ機会です。

年間授業計画

1. 教育法とは何か？ 教育法の機能的三種別、教育条理
2. 戦後教育法制の基本的特徴 戦前法制と比較して
3. 教育法における教育人権と一般人権、教育権力
4. 教師の教育権（1）
5. 教師の教育権（2）
6. 親の教育権（1）

7. 親の教育権（2）
8. 子どもの学習権（1）
9. 子どもの学習権（2）
10. 国家の教育権と国民の教育の自由 最高裁学テ判決
11. 教育の地方自治 教育委員準公選制
12. 前期まとめ
13. 子どもの人権裁判総説
14. 体罰裁判（1） 特徴と論点
15. 体罰裁判（2） 体罰判例の展開と動向
16. いじめ裁判（1） いわきいじめ自殺事件、中野富士見中事件
17. いじめ裁判（2） その後のいじめ判例
18. 校則裁判（1） 中学校校則裁判
19. 校則裁判（2） パイク退学事件・パーマ退学事件
20. 学校教育措置訴訟（1） 特徴と論点、内申書裁判
21. 学校教育措置訴訟（2） エホバの証人生徒退学事件
22. 学校教育措置訴訟（3） 障害生徒入学不許可事件・特殊学級訴訟
23. 教育情報裁判 町田いじめ作文開示請求訴訟
24. まとめ 子どもの権利条約と教育法

法 94 - 98	民 法 I
法 99	民 法 I
国関法 99	民 法 I
担当者	後 藤 巻 則

講義の目標

民法の基本的な考え方や基本的な概念を習得することを第一の目標とする。そのうえで、民法典第一編総則の解釈論上の諸問題について知識と理解を深めることを第二の目標とする。

講義概要

民法総則について概説する。民法総則には抽象的な規定が多いので、できるだけ具体例を示しつつ解説する。民法総則を理解するためには、民法のその他の部分についても知識と理解が必要である。必要な範囲で講義中でも触れるが、各自、民法の入門書を読むなりして独習することを期待する。

テキスト

後藤巻則・山野目章夫『論点講義シリーズ・民法総則[第2版]』弘文堂

参考文献

別冊ジュリスト『民法判例百選 I 総則・物権[第四版]』有斐閣

評価方法

年2回の試験と、出席状況を総合評価する。

受講者への要望

出欠を重視する。講義に積極的に参加することを希望する。

年間授業計

1. イントロダクション：民法とは何か？ 民法学（法律学）の勉強の仕方。
2. 一般条項
3. 人と物のガイダンス
4. 意思能力
5. 行為能力
6. 法人のガイダンス・公益法人
7. 権利能力なき社団
8. 法律行為のガイダンス・法律行為の解釈
9. 公序良俗違反
10. 心裡留保
11. 虚偽表示
12. 前期予備日
13. 錯誤

14. 詐欺・強迫
15. 条件付権利・代理のガイダンス
16. 代理の基本的法律関係
17. 代理の基本的法律関係
18. 無権代理
19. 表見代理
20. 時効のガイダンス・時効の援用
21. 時効の中断
22. 取得時効
23. 消滅時効
24. 後期予備日

法 94 - 98	民 法
法 99	民 法
国関法 99	
担当者	滝 沢 昌 彦

講義の目標

民法第 1 編総則（第 1 条から第 174 条ノ 2 まで）を講義する。主要な制度について解説した後、その適用上の問題点を指摘して、関連する判例や学説を検討する。なお、民法の初学者は大抵総則から学習を始めることをも考慮してやや話を広げ、民法全体の概観をも兼ねることも目標とする。

講義概要

能力者制度、法人制度、法律行為論、時効制度が民法総則の主要な内容である。しかし、上述の趣旨から、さらに不動産登記制度、動産の即時取得、契約概念にも言及する。

テキスト

遠藤他編『民法(1)総則 [第 4 版増補補訂版]』有斐閣双書

参考文献

星野他編『民法判例百選 総則・物権 [第 4 版]』別冊ジュリスト

評価方法

夏・冬の各学期末に期末試験を行ない、評価する。

受講者への要望

講義の前にあらかじめ該当箇所の条文を読んでおくことと理解に資するであろう。

年間授業計画

1. 序：民法の歴史
2. 民法の構成：物権と債権
3. 能力者制度（第 1 条ノ 3 から第 20 条まで）
4. 同上
5. 不在者財産管理制度（第 21 条から第 32 条ノ 2 まで）
6. 同上
7. 法人：法人の設立（第 33 条から第 51 条まで）
8. 同上
9. 法人：法人の管理・解散（第 52 条から第 84 条ノ 2 まで）
10. 不動産登記制度（第 176 条および第 177 条）
11. 動産の即時取得（第 192 条）
12. 物：主物・従物、果実（第 85 条から第 89 条まで）

13. 法律行為：契約
14. 法律行為：公序良俗、慣習（第 90 条から第 92 条）
15. 法律行為：意思表示（第 93 条から第 98 条まで）
16. 同上
17. 同上
18. 代理制度（第 99 条から第 108 条まで）
19. 代理制度：表見代理・無権代理（第 109 条から第 118 条まで）
20. 同上
21. 無効・取消（第 119 条から第 126 条まで）
22. 条件・期限（第 127 条から第 137 条まで）
23. 時効：総則（第 138 条から第 161 条まで）
24. 時効：取得時効・消滅時効（第 162 条から第 174 条ノ 2 まで）、民法の基本原則（第 1 条、および第 1 条ノ 2）

法 94 - 98	民法 (再履修)
法 99	民法 (再履修)
国関法 99	民法 (再履修)
担当者	平井 一 雄

17. 時効 4 取得時効
 18. 総則における一般条項
 19. 法人 1
 20. 法人 2
 21~24. おそらく以上の通りには進まないであろう。
 法律行為、代理、時効では時間が不足するであろうからこれらを予備の時間として設けたい。

講義の目標

民法総則が対象である。民法は市民生活を規律するさまざまな法規の基本たる法であり、総則はその民法の財産法の通則である。これを理解しやすいようできるだけ努力して講義するが、受講生の方にも理解するための努力、すなわち予習と復習とを要求したい。

テキスト

民法概論 / 民法総則〔第 2 版〕 川井健 有斐閣

参考文献

判例を簡略にまとめてあるもの。たとえば判例マニュアル民法 (三省堂) など。あるいは判例付きの六法全書でもよい。

評価方法

年の二回の期末テストの評価による。

受講者への要望

私語は不可、その他学問に対して礼を欠くような行為は禁止する。

年間授業計画

1. 民法という名の法律の性格と体系
わが国の民法典の歴史
2. 民法の法源、民法の効力、民法の解釈
民法上の権利
3. 権利主体 1 人、権利能力、意思能力、行為能力
4. 権利主体 2 行為能力
5. 権利の客体
6. 法律行為 1 法律行為とは何か、成立要件、有効要件、無効と取消
7. 法律行為 2 意思表示 (1)
8. 法律行為 3 意思表示 (2)
9. 法律行為 4 意思表示 (3)
10. 代理 1
11. 代理 2
12. 代理 3
13. 条件、期限、期間
14. 時効 1 時効通則 権利行使の期間制限
15. 時効 2 消滅時効
16. 時効 3 消滅時効 取得時効

法 94 - 98	民法
法 99	民法
国関法 99	
担当者	平井 一 雄

- 21. 共同抵当
- 22. 短期貸借の保護、根抵当
- 23. 譲渡担保
- 24. 譲渡担保

講義の目標

物権法について講義する。民法第2編に該るが、とくに担保物権法に重点を置く。今日のように、債権回収が困難な時代には、担保権の重要性は益々その重みを増し、また、担保権の実行に対する妨害手段も多く行われるようになる。このことを理解することは、実社会に出た場合に必要であろうと思われるからである。

テキスト

平井編 民法 (青林書院) (4月刊行予定)

参考文献

判例を簡略にまとめたもの。たとえば「判例マニュアル民法」(三省堂)など。

評価方法

年の二回の期末テストの評価による。

受講者への要望

私語は禁ずる。途中出場も認めない。

年間授業計画

1. 物権総論 (1)
2. 物権総論 (2)
3. 所有権の移転時期
4. 登記制度
5. 不動産物権変動の対抗要件 (1)
6. 対抗問題 (1) 取消 解除 相続
7. " (2) 第三者の範囲
8. " (3)
9. 動産物権変動
10. 占有権
11. 担保物権総論
12. 留置権 (1)
13. 留置権 (2)
14. 先取特権
15. 質権 (1)
16. 質権 (2)
17. 抵当権総論 (1)
18. 抵当権総論 (2)
19. 抵当権に基づく物上代位
20. 法定地上権

法 94 - 98	民法
法 99	民法
国関法 99	
担当者	橋本 恭宏

講義の目標

民法は、私たちの日常生活に関し、財産と家族に関する秩序について定めています。特に、財産に関しこれを「物権」と「債権」に分けて規定している。本講義では、前者の物権に関する規定を話します。

講義概要

物権法は、物に対する支配権の種類・内容およびその発生・移転・消滅に関する原則を規定することによって、どの物が誰に帰属し、誰のどのような支配に服するかの秩序（財貨帰属秩序）を定めている。そこで、この物権帰属秩序法について、具体例を用いて講義します。

テキスト

導入対話による民法講義（物権法）（不磨書房＝信山社）4月刊行予定

毎回、できるだけ、プリントを配布しますが、高梨公之編『実例民法』（自由国民社）、ならびに、必ず六法は持参してほしい。

参考文献

「民法の争点」（有斐閣）、「民法判例百選」（有斐閣）

評価方法

定期試験とレポートによる。

受講者への要望

人の話を聞く態度をもって、携帯電話、隣と話すこと、脱帽等のマナーを守ってほしい。

年間授業計画

1. 物権法とは・物権とは
物権の意義・対象
2. 物権の性質と効力
優先的効力・物権的請求権とは・追求的効力とは
3. 物権の種類と物権法定主義
慣習上の物権・一物一権の原則
4. 物権変動
物権変動についての考え方
5. 不動産物権変動と対抗要件（1）

6. 不動産物権変動と対抗要件（1）
7. 動産物権変動と対抗要件
8. 占有権（1）
占有制度の必要性・種類
9. 占有権（2）
占有権の効力・占有訴権
10. 所有権（1）
所有権の意義と性質・土地の所有権
11. 所有権（2）
相隣関係・所有権の取得・共有
12. 用益物権
地上権と賃借権・永小作権・地役権・入会権
13. 担保物権法とは
担保物権の性質と種類
14. 抵当権と他の担保物権の差異
意義・設定
15. 抵当権の効力の及ぶ範囲
目的物の範囲・被担保債権の範囲
16. 抵当権の実行前の効力
使用収益権
17. 抵当権の侵害
18. 抵当権と第三者の関係
短期賃貸借の保護・法定地上権・？除・代価弁済
19. 抵当権の処分
転抵当・抵当権の譲渡と放棄・順位の譲渡と放棄
20. 抵当権の消滅・特殊の抵当権
根抵当権
21. 質権
22. 法定担保物権
留置権・先取特権
23. 非典型担保 権利移転型担保
譲渡担保・所有権留保・仮登記担保
24. まとめ

法 94 - 98	民 法
法 99	民 法
国関法 99	民 法 - 1
担当者	花 本 広 志

講義の目標

債権総論は民法の中でも、もっとも理解するのが困難な分野である。すなわち、「総論」というだけあって、債権法全体についての知識が不可欠であり、さらに、後半部分は、金融取引法の一部をなすので、担保物権法および民事訴訟法（民事執行法・倒産法を含む）についての基礎知識も必要となる。判例・実務の集積も膨大である。したがって、単に講義を聞いているだけでは（債権総論の教科書を読んだだけでは）きちんと理解することはできない。そこで、この講義は、受講者各自が自ら学習する際の手助けを提供することを目標とする。また、上述の点から、債権法全体のおさらいと金融取引法への導入になればと考えている。

講義概要

債権総論という分野は、その前半部分はまさに「債権法総論」であって、抽象的な議論が多く、また契約法の知識が欠かせない。そこで、重要な論点については、判例・学説の理論およびそれらの対立点をできるだけ具体例を示しつつ（簡単な設例集を配布する予定）また必要な範囲で契約法についても触れながら解説する。逆に、後半部分は、実務先行の傾向が強く、理論的な整理の難しい分野である。したがって、できるだけ多くの判例を取り上げつつ、その理論的な整理も試みるつもりであるが、すべての重要判例を取り上げることは不可能であるから、各自独習されたい。

テキスト

とりあえず、川井健・鎌田薫編・債権総論（現代青林講義）[1999] ¥2,900 を挙げるが、講義内容は同書に拘束されない。各自の好みで選択されたい（代表的なものは第一回の講義で紹介する）。

参考文献

大量にあるが、最低限、判例マニュアル民法（三省堂）や瀬川ほか・民法判例集（担保物権・債権総論）（有斐閣）民法基本判例集（一粒社）等の学習用判例集を用意されたい。その他は、第一回の講義で紹介するほか、適宜指示する。

評価方法

各期末テストの成績による。

受講者への要望

六法全書必携のこと。講義中に主として設例に関して質問するので（もちろん受講者からの質問も歓迎する）そのつもりで。

年間授業計画

1. ガイダンス 教科書・参考書の紹介。講義の進め方について。債権総論とはどのような分野か？ 債権総論の勉強の仕方。
2. 債権法の概観 物権と債権 債権総論と契約法・民法総則 金融取引法としての債権総論 債権の分類 債権の消滅原因
3. 金銭債権 金銭債権の特色 利息制限法等
4. 特定物債権・種類債権・選択債権
5. 弁済
6. 債権の効力 自然債務 債務と責任 第三者による債権侵害
7. 債権の効力 現実的履行の強制 履行請求権
8. 債権の効力 債務不履行概観 債務不履行の類型（履行遅滞・履行不能）
9. 債権の効力 債務不履行の類型（不完全履行）付随義務・保護義務・安全配慮義務
10. 債権の効力 債務不履行の効果 損害賠償
11. 債権の効力 損害賠償額の調整 代償請求権 請求権競合（債務不履行責任と不法行為責任）
12. 補論 [給付障害法] 原始的不能、契約締結上の過失、危険負担、解除、瑕疵担保責任等と債務不履行
13. 金融取引法入門 概観（担保物権法・民事訴訟法・民事執行法・倒産法と債権総論との関係） 人的担保と物的担保
14. 責任財産の保全 債権者代位権（意義・要件）
15. 責任財産の保全 債権者代位権（効果） 債権者取消権（意義・要件）
16. 責任財産の保全 債権者取消権（効果）
17. 債権関係の移転 債権譲渡（意義・対抗要件）
18. 債権関係の移転 債権譲渡（第三者に対する対抗要件） 債務引受・契約引受
19. 多数当事者の債権債務関係 分割債権・債務 不可分債権・債務
20. 多数当事者の債権債務関係 連帯債務
21. 多数当事者の債権債務関係 保証債務
22. 相殺（意義および機能一般・要件・効果）
23. 相殺の担保的機能（差押と相殺、債権譲渡と相殺、相殺特約など）
24. 新しい担保手段

法 94 - 98	民 法
法 99	民 法
国関法 99	民法 - 2
担当者	後 藤 卷 則

講義の目標

債権各論の基本的理解を得ることを目標とする。
基本事項と重要判例の検討を中心に講義を進める。

講義概要

不法行為 契約総論 契約各論 事務管理・不当利得の順で概説する。講義中に予め指定したテーマにつき発言を求める。

テキスト

織田=後藤=執行=山崎著「新民法学 4 (債権各論)」
一粒社

参考文献

別冊ジュリスト「民法判例百選 II 債権[第 4 版]」有斐閣

評価方法

年 2 回の試験と、出席状況を総合評価する。

受講者への要望

出欠を重視する。消費者法の講義を受講することが望ましい。

年間授業計画

1. 不法行為法総説 - 不法行為とは何か。現代における不法行為の意義
2. 不法行為の一般的成立要件 I - 故意・過失・権利侵害
3. 不法行為の一般的成立要件 II - 損害の発生、因果関係、責任能力
4. 特殊の不法行為 I - 責任無能力者の監督者の責任、使用者責任
5. 特殊の不法行為 II - 土地工作物責任、動物占有者の責任、共同不法行為
6. 不法行為特別法 - 国家賠償法、自賠法、製造物責任法
7. 不法行為の効果 I - 賠償されるべき損害の範囲
8. 不法行為の効果 II - 損害の金銭的評価、損害賠償請求権の相続性
9. 契約総説
10. 契約の成立
11. 契約の効力 I - 同時履行の抗弁権、危険負担
12. 契約の効力 II - 第三者のためにする契約、契約の

解除

13. 売買 I - 意義、成立、予約、手附
14. 売買 II - 売主・買主の義務
15. 売買 III - 担保責任など
16. 消費貸借、使用貸借、賃貸借 I - 総説、成立、存続、終了
17. 賃貸借 II - 賃貸人・賃借人の権利義務、貸借権の対抗力、貸借権の譲渡
18. 賃貸借 III - 借地借家法など
19. 請負、委任
20. その他の契約
21. 契約法のまとめと今日的課題
22. 事務管理・不当利得 I
23. 不当利得 II
24. 予備日

法 94 - 98	民 法
法 99	民 法
国関法 99	
担当者	松 嶋 由紀子

講義の目標

結婚、離婚、親子、養子、扶養、氏名、戸籍、相続、遺産分割、遺言など、個人と家族を対象とする家族法について、その基本的な法制度を中心に、判例、家庭裁判所の実務、主要な争点、紛争解決の方法などを学んでいく。家族法の勉強を通して、社会や人間に対する幅広く深い洞察力や、社会の現実とその変化を客観的に見つめる目、人間の多様な生き方や考え方を認める許容力などを身につけてもらいたいと思う。

講義概要

序章として、家族法の意義・機能・今日の課題、本論として、前期で主に親族法（民法第四編）後期で主に相続法（民法第五編）を学習する予定である。子供に関する法として、児童虐待防止法や国連子どもの権利条約、高齢社保護に関する法として、成年後見法や公的介護保険法にも触れる予定である。家族法改正の動きについても随時触れ、アップトゥデイトな講義にしたいと考えている。必ずしも、年間授業計画通りには進まない点を付記しておく。

テキスト

吉田恒雄・岩志和一郎著『親族法・相続法』尚学社

参考文献

『民法（8）親族』第4版 有斐閣双書

『民法（9）相族』第4版 有斐閣双書

丸山茂『家族のレギュレーション』御茶の水書房

評価方法

前期・後期に筆記試験またはレポート提出を課し、出席状況もふまえて、総合的に評価する。

受講者への要望

意欲的な学生を期待する。

年間授業計画

1. 序：家族と法
2. 婚姻（1）
3. 婚姻（2）
4. 離婚（1）
5. 離婚（2）

6. 婚外関係の法的処理：婚姻・内縁・事実婚

7. 実親子

8. 人工生殖と代理出産による子、養親子

9. 親権

10. 高齢者保護制度としての成年後見制度

11. 扶養

12. 氏と戸籍

13. 相続法の概要

14. 相続人

15. 相続財産

16. 相続分（1）

17. 相続分（2）

18. 遺産分割

19. 相続の承認と放棄

20. 相続人の不存在

21. 遺言（1）

22. 遺言（2）

23. 遺留分

24. 家族紛争の解決方法：家庭裁判所・家事事件手続・

離婚訴訟・児童虐待・家庭内暴力

法 94 - 98	商 法
法 99	商 法
国関法 99	商 法
担当者	坂 本 延 夫

講義の目標

最近の重要な判例・立法・理論を通しての株式会社法の平易な理解。

講義概要

商法 の講義内容は会社法である。

講義は株式会社法を中心に行うが、受講生が会社法の理論と実務の双方について理解しうるよう努める。平成 5 年・6 年・9 年・11 年・12 年の改正商法にも及び。

テキスト

山村忠平・坂本延夫・中村建編著『要説会社法』〔三訂新版〕、嵯峨野書院

参考文献

追って指示する。

評価方法

原則として、二度の筆記試験をもって評価する。

受講者への要望

意欲的な受講を期待する。

年間授業計画

前期

1. 株式会社の経済的意義 法と経済の関連について ()
2. 株式会社の経済的意義 法と経済の関連について ()
3. 会社の法概念。 1. 会社の社団性 2. 会社の法人性 3. 会社の営利性
4. 会社の権利能力について
5. 会社の種類について
6. 株式会社の意義() 1. 株式 2. 有限責任 3. 資本
7. 株式会社の意義() 1. 株式会社の弊害 2. 社会的責任
8. 株式会社の設立() 1. 設立規制 2. 発起人・発起人組合・設立中の会社 3. 発起人の権限と責任
9. 株式会社の設立() 1. 定款 2. 登記 3. 設立の無効
10. 株式() 1. 株式の意義 2. 株主の権利・義務 3.

自己株式(平成 9 年改正商法を含む)

11. 株式() 1. 株券 2. 株式の譲渡・担保化
12. 補講

後期

1. 株式会社の機関() 1. 機関の分化と権限の分配 2. 所有と経営・支配の分離
2. 株式会社の機関() 1. 株主総会の意義と権限 2. 総会の運営と瑕疵
3. 株式会社の機関() 1. 取締役 2. 取締役会
4. 株式会社の機関() 1. 代表取締役 2. 表見代表取締役など
5. 株式会社の機関() 1. 取締役の責任 2. 取締役の義務
6. 株主の代表訴訟と違法行為差止権
7. 監査役制度()
8. 監査役制度() 平成 5 年改正商法について。
9. 株式会社の資金調達() 1. 新株発行 2. 有利発行 3. 不公正発行 4. 新株発行の無効
10. 株式会社の資金調達() 1. 社債 2. 平成 5 年改正商法
11. 補講()
12. 補講()

法 94 - 98	商 法
法 99	商 法
国関法 99	
担当者	明田川 昌 幸

講義の目標

会社、特に株式会社に対する法規制および裁判例の理解。

講義概要

株式会社の設立、株式、株主総会、取締役会、代表取締役、監査役等、株式会社を中心に、会社に対する商法の法規制と裁判例の説明を行う。

テキスト

追って指示する。

参考文献

- ・別冊ジュリスト NO149「会社判例百選(第6版)」有斐閣
- ・倉沢康一郎・奥島孝康編「判例ハンドブック〔商法総則・会社法〕」日本評論社
- ・田村諄之輔他「目で見る商法教材 第2版」有斐閣

評価方法

試験の成績を中心に評価を行う。

受講者への要望

講義内容が難しいと感じる学生諸君には、予習を行うことを勧める。テキストや講義で引用された条文についてはできるだけ六法で確認してもらいたい。

年間授業計画

1. 会社の概念
2. 株式会社総説
3. 株式会社の設立 1 発起人
4. 株式会社の設立 2 定款、出資、設立無効
5. 株式 1 意義、株主の権利義務
6. 株式 2 出資単位規制、株式の種類
7. 株式 3 株式の譲渡、株主名簿、株式の評価
8. 株式会社の機関
9. 株主総会
10. 取締役・取締役会
11. 取締役と会社間の利害関係の調整
12. まとめ
13. 取締役の責任
14. 代表取締役
15. 監査役・会計監査人

16. 株主代表訴訟、違法行為差止権
 17. 企業会計 1 決算手続
 18. 企業会計 2 経理内容の開示・利益配当
 19. 資金調達 1 株式発行による資金調達
 20. 資金調達 2 社債発行による資金調達
 21. 財務構造の変更 資本減少、株式分割、株式併合
 22. 合併・分割
 23. 会社整理・更生、解散・清算
 24. まとめ
- (上記の順番に講義を進めていくが、採用するテキストや講義の進行状況によって若干のずれが生じることがある)

法 94 - 98	商 法
法 99	商 法
国関法 99	商 法
担当者	周 劍 龍

講義の目標

手形（約束手形・為替手形）や小切手は、企業取引の支払の手段・道具として、また手形は信用利用の手段・道具として、現代の社会・経済において、重要な機能を営んでいる制度である。そのような機能を営む手段・道具としての手形・小切手は、法律制度としては、有価証券の形をとり、そして株券・債券と並んで有価証券中の有価証券の一方の代表として重要な位置付けられている。本講義の目標は、手形・小切手をめぐる法律関係や制度を理解することである。

講義概要

手形や小切手が人から人へ流通するものであり、また手形・小切手法が法には技術的な規定が多いため、手形・小切手の法律関係はなかなか複雑で、それを理解することは大変難しいとよくいわれる。本講義では、本講義の目標を達成するために、現在日本国内で利用されている手形がほとんど約束手形であることを考慮し、指定するテキストに沿う形で、約束手形を中心に手形・小切手をめぐる基本的な法律関係を説明しようと考えている。つまり、まず、総論の部分では、手形・小切手の経済的機能と法的規整、手形・小切手の有価証券性、手形行為論を講義し、そして各論の部分では、約束手形の振出、裏書、手形保証、支払、遡求、手形の権利の消滅、為替手形、小切手、国際手形法・国際小切手法などを説明する。

テキスト

上柳克郎・北沢正啓・鴻 常夫編『新版手形・小切手法』有斐閣双書、有斐閣

参考文献

特に指定はしない。必要に応じて、関連資料を配布する。

評価方法

講義終了後のテスト（100点満点）をもって、成績を評価する。80 100点を優、70 79点を良、60 69点を可、60点未満を不可とする。

受講者への要望

授業中は「六法」を持参する。

授業内容の予習・復習を要求する。

授業中の私語や特段の場合以外の途中退室を厳禁する。

授業中は、携帯電話の電源を切る。

出席を要求する。

前方の席を埋める。

年間授業計画

第1回 手形・小切手の経済的機能と法的規整

第2回 有価証券としての手形・小切手、有価証券の意義と種類

第3回 手形行為の意義と特性、手形行為の成立要件（手形上の記載、手形の交付）

第4回 手形行為の成立要件（意思表示）他人による手形行為

第5回 手形の偽造と変造

第6回 約束手形の振出

第7回 白地手形

第8回 譲渡裏書の意義、裏書の方式、裏書の効力

第9回 善意取得

第10回 手形抗弁

第11回 特殊な譲渡裏書

第12回 取立委任裏書

第13回 手形保証

第14回 支払

第15回 遡求

第16回 手形の権利の消滅

第17回 為替手形の振出

第18回 為替手形の引受

第19回 為替手形の特則

第20回 小切手の意義、為替手形との差異、基本小切手

第21回 小切手の振出の意義と効果

第22回 譲渡、支払および遡求

第23回 線引小切手、補説

第24回 国際手形法・国際小切手法

法 94 - 98	商 法
法 99	商 法
国関法 99	
担当者	明田川 昌 幸

講義の目標

商法第一編「総則」および第三編「商行為」による法規制と裁判例の理解。

講義概要

商法とは何かについての商法総論、商人に一般に適用される法規制を定めている商法第一編「総則」、商取引についての法規制をおいている商法第三編「商行為」について、裁判例をまじえながら解説を行う。

テキスト

上柳克郎他「新版商法総則・商行為法 商法講義」有斐閣

参考文献

別冊ジュリスト NO129「商法（総則・商行為）判例百選（第3版）」有斐閣

倉沢康一郎・奥島孝康編「判例ハンドブック〔商法総則・会社法〕」日本評論社

田村諄之輔他「目で見える商法教材 第2版」有斐閣

評価方法

試験の成績を中心に評価を行う。

受講者への要望

講義内容が難しいと感じる学生諸君には、予習を行うことを勧める。テキストや講義で引用された条文についてはできるだけ六法で確認してもらいたい。

年間授業計画

1. 商法の意義
2. 商法の基本概念、商法の特徴
3. 商法の歴史、法源
4. 商人
5. 商業登記
6. 商号
7. 商業帳簿
8. 商業使用人
9. 代理商
10. 営業の譲渡
11. 商行為の意義と種類
12. まとめ
13. 商行為の通則
14. 商事売買

15. 仲立営業
16. 問屋営業
17. 運送営業 1 物品運送契約
18. 運送営業 2 貨物引換証、旅客運送契約
19. 運送取扱営業
20. 場屋営業
21. 倉庫営業
22. 匿名組合
23. 交互計算
24. まとめ

（上記の順番に講義を進めていくが、講義の進行状況により若干のずれが生じることがある）

法 94 - 98	商 法
法 99	商 法
国関法 99	
担当者	花 房 一 彦

講義の目標

保険法、保険約款においては、多くの契約の解除・失効原因、免責事由が定められている。要するに保険金が支払われないこととなる場合である。法律を知らなかったため保険金が支払われない結果となったでは手遅れである。企業が努力して利益をあげるには時間がかかるが、法を知らなかったために損をするのは瞬間である。そのようなことがないように、また保険を活用できるように保険法を知ってもらうことが狙いである。

講義概要

後掲の年間授業計画は一応の目安である。最後の約三回は海商法を取り上げるようにしてみたい。

テキスト

使用しない。ノートを中心とする。

参考文献

- 西島梅治 『保険法（新版）』（悠々社）
 石田満 『商法（保険法）』（青林書院新社）
 倉沢康一郎 『保険法通論』（三嶺書房）
 大森忠夫 『保険法』（有斐閣）
 重田晴生 『海商法』（青林書院）

評価方法

前期および後期の定期試験の成績による。受講態度を加味する。

受講者への要望

六法持参のこと。ノートを丹念にとること。

年間授業計画

1. 序論

保険の仕組。保険契約法の意義・構成。基本的専門用語の解説

2. 総論

(一) 保険契約の意義

(1) 損害保険

3. (2) 生命保険

4. 生命保険

5. (二) 保険契約の締結

(1) 保険証券

6. (2) 普通保険約款

7. (3) 告知義務

8. (三) 保険契約の効果

(1) 保険者の義務

(イ) 保険証券交付義務

(ロ) 保険金支払義務

9. 保険金支払義務

10. 保険金支払義務

11. 保険金支払義務

12. (八) 保険料返還義務

(二) 利益配当義務

13. (2) 保険契約者等の義務

(イ) 保険料支払い義務

(ロ) 危険増加の通知義務。保険事故・損害発生 の通知義務

14. (八) 損害防止義務

15. (四) 保険契約の終了

(1) 当然の終了

(2) 当事者の意思による終了

16. (五) その他

(1) 代位

(2) 超過保険および重複保険

17. (3) 危険の変更

(4) 保険関係上の権利義務の移転

(5) 故意の立証困難とその克服

18. 各論

(1) 火災保険

19. 火災保険

20. (2) 地震保険

21. (3) 責任保険

22. 責任保険

23. (4) 再保険

(5) 運送保険

24. (6) 海上保険

(7) 傷害保険

法94-98	国際私法
法99	国際私法
国関法99	国際私法
担当者	山田恒久

講義の目標

国際私法とは、渉外的な私法関係（外国的な要素を何らかの形で含んでいる民商法に関連する法律関係）に、適用すべき法を指定する規則のことです。例えば、「婚姻の身分的な効力」、「不法行為債権の成立」、「物権変動」など予め典型的に分類された法律関係（単位法律関係）ごとに、もっとも密接に関連する事項（連結点）を定めておき、この事項が存在する国の法が指定されます。本講義では、この国際私法の基本的な考え方について講義します。

講義概要

例えば、A国航空会社の飛行機が、B国内で墜落し乗客が死亡した場合には、「不法行為の成立」が単位法律関係とされますが、この連結点は「不法行為地」と定められていますから、B国民法が指定されることとなります。このB国民法を、準拠法（準拠実質法）といいます。

講義では、予め分類されている単位法律関係ごとに、その連結点と準拠法を確認していきます。加えて、その分類の妥当性、連結点の設定の仕方の妥当性（制定法の正当性）をも、検討してみたいと思います。主として、民法・商法にかかわる分野ですが、可能な限り、手続についても扱う予定です。

テキスト

テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。

参考文献

1. 山田・早田編「演習 国際私法」(法学教室選書)有斐閣
2. 池原・早田編「涉外判例百選「第三版」」(別冊ジュリスト)有斐閣
3. 澤木敬郎・道垣内正人「国際私法入門〔第四版〕」(有斐閣双書)有斐閣
4. 櫻田嘉章「国際私法」(Sシリーズ)有斐閣

評価方法

定期試験の成績と、出席の状況、受講の様子を総合的に判断します。

受講者への要望

分野の性質上、民法・商法の基本的な知識を有しているか、または、本講義と並行して修得するという意欲を望みます。

年間授業計画

1. 序 国際私法概説

(1) 国際私法の方法

- ・単位法律関係、連結点、準拠法などの基本概念
- ・国際私法に固有の適用規則

2. (2) 国際私法の法源

- ・法例と主な特別法

3. (3) 国際私法の関連領域

- ・国籍法
- ・外人法
- ・国際民事訴訟法

4. 第一編 財産編

第一章 能力

(1) 自然人

- ・権利能力、行為能力、
- ・外国人の、我国における禁治産宣告、失踪宣告

(2) 法人

- ・権利能力、行為能力
- ・外国法人の我国における地位

6. 第二章 債権法

(1) 契約の実質的成立要件の準拠法

- ・当事者自治の原則とその根拠
- ・当事者自治の制限論

(2) 契約の形式的成立要件の準拠法

- ・場所は行為を支配する原則

(3) 法定債権の成立(その1)

- ・事務管理、不当利得

(4) 法定債権の成立(その2)

- ・不法行為

(5) 債権債務関係

- ・債権の対外的効力(債権者代位権、詐害行為取消権)
- ・債権の消滅(弁済、相殺、更改)

11. 第三章 物権法

(1) 物権の静態

- ・目的物の所在地の意味

(2) 物権の動態(物権変動その1)

- ・法律行為による物権変動
- ・形式主義と意思主義、独自性、有因、無因

(3) 物権の動態(物権変動その2)

- ・法律行為によらない物権変動

- ・時効、埋蔵物の発見

14. 第二編 身分編

第一章 婚姻

(1) 婚姻関係の成立

- ・実質的成立要件の準拠法（配分的適用）

15. (2) 婚姻関係の方式

- ・形式的成立要件の準拠法

16. (3) 婚姻の効力

- ・身分的効力（段階的適用 - 連結階梯）

- ・財産的効力（法定財産制と夫婦財産契約）

17. (4) 離婚

- ・離婚の方法（裁判離婚、審判調停離婚、協議離婚）

- ・離婚原因の準拠法

18. 第二章 親子

(1) 実親子関係の成立

- ・嫡出親子、非嫡出親子、準正

(2) 養親子関係の成立

- ・養子縁組の要件

- ・養子の効力

19. (3) 親子関係の効力

- ・身分的効力（親権、監護権）

- ・財産的効力（法定代理）

20. 第三章 相続

(1) 相続の形態

- ・精算主義と承継主義

21. (2) 相続の準拠法

- ・相続統一主義と相続分割主義

- ・適用範囲（相続の開始時期、相続人、相続財産）

22. (3) 遺言

- ・成立及び効力

- ・方式の準拠法（遺言の方式の準拠法に関する法律）

23. 第三編 国際私法総論

(1) 反致

- ・国際私法の積極的抵触と消極的抵触

- ・狭義の反致と、転致、間接反致、二重反致

24. (2) 公序

- ・国際公序と国際私法における公序

- ・公序則の適用結果と準拠法

法 94 - 98	国際取引法
法 99	国際取引法
国関法 99	国際取引法
担当者	山田恒久

講義の目標

渉外的な性質を有する商取引及び企業活動（いわゆる国際取引）に関する法規範を、国際取引法と呼びます。国際取引に関連する分野は、国際物品売買、国際運送、外国為替、国際金融、知的所有権、海外投資などに加えて、このような国際取引から生じる、紛争の予防と処理のための、国際仲裁、国際訴訟などをも含み、多岐にわたります。本講義では、このような、広い範囲に及ぶ国際取引法の基礎的な知識と、その基本的な問題についてお話しします。

講義概要

国際取引法は、基本的には、国際取引における当事者間の権利義務を直接規律する実体法で、その法源には、民法、商法、取引の慣習、条約、統一規則などが挙げられます。また、渉外的性質を有する取引であるため、抵触法的な処理を必要とすることもあり、国際私法との関連も、無視できません。加えて、その紛争解決の実際を知るためには、国際手続法もその射程に入れる必要があります。本講義では、国際物品売買、国際運送などの実際に即して、これらの法規範について考察します。

テキスト

テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。

参考文献

- ・『国際取引法』山田録一・佐野寛編（有斐閣）
- ・『金融取引と国際訴訟』石黒一憲（有斐閣）
- ・『涉外判例百選（第3版）』池原季雄・早田芳郎編（有斐閣）

評価方法

定期試験の成績と、出席の状況、受講の様子を総合的に判断します。

受講者への要望

分野の性質上、民法・商法の基本的な知識を有しているか、または、本講義と並行して修得するという意欲を望みます。

年間授業計画

1. 序説 国際取引法の意味とその分野

2. 第一章 国際取引法の法源
 - 一 意義と種類
3. 二 適用とその特色
4. (1) 国内法 < 国際私法 国内法 >
5. (2) 国際条約
6. (3) 「標準契約書式」「約款」「援用可能統一規則」
7. (4) 慣習法
8. 第二章 国際取引の当事者
 - 一 自然人
 - 二 法人
 - (1) 法人の従属法
 - (2) 法人の代表権
 - (3) 法人の内部関係
 - (4) 外人法上の問題
9. 第三章 国際取引契約
 - 一 契約の成立
 - 二 契約の成立の準拠法
 - (1) 実質の準拠法
 - (2) 方式の準拠法
 - 三 契約の効力
 - 四 効力の準拠法
 10. 第四章 国際取引の紛争解決
 - 一 訴訟手続
 - (1) 訴の提起
 - (2) 訴訟手続
 - (3) 外国判決の承認と執行
 - 二 仲裁手続
 - (1) 仲裁付託と仲裁判断
 - (2) 仲裁判断の執行
 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24.

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 刑 法 |
| 法 99 | 刑 法 |
| 国関法 99 | 刑 法 - 1 |
| 担当者 | 奈 良 俊 夫 |

講義の目標

現代における「犯罪論の基礎構造」を通説を中心に学習する。なお、法解釈の実践的指標である判例の検討も重視してゆきたい。

時間に許す限り、法制史・法哲学の概観（刑事法との関連において）および諸外国の理論と立法の動向にも言及する予定である。

講義概要

「犯罪とは、構成要件に該当し、違法で、有責な行為である」という近代刑法の命題の解説を前期に、犯罪の時間的发展段階（未遂論）、犯罪における複数人の関与形態（共犯論）、犯罪の数（罪数論）、刑罰論については後期に考察する（年間講義予定を参照）。

テキスト

- ・奈良俊夫『概説刑法総論 第三版』芦書房

参考文献

- ・『ジュリスト別冊、刑法判例百選（1）総論』（四版）有斐閣
- ・斉藤誠二編『演習ノート・刑法総論』法学書院

評価方法

前期・後期の定期試験（前期を 40 点満点、後期を 60 点満点に換算し、合計 60 点を合格点とする）、答案（採点後のコピー）の返却に応ずる（指定期日に申し出た者に限る）。

受講者への要望

- ・予習の励行を強く希望する。
- ・講義中の教員の問題提起に対し、学生も積極的に発言してほしい。

年間授業計画

1. 犯罪論の概観 - 近代刑法理論の発展過程
2. わが国の刑法典の概要と刑法理論の現状
3. 行為論（1） - 犯罪論における「行為」の意義（「犯罪は行為である」という命題の意味）
4. 行為論（2） - 不作為犯、因果関係
5. 構成要件論（1） - 「構成要件」の意義（通説的な犯罪論の骨格）
6. 構成要件論（2） - 構成要件理論の分析と応用
7. 違法論（1） - 犯罪論における「違法」の意義（実

質的違法と形式的違法、可罰的違法）

8. 違法論（2） - 違法阻却事由 - 正当行為、正当防衛
9. 違法論（3） - 違法阻却事由 - 緊急避難、被害者の承諾、自救行為
10. 責任論（1） - 犯罪論における「責任」の意義（現代における責任主義の内容）
11. 責任論（2） - 故意責任の分析 - 特に、未必の故意、錯誤
12. 責任論（3） - 過失責任の分析 - 特に、業務上過失、重大な過失
13. 未遂論（1） - 犯罪論における「未遂」の意義（犯罪の発展段階）
14. 未遂論（2） - 予備・未遂・既遂の区別とその基準、不能犯
15. 共犯論（1） - 犯罪論における「共犯」の意義（複数人が関与する犯罪形態の特性とその法的処理）
16. 共犯論（2） - 共同正犯 - 特に、共謀共同正犯
17. 共犯論（3） - 狭義の共犯 - 教唆犯、従犯
18. 共犯論（4） - 共犯の特殊問題 - 共犯と身分、共犯と錯誤
19. 罪数論（1） - 犯罪論における「罪数」の意義（犯罪の数と処罰の関係）
20. 罪数論（2） - 一罪と数罪の区別とその基準、包括一罪、科刑上一罪、併合罪
21. 刑罰論（1） - 刑罰の歴史、現代の刑罰論
22. 刑罰論（2） - 死刑、自由刑、罰金刑、没収
23. 事例研究（1） - 具体的事件の解決方法
24. 事例研究（2） - 学生による研究発表と討論

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 刑 法 I |
| 法 99 | 刑 法 I |
| 国関法 99 | 刑 法 - 1 |
| 担当者 | 只 木 誠 |

講義の目標

この講義では、刑法総論、すなわち刑法典第一編総則に規定される犯罪全体に共通する項目のなかで、基本的かつ必須であるテーマにつき、その意義と問題点を学説上の争点、判例・立法例を交えつつ分かりやすく明らかにし、各自が体系的に刑法総論の輪郭をとらえることをねらいとする。また、具体的な争点については、その背景にある思想や状況を明らかにして今日的な解決策を探りたいと思う。

講義概要

前期の初めは、「刑法」あるいは「刑事法」というものを、いくつかの問題、たとえば、刑法の意義と機能、それとの関連での刑法学における基本的対立、刑法の諸原則などを通してそれぞれイメージできるようにしていきたい。その後、解釈上の重要問題を扱い、前期に違法論まで終了する予定である。後期は、責任論から検討し、その後、未遂、共犯、罪数といった、いわば犯罪論の応用問題を検討することにする。

各時間毎に理解と復習に役立つ事例問題を提供する予定であるので、各自レポートに仕上げることを奨励する。大教室での講義なので、一方通行の授業にならないために、随時時事問題などを折り込んで、質問したりするなど、一緒に考える授業となるように努力したい。

テキスト

『たのしい刑法』弘文堂

なお、授業では只木作成のレジュメを平行して使用する。詳細は開講時に指示する。

参考文献

・別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅰ総論(第4版)』有斐閣

- ・ジュリスト増刊『刑法の争点(第3版)』有斐閣
- ・奈良俊夫『概説刑法総論』芦書房
- ・大谷實『刑法講義総論』成文堂
- ・前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会
- ・『基本判例 刑法総論』法学書院

なお、詳細は開講時に指示する。

評価方法

試験は前期と後期の試験期間中に筆記試験にて行う。六法(判例付きを除く)のみ参照可。

なお、レポートなどを課題とし評価に加える。

受講者への要望

刑法理論は、近時、一層精緻なものとなっているので、周到なる予習を要望する(授業は、これを前提とする)。

質問やレポートの提出、答案の書き方の指導などは、オフィス・アワー(開講時に具体的な時間を指示する)にて行う。

前期授業計画

1. 刑法の基礎1 刑法の意義・機能 - 犯罪、刑罰、刑法、裁判、刑務所、執行猶予とはなにか。「無罪の推定」 - 「10人の有罪者を無罪としてでも1人の無罪(こ)の人間を有罪にしてはならない」のはなぜか。
2. 刑法の基礎2 刑法理論史と新旧学派の争い - AはBに殺人を唆したがBは断った。この同じ事例で、学説の相違により殺人(未遂)罪と無罪に結論が分かれる理由はどこにあるのか。
3. 刑法の基礎3 罪刑法定主義の意義・派生原則、刑法の法源と解釈、適用範囲、刑法の基礎のまとめ - 紙1枚盗んでも窃盗なのに、重要な情報を盗んでもなぜ窃盗にならないのか。
4. 行為論・構成要件論1 犯罪の意義と種類、行為論、構成要件論、犯罪主体、構成要件該当性 - 無意識で殺人を行ってしまったら処罰されるか。「法人」は殺人行為を行いうるか。
5. 行為論・構成要件論2 真正・不真正不作為犯 - 「何もしないこと」によってなぜ、放火や詐欺罪や殺人罪によって処罰されるのか。
6. 行為論・構成要件論3 因果関係論 - 殺人犯の母親は被害者の死に責任があるか。殴られた被害者が病院で治療中火災で死亡した場合、なぜ、加害者は傷害「致死」罪で処罰されるのか。
7. 行為論・構成要件論4 因果関係論の諸問題、構成要件論のまとめ - 致死量の1/2の毒薬を入れると殺人既遂、致死量の毒を入れると殺人未遂の怪。
8. 違法論1 違法性の意義と本質、可罰的違法性 - 泥酔者からの侵害に対しては正当防衛は許されないのか。隣の人の鉛筆の借用は窃盗か。
9. 違法論2 正当行為(労働争議行為、被害者の承諾、安楽死) - 殺人、傷害、暴行、逮捕監禁、窃盗、賭博が許される場合。
10. 違法論3 正当防衛(過剰防衛、誤想防衛) -

林檎泥棒の子どもに銃を発射した事例。フリーズ事件。騎士道事件。

11. 違法論 4 緊急避難（過剰避難、誤想避難） - 一片の板にしがみついている漂流者がその板に頼ろうとする他の漂流者をつき放すことは許されるか。
12. 違法論 5 行為無価値、結果無価値をめぐる刑法学への対立 - 刑法の役割とは何か、刑法の社会的機能を改めて考える。

後期授業計画

1. 責任論 1 責任主義、責任の本質、責任能力、少年法、原因において自由な行為 - 泥酔状態での行為は無罪か。何故に、子どもの犯罪は許され、子どもは刑法上厚く保護されるのか。
2. 責性論 2 故意論 - 故意の意義と種類（概括的故意・未必の故意）、錯誤論 I（事実の錯誤） - フルスピードの車で人混みの中を通過した場合には殺人未遂か無罪か。死者の遺棄が処罰されるのに、死んだものと誤認して生きている親を遺棄した場合は、なぜ処罰されないか。
3. 責任論 3 錯誤論 II（法律の錯誤） - 「たぬき・むじな」、「もま・むささび」難問題とは何か。弁護士や警察に相談した上で許されると思い安心して行為しても、場合によっては処罰されるのはなぜか。
4. 責任論 4 過失論 - 過失の意義と種類（新過失論、新・新過失論）、責任論のまとめ - 『ブラック・ジャック』が手術に失敗したら、やはり過失犯か。
5. 未遂犯論 1 予備・未遂・既遂の区別、未遂の基準、予備罪の諸問題 - 玄関前で強盗を思い直した方が、家の中で被害者に暴行・脅迫を加えて思いとどまったときよりなぜに重く処罰されるのか。
6. 未遂犯論 2 中止犯の意義と要件 - パトカーのサイレンを救急車のそれと誤信して窃盗をやめた場合、あるいはその反対の事例は刑を減輕すべきか。
7. 未遂犯論 3 不能犯の意義と要件、未遂犯のまとめ - 砂糖を飲ませて人を殺そうとした場合、あるいは、空ピストルで人を撃った場合には処罰されるか。
8. 共犯論 1 共犯の意義、間接正犯 - 医者が毒入り注射を看護婦に渡し、看護婦がこれに気づきながら注射した。いずれが正犯か。
9. 共犯論 2 共同正犯 - 強盗の共謀にもとづき A は実行、B は見張り、C は自宅待機した。それぞれの罪責如何。
10. 共犯論 3 狭義の共犯 - 警察と打ち合わせの上 A は B に殺人を教唆し、B は実行の着手と同時に逮捕された場合（おとり捜査） A の罪責は。
11. 共犯論 4 共犯の諸問題（共犯と身分、共犯と

錯誤）、共犯論のまとめ - 夫である公務員と共謀のうえ賄賂を収受した妻は有罪か。

12. 罪数論・刑罰論 犯罪の個数とその基準、一罪と数罪、刑罰の本質と種類 - 一発の弾で二人を殺害した場合の犯罪の数は。

| | |
|---------|-----------|
| 法 94-98 | 刑 法 (再履修) |
| 法 99 | 刑 法 (再履修) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 安 部 哲 夫 |

講義の目標

法律科目の中で、一見興味をもって取り組みやすいのが、刑法であるかもしれない。しかし、学習を進めるうちに、たいへんな科目であることに気づくのも刑法である。本講義の目的は、刑法とは何なのか、そして刑法の限界をどのように考えてゆけばよいのかをつかみとり、刑法の思想と理論体系的な思考方法に親しみをもってもらうことにある。

講義概要

本講義では、「犯罪と刑罰」に関する基本的な理念と考え方を学習する。犯罪の成否は、総合的または直感的に判断されるものではない。判断の客観性や普遍性を保証するためには、犯罪を構成する諸要素を体系化し、論理的な考察が必要である。「犯罪論」では、それらの綿密な論議の積み重ねがあり、これを学習することで体系性と論理性とを重視した法的思考方法が形成されるはずである。また、「刑罰理論」では、刑罰の正当化根拠や刑罰の内容に思いをめぐらして、現代の刑罰の意味について考えるが、そのことにより、社会統制のあり方や刑事規範についても考察を深めることができるであろう。

テキスト

奈良俊夫『概説刑法総論』芦書房

参考文献

大谷 実『刑法講義総論(第4版補訂)』成文堂

前田雅英『刑法総論講義(第3版)』東京大学出版会

中山研一『概説刑法』成文堂

別冊ジュリスト『刑法判例百選 総論(第4版)』有斐閣

評価方法

前期・後期の定期試験の成績による。

受講者への要望

刑法学は、刑法(実体法) 刑事訴訟法(手続法) 犯罪学・刑事政策(事実学)のすべての領域について学習しなければならない科目である。上級学年で、それらについても必ず学習を進めてほしい。なお、毎回の授業において、「基礎知識」の確認という形のプリントを配布するので、学習に役立てて欲しい。

年間授業計画

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1. 刑法の基礎 | 刑法の意義と機能、刑法とは何か |
| 2. 刑法の歴史 | 中世・近世から近代刑法へ、刑法改正および改正作業の足跡 |
| 3. 刑法学の歴史 | 刑法と刑罰をめぐる啓蒙思想から、古典学派と近代学派の対立 |
| 4. 刑法の基本原理 | 罪刑法定主義、適正手続、類推解釈の禁止 |
| 5. 刑法の適用範囲 | 刑の不遡及効、属地主義、属人主義 |
| 6. 犯罪論の構造 | 犯罪論体系の必要性和その内容 |
| 7. 行為論 | 行為の意義、行為とは何か、目的的行为論 |
| 8. 構成要件論(1) | 構成要件の要素、不作為犯論 |
| 9. 構成要件論(2) | 因果関係論、条件説と相当因果関係説 |
| 10. 違法論(1) | 違法性の本質、行為無価値論と結果無価値論 |
| 11. 違法論(2) | 違法性阻却の意義と種類、正当業務行為、法令行為 |
| 12. 違法論(3) | 可罰的違法性と社会的相当性 |
| 13. 違法論(4) | 正当防衛、防衛の意思、必要性和相当性 |
| 14. 違法論(5) | 緊急避難、法益権衡と補充性、カルネアデスの板 |
| 15. 責任論(1) | 責任の本質、責任の要素、未必の故意、 |
| 16. 責任論(2) | 責任能力論、心神喪失と心神耗弱 |
| 17. 責任論(3) | 原因において自由な行為、行為と責任の同時存在 |
| 18. 責任論(4) | 錯誤論、事実の錯誤と違法性の錯誤、客体の錯誤 |
| 19. 責任論(5) | 過失犯、危惧感説、期待可能性、信頼の原則 |
| 20. 未遂犯論(1) | 未遂犯の意義、障害未遂と中止未遂、実行の着手 |
| 21. 未遂犯論(2) | 不能犯と未遂犯の限界、迷信犯 |
| 22. 共犯論(1) | 共犯の処罰根拠、教唆犯、従犯 |
| 23. 共犯論(2) | 共謀共同正犯、間接正犯、共犯従属性説、共犯の従属形態 |
| 24. 罪数論 | 犯罪の個数、観念的競合、牽連犯、併合罪 |

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 刑 法 |
| 法 99 | 刑 法 |
| 国関法 99 | 刑 法 - 2 |
| 担当者 | 只 木 誠 |

講義の目標

この講義は、刑法各論、すなわち刑法典の各則規定中の主要な犯罪類型につき、その成立要件を考察するものである。具体的には、各犯罪につき、犯罪の主体・客体、犯罪行為を、その保護法益との関係において、あるいは刑法の社会的機能に照らして、どのように解釈すべきかを考察していきたい。その際、従来の判例および通説的見解を基礎としながら、加えてそれらによって立つ理念なり視座なりを明らかにしつつ、新たな解釈の可能性をも探りたいと思う。体系的な思考を尊重しつつ、問題的な思考を生かしたいものである。

また、判例研究、比較法、時事問題などにも配慮し、一方的で知識の羅列に終わるのではなく、刑法的な思考に親しみ、自分で考え、自分なりの結論を導くことができるような講義としたいと考えている。

講義概要

刑法各則の規定にしたがい、国家的法益に対する罪から講義を始めるのも一つのスタイルではある。ただ、一身専属的法益でありかつ絶対的な価値を有し、他の利益との比較考量の必要性が少ない生命身体に対する罪から入ったほうが刑法を考える上で適当であろうし、理解の容易さという点でも、事例を想起しやすく関心が持てると思われる罪をまず取り上げるほうが受講者にとっても望ましいであろう。したがって、この講義ではいわゆる「個人的法益に対する罪」、「社会的法益に対する罪」、「国家的法益に対する罪」の順に取り上げる予定である。もちろんすべての犯罪を総論的に俯瞰するのではなく、解釈論上重要な論点を含んでいる諸問題を掘り下げて検討し、これによって「考える各論」となるような講義にしたい。とりわけ今年度は、財産犯罪に重点を置いた講義内容としたいと思っている。さらに、公害犯罪、大型火災、経済犯罪、コンピュータ犯罪、薬物犯罪など、できるだけ今日の諸問題を取り上げていきたいと考えている。なお、授業の進度については、各単元終了後に学生諸君との相談の上決定していきたい。

テキスト

大谷實著『刑法講義各論』[新版]成文堂

参考文献

・前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会
 ・ジュリスト増刊『刑法の争点(第3版)』有斐閣
 『別冊ジュリスト・刑法判例百選(第4版)』有斐閣

『基本判例 刑法各論』法学書院

*なお、テキスト・参考書については、開講時に特色を示しつつ紹介する予定である。

評価方法

試験は前期と後期の試験期間中に筆記試験にて行う。六法(判例付きを除く)のみ参照可。なお、レポートなどを課題とし評価に加える。

受講者への要望

刑法理論は、各論においても、近時一層精緻なものとなっているので、周到な予習を要望する(授業は、これを前提とする)。

質問やレポートの提出、答案の書き方の指導などは、オフィス・アワー(開講時に具体的な時間を指示する)にて行う。

前期授業計画

1. 序(講義概要、基本方針、刑法の基礎理論)事後強盗致傷を題材として
2. 生命・身体に対する罪(1) - 殺人罪、自殺関与罪・同意殺人罪 *人の「死」の概念、偽装心中と殺人罪
3. 生命・身体に対する罪(2) - 傷害の罪 *傷害の意義と傷害の故意、同時傷害の特則、「業務」概念
4. 生命・身体に対する罪(3) - 遺棄の罪 *遺棄罪は抽象的危険犯か、「遺棄」概念
5. 自由に対する罪 - 脅迫の罪、逮捕および監禁の罪、略取および誘拐の罪、強制わいせつの罪 *逮捕・監禁罪と承継的共犯、誘拐罪の保護法益、、強制わいせつ罪の成立要件
6. 住居に対する罪、名誉に対する罪 *住居侵入罪の保護法益、名誉毀損と真実性の錯誤
7. 財産に対する罪(1) - 財産罪の概観、基本問題 *財産罪の客体
8. 財産に対する罪(2) - 窃盗の罪 *窃盗罪の保護法益、「占有」概念
9. 財産に対する罪(3) - 窃盗の罪 *窃取行為、不法領得の意思
10. 財産に対する罪(4) - 強盗の罪 *「暴行」・「脅迫」概念、強盗利得罪と処分行為
11. 財産に対する罪(5) - 事後強盗罪 *事後強盗罪の

未遂、事後強盗の未遂、強盗致死傷罪の成立要件

12. 財産に対する罪(6)詐欺の罪 - 詐欺の罪・恐喝の罪
* 詐欺罪における「処分行為」・「財産上の損害」の
意義、キセル乗車、訴訟詐欺、クレジット詐欺

後期授業計画

1. 財産に対する罪(7) - 横領の罪 * 横領罪と背任罪
との区別、不法原因給付と詐欺罪・横領罪
2. 財産に対する罪(8) - 背任の罪 * 「他人の事務」
の意義、「財産上の利益」の意義
3. 財産に対する罪(9) - 盗品等に関する罪 * 保護法
益、「贓物」概念、親族間の犯罪
4. 財産に対する罪の総括 - 財産罪の諸問題
5. 公共の平穩に対する罪(1) - 放火の罪 * 「公共の
危険」の認識、「焼損」概念
6. 公共の平穩に対する罪(2) - 往来を妨害する罪 *
「往来の危険」の意義、往来危険罪の結果的加重犯
/ 公共の信用に対する罪(1) - 通貨偽造の罪 * 「偽
造」、「変造」、「模造」概念、通貨偽造罪と詐欺罪の
成否
7. 公共の信用に対する罪(2) - 有価証券偽造の罪 *
架空名義の手形形成
8. 公共の信用に対する罪(3) - 文書偽造の罪(a)総論
* 文書の原本性(写しの文書性)、他人名義の冒用、
「偽造」、「変造」
9. 公共の信用に対する罪(4) - 文書偽造の罪(b)各構
成要件 * 公文書偽造罪、虚偽公文書作成罪(と間
接正犯) 公正証書原本不実記載罪
10. 公共の信用に対する罪(5) - 文書偽造の罪(c)諸問題
/ 風俗に対する罪 - わいせつおよび重婚の罪 *
「わいせつ」概念、「公然」性
11. 国家の作用に対する罪(1) - 公務の執行を妨害する
罪 * 「公務員」の意義、職務行為の「適法性の錯
誤」/ 国家の作用に対する罪(2) - 職権濫用の罪 *
職権濫用罪の成立要件、特別公務員職権濫用罪の成
立要件
12. 国家の作用に対する罪(3) - 賄賂の罪 * 「賄賂」
概念、「職務に関し」の意義、あっせん収賄罪

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 刑 法 |
| 法 99 | 刑 法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 野 村 稔 |

講義の目標

刑法総論で得た知見を基礎として、個別的な犯罪類型の分析を行い、社会における犯罪現象に対する刑法の適用能力を身につけることを目標にする。その際に、単に法律的知識を記憶するのではなく、縦系に体系的思考を、横系に分析的思考をそれぞれ置き、法律的思考ができること、さらに法治国家の市民として国家刑罰権の行使の在り方につき適正手続きの精神を理解したうえで常に自立的・批判的に考えることができることが重要であると考えられる。

講義概要

本講義においては、学説・判例の動向に注目しながら、刑法各本条について、個人的法益に対する罪から国家的法益に対する罪、および社会的法益に対する罪の順序で解説を行う。解説に際しては刑法総論や刑事訴訟法上の諸問題にも言及する。なお、質問を歓迎するので、質問のある者は、質問の内容を簡潔に用紙に書いて講義の始まる前に教卓の上に置くこと。可能な限り当日の講義の際に答える。また授業中の質問も歓迎する。当日の講義内容につき質問がある場合は講義終了前の 10 分間程を質問時間として設定することがある。講義の時間以外の機会に相談・質問などのある者は、自宅（043 486 0271）に連絡すること。

テキスト

野村稔編・「刑法各論」(青林書院)を使用する。

参考文献

必要に応じて指示する。

評価方法

前期・後期試験の成績により評価する。

受講者への要望

刑法の勉強はとっつきやすいが、奥が極めて深い。出席は取らないが、ひたむきさ、真摯さのある学生諸君の聴講を望む。できるだけ講義に出ることが望ましい。

年間授業計画

1.【開講の辞・オリエンテーション】- 自己紹介、体系書・判例集の紹介、試験・単位認定

【刑法各論序説】刑法各論の意義、体系、方法

2.【個人的法益に対する罪】総説

各説(1) - 殺人罪

3. 各説(2) - 自殺関与と罪の諸問題 - 実行の着手、錯誤の取り扱い; 傷害罪・暴行罪

4. 各説(3) - 同時傷害罪; 凶器準備集合罪 - 共同加害目的の実現、凶器の意義、結集罪

5. 各説(4) - 遺棄罪 - ひき逃げの罪責

6. 各説(5) - 自由に対する罪総説; 脅迫罪・強要罪; 逮捕監禁罪; 略取誘拐罪

7. 各説(6) - 名誉・信用に対する罪; 真実性の証明

8. 各説(7) - 業務妨害罪; 財産罪総説(1) - 財産罪の類型、客体(財物・財産上の利益)の意義

9. 各説(8) - 財産罪総説(2) - 財産罪の保護法益; 刑法上の占有の概念と機能; 不法領得の意思の意義と機能

10. 各説(9) - 財産罪各説(1) - 窃盗罪・不動産侵奪罪; 親族相盗例

11. 各説(10) - 財産罪各説(2) - 強盗罪の類型; 強盗罪

12. 各説(11) - 財産罪各説(3) - 事後強盗罪; 240条; 241条

13. 各説(12) - 財産罪各説(4) - 詐欺罪・恐喝罪の要件・不法原因給付と詐欺罪、権利行使と恐喝罪

14. 各説(13) - 財産罪各説(5) - 詐欺罪の成否: 訴訟詐欺、キセル乗車、クレジット・カードの法律関係

15. 各説(14) - 財産罪各説(6) - 詐欺罪の成否: クレジット・カードの不正使用; コンピューター詐欺罪

16. 各説(15) - 財産罪各説(7) - 横領罪・背任罪の概説、二重売買の刑事責任

17. 各説(16) - 財産罪各説(8) - 二重抵当、不正貸付けの刑事責任; 盗品等に関する罪

18.【国家的法益に対する罪】総説

各説(1) - 内乱罪・外患罪、内乱罪と騒乱罪の異同

19. 各説(2) - 公務執行妨害罪 - 職務行為の適法性、錯誤

20. 各説(3) - 逃走罪; 犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪・親族間の特例

21. 各説(4) - 賄賂罪

22.【社会的法益に対する罪】総説

各説(1) - 放火罪

23. 各説(2) - 偽造罪の概説; 文書偽造罪 - 犯罪類

型、文書の意義 - コピー文書の偽造、

偽造の概念（１）

24. 各説（３） - 偽造の概念（２）；電磁的記録物の
偽造；通貨偽造罪、有価証券偽造罪、印章偽造罪

注：なお、講義の進度により若干の項目のずれがある。
また補講もありうる。

| | |
|---------|---------|
| 法 94-98 | 刑 事 政 策 |
| 法 99 | 刑 事 政 策 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 安 部 哲 夫 |

講義の目標

本講義の目的は、犯罪予防や犯罪対策さらには刑事制裁のシステムはどうあるべきか、そして犯罪者の処遇と被害者の支援をどのように考えればよいのか等の諸点を中心として、現実の刑事立法政策や刑事司法政策、犯罪者・被害者処遇政策を批判的に検討し、あるべき理念と立案を講じるものである。

犯罪とこれに対する問題意識は、メディアの発達にともない、市民生活の日常に身近で緊密なものとなってきた。それだけに、安易な認識や判断ではなく、広汎な情報を駆使し、より深い洞察が要求される。

講義概要

犯罪は、人間社会と時代が生み出す一種の病理現象である。その根絶は永遠の課題ともいえるが、犯罪防圧のためには、よりよき刑事政策が必要であり、その前提として犯罪現象についての適確な認識と同時に、人間についての正しい理解が肝要である。そこで、本講義では、犯罪現象論、犯罪原因論、被害者化論について、まず検討する。また、刑事政策は、文化的所産であり、一国の政治や教育、福祉などの現状と関係が深い。本講義では、今日の刑事政策のよって立つ歴史的、文化的背景を説明し、諸外国に見る新たな動きを紹介・批判しながら、あるべき刑事政策論を講じるものである。

テキスト

加藤久雄・瀬川晃『刑事政策』青林書院

参考文献

安部哲夫・高橋則夫『ゼミナール刑事対策』法学書院

岩井宜子『刑事政策』尚学社

加藤久雄『ポーダレス時代の刑事政策（改訂版）』

有斐閣

森下忠『刑事政策の論点』成文堂

藤本哲也『刑事政策概論』青林書院

法務総合研究所『平成 12 年版犯罪白書』大蔵省印刷局

評価方法

前期・後期の定期試験の成績による。

受講者への要望

参考文献『ゼミナール刑事政策』は、問題・解説形式であるので、受講生は各自問題に対する解答のポイントを整理しながら、授業に臨んでほしい。他の刑事法科目の履修を行うことはいうまでもないが、とくに法心理学と法医学の受講を併せて履修することを希望する。

年間授業計画

1. 犯罪と刑事政策の基礎

犯罪とは何かを考え、これに対する刑事政策の理念を検討する。

2. 犯罪現象の研究

犯罪白書の読み方、戦後犯罪の動向と近時の犯罪特性を検証する。

3. 犯罪原因の研究（1）素因論から環境論への展開

古典的犯罪学理論、犯罪生物学、双生児研究、シカゴ犯罪社会学派。

4. 犯罪原因の研究（2）相互作用論と新たな犯罪学の展開

犯罪社会心理学、漂流理論、ラベリング論、遺伝子論的犯罪研究。

5. 犯罪被害者の研究 被害者学の発展とその刑事政策的成果

被害者研究と被害者保護の歴史、被害者の刑事司法的位置づけ。

6. 犯罪現象および対策論の国際比較

米国、英国、ドイツ、韓国などとの比較。来日外国人の犯罪について。

7. 犯罪に対する立法的対応（刑事立法政策の批判的検討）

戦後の犯罪対策を刑事諸立法の制定と改正作業から振り返る。

8. 犯罪に対する司法的対応（刑事司法政策の批判的検討 1）警察と検察

警察制度・その活動と微罪処分、検察制度・その活動と起訴猶予。

9. 犯罪に対する司法的対応（刑事司法政策の批判的検討 2）裁判

刑事裁判制度・その現状と執行猶予、宣告猶予などを考える。

10. 刑罰制度の意義と種類（刑罰はなぜ必要か？なぜ正当化されるのか？）

応報、威嚇、改善、隔離。刑罰の多様性とその限界。

11. 刑罰制度の現状と課題（1）死刑制度を考える（わ

が国の死刑制度の現状と存廃論。諸外国の死刑廃止への道。米国諸州の場合)

12. 刑罰制度の現状と課題(2) 財産刑の諸問題(罰金刑の現状と問題点、労役場留置の問題点、日数罰金制度は導入可能か?)
13. 刑罰制度の現状と課題(3) 自由刑の諸問題
自由刑の単一化論、短期自由刑の弊害、自由刑純化論について。
14. 施設内処遇の諸問題(1) 受刑者の法的地位と監獄法改正
行刑の基本理念、受刑者の権利、刑事施設法案について。
15. 施設内処遇の諸問題(2) 累進・分類制、刑務作業
改善処遇モデルと受刑者の社会復帰。開放処遇の導入。CAPIC。
16. 社会内処遇の諸問題(1) 司法前処理、保護観察、保護観察の現状と問題点、中間的制裁について。
17. 社会内処遇の諸問題(2) 仮釈放、更生保護法人、仮釈放者の予後、再犯率、更生保護事業法について。
18. 保護処分と保安処分
保安処分の歴史、保安処分の種類と現在。保護処分の意義と内容。
19. 少年犯罪と司法処理
少年事件の動向と少年法。少年審判と非行少年の処遇について。
20. 精神障害犯罪の現状と対策
精神分裂病による犯罪と責任能力、精神保健福祉法による対応の限界。
21. 薬物乱用犯罪の現状と対策
戦後薬物乱用事件と薬物規制の動向。覚醒剤乱用犯罪と規制の現状。
21. 性犯罪と刑事政策 性犯罪者の再犯防止策とは?
性犯罪の動向と特質。性的虐待と青少年保護。性表現と青少年。
22. 女性犯罪と刑事政策
女性犯罪の動向と特質。女性犯罪の処理。女子刑務所について。
23. 組織犯罪と刑事政策
組織暴力団の犯罪と規制の現状。組織的犯罪の実情と法整備。
24. 現代型犯罪と刑事政策
経済犯罪、コンピュータ犯罪、公務員犯罪、高齢者犯罪などの現状とその対策について。

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 社会保障法 |
| 法 99 | 社会保障法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 高 藤 昭 |

講義の目標

いまや、65 歳以上の世帯の半数は年金—社会保障の中心的制度—が唯一の収入となった。社会保障は、もはや国民の生活に不可欠な制度となっている。また、20 歳以上の学生諸君も、そのための財源として、月々高額の保険料を政府に払わなければならないことになっている。このようにわれわれの生活に深くかかわりをもつにいたった社会保障法制の仕組みや体系、さらにその基本原理を理解し、究明する講義である。

講義概要

第 1 部 総論

第 1 章 社会保障前史 1・自由放任時代 2・社会保険時代 3・社会保障時代

第 2 章 社会保障の構造原理、責任主体

第 3 章 社会保障の現代的意義 1・豊かな社会での必要性の増大と性格変化 2・諸機能 3・直面する諸問題

第 4 章 社会保障の概念、法体系

第 2 部 所得保障法 1 章 最低生活保障法 2 章 生活維持保障法

第 3 部 健康保障法 1 章 医療保障 2 章 出産・育児保障 3 章 健康増進施策

単なる制度の説明ではなく、その基本的考え方（原理）や変化の理論的解明を狙う。

テキスト

高藤「社会保障法制概論」(龍星出版)

第 2、3 部では六法全書持参のこと。

参考文献

教室でその都度紹介する。

評価方法

前期、後期、各ペーパー・テスト

受講者への要望

講義は、法制の基本原理の解明が中心ですから、社労士の受験には直接には役立ちません。しかし、ものごとは基本や本質の理解が重要で、これなしには本当の制度の細目や手続きの勉強はできません。念のため。

年間授業計画

1. 一年にわたる講義のガイダンス

2. 《第 1 部 - 1 章》社会保障法前史 (1)

自由放任時代 (個人責任時代) の人々の生活保障についての考え方と制度の説明

3. 同上 (2)

社会保険時代の生活保障の考え方と法制の構造原理

a・社会保険制度の生成過程とその背景 b・「社会保険」とはいかなる制度か c・わが国での発展史

4. 同上 (3) および《第 1 部 - 2》社会保障法とその構造原理、責任主体 (1)

その世界的な出現過程、背景、基本原理たる生存権原理 (ベヴァリッジ原則) の登場

責任主体、それらのわが国における出現状況の説明—とくに社会保険、公的扶助との関係

5. 同上 (2)

6. 《第 1 部 - 3 章》社会保障の現代的意義 (1) 豊かな社会での制度の必要性の増大とその性格変化

経済復興にもかかわらずその必要性がますます強まるその謎の解明

7. 同上 (2) 社会保障の諸機能、(3) 直面する諸問題

1・諸機能・・・政治的、経済的、社会的機能、人口政策的機能、平和維持的機能

2・直面する諸問題・・・小中高齢化、女性の意識改革、国際化、福祉国家のゆきずまりなどの問題

8. 《第 1 章 - 4 章》社会保障の概念、法体系

制度別体系論と制度内容別体系論

9. 《第 2 部》所得保障法の体系と基本原理

最低生活保障原理による最低生活保障法と生活維持原理による生活維持保障法

10. 《第 2 部 - 1 章 - 1》一般的最低生活保障法 = 生活保護法 (1)

わが国での沿革、生活保護法の制度概要、基本原理・原則の説明

11. 同上 (2) 生活保護法の問題点 (a)

12. 同上 (3) 同上 (b)

13. 《第 2 部 - 1 章 - 2》生活障害別最低生活保障法 = 国民年金法 (1)

年金制度一般の説明。

14. 同上 (2)

国民皆年金の法制的意義—年金の形による国民の最低生活保障—とその制度構造の説明

15. 同上 (3) 生活障害別最低生活保障法 = 介護保険法・社会福祉法

自己決定権尊重による（措置から契約へ）制度創
設とその問題性

16. 《第2部 - 2章》生活維持保障法（1）
 - 1・法体系
 - 2・失業保障法……生存権原理と労働権原理の二重性
17. 同上（2）厚生年金法
18. 同上（3）年金改革問題
19. 《第3部》健康保障法の概念と体系
健康保障法とはなにか。
20. 《第3部 - 1章》医療保障（1）
21. 同上（2）
22. 《第3部 - 2章》出産・育児保障法（1）
23. 同上（2）
24. 《総括》社会保障法の展望

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 労 働 法 |
| 法 99 | 労 働 法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 土 田 道 夫 |

講義の目標

労働法は、人が働く上で発生する様々な問題の法的解決を図ることを目的とする法領域である。近年、残業による長時間労働、雇用における男女平等、単身赴任・出向、過労死、リストラに伴う労働条件の不利益変更や解雇（山一問題）、外国人労働者問題、「個人の裁量」を尊重する働き方の登場など、雇用労働をめぐる様々な問題が生じている。これに対応して、1997年には、男女雇用機会均等法が大改正され、1998年には労働基準法も大幅に改正された（時間外労働の規制、裁量労働制の拡大など）。こうした動向をふまえながら、上記の問題を法的に解決するシステムとしての労働法について講義する。テキストをベースに進めるが、そのつど具体的事例や判例・資料を配布して一歩進んだ講義にしたい。

講義概要

労働法は、個々の労働者と使用者との労働契約を中心とする個別的労働関係法、労働組合と使用者との交渉関係に関する集団的労働法、雇用保障や能力開発を内容とする雇用保険法、の3領域から構成される。このうち、学生諸君に最も身近であり（アルバイトも労働契約によって働く人である）、社会に出てから一番重要な領域は であるので、ここを中心に講義する。中心となるのは労働基準法であるが、それ以外にも、判例によって多くの法理が形成されているので、判例を重視した講義とする。また の中でも、団体交渉や労働協約は と深く関連するので、適宜取り上げたい。

テキスト

- ・中窪裕也 = 野田進 = 和田肇 『労働法の世界（第3版）』有斐閣

参考文献

- ・菅野和夫 『労働法（第5版）』弘文堂
- ・別冊ジュリスト 『労働判例百選（第6版）』有斐閣
- ・別冊ジュリスト 『労働法の争点（新版）』有斐閣
- ・基本法コンメンタール 『労働基準法（第4版）』日本評論社

- ・下井隆史 = 山口浩一郎 『ワークブック労働法』有斐閣
- ・土田道夫 = 和田肇 『ウォッチング労働法』法学教室に連載中
- ・小島 = 島田 = 浜田 『目で見る労働法教材』有斐閣

評価方法

前期・後期ともに試験を行う（六法参照可）。

受講者への要望

法学部らしい勉強ができたという評価が得られるような講義にしたい。知的好奇心にあふれた学生諸君の受講を期待する。

年間授業計画

1. 労働法の概要：採用から退職まで、ライフ・ステージで生ずる労働法上の問題について概観する。また憲法 27 条、28 条、労働基準法、労働組合法、男女雇用機会均等法などの主要法令を解説する。
2. 日本の雇用制度、企業社会と法：「働きすぎ社会」といわれる日本 外国と比較しながら、なぜそうなるのかを法と社会の交錯の中で探る。
3. 労働条件決定の法的システムの概要：労働条件は具体的にどのように決定されるのか 賃金・労働時間を例に、法的側面からアプローチする。
4. 労働契約の締結(1)：「就職氷河期」といわれる今日、採用をめぐる法的問題を、「採用の自由」や採用内定を中心に考える。
5. 労働契約の締結(2)：採用内定・試用期間を中心に、労働契約の締結過程で生ずる法律問題を検討する。
6. 賃金(1)：労働条件の中でも特に重要な賃金 賃金額の決定・支払方法に関する法規制を概観する。
7. 賃金(2)：賞与（ボーナス）・退職金をめぐるトラブルは多い。具体的事例を通して法律問題の解決方法を探る。
8. 労働時間と休日(1)：1987 年以降、労働時間法制は大きく変身した。改正労基法の解説や外国法の紹介を通して、「時短」の現状と課題を探る。
9. 労働時間と休日(2)：長時間労働の代名詞である時間外・休日労働（残業）。その法規制のあり方を探るとともに、フレックスタイム制にも言及する。
10. 年次有給休暇：年休は「コマ切れ」よりも長期休暇の方がよい。法がそのためにどのように機能しているかを検討する。
11. 男女の雇用平等(1)：まだまだ多い「男女の雇用差別」。雇用機会均等法が 1997 年に改正され、雇用平等が前進する一方で、女性保護は大幅に緩和された。その現状を探るとともに、セクシャル・ハラスメン

トや育児・介護休業法について考える。

12. 男女の雇用平等(2)：引きつづき雇用平等法の課題を探るとともに、今後の課題について考える。
13. 1998年に行われた労基法の大改正。時間外労働の規制や契約期間の上限規制、裁量労働制の導入を中心に、その意義と課題を考える。
14. 配転：サラリーマンに転勤はつきもの。でも全く自分に合わない職種だったり単身赴任ならどうする？配転について法的側面から考える。
15. 出向：終身雇用はもう古い？日常化し始めた出向・転籍の実情と法規制について検討する。
16. 就業規則と労働条件(1)：就業規則は使用者が一方的に作成するが、職場の労働条件を定める役割をほとんど一手に担っている。その法的性質は何か。なぜ労使を拘束するのかをわかりやすく説明する。
17. 企業における人権：「茶髪」や「ヒゲ」の禁止、政治活動の規制を中心に、就業規則の規律も含めて考える。
18. 就業規則と労働条件(2)：リストラや定年延長などで、就業規則の改正により労働条件を引き下げるケースが増えてきた（賃金基準の切下げなど）。このような不利益変更は許されるのか　これがここの課題である。
19. 労働組合法の概要(1)：労働組合、団体交渉、不当労働行為制度の仕組みを概観する。
20. 労働組合法の概要(2)：今一つ影の薄い団体交渉と労働協約。でもその効力はとてつもなく強い。労働組合はどこまで労働条件を規制できるのか　労働条件の不利益変更問題を中心に考える。
21. 労働契約の終了(1)：リストラの中で増えてきた解雇、整理解雇、変更解約告知（労働条件変更のための解雇）等の法規制について概説する。
22. 労働契約の終了(2)：「超」高齢社会に向けて生じてきた定年延長・年金支給の問題、転職・ヘッドハンティングなどについて概説する。
23. 労働災害：過労死問題と法　労災保険法の解釈を中心に、過労死を生み出す社会のあり方にも目を向ける。
24. パートタイマー、派遣：「新しい働き方」として定着した派遣、近年激増したパートタイマーについて、その労働条件と雇用の問題を概説する。

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 経 済 法 |
| 法 99 | 経 済 法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 山 部 俊 文 |

講義の目標

規制緩和が進む中、公正かつ自由な競争を維持・促進することによって経済活動を規律する独占禁止法の重要性は、今後とも益々増大して行くものと思われる。この講義では、経済法の中心に位置付けられる独占禁止法の理論・解釈・実務の現状を把握するとともに、その問題点・課題を明らかにすることを目標とする。

講義概要

はじめに経済法総論に属する問題（経済法概念など）を概観した後、独占禁止法の解釈論を講義する。適宜、諸外国（米国・ドイツ・EU）の法制及び立法論にも言及することとしたい。

テキスト

金井貴嗣ほか『経済法』有斐閣ブックス（本の奥付を確認し、第2刷の方を購入して下さい。）

『独占禁止法審決判例百選』有斐閣

参考文献

最初の授業のときに、文献表を配布する。

評価方法

試験の成績によって評価する。

年間授業計画

1. 講義内容・予定の説明、文献・資料の解説、経済法概念、
2. 独占禁止法 1 条（目的規定）の解釈 独占禁止法の手続（1）：行政法上の措置・司法審査
3. 独占禁止法の手続（2）：民事的規律（損害賠償・法律行為の有効性） 刑事的規律
4. わが国の競争政策・独占禁止法の展開（第2次大戦前の状況・独占禁止法の制定・独占禁止法の改正・現状）
5. 独占禁止法の基本概念（1）：事業者・事業者団体・役員
6. 独占禁止法の基本概念（2）：競争・一定の取引分野・競争の実質的制限
7. 私的独占の規制（1）：私的独占の行為類型
8. 私的独占の規制（2）：対市場効果、排除措置
9. 独占の状態の規制

10. 企業結合規制（1）：一般集中規制（持株会社の規制等）
11. 企業結合規制（2）：企業集団と独占禁止法、市場集中規制（株式保有規制）
12. 企業結合規制（3）：市場集中規制（合併規制等）
13. 不当な取引制限の規制（1）：不当な取引制限（カルテル）の行為類型
14. 不当な取引制限の規制（2）：対市場効果、行政指導と不当な取引制限、公共の利益
15. 事業者団体規制
16. 排除措置・課徴金、同調的価格引上の報告制度
17. 不公正な取引方法の規制（1）：総論、共同の取引拒絶
18. 不公正な取引方法の規制（2）：その他の取引拒絶、差別対価、差別的取扱
19. 不公正な取引方法の規制（3）：不当廉売・ダンピング、不当誘因
20. 不公正な取引方法の規制（4）：抱き合わせ販売、取引強制
21. 不公正な取引方法の規制（5）：排他条件付取引、再販売価格拘束
22. 不公正な取引方法の規制（6）：拘束条件付取引
23. 不公正な取引方法の規制（7）：優越的地位の濫用、不当な取引妨害
24. 国際的取引の規制（独占禁止法の域外適用、独占禁止法 6 条の規制）

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 環 境 法 |
| 法 99 | 環 境 法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 一之瀬 高 博 |

- 15．環境影響評価法
- 16．公害・環境規制法
- 17．公害・環境規制法
- 18．廃棄物・リサイクル法制
- 19．廃棄物・リサイクル法制
- 20．自然環境保全
- 21．自然環境保全
- 22．環境問題と費用負担
- 23．国際環境法の国内的実施
- 24．まとめ

講義の目標

環境問題は現代社会の重要な課題となりつつあるが、また、環境法も生成の途上にある。この講義では、具体的事件や立法、政策を素材に、環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法学が環境問題にどのような機能を果たしうるかを考察する。

講義概要

講義では、まず、公害・環境問題の性質や歴史およびそれに対する環境法の発展の経緯を概観する。つぎに、環境法の救済法としての側面に着目し、具体的紛争に環境法がどのように機能するのかを分析する。さらに、立法を中心に各種の環境保全制度の内容を検討する。

テキスト

開講時に指示する。

参考文献

別冊ジュリスト『公害・環境判例百選』有斐閣
『環境法』(第二版)有斐閣

評価方法

前期と後期の定期試験の成績を重視する。

受講者への要望

缶ジュース、ペットボトル等の教室持ちこみを禁止する。

年間授業計画

- 1．公害・環境問題の性質と法律学の関わり
- 2．公害・環境法制度の発展過程
- 3．公害・環境法制度の発展過程
- 4．公害賠償の理論と裁判例
- 5．公害賠償の理論と裁判例
- 6．環境問題と国家賠償
- 7．環境問題と国家賠償
- 8．民事差止めの理論と裁判例
- 9．民事差止めの理論と裁判例
- 10．環境行政訴訟をめぐる諸問題
- 11．環境行政訴訟をめぐる諸問題
- 12．被害者救済および紛争処理制度
- 13．環境基本法、環境基本計画
- 14．環境権、自然の権利訴訟

| | |
|--------|------|
| 法94-98 | 消費者法 |
| 法99 | 消費者法 |
| 国関法99 | |
| 担当者 | 釜井英法 |

講義の目標

消費者被害事例の検討を通して

1. 消費者被害の実態を知ってもらうこと。
2. 消費者被害の法的解決策を自分で考えることができる力（法的思考力）を身につけること。
3. 自分の法的見解を第三者に対して主張し、展開することができる力（法的判断力）を身につけること
4. 第三者の考えを法的に評価できる力（法的批判力）を身につけること。

を目標とする。

講義概要

- ・毎回レジュメを準備し、そのレジュメに沿った講義を中心とする。
- ・後期は、実際の消費者被害事例を検討してもらい、業者側と消費者側に分かれたディベートができるようにしたい。

テキスト

テキストは特に指定しない。

参考文献

- 木村達也・植田勝博・小谷寛子編『消費者被害救済の上手な対処法【全訂増補版】』民事法研究会 99年8月
- 木村普介・本田純一・千葉肇『新消費者取引判例ガイド』有斐閣 2000年10月
- 森島昭夫・伊藤進編『消費者取引判例百選』有斐閣 95年11月
- 大村敦志『消費者法』有斐閣 98年10月

評価方法

前期・後期試験における筆記試験又はレポートを主たる評価の対象とする。補充的に出席日数、授業中の小テストの結果にも配慮する。

受講者への要望

- ・ディベートができるようになることを目標にしたいので、ただ、講義を聴くだけというような消極的な気持ちで本科目を選択することはやめていただきたい。
- ・民法総則・契約法・民事訴訟法の知識があればよりよいが、なくても消費者問題に興味があれば問

題ない。

年間授業計画

《前期》

1. 講義ガイダンス
2. 消費者被害救済の法理
3. 被害救済の各種手続
4. 紛争の把握の仕方と法解釈
5. クーリングオフ
6. クレジットその1不正使用
7. クレジットその2名義貸し
8. クレジットその3抗弁の対抗
9. 利息制限法・貸金業法・出資法等（多重債務に関する問題）

10. 時効・日常家事債務・未成年契約
11. 消費者信用情報
12. 欠陥商品被害（PL法）

《後期》

13. 先物取引被害事例検討（1）
14. 先物取引被害事例検討（2）
15. 宗教被害事例検討（1）
16. 宗教被害事例検討（2）
17. 訴状の作成（1）
18. 訴状の作成（2）
19. 答弁書の作成（1）
20. 答弁書の作成（2）
21. 各種消費者トラブル事例検討（1）
22. 各種消費者トラブル事例検討（2）
23. 予備
24. まとめ...この講義で何を学んだか

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 刑事訴訟法 |
| 法 99 | 刑事訴訟法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 香 城 敏 磨 |

講義の目標

刑事訴訟法の構造を理解し、問題を自力で検討するための基礎的な力を養うことを目標とします。

講義概要

法は、一般的に、さまざまな原理の組み合わせで成り立っていますが、刑事訴訟法の場合には、特に、その特徴が顕著です。そこで、この講義では、刑事訴訟法を支えているさまざまな原理を明らかにし、その組み合わせから刑事訴訟法が成り立っていることを説明したいと思います。もっとも、講義の順は、手続に沿って行います。問題を自力で考える手掛かりを得ていただければ幸いです。

テキスト

平野龍一「刑事訴訟法概説」(東京大学出版会)

なお、講義レジュメを配布することを検討中です。

参考文献

「刑事訴訟法判例百選(第七版)」(有斐閣)

「刑事訴訟法の争点(第三版、平成13年3月出版予定)」(有斐閣)

松尾浩也「刑事訴訟法(上下)」(弘文堂、詳しく勉強したい諸君のために)

評価方法

定期試験で、基本的な理解度と自力で考える力量を見たいと思います。六法は参照自由です。

受講者への要望

年間授業計画

1. 刑事訴訟手続きの流れと関係者
2. 捜査 任意処分と強制処分を中心に
3. 捜査 同上
4. 捜査 令状による強制処分を中心に
5. 捜査 同上
6. 捜査 同上
7. 被疑者、弁護人の準備
8. 公訴
9. 公訴
10. 公判 公判の手続きを中心に
11. 公判 訴因を中心に

12. 公判 訴因を中心に
13. 公判 証拠を中心に
14. 公判 同上
15. 公判 同上
16. 公判 同上
17. 公判 立証活動を中心に
18. 公判 裁判を中心に
19. 公判 同上
20. 上訴
21. まとめ 刑事訴訟法の構造を中心に
22. まとめ 同上
23. まとめ 刑事訴訟法の今度の課題を中心に
24. まとめ 同上

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 民事訴訟法 |
| 法 99 | 民事訴訟法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 森 勇 |

講義の目標

判例手続の基本的論点の包括的理解。紛争を想定した法交渉の基本的スキルの習得。

講義概要

民事訴訟は、実体法の現実に奉仕する制度であり、民事訴訟法はこれを規律する法です。本講義では、判決続きの基本原則を解説します。民事訴訟のダイナミックを理解していただけるようにしたいとかがえています。なお、2001年度は、前期集中授業とします。その後期には、「国際民事訴訟」が入ります。民事訴訟法で分かったことを深化させ、あるいはやらなかったところをここで学習できますし、国際感覚もやしなってもらえるのでぜひ連続して受講して下さい。

テキスト

有斐閣大学双書『新民事訴訟法講義』を用いる（ただし、必ず本書購入の必要はない）

参考文献

上記は司試を目指す諸君を念頭に置いたものである。各自その他のものを選択することもかまわない。その他の教科書・参考図書については、第1回目にリストを配布する。なお、第1回目に簡略な入門書を紹介するので、そのうち1冊を、ゴールデン・ウィーク明けまでに最低3回は通読すること。なお、1回目に詳細な講義予定を配布する。

評価方法

問題を多数出題し、簡略であれ、必要と指示した問題数に正解した者のみを合格とする。要は体系的な理解ができているかである。

受講者への要望

民事訴訟法は、予習をしないとまったく理解できない。この用意のない者が受講することは、「意味がない」。このことは、先に実施された授業評価の結果からも明らかである。なお、途中で自己の理解度を確認するための問題集を適時配布する。やり方については、第1回目に指示する。また、類の人は刑法も受講することがすすめられる。

年間授業計画

1. 民事訴訟とその目的
2. 訴えの提起
3. 手続のながれ
4. 裁判所
5. 訴訟の当事者その
6. 訴訟の当事者その
7. 訴訟上の代理
8. 訴えの利益その
9. 訴えの利益その
10. 主体についての正当な利益
11. 訴え提起の効果
12. まとめと中間の小テスト
13. 訴訟の審理その
14. 口頭弁論その
15. 口頭弁論その
16. 口頭弁論その
17. 口頭弁論に当事者が欠席したらどうなるのか
18. 証拠その
19. 証拠その
20. 証拠その 自由心証主義
21. 証拠その 証明責任
22. 当事者の行為による訴訟の終了
23. 終局判決による終了
24. まとめ

| | |
|-----------|----------|
| 法 94 - 98 | 民事執行・保全法 |
| 法 99 | 民事執行・保全法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 高 木 新二郎 |

講義の目標

民事執行法と民事保全法は、民法や商法などの実体法に定める私権を保全し実現するための手続です。民事裁判で判決を得られたとしても、その権利を実現することができなければ役に立ちません。理論も大切ですが、手続法ですので実際にどのように動いているのかを中心に講義します。権利を実現するための手続ですから、その前提として民商法上の権利について理解していることが必要になりますので、民商法を復習しながら勉強します。従って執行・保全手続だけでなく、担保法を含めた債権者と債務者の法全体を概観できるようにすることを目標にします。

講義概要

債権者と債務者の法全体を対象とし、まず債務と責任に関する法や民商法の物的・人的担保の法の復習から始めます。次いで判決などの債務名義とそれを作る手続（民事訴訟）とそれを争う手続やその他の執行関係訴訟に及びます。更に本題である不動産や動産を対象とする金銭債権のための強制執行手続や担保権実行手続の概要、及び金銭債権以外の債権、例えば動産や不動産の引渡を受ける権利などを実現するための強制執行制度の概要、並びにそれらの制度が実際にどのように運営されているのかを勉強します。債務名義を獲得するまでの間、執行対象財産を保全するための仮差押や仮処分、それに判決をとる前に損害や危険を避けるために必要があるときに行われる仮処分などの保全手続についても講義します。外国の執行制度などにも及びます。

テキスト

毎回、2回分（当回と次回）の講義録を配布します。

参考文献

井上治典 = 佐上善和 = 佐藤彰一 = 中島弘雅編「民事救済手続法」法律文化社

新堂幸司・竹下守夫編「民事執行・民事保全法」有斐閣双書

山木戸克巳「民事執行・保全法講義」有斐閣部ブックス

評価方法

前期後期に論述試験を実施しますが、適宜、講義中に受講者に質問を發し、討論を促しますので、その結果により判明した勉強の程度も評価の参考にします。

受講者への要望

携帯電話と私語は厳禁します。講義中の質問は歓迎しますし、受講者に対して適宜質問し討論を促します。

年間授業計画

1. 民事執行とは何か
2. 民事執行の基本的な構造
3. 執行機関
4. 違法執行に対する救済
5. 債務名義と執行文
6. 執行関係訴訟
7. 強制執行の開始・停止・取消
8. 不動産強制競売開始
9. 不動産競売における売却の準備
10. 不動産競売における売却と配当の実施
11. 執行妨害と保全処分と引渡命令
12. 動産執行、債権等執行、船舶等執行
13. 担保権実行
14. 非金銭債権の強制執行
15. 民事保全法

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 倒 産 法 |
| 法 99 | 倒 産 法 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 高 木 新二郎 |

講義の目標

信用経済の社会では倒産は避けられない現象です。景気が回復しても倒産は日常的に頻発します。私は弁護士として25年間半、裁判官として11年間半、法律実務に携わってきましたが、その経験を活かして実社会で利用されている生きた倒産法について講義します。理論も大切ですが倒産法の講義を通じて、世の中で法律が果たしている役割を勉強します。また倒産処理は法律問題の「るつぼ」といわれます。民商法などで提起されていた諸々の問題点を倒産の場面で最終的に解決しますので、倒産法の勉強は大学法学部での勉強の総仕上げにもなります。

講義概要

これまでの大学の倒産法の講義の中心は破産法でしたし、破産法が倒産法の基本法であるといわれておりました。しかし実社会では破産法は倒産を処理するための法律のうちの一つに過ぎません。そこで破産法だけでなく、民事再生法や会社更生法や商法の特別清算それに金融機関等の倒産処理法など、清算法と再建法を含めた倒産法制全体にわたって講義します。また制定法による倒産処理だけでなく私的整理（任意整理）にも及びますし、主要諸外国の倒産法制の概要も取り上げます。倒産法を勉強するためには、民商法などの実体法や民事訴訟法などの手続法についての知識が必要です。倒産法の講義はそれらの法の復習をしながら進めます。

テキスト

毎回、2回分（当回と次回）の講義録を配布します。

参考文献

例題解説「破産法」〔補訂版〕法曹新書62・法曹会

井上治典＝佐上善和＝佐藤彰一＝中島弘雅編「民事救済手続法」法律文化社

伊藤真「破産法（全訂第3版）」有斐閣

評価方法

前期後期に論述試験を実施しますが、適宜、講義中に受講者に質問を発し、討論を促しますので、そ

の結果により判明した勉強の程度も評価の参考にします。

受講者への要望

携帯電話と私語は厳禁します。講義中の質問は歓迎しますし、受講者に対して適宜質問し討論を促します。

年間授業計画

1. 倒産又は破綻とその処理
2. 倒産法又は倒産処理法
3. 倒産五法の概要
4. 私的整理又は任意整理
5. 破産手続開始
6. 破産管財人
7. 破産債権と財団債権
8. 継続中の諸問題の処理
9. 否認権
10. 別除権と相殺権
11. 破産免責と個人再生
12. 民事再生法
13. 会社更生法
14. 会社整理と特別清算
15. 国際倒産と諸外国の倒産法制

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 国際法 |
| 法 99 | 国際法 |
| 国関法 99 | 国際法 |
| 担当者 | 松田 幹夫 |

講義の目標

国際法の基礎理論の習得

講義概要

テキスト第 1 章から第 4 章までが講義の範囲。目次を読めば、講義概要は自然に分かる。しかし、テキストで記述されていないことを大いに話す。テキストを読んだだけの答案とそうでない答案は、一目瞭然である。どちらを高く評価するかは、いうまでもない。

テキスト

香西茂ら 4 名『国際法概説（第 3 版改訂）』有斐閣（1900 円）

参考文献

テキストの巻末に掲載されているが、それ以外のものとして、松田幹夫編著『現代国際法』と松田幹夫編『演習ノート国際公法』

評価方法

主として前期および後期試験（論述式）で評価を下す。一発勝負で単位をとろうとするギャンブラー精神の持ち主には、向いていない科目である。

受講者への要望

私語、居眠り、遅刻など授業に集中できない者には、極めてシビアに対応する。

年間授業計画

1. 獨逸学協会学校初代校長・西周と国際法の関係から国際法の世界にアクセス。
2. 国際法は国際社会の法 - 国際法の主体は国家・国際機構・個人 - 国家間の合意
3. 第 1 の法源としての慣習国際法 - 第 2 の法源としての条約 - 法の一般原則は第 3 の法源か
4. ソフト・ローとはなにか - 一般国際法と特別国際法
5. 国際法は「法」か - 国際法の強制力
6. 国際法の成立 - グロティウスの人と学問 - 30 年戦争
7. 「現代」国際法の特徴
8. ユス・ゲンチュームからユス・インテル・ゲンテスへ - 民族は国際法主体か

9. 憲法 9 条と日米安保条約 5 条の食い違い - 学説の紹介と検討
10. ポツダム宣言の「主権」と憲法前文の「主権」は同じ意味か - 平等権
11. 不干渉義務 - 国際関心事項
12. 伝統的意味での自衛権 - キャロライン号事件 - デンマーク艦隊事件 - オラン港事件
13. 集団的自衛権 - 国連憲章 5 1 条の重要性 - 主権免除
14. 並列的国家結合 - 従属的国家結合 - コモンウェルス
15. 創設の効果説 - 宣言の効果説 - 国家承認の要件・方式・効果
16. 政府承認の意義・要件・効果 - 交戦団体承認 - 国家承継
17. 国際社会の組織化 - 国際連盟 - 国連の成立
18. 国連のメンバー・主要機関
19. 専門機関 - ユネスコ - EC から EU へ
20. 領域権 - 内水 - 群島水域 - 領海 - 領空
21. 領域取得の権原 - 委任統治 - 信託統治 - 非自治地域 - ナミビア
22. 国際河川 - 国際運河 - 無害通航権 - 通過通航権 - 不定期飛行権 - ハイジャッキング
23. 公海 - 海賊 - 接続水域 - 経済水域
24. 大陸棚 - 深海底 - 海洋汚染 - 宇宙空間

| | |
|-----------|--------|
| 法 94 - 98 | 国際法 |
| 法 99 | 国際法 |
| 国関法 99 | 国際法 |
| 担当者 | 鈴木 淳 一 |

- 19. 地域的安全保障 (第 9 章 節)
- 20. 軍備の規制 (第 9 章 節)
- 21. 戦争および戦争法の概念 (第 10 章 節)
- 22. 戦争法の諸要因と歴史 (第 10 章 、 節)
- 23. 現代戦争法の諸問題 (第 10 章 節)
- 24. 後期のまとめ

講義の目標

国際法 を継承しつつ国際問題に対する思考力を養成する。

講義概要

テキストの後半部分が講義内容である。前期では個人(第 5 章)、外交機関(第 6 章)、条約と違法行為(第 7 章)を扱い、後期では紛争の平和的解決(第 8 章)、平和と安全の維持(第 9 章)、戦争法(第 10 章)を検討する。

テキスト

- ・香西・大寿堂・高林・山手『国際法概説[第 3 版改訂]』有斐閣

参考文献

その都度、紹介する。

評価方法

主として前期及び後期の試験により評価する。

受講者への要望

講義ではテキストの内容を補足するので、事前に該当部分を予習しておくことが望まれる。

年間授業計画

1. 前期のイントロダクション
2. 国籍 (第 5 章 節)
3. 外国人の地位 (第 5 章 節)
4. 人権の国際的保障 (第 5 章 節)
5. 政治犯及び難民の保護 (第 5 章 節)
6. 外交関係 (第 6 章 、 節)
7. 領事関係 (第 6 章 、 節)
8. 条約の成立 (第 7 章 節)
9. 条約の効力 (第 7 章 節)
10. 国際法違法行為の概念 (第 7 章 節)
11. 国家責任 (第 7 章 節)
12. 前期のまとめ
13. 後期のイントロダクション
14. 紛争の平和的解決 (第 8 章 、 節)
15. 国際裁判 (第 8 章 節)
16. 戦争の違法化 (第 9 章 節)
17. 集団安全保障体制 (第 9 章 節)
18. 国連軍 (第 9 章 節)

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 国際政治学 |
| 法 99 | 国際政治学 |
| 国関法 99 | 国際政治学 |
| 担当者 | 星 野 昭 吉 |

講義の目標

国際政治（世界政治）の現在は著しく日常化し、我々の生存・生活は国際政治の在り方に大きく依存している。人類が直面しているさまざまな具体的問題、すなわち、核拡散問題はじめ、軍拡競争、民族・宗教紛争の激化、南北問題の深化、環境破壊の増大、人口・食糧問題、資源・エネルギー問題、人権抑圧、貧困、餓死、社会的不正義などの地球規模の問題群を検討する。この巨大で、複雑で、流動的で、不確実な国際政治の危機構造の本質、その特徴、その変容、その打破などを解明する。その上で、国際政治の見方・在り方・考え方を提示し、国際政治における我々の存在意義を明らかにする。

講義概要

今日の国際政治が一体どのような段階にあり、どのような問題を抱えているのか、国際政治が我々の日常生活とどのような関連性をもっているのかを説明しながら、国際政治学の課題を提示する。国際政治の構造的変動としての冷戦崩壊過程とその意義を問いながら、国際政治の新しい枠組みの構造を具体的に見ていく必要がある。そうした問題意識に立って、一方の国際政治（世界政治）を構成する主体（主権国家、国民社会、脱国家主体など）と、他方のそれら主体間で構成される国家間関係システム（国際システム）と脱国家間システムからなるグローバル・システム、という二つの視点から国際政治の本質に迫っていく。

テキスト

- ・星野昭吉『世界政治における行動主体と構造』アジア書房、2001年。（予定）

参考文献

- ・衛藤藩吉他『国際関係論』（第2版）東京大学出版会、1989年。
- ・初瀬龍平『国際政治学 - 理論の射程 - 』同文館、1993年。
- ・星野・白井編『世界政治学』三嶺書房、1999年

評価方法

前期のレポート（書評）後期のテスト、出欠状況

を総合して評価する。

受講者への要望

すべてをテキスト通りにやるのでないので、必ずノートをとってほしい。

年間授業計画

1. グローバル政治の構造と特徴
2. 国際政治学の基本的課題
3. 国際政治の構造的変動 - 冷戦構造の崩壊過程とその意義 -
4. 国際政治の新しい枠組み - 湾岸危機・戦争と世界秩序 - (1)
5. 国際政治の新しい枠組み - 湾岸危機・戦争と世界秩序 - (2)
6. 国際政治の新しい枠組み - ソ連邦の解体とペレストロイカ - (1)
7. 国際政治の新しい枠組み - ソ連邦の解体とペレストロイカ - (2)
8. 国際政治学の発展過程 (1)
9. 国際政治学の発展過程 (2)
10. 国際政治の「主体と構造」の枠組み
11. 国際政治の主体としての主権国家 (1)
12. 国際政治の主体としての主権国家 (2)
13. 国家と民族・文化 (1)
14. 国家と民族・文化 (2)
15. 国家と経済社会 (1)
16. 国家と経済社会 (2)
17. 国家と市民(国民) (1)
18. 国家と市民(国民) (2)
19. 国際政治における脱国家主体 (1)
20. 国際政治における脱国家主体 (2)
21. 国家間関係 (国際システム) の構造 (1)
22. 国家間関係 (国際システム) の構造 (2)
23. 脱国家間関係システム
24. 主体と構造のリンケージ - 構造化理論 -

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 比較政治 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 比較政治 |
| 担当者 | 増 島 建 |

講義の目標

比較政治学は、世界各国の政治を統一的視角によって理解することを目指す学問である。比較政治の研究は、各国の憲法体制の比較から始まり、1960年代の非植民地化に伴う「第三世界」諸国の登場への対応を経て、今日に至っている。本講は、比較政治学の成果をふまえつつ、世界各国の政治を体系的に理解するための概念・方法を提供することを目標とする。日本の政治との比較は念頭におくが、講義は日本以外の第三国の政治を直接の対象とする。

講義概要

各国の政治を統一的に比較することが可能かどうかを、(1)比較政治学の基本概念・学説の流れ、(2)各国政治を比較するための枠組、(3)具体的事例の理論的検討（特にフランスを取り上げる）を通して追求する。前期において(1)(2)を講義するが、具体的事例をできるだけ多く紹介し、後期における事例研究へと結びつけるよう留意する。

テキスト

（後期）モリス『現代のフランス政治』（晃洋書房）

参考文献

- ・西川知一編『比較政治の分析枠組』ミネルヴァ書房、1994年。
- ・砂川一郎他編『比較政治学の理論』東海大学出版会、1990年。
- ・東大出版会の各国政治シリーズ

評価方法試験

前期試験・後期試験による。

受講者への要望

年間授業計画

1. ガイダンス
2. 比較政治の方法
3. 比較政治学の流れ(1)（立憲的）政治体制論
4. 同上(2)システム・機能主義理論
5. 同上(3)・ポスト・ビヘビオリズム理論
6. 政治体制
7. 政党・選挙

8. 政府・議会
9. 官僚・軍部・司法
10. 政策決定過程
11. 国家と社会の関係
12. 政治変動
13. 先進諸国の政治(1)概観
14. フランス 政治的伝統
15. フランス 第4共和制
16. フランス 第5共和制(1)
17. フランス 第5共和制(2)
18. フランス 政治のメカニズム
19. ドイツ(1)
20. ドイツ(2)
21. アメリカ
22. イギリス
23. 開発途上国の政治（概観）
24. まとめ

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 日本外交史 |
| 法 99 | 日本政治外交史 |
| 国関法 99 | 日本政治外交史 |
| 担当者 | 李 廷 江 |

講義の目標

明治維新以降の日本政治外交史を東アジア、特に中国、朝鮮との関連の視点から考察する。

講義概要

1871 年の日清修好条規が締結してから 1931 年の満州事変が勃発するまでの時期が、扱われる予定である。

テキスト

入江昭『日本の外交』〈中也新香〉

池井優『日本外交史概観』〈慶応通信〉

参考文献

衛藤沈吉『東アジア政治史研究』東京大学出版会

坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会

坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版

佐藤元英『近代日本の外交と軍事』吉川弘文館

三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』岩波書店

日本近代思想大系 12『対外観』岩波書店

古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』京都大学人文科学研究所

評価方法

出席と期末試験を総合して行う。

受講者への要望

好奇心の旺盛の学生や問題意識のある学生を歓迎する。

年間授業計画

1. 概要と方針の説明
2. 近代日本と東アジア - 研究動向と問題所在
3. 日本政治外交の諸要因
4. アヘン戦争と日本の反応
5. 明治維新の国際契機 - アジアとの関連で
6. 維新期の課題 - 領土増・条約改正
7. 富国強兵への道程 - 大陸政策の模索
8. 日清戦争
9. 『蹇蹇録』 - 近代日中関係の源流
10. 戊戌維新と日本
11. 日英同盟と中国
12. 清末改革と日本
13. 日露戦争

14. 満州を巡る国際関係と日本
15. 辛亥革命と日本の対応 (1)
16. 辛亥革命と日本の対応 (2)
17. 第一次世界大戦と日本
18. ワシントン体制
19. 満州事変
20. 日中戦争
21. 太平洋戦争
22. 冷戦期の日本と東アジア
23. 90年代の日本外交
24. 日本外交の課題と展望

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 西洋外交史 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 高 杉 忠 明 |

講義の目標

現代史、とくに第一次世界大戦以降の国際関係史をアメリカとヨーロッパを中心に理解を深める。

講義概要

20世紀はしばしば「アメリカの時代」といわれる。第一次世界大戦を機に、「西欧の没落」が顕著となり、これに代わってグローバル・パワーとしてのアメリカが国際関係の行方を決定づけるようになる。授業では各国、各地域の動向を個別に理解するのではなく、アメリカの世界政策あるいは米ソ関係の動向とヨーロッパや第三世界における地域的動向とを関連づけながら講義を進める。また、ビデオなどの視聴覚教材を利用しながら20世紀の国際関係史の基本的潮流を理解する上で必要な事件や戦争と平和の諸問題を取り上げ、その歴史的意味を論じてゆく。

参考文献

ゴードン・A・クレイグ、アレクサンダー・L・ジョージ、『軍勢力と現代外交』、有斐閣、1997年。
W・ラフィーバー、『アメリカの時代』、芦書房、1992年。
小此木政夫、赤木完爾編、『冷戦期の国際政治』、慶應義塾大学出版会、1987年。
長谷川雄一、高杉忠明編、『現代の国際政治』、ミネルヴァ書房、1998年

評価方法

出席状況と前期に課す書評レポートと後期に課すテーマ別のレポートによって評価する。

年間授業計画

主権国家とヨーロッパ国際システム（勢力均衡、外交交渉、戦争、植民地主義、帝国主義、ナショナリズムなど）
第一次世界大戦（ベルサイユ体制とワシントン体制、バックス・ブリタニカからバックス・アメリカーナへ）
第二次世界大戦（ヨーロッパ戦線、真珠湾攻撃と日米戦争、戦後処理構想と冷戦の起源）
冷戦の激化（トルーマン・ドクトリンとマーシャル・プラン、分断されるヨーロッパ）

中国の共産化とアジア、朝鮮戦争（冷戦の世界化・軍事化）
冷戦の激化と日本（アメリカの対日占領政策の変容 弱体化から再軍備へ）
平和共存路線の模索と社会主義陣営の動揺（スターリン批判、ハンガリー、中ソ対立の表面化、プラハの春など）
西ヨーロッパの防衛と統合（経済統合、政治・軍事統合の挫折、フランスの抵抗など）
多極化とKK時代、
キューバ危機と米ソデタント、
ベトナム戦争とアメリカ（冷戦コンセンサスの崩壊とアメリカ経済の衰退）
デタント外交（イデオロギー外交からの離脱、ニクソン・ドクトリン、米中接近など）
米ソデタントの陰りと第二次冷戦（人権外交、第三世界での地域紛争激化、アフガニスタン、ソ連の軍力増強など）
冷戦終結へのプロセス（レーガン・ゴルバチョフ外交、地域紛争の終結、INF中距離核削減交渉など）
冷戦終結と日米関係（経済摩擦の深刻化と日米防衛ガイドラインなど）
冷戦後の国際関係（ソ連の崩壊、湾岸戦争、地域統合の促進など）

| | |
|-----------|-----------|
| 法 94 - 98 | アメリカ外交史 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | アメリカ政治外交史 |
| 担当者 | 高 松 基 之 |

講義の目標

冷戦が終結するまで戦後の国際政治をつねにリードしてきたのは、米ソ二超大国であった。しかし、そのソ連邦はすでに崩壊し、超大国はアメリカ一国になってしまった。そのアメリカは 1970 年代頃から力の相対的な低下が見られるようになり、現在に至っている。しかし、力が衰えたとはいえ、軍事力、経済力、技術力を含めた総合的な力では、依然としてアメリカはナンバーワンであり、国際政治という舞台でのアメリカの発言力はまだまだ絶大である。そのアメリカは、日本にとって今でも最重要国であることにはかわりはなく、極めて身近な存在に感じられる国でもある。しかしながら、日本人がアメリカの政治や外交のことをどれほど分かっているかと言えば、それははなはだ疑問である。

講義概要

この科目の目的は、学生たちに「戦後のアメリカ政治と外交を見る眼」を養ってもらうことにある。そこで授業では、最初に、日本人にとって難解な大統領選挙の仕組みについてわかりやすく説明した後、戦後のアメリカ政治の流れを概観する。次にアメリカの政治が大統領ごとに大きく変化することから、大統領制を取り上げ、戦後の各大統領の政策決定スタイルの特徴などについて、講義する。大統領と対抗権力関係にある議会がどのように運営され、チェック・アンド・バランスの機能を発揮しているかについても考察する。このようにアメリカの政治を学生たちに理解させた後、超大国アメリカが、戦後から現在に至るまで各大統領の下でどのような世界戦略にもとづいて、軍事力と経済力を背景に外交をどのようにグローバルに展開してきたのかについて、いくつかの主要なトピックを取り上げて講義したいと思っている。

テキスト

<政治関係> プリントを使用。

<外交関係> 有賀貞、宮里政玄編『新版・概説アメリカ外交史』有斐閣、1998 年。プリントも使用。

参考文献

授業中に参考文献は配布する。

評価方法

基本的に前期試験と後期試験を行うが、それ以外に学生の理解度をチェックするために小テストを実施することもある。

受講者への要望

出席を最重視し、定期試験を受けるための最低条件として出席率 7 割が必要。

年間授業計画

1. アメリカ大統領選挙の仕組み (1) - 予備選挙から党大会まで
2. アメリカ大統領選挙の仕組み (2) - 本番選挙から大統領当選までと 2000 年の選挙について。
3. 戦後アメリカ政治の潮流 (1) - ニューディール政策と大きな政府の登場
4. 戦後アメリカ政治の潮流 (2) - 平等と参加を求めての政治運動 (1960 年代中頃～70 年代中頃)
5. 戦後アメリカ政治の潮流 (3) - 保守主義の政治 (1970 年代中頃～80 年代末)
6. 戦後アメリカ政治の潮流 (4) - アメリカ版第 3 の道を求めて (クリントン政権時代)
7. アメリカ大統領の権力 (1) - 各種権限
8. アメリカ大統領の権力 (2) - 政策決定スタイル
9. アメリカ大統領の権力 (3) - 政策決定スタイル
10. 議会の機能と役割 (1)
11. 議会の機能と役割 (2)
12. クリントン政権のポスト冷戦外交 (1)
13. クリントン政権のポスト冷戦外交 (2)
14. 第 2 次大戦中の大同盟崩壊と米ソ対立のはじまり。
15. アメリカの反共封じ込め政策の形成
16. アメリカの反共封じ込め政策の展開
17. 朝鮮戦争とアイゼンハワー政権のニュールック戦略
18. ケネディ大統領とキューバ - ミサイル危機
19. ケネディ、ジョンソン両政権によるベトナム戦争への軍事介入 (1)
20. ケネディ、ジョンソン両政権によるベトナム戦争への軍事介入 (2)
21. ニクソンとキッシンジャーによるデタント外交 (1)
22. ニクソンとキッシンジャーによるデタント外交 (2)
23. カーター政権の人権外交とイランにおける米大使館員人質事件
24. レーガンの対ソ外交の展開

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 国際経済論 |
| 法 99 | |
| 関法 99 | 国際経済論 |
| 担当者 | 益 山 光 央 |

講義の目標

この講義では、国際経済を理解するために最低限必要と思われる基礎的な事柄を学びます。また、国際金融、経済開発論などの関連分野を効率よく学ぶために必要な諸概念を学ぶという側面もあります。前期は国際貿易とその関連領域を扱います。後期は主に固定相場制と変動相場制という国際収支調整メカニズムが中心となります。

講義概要

前期の中心となるテーマは、比較優位説、貿易政策、国際生産要素移動です。後期は開放経済下の所得決定メカニズムを講義しますが、外国為替相場、財政・金融政策が中心的なテーマです。講義の形式は通常の講義と同じですが、質問、コメントは歓迎します。国際経済学の守備範囲は大変に広く、複雑です。1年24回の講義で国際経済学の全てを学び、理解することは不可能です。したがって講義で学ぶのは最低限必要な内容であると認識して下さい。

テキスト

テキストとして下記を指定しています。テキストは講義に必要な最低限の内容をカバーするものです。したがって、その内容を予習、復習でマスターしてください。講義中にテキストの特定ページに言及することはありません。あくまでも講義前に学ぶべき最低限の知識と心得てください。

仙頭佳樹「あなたにもわかる国際経済学」多賀出版

参考文献

ホームページにリストアップしています。講義中に随時指示します。

評価方法

レポート 25%、質問・コメント 10%、出席 5%、年度末試験 60%

受講者への要望

国際貿易理論、生産要素移動論はミクロ経済学の応用であり、国際収支調整メカニズムや国際資本移動の分析はマクロ経済学の応用です。受講生はミクロ経済学やマクロ経済学を履修済みか、あるいは基礎的な理解を持っていることを希望します。もちろん十分な

予習、復習が必要です。

前期授業計画

第1部 国際貿易

第1章 リカード的貿易理論

第1回 1. 比較生産費の数値例

第2回 2. 比較優位と特化パターン

第2回 3. 貿易利益

第2章 要素比率理論

第3回 1. 経済学的準備

第4回 2. リプチンスキー定理

第5回 3. ストルパー・サミュエルソン定理

第6回 4. ヘクシャー オリン定理

第3章 国際価格の決定

第7回 1. オフファーカーブ

第8回 2. 交易条件

第8回 3. 国際均衡

第4章 国際生産要素移動

第9回 1. 国際貿易と生産要素移動

第9回 2. 国際資本移動

第9回 3. 国際労働移動・移民、外国人労働者

第5章 貿易政策

第10回 1. 関税

第10回 2. 最適関税

第11回 3. 輸入数量制限

第11回 4. 輸出自主規制

後期授業計画

第2部 国際収支調整メカニズム

第6章 外国為替市場

第12、13回 1. 国際収支勘定

第14、15回 2. 外国為替相場

第7章 国際収支調整メカニズム

第16、17回 価格調整

第18、19回 所得調整

第8章 経済政策と資本移動

第20回 1. 財政と金融政策・完全資本移動

第21回 2. 財政・金融政策・資本不移動

第9章 トピックス

第22回 1. 国際金融市場（予定）

第23回 2. 経済統合・関税同盟、自由貿易圏（予定）

第24回 質問・復習

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 国際組織 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際組織法 |
| 担当者 | 松田 幹夫 |

- 20．欧州統合への動き
- 21．欧州統合の始まり
- 22．EC
- 23．EU（１）
- 24．EU（２）

講義の目標

国際組織への法的アプローチ

講義概要

おもな国際組織のみを重点的に説明する。可能な限り"日本との関係"について述べる。講義ノートが大体できているので、計画どおり進行する。

テキスト

なし。

参考文献

桜井雅夫『国際機構法』のほか、適宜指示する。

評価方法

主として前期および後期試験（論述式）で評価を下す。しかし、日常的に地道な努力を払う学生には、なんらかの形で報いるであろう。

受講者への要望

こつこつノートをとるのみ（人数次第では毎回レジュメを配布する予定）。それに集中すれば、私語も居眠りも不可能。

年間授業計画

- 1．序論
- 2．国際組織の歴史
- 3．国際連盟の成立と解散
- 4．国際連盟の構造と機能
- 5．委任統治
- 6．PCIJ
- 7．国連の成立
- 8．国連加盟国
- 9．国連の構造と機能（１）
- 10．国連の構造と機能（２）
- 11．国連の集団安保体制
- 12．PKO
- 13．信託統治と非自治地域
- 14．ICJ（１）
- 15．ICJ（２）
- 16．世界人権宣言の成立まで
- 17．国際人権規約の成立以後
- 18．冷戦期からポスト冷戦期にかけての国連
- 19．NATO

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 国際開発論 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際協力論 |
| 担当者 | 増 島 建 |

- 21. 貿易・投資と開発
- 22. NGO と開発
- 23. 移行経済と開発
- 24. まとめ

講義の目標

開発途上国における開発問題と国際社会の対応を検討する。

講義概要

開発問題を経済学（開発経済学）のアプローチではなく、政治学的に扱う。

テキスト

絵所秀紀「開発の政治経済学」（日本評論社）

参考文献

外務省「ODA 白書」

世界銀行「世界開発報告」

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告」 その他

評価方法試験

前期は試験、後期は平常点による（出席をとる）

受講者への要望

後期は参加者とのディスカッション形式を取り入れる。

年間授業計画

1. 序論（「開発」、「援助」、「途上国」とは何か）
2. 開発ドクトリンの変遷（その1）
3. 同上（その2）
4. 同上（その3）
5. 同上（その4）
6. 国際援助政策（日本）
7. 同上（アメリカ）
8. 同上（フランス）
9. 同上（ドイツ）
10. 同上（スウェーデン）
11. 同上（世界銀行、IMF）
12. 同上（EU）
13. 同上（国連）
14. 同上（DAC）
15. 民主化と開発
16. 環境と開発
17. ジェンダーと開発
18. 貧困と開発
19. 難民問題と開発
20. 紛争と開発

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 平 和 学 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 平 和 学 |
| 担当者 | 星 野 昭 吉 |

講義の目標

国際紛争（戦争）と平和の問題は著しく日常化し、我々の生存・生活はその在り方によって大きく左右されている。人類に直面している「紛争（戦争）と平和」をめぐるさまざまな問題を解明していく。そのためには国際政治学の理論的枠組みによってではなく、平和学の立場からそれら問題へアプローチする必要がある。平和とは何か、人類、国民、市民、国家にとって平和をどう位置づけていくべきか、紛争解決はいかに可能となるのか、などを検討する。その上で、世界平和の見方、在り方、考え方を提示し、世界平和における我々の存在意義を明らかにする。

講義概要

平和学とは何か。その目的・対象・方法・課題を明らかにするために、従来の国際政治における紛争（戦争）と平和の捉え方を、とくにアナキー仮説、紛争（戦争）と平和を構成する国家（主体）と国際システム構造との弁証法、とくに国際紛争構造の形成・展開・変容・崩壊過程を分析していくことで、批判していく。その中で平和を位置づけると同時に、国際システムにおける軍事力の役割、核時代における安全保障、地球的規模の問題群の存在と平和との関連性を検討していく。その上で、世界平和にとって日本の地位、役割についての問題を展開する。

テキスト

・星野昭吉『世界政治の変動と権力 - アナキー・国家・システム・秩序・安全保障・戦争・平和 - 』同文館、1994年。

参考文献

・斎藤哲夫他『平和学のすすめ』法律文化社、1994年。
 ・岡本三夫『平和学を創る - 構想・歴史・課題 - 』広島平和文化センター、1993年。
 ・星野・臼井編『世界政治学』三嶺書房、1999年。
 ・岡本・横山編『平和学の現在』法律文化社、1999年。

評価方法

前期のレポート（書評）提出、翌年1月のテスト、出欠状況で総合評価する。

受講者への要望

すべてをテキスト通りにやるのではないので、必ずノートを使用して欲しい。

年間授業計画

1. 現代世界における平和と平和学の課題。
2. 国際政治学と平和学（平和研究） 1。
3. 国際政治学と平和学（平和研究） 2。
4. 国際社会のアナキーと平和。
5. 世界平和の主体と国際システム 1。
6. 世界平和の主体と国際システム 2。
7. 国際社会における紛争（戦争）と平和。
8. 国際紛争構造の意味とその形成の特徴。
9. 国際紛争構造の史的展開。
10. 国際紛争構造の変容過程 1。
11. 国際紛争構造の変容過程 2。
12. 国際紛争構造の現在の特徴。
13. 紛争（戦争）と平和の弁証法。
14. 国際政治における権力 1：本質と構造。
15. 国際政治における権力 2：国力と手段。
16. 国際政治における権力 3：権力配分構造。
17. 勢力均衡政策と平和
18. 核抑止理論の構造と特徴。
19. 世界平和と権力の関連性。
20. 世界秩序と軍事力の役割。
21. 核時代における安全保障 1。
22. 核時代における安全保障 2。
23. 地球的規模の問題群と平和。
24. 世界平和と日本の役割。

| | |
|-----------|----------|
| 法 94 - 98 | 国際関係文献研究 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際関係文献研究 |
| 担当者 | 堀江 浩一郎 |

- 15 . 同上
- 16 . 同上
- 17 . 同上
- 18 . 同上
- 19 . 同上
- 20 . 同上
- 21 . 同上
- 22 . 同上
- 23 . 同上
- 24 . 本講義の要約（講義担当者）

講義の目標

政治学に関する専門的理解かつ関心を深め、また「受験英語」とは異なる形態での英語の学び方を習得する。

講義概要

現代国際社会の変動過程における主権国家の地位、役割、政治的重要性等につき学びたい。

テキスト

Jean-Marie Guehenno (Translated by Victoria Elliott),

‘The End Of The Nation-State

University of Minnesota Press 1995 (First Paperback Printing 2000) なお後期に使用するテキストは前期講義中に告知する。

参考文献

その都度紹介する。

評価方法

受講生の報告、小テスト（出欠を兼ねる。随時）及びレポート（2回）を判断材料とする。

受講者への要望

語学への関心はもとより、政治学への関心を抱く受講生を特に歓迎する。

年間授業計画

- 1 . 本講義のねらいと概要（講義担当者）
- 2 . The End Of The Nation-State の概説（講義担当者）
- 3 . 章別報告（受講者）
- 4 . 同上
- 5 . 同上
- 6 . 同上
- 7 . 同上
- 8 . 同上
- 9 . 同上
- 10 . 同上
- 11 . 同上
- 12 . 同上
- 13 . 後期テキストの概説（講義担当者）
- 14 . 章別報告（受講者）

| | |
|-----------|----------|
| 法 94 - 98 | 国際関係文献研究 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際関係文献研究 |
| 担当者 | 増 島 建 |

講義の目標

英語の雑誌論文の読解を通して、国際時事問題への理解を深めることを目的とする。

講義概要

毎回 A4 サイズ一枚程度のコピーを配るので、全員が予習してくること。テキストはなく、当方より「ホット」な時事問題についての論文を適宜配布する。全訳・完璧な訳を目指すのではなく、内容を正確に把握することを目指す。

参考文献

"The Economist"、"Foreign Affairs"、"Foreign Policy"など。(当方より配布する)

評価方法

出席を毎回とる。全員参加なので毎回予習が必要となる。評価は平常点による。

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 政治学原論 |
| 法 99 | 政治学原論 |
| 国関法 99 | 政治学 |
| 担当者 | 福 永 文 夫 |

講義の目標

現代社会においては、新聞・テレビ等のマス・メディアから、政治に関するニュースが大量に垂れ流されている。それは、人々に政治への関心を呼び起こす一方、逆に政治について脈絡のないイメージの氾濫を招きそれへの無関心も引き起こしている。

「政治とは何か？」という問いに対し、即座に回答を返すことは難しい。講義では、できるだけ身近な例を具体的かつ、豊富に引用することでまず政治への関心を導き出したいと考えている。そして、政治を考える上で重要なテーマを設定し、理論と実際という形で紹介し、政治に対する見方を養うとともに、自らの問題として考えていく力を培いたい。

講義概要

講義は、以下の九つのテーマ 政治と社会、政治と権力、市民の政治、選挙と政治、政党政治、圧力団体と政治、福祉国家の諸問題、近代化の政治学、地球時代の政治学に即し、それぞれテーマごとに理論と実際という形で進めていく予定である。したがって、受講を希望する者はテキストを購入の上、別記「授業計画」を参照し、指定テキストを予め読んでおくことが求められる。

テキスト

河田潤一編『現代政治学入門』ミネルヴァ書房

参考文献

講義中に指示する。

評価方法

前・後期各 1 回の定期試験によって決定する。(不定期に出席をとる予定)

受講者への要望

積極的に講義に参加しようという意欲のある学生、問題への深い関心をもつ学生の受講を歓迎する。したがって、講義中の私語はもちろん厳禁。携帯電話も電源を切り、机の上に置かないこと。

年間授業計画

1. はじめに 政治とは何か
2. 政治と社会 (1) 階級社会、多極社会、多元社会

3. 政治と社会 (2) タテ型ネットワーク社会・日本
4. 政治と権力 (1) 権力とは何か
5. 政治と権力 (2) 権力の理論
6. 市民の政治 (1) 政治参加
7. 市民の政治 (2) デモクラシー
8. 選挙と政治 (1) 政治意識
9. 選挙と政治 (2) 選挙制度
10. 政治文化 (1) 政治文化の理論
11. 政治文化 (2) 日本の政治文化
12. 政党政治 (1) 利権の政治
13. 政党政治 (2) 政党システム
14. 政党政治 (3) 派閥政治
15. 圧力団体と政治過程 圧力団体の理論
16. 圧力団体と政治過程 日本の圧力団体
17. 現代国家 福祉国家の発展
18. 現代国家 福祉国家の危機
19. 中央と地方 開発と政治
20. 近代化の政治学 (1)
21. 近代化の政治学 (2)
22. 地球時代の政治学 (1)
23. 地球時代の政治学 (2)
24. おわりに

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 地方自治 |
| 法 99 | 地方自治 |
| 国関法 99 | 地方自治論 |
| 担当者 | 佐藤俊一 |

講義の目標

第 2 次大戦後の日本の地方自治は、1999 年 7 月に成立した地方分権一括法案をもって戦後の終りから 21 世紀にむけた新たな始まりの時期に入ったといえる。そこで本講義は、この世紀末の分権改革はどのようなものかを明らかにするとともに、この改革のもとでどのようなことが可能になるのか、逆にどのようなことは依然として困難（残された課題）かを各側面から検討してみることにしたい。

講義概要

まず自治とは何かを問い、地方自治の定義から戦前と戦後の地方自治制度がどのようなものであったかを述べる。次いで、戦後の民主化改革期における地方自治制度改革がどのようなものであったのか、そして世紀末の地方自治制度改革の特性についても述べる。これらを前提に、以下では地方自治をめぐる諸関係について新たな改革を前提に概説しつつ、それが従来とどのように変容したか、今後にどのような更なる改革が求められているか等を講述したい。

テキスト

特定のテキストは使用しない。

参考文献

佐藤俊一「戦後日本の地域政治」敬文堂、1997 年。
兼子仁「新地方自治法」岩波新書、1999 年。その他、講義の中で関連文献を提示する。

評価方法

講義に対する理解度や要望などを把握するため、前・後期に 1 回程度、小テスト的なものを実施する予定です。しかし、それは期末の最終試験による評価を補助するものでしかない。最も重要で評価の基軸になるのは期末の最終試験である。

受講者への要望

特定のテキストを使用せずに板書で講義するため、講義に出席することがきわめて重要になることに注意してほしい。特に 4 年生諸君は、前期が就職活動のため出席困難ならば、後期の出席が必須になります。

年間授業計画

1. 自治と地方自治（1）
地方自治の諸アクターとその関係諸側面
2. 戦前日本の地方自治（制度）システム（1）
戦後日本の地方自治（制度）システムの改革
3. 世紀末分権改革の経過（1）
世紀末分権改革の特性
4. 国（中央政府）と自治体との関係（1）
中央地方関係論と改革論の変遷
5. 国（中央政府）と自治体との関係（2）
国（中央政府）の関与と新たな係処理制度
6. 自治体内の関係（1）
首長（行政部）と議会との二元代表関係の展開
7. 自治体内の関係（2）
首長（行政部）の意思 = 政策決定過程
8. 自治体内の関係（3）
議会の機能 = 役割
9. 自治体の税財政制度（1）
歳入面
10. 自治体の税財政制度（2）
歳出面
11. 自治体と住民の関係（1）
首長・議員選挙
12. 自治体と住民の関係（2）
直接請求制度
13. 自治体と住民の関係（3）
広聴・広報と情報公開
14. 自治体と住民の関係（4）
審議会、公聴会
15. 自治体と住民の関係（5）
住民参加の理論と展開
16. 自治体と住民の関係（6）
自治体と住民との協働（NPO 論など）
17. 自治体間関係（1）
都道府県の役割、都道府県との関係
18. 自治体間関係（2）
広域行政の手法としての合併問題
19. 自治体間関係（3）
中核市、広域連合、協議会、事務組合
20. まとめ（1）
世紀末分権改革の現状
21. まとめ（2）
世紀末分権改革に残された課題
22. 講義課題
講義全体の流れの説明と文献課題など

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 政治思想史 |
| 法 99 | 政治思想史 |
| 国関法 99 | 西洋政治思想史 |
| 担当者 | 柴田平三郎 |

講義の目標

思想や哲学が疎じられているのが、現在の私たちを取りまいて一般的雰囲気だといったら、いいすぎになるかもしれない。しかし、少なくとも時代の表層的部分ではそういいうと思う。いつごろから、そうやってきたのか。皆でじっくり考えてみたい。そして、その問題意識をさらに延ばしていった、歴史に確実な刻印を残してきた思想を振り返り、私たちの現在と未来を知る手掛りにしたいと思っている。

講義概要

具体的には、ここでは思想は<政治思想>をさすが、一口に政治思想といっても、そこにはさまざまなタイプやニュアンスの差がある。そうした政治思想の歴史的な展開を時代と社会の変化のなかで捉えながら、私たち自身の想像力と感性を養っていききたい。したがって、講義では古代 - 中世 - 近代 - 現代という時系列で進むことになるが、もちろんこうした時代区分はさしあたりの区分でしかない。そのことも講義のなかで明らかにするつもりである。

テキスト

柴田平三郎「政治思想史講義ノート」而立書房

参考文献

参考文献は無数にある。講義のなかで指摘していくつもりである。

評価方法

前期・後期の二回のテストを基本に評価を決定する。レポートの提出をしてもらう場合もある。

受講者への要望

政治思想史は古典の読解が生命である。古典に親しむ心をもってほしい。

年間授業計画

1. [以下に掲げるのは、あくまでも当初の予定である。講義の進み具合で、変化が生じる可能性のあることを断っておく。] 政治思想史を始めるにあたって。
2. 政治思想史の課題と方法について。
3. 古典古代あるいは地中海世界の問題性について。

4. プラトンの政治思想 (1)
5. プラトンの政治思想 (2)
6. アリストテレスの政治思想
7. ヘレニズム時代の政治思想
8. 古代ローマの政治思想 キケロとセネカ
9. キリスト教と政治思想
10. アウグスティヌスの政治思想 (1)
11. アウグスティヌスの政治思想 (2)
12. 前期のまとめ
13. 中世政治思想の問題性
14. 中世政治思想 (1) ソールズベリーのジョン
15. 中世政治思想 (2) トマス・アクィナス
16. ルネサンスの政治思想 マキアヴェリ
17. 宗教改革の政治思想 ルターとカルヴァン
18. 近代の政治思想 (1) ホッブズ
19. 近代の政治思想 (2) ジョン・ロック
20. 近代の政治思想 (3) ルソー
21. 保守主義の政治思想 パークを中心に
22. 自由主義の政治思想 ベンサム、ミル、トック
ヴィル
23. 社会主義の政治思想 マルクス
24. まとめ

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 政治史 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 西洋政治史 |
| 担当者 | 井上スズ |

講義の目標

ヨーロッパ政治史を単に過去についての知識の集積としてみるのではなく、民族紛争、急進的ナショナリズム、多数の国々での社会民主主義政権の成立等今日の問題関心と結びつけて、過去への興味を掘り起したい。講義は第一次大戦後を主要対象とするが、政治発展を異にする各国が時代の共通の課題にどのように対応したかという事に重点を置いて、比較史的視点を示してみたいと思う。

講義概要

講義前半では、政治発展の指標を手がかりに、第一次大戦までにヨーロッパの諸国家がどのような発展の段階にあったかを大まかに説明する。次に第一次世界大戦が終結に向う中で生じた革命、新国家の成立、ファシズムの生成等を論じる。後半では、世界恐慌が諸国の政治にどのような影響を与えたかという問題を中心として進め、その際諸国の社会民主主義勢力が、それぞれ置かれた状況において、どのように対応したかという点に注目したい。

テキスト

篠原一「ヨーロッパの政治」東京大学出版会

参考文献

J. ジョル「ヨーロッパ1000年史」2 みすず書房

西川正雄・南塚信吾「帝国主義の時代」講談社

荒井信一「第二次世界大戦」講談社

評価方法

前期・後期試験を行い、総合して評価を出す。

受講者への要望

テキストを補足する資料を適宜配布するので、必ず受けとること。

年間授業計画

1. 序論：政治発展の諸段階と第一次世界大戦
2. 同上
3. 同上
4. 同上
5. 北欧諸国
6. 多極共存型デモクラシー

7. 同上
8. オーストリア、バルカン諸国
9. ロシア革命
10. ドイツ革命
11. イタリアにおけるファシズム
12. まとめ
13. 世界恐慌の政治的影響
1920年代のヨーロッパ
14. 同上
15. ナチズムの勝利
16. 同上
17. オーストリア民主主義の崩壊
18. 危機の克服 イギリス
19. 危機の克服 スウェーデン
20. 多極共存型デモクラシーの場合
21. 同上
22. フランス人民戦線
23. 同上
24. まとめ

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 行 政 学 |
| 法 99 | 行 政 学 |
| 国関法 99 | 行 政 学 |
| 担当者 | 大 山 耕 輔 |

講義の目標

日本型システムの要（かなめ）とされてきた官僚制が揺れている。住専問題、不良債権処理と公的資金導入、薬害エイズ事件、エリートたちの不祥事、官官接待、省庁再編、地方分権、情報公開……。時代は、「国から地方へ民間へ」と動いているようである。新しい時代に向けたシステム改革のなかで、官僚制はどのように変化し、行政学はどのように対応しようとしているのだろうか。この問いに答えることが、この講義の目的である。

講義概要

この講義では、現代日本の行政を素材としながら、総論を中心とした従来の行政学を再検討してゆきたいと考えている。年間授業計画に記したように、講義は、原則として教科書の項目にしたがって行う予定であるが、各論にあたる地方分権や規制緩和、具体的な政策プロセスや都市問題、他の諸国との比較などといった重要な項目についても、必要に応じて触れてゆくつもりである。

テキスト

村松岐夫『行政学教科書』（有斐閣、1999年）

西尾勝『行政学』（有斐閣、1993年）

参考文献

『データ・ブック 日本の行政2001』（行政管理研究センター、2000年）森田朗『改訂版 現代の行政』（放送大学教育振興会、2000年）大山耕輔『エネルギー・ガバナンスの行政学』（慶應義塾大学出版会、2001年近刊予定）大山耕輔『行政学入門 CD ブック』（慶應義塾大学通信教育部、2000年）大山耕輔『行政指導の政治経済学』（有斐閣、1996年）

評価方法

原則として学年末の筆記試験（持込不可）および出席状況による。

受講者への要望

行政学的なものの方の見方・考え方とはどういうことなのか、とくに政治学的なそれらとはどう関係しているのか考えてほしい。

年間授業計画

1. 序論 今なぜ行政学なのか
2. 行政学の枠組み（1）
3. 行政学の枠組み（2）
4. 近現代国家と行政システムの発展（1）
5. 近現代国家と行政システムの発展（2）
6. 現代日本の行政システム（1）
7. 現代日本の行政システム（2）
8. 中央地方関係と地方自治（1）
9. 中央地方関係と地方自治（2）
10. 政策過程と企画立案（1）
11. 政策過程と企画立案（2）
12. 行政組織の基礎理論（1）
13. 行政組織の基礎理論（2）
14. 組織設計（1）
15. 組織設計（2）
16. 公務員制度と人事行政（1）
17. 公務員制度と人事行政（2）
18. 組織の管理運営（1）
19. 組織の管理運営（2）
20. 政策の実施（1）
21. 政策の実施（2）
22. 政策評価と行政責任（1）
23. 政策評価と行政責任（2）
24. 結論 民主制と官僚制

なお、授業の進行状況等により多少変更する可能性がある。

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 日本の政治 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 日本政治論 |
| 担当者 | 福永文夫 |

講義の目標

現在、日本政治は混迷の淵にあり、出口をなお見出せないまま漂流している。この現代日本の政治を考えるために、本講義ではまず、戦前 戦後の国際環境の中で、とくに戦後の国際環境との関係で、日本の政治と外交の歩みをたどる。その上で、それぞれの時期における政治的・外交的リーダーシップの在り方について論じる。

講義概要

日本現代史を講義し、日本の政治と外交について論じる。戦後日本の政治経済社会体制の起源は、日本国憲法の制定とサンフランシスコ講和条約の締結に求められよう。いずれも敗戦国日本の選択であった。この二つを基盤に、戦後日本は 60 年代の経済の高度成長を経、80 年代「経済大国」として国際社会で無視できない地位を占めるに至った。この過程を、国内諸政治勢力（政府・官僚、諸政党、利益集団その他）の相互作用、日米を中心とする国際関係の中に追ってみたい。

テキスト

テキストは特に指定しないが、講義中必要に応じて参考文献を指示する。

参考文献

升味準之輔『戦後政治（上・下）』東京大学出版会

松尾尊允『国際国家の出発』集英社

福永文夫『占領下中道政権の形成と崩壊』岩波書店

細谷千博『サンフランシスコ講和』中央公論社

評価方法

前後期 2 回の定期試験によって判定するが、詳細は講義中に指示する。

受講者への要望

講義中の私語はもちろん厳禁。携帯電話も電源を切り、机の上に置かないこと。

年間授業計画

1. はじめに 国際環境の中の日本
2. 戦前と戦後 日米戦争への道
3. アメリカの日本占領政策（1）

4. アメリカの日本占領政策（2）
5. アメリカの日本占領政策（3）
6. 敗戦と占領 敗戦と GHQ の成立
7. 占領改革（1） 日本国憲法体制の成立
8. 占領改革（2） 政党政治の展開
9. 占領政策の転換 「改革」から「復興」へ
10. サンフランシスコ講和（1） 国際環境
11. サンフランシスコ講和（2） 日米両国の動き
12. サンフランシスコ講和（3） 連合国の動き
13. 国際社会への復帰 日ソ国交回復
14. 「55 年体制」の形成（1） 保守合同と社会党の統一
15. 「55 年体制」の形成（2） 60 年安保と政党政治
16. 「55 年体制」の形成（3） 戦後日本の三つの政治路線
17. 60 年代日本の政治（1） 高度経済成長
18. 60 年代日本の政治（2） 開発と環境
19. 70 年代日本の政治（1） オイルショック
20. 70 年代日本の政治（2） 保革伯仲期
21. 80 年代日本の政治（1） 保守回帰
22. 80 年代日本の政治（2） 「55 年体制」の動揺
23. 90 年代日本の政治 冷戦の終わり
24. 国際社会の中の日本

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 第三世界の政治 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 第三世界論 |
| 担当者 | 堀江 浩一郎 |

講義の目標

マンデラ政権の誕生を中心に南アフリカの民主的転換期の考察を通じて、現代国際社会における国家再建やガヴァナンスについてともに学びたい。

講義概要

今日の南アフリカの転換期を主に三つの側面から講義する、(1) 国際社会のなかでの南アフリカ、(2) アフリカ諸国独立過程の神話「独立から一党独裁制へ」、(3) 南アフリカの民主化と転換期のジレンマ。また講義担当者の経験談やドキュメンタリーの上映も時折含めたい。更にクラス規模によってはクラス討議の時間も設けたい。

テキスト

特になし。

参考文献

峰陽一、南アフリカ。「虹の国」への歩み 岩波新書 473 その他をその都度紹介する。

評価方法

小テスト(随時、出欠確認を兼ねる)及び 期末試験ないしはレポート(1回)を判断材料とする。

受講者への要望

現代政治史への深い関心を抱く受講生をとりわけ歓迎する。

年間授業計画

1. 講義のねらいと概要
2. 政治闘争と宗教
3. 共産主義と自由憲章
4. 「人種」「民族」の政治化
5. 政治暴力の行使
6. 民族解放運動と民主的中央主義
7. ガヴァナンスの確立(1) 中央集権と連邦主義
8. 同上(2) ANC とアフーマティブ・アクション
9. 同上(3) 汚職と旧体制の遺産
10. 同上(4) ANC と政府系委員会
11. 実業界と市民社会
12. クラス討議
13. 「アフリカン・ルネサンス」

14. 核開発と核廃絶

15. 地域紛争管理

16. 対外関係(中国 | 台湾、米 | 英、アラブ諸国 | イスラエル)

17. リーダーシップ(1) 市場のグローバル化 VS ANC 及び同盟勢力の圧力

18. 同上(2) 人口激増 VS 規制緩和・民営化・外貨導入

19. 同上(3) 頭脳労働者の流失 VS 黒人社会に対する教育・訓練

20. 同上(4) 「人民独裁制」の継続 VS 批判・反対勢力の温存

21. 同上(5) 黒人社会の政治権力 VS 白人社会の経済・社会権力

22. 南アフリカと日本

23. クラス討議

24. 講義の要約と展望

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | 政治学文献研究 |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 鈴木朝生 |

| | | |
|------|--------------------------------------|---|
| 8 . | " | 5 |
| 9 . | " | 6 |
| 10 . | " | 7 |
| 11 . | Political Thought in Northern Europe | 1 |
| 12 . | " | 2 |
| 13 . | 以降、テキスト未定 | |

講義の目標

政治学、中でも政治思想史研究の英語文献を使って、とりわけ社会科学の文献を読む際の英語力を養うことと、ヨーロッパの最新の研究水準にキャッチ・アップすること、の双方を目的とする。

講義概要

当代第一級の政治学 歴史学者、思想史家である、ケイムブリジの Q . スキナーの業績をフォローする。彼の英文はまことに平明であり、右の二目的を達成するには格好の材料となると判断する。本年度のテーマは、中世を近代へと継受する、政治思想史上の「ルネサンス期」である。なお、下記の「テキスト」は、当方でコピーを用意する予定なので、テキスト購入の必要はない。

テキスト

さし当たり、Q Skinner , “ Political Philosophy ” , in, The Cambridge History of Renaissance Philosophy, C, B, Schmitt & Q, Skinner, Cambridge, 1988

参考文献

デニス・ヘイ、鳥越・木宮 訳 『イタリア・ルネサンスへの招待』、大修館書店、1989 年。

評価方法

毎回必ず出欠をとる。したがって、履修者は毎回英文和訳を担当すると心得ること。評価は、出席状況と英文和訳との双方による。

受講者への要望

右の評価方法を採るので、予習を欠かさないこと。なお、就職活動を理由とする欠席も、当然「欠席」として評価されるので、注意すること。

年間授業計画

| | | |
|-----|--|---|
| 1 . | The Medieval Inheritance | 1 |
| 2 . | " | 2 |
| 3 . | " | 3 |
| 4 . | Political Thought in Renaissance Italy | 1 |
| 5 . | " | 2 |
| 6 . | " | 3 |
| 7 . | " | 4 |

| | |
|-----------|---------------------------|
| 法 94 - 98 | 法律学特講 A
(刑事訴訟法の判例分析) |
| 法 99 | 法律学特講 A
(刑事訴訟法の判例分析) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 香 城 敏 磨 |

講義の目標

各回毎に刑事訴訟法の代表的判例を取り上げ、判例がどのようにして作られたかを解説するとともに、判例と実務界・学説との相互関係について説明し、刑事訴訟法のより深く理解に導くことを目標とします。

講義概要

しばしば、学説は理論的な整合性を目指すのに対し、判例は実質的な妥当性を目指すと言われています。しかし、学説も実質的な妥当性を考慮し、判例も理論的な整合性を重視しています。この講義では、刑事訴訟法の代表的判例をとおしてこうした関係を検討し、生きた刑事訴訟法に触れて欲しいと思います。

テキスト

「刑事訴訟法判例百選（第七版）」（有斐閣）

「刑事訴訟法の争点（第三版、平成 13 年 3 月出版予定）」

なお、実際の判決を適宜配布します。

参考文献

適宜指示します。

評価方法

一番関心をもった任意の判例について受講者にレポートを提出してもらいます。

受講者への要望

刑事訴訟法の講義を聴いていない受講者は、何らかのテキストで事前に該当箇所を予習して欲しい。

年間授業計画

1. 判例百選 1 任意捜査の限界
2. 判例百選 4 所持品検査の限界
3. 判例百選 9 写真撮影の限界
4. 判例百選 22 令状による捜索の範囲
5. 判例百選 24 令状による差押の範囲
6. 判例百選 30 強制採尿の令状
7. 判例百選 27 逮捕に伴う捜索・差押の範囲
8. 最高裁平成 12 年 6 月 27 日判決 一審無罪判決後の控訴審における勾留の要件
9. 最高裁平成 12 年 6 月 13 日判決 接見指定の限界

10. 判例百選 39 公訴と犯罪の嫌疑
11. 判例百選 47 訴因の明示
12. 判例百選 48 訴因変更の要否
13. 判例百選 49 訴因変更の可否
14. 判例百選 58 必要的弁護の限界
15. 判例百選 61 迅速な裁判の権利を侵害した場合の救済
16. 判例百選 52 証拠開示の許否と限界
17. 判例百選 87 共犯者の自白と補強証拠
18. 判例百選 95 現場写真の証拠能力
19. 判例百選 88 伝聞証拠の意義
20. 判例百選 67 違法収集証拠の証拠能力
21. 判例百選 72 刑事免責による証言強制
22. 判例百選 97 択一的認定の拒否
23. (受講者の希望により判例を選択する)
24. (同上)

| | |
|-----------|-----------------|
| 法 94 - 98 | 法律学特講 A (証券取引法) |
| 法 99 | 法律学特講 A (証券取引法) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 明田川 昌 幸 |

講義の目標

投資者を保護するため、株券や社債券等の発行や売買について各種規制を行っている証券取引法についての理解を深める。

講義概要

証券取引法による規制は次の三つに大別できる。
 企業内容の開示（ディスクロージャー）制度
 インサイダー取引や相場操縦等の不正取引の禁止
 証券会社や証券取引所等の業者に対する規制
 この三大柱を中心に証券取引法の説明を行う。

テキスト

近藤光男他『新訂版 証券取引法入門』商事法務研究会

参考文献

『証券六法』新日本法規出版

評価方法

試験の成績を中心に評価を行う。

受講者への要望

講義内容が難しいと感じる学生諸君には、予習を行うことを勧める。テキストや講義で引用された条文についてはできるだけ六法で確認してもらいたい。

年間授業計画

1. 総論、証券取引法の目的
2. 有価証券の定義
3. 証券取引の形態
4. 証券取引法の特徴
5. 発行市場の意義と規制
6. 発行市場における開示規制 1
7. 発行市場における開示規制 2
8. 発行市場における取引規制
9. 発行開示の実効性確保
10. 株式の上場、証券売買の委託と受託
11. 株券大量保有開示
12. 公開買付、前期のまとめ
13. 内部者取引規制
14. 相場操縦規制
15. その他の不正取引規制
16. 流通市場における開示規制 1

17. 流通市場における開示規制 2

18. 証券会社

19. 金融機関と証券業務

20. 証券取引所、証券業協会

21. 投資者保護基金

22. 証券投資信託

23. 投資顧問、証券金融会社

24. 証券市場の監督者、後期のまとめ

(上記の順番に講義を進めていくが、講義の進行状況により若干のずれが生じることがある)

| | |
|-----------|----------------|
| 法 94 - 98 | 法律学特講 A (著作権法) |
| 法 99 | 法律学特講 A (著作権法) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 古 沢 博 |

講義の目標

人間の知的活動により創作された著作物の保護（著作権、著作者人格権）ならびに実演家、レコード製作者及び放送事業者、有線放送事業者の保護（著作隣接権）について、全般的な理解を目的とする。

近時、情報技術（IT）の発展に伴い著作権法も大きな変容を迫られているが、これも視野にいれて講義したい。

講義概要

著作権は、人間の知的創作活動により創作された著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸・学術・美術又は音楽の範囲に属するもの）の保護及びこれと関連を有する実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の権利（著作隣接権）について規定している。

著作権の対象である著作物の範囲は非常に広く、小説、脚本、講演等の言語の著作物のほか、音楽の著作物、舞踊又は無言劇の著作物、絵画等の美術の著作物、建築の著作物、地図等の図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物などがこれに含まれている。また、著作権の及ぶ範囲も広い。

テキスト

斉藤 博「著作権法」(2000年)有斐閣

参考文献

テキストに詳細な記載がある。その他については、別途指示する。

評価方法

試験（前期・後期とも定期試験期間中に行う。）

受講者への要望

原則として毎回、出席をとる。

年間授業計画

1. 全体のイントロダクション
デジタル技術の発展と著作権制度
著作権制度の沿革
2. 著作権の国際的保護
3. 著作権法の目的・性格
著作権法の適用範囲

4. 権利の客体
著作物（その各類型） 実演、レコード、放送、有線放送の説明
5. 同上
6. 同上
7. 同上
8. 権利の主体
著作者の推定
職務著作
9. 映画の著作物の著作者
著作隣接権により保護される者
10. 著作者人格権の内容
11. 著作権（財産権）及びその支分権の内容
12. 同上
13. 同上
14. 著作隣接権の内容
15. 権利（著作権、著作隣接権等）の制限
16. 同上
17. 同上
18. 保護期間
19. 権利の行使
他人の著作物等の利用（利用許諾、出版権設定等）
20. 権利の移転
著作権の登録制度（cf. 無方式主義）
21. 権利の管理
集中的管理の必要性
22. 権利侵害について
23. マルチメディア及びインターネットの時代の著作権問題
24. まとめ

| | |
|-----------|---------------|
| 法 94 - 98 | 法律学特講 A (法医学) |
| 法 99 | 法律学特講 A (法医学) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 澤 口 聡 子 |

講義の目標

法医学とは法に関する医学的事項を広く研究または応用する社会医学である。法医学において、法に関する医学的事項とは具体的に何をさすのか、それらがいかに研究され応用されるのかについて、学生が、その概要を把握することを講義の目標とする。

講義概要

法医学総論として、法医学の定義・歴史・社会的必要性について述べる。法医学各論として、法医学実務の各々についてふれる。具体的には、法医解剖の制度、検死検案、死亡診断書・死体検案書、死体現象、損傷論、窒息論、内因性急死、交通外傷、小児法医学、法中毒学、法血清学、親子鑑定、個人識別、物体検査、医事法制等の法医学の諸側面について、法医学に特有な概念や論理を実例に即して、講義する。

テキスト

「臨床のための法医学」第 4 版 朝倉書店 2001

参考文献

「社会医学・法医学の試験問題と解説」東洋書店 1995

「臨床と血液型」朝倉書店 1993

評価方法

出席状況および年 2 回の試験(多肢選択形式 30 ~ 50 問 90 分)

受講者への要望

必ず出席すること、可能な限りテキスト・問題集を購入すること

年間授業計画

1. 法医学とは：定義・歴史・必要性
2. 検屍・検案と法医解剖：検屍検案・死体解剖の規制と資格・監察医制度・法医解剖
3. 諸外国の法医制度：コローナ制度・監察医制度
4. 死亡診断書・死体検案書：死亡診断書の意義・関係法令・異状死体・死亡届の取り扱い・自己の死亡診断書を書く
5. 死体現象：早期死体現象・晩期死体現象・特殊死体現象・死体の損壊
6. 創傷論：総論(定義と用語、分類方法、成傷器、

生活反応)・各論

7. 頭部外傷：種類・頭蓋骨折・頭蓋内損傷
8. 交通外傷：自動車事故損傷・自転車自動二輪車損傷・鉄道事故損傷・航空機事故損傷
9. 環境異常などによる損傷：熱射病・日射病・熱傷・焼死・電撃損傷・凍死・減圧症・潜水夫病
10. 内因性急死
11. 窒息論：総論(定義、分類、症状と経過、死体所見)・各論
12. 前期試験
13. 小児法医学：総論・各論(嬰兒殺、虐待、乳幼児突然死症候群)
14. 法中毒学：総論・各論
15. 血液型および親子関係：赤血球型・白血球型・血清型・酸素型・DNA 多型・親子鑑定
16. 個人識別：対象・方法・実際
17. 物体検査：指紋・血痕・唾液斑
18. 歯の法医学
19. 医療行為と法律
20. 死にかかわる社会的問題
21. 自他殺の判定
22. 時間の推定：死後経過時間の推定、犯行時間の推定
23. 先端医療と法律
24. 後期試験

| | |
|-----------|--------------------|
| 法 94 - 98 | 法律学特講 A (青少年保護法) |
| 法 99 | 法律学特講 A (青少年保護法) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 安 部 哲 夫 |

講義の目標

1990 年代は、青少年に関する議論が彷彿した時代であった。それは「児童の権利条約」を基軸として、わが国の青少年の権利に関する再認識をも生み出した。と同時に、青少年の健全育成と保護の思想の具体化を講じることが焦眉の課題となっている。本講義では、体系化されていない青少年保護に関する法令や諸問題について考察を深めることを目標とし、青少年の非行問題については、非行の背景や原因を究明するだけでなく、児童福祉法や少年法の問題点についても検討する必要がある。本講義では、それらを総合的かつ体系的に論ずることにしたい。

講義概要

青少年保護に関する具体的場面を「家庭」、「学校」、「地域」、「社会」といった領域において検討する。「家庭」においては、児童虐待や家庭内暴力、「学校」においては、体罰や校則問題、「地域」にあっては地域参加や地域環境、「社会」においては、有害とされる社会環境の調整や、立法および司法問題などを取り上げる。もとより、それぞれ分断された問題検討ではなく、連動した問題解決が必要となる。21 世紀という青少年の未来を開拓するための希望的な議論を展開することにしたい。

テキスト

前期は、とくにテキストを指定せず、配布するプリントなどを教材とする。後期は、現在準備中の私の『青少年保護法要論』(尚学社) を利用する。

参考文献

その都度指示するが、平成 12 年度版の「青少年白書」が、授業全般において有用である。

評価方法

定期試験の成績とレポートの評価による。

受講者への要望

各回それぞれの授業において、身近な問題を取り上げることになるので、自分の考えを整理してもらいたいが、「思而不学則殆」とならぬよう、最低限の知識は習得する必要がある。

年間授業計画

1. 青少年保護法への導入

青少年の問題の多面性。青少年とはいかなる存在か？ 家庭・学校・地域・社会の中の青少年。

2. 青少年保護法の概要 (1)

児童憲章および児童の権利条約と青少年保護。青少年福祉障害犯罪とは？

3. 青少年保護法の概要 (2)

児童福祉法、労働基準法、未成年者喫煙・飲酒禁止法、学校教育法、風俗営業適正化法、青少年条例、少年法、児童買春・児童ポルノ処罰法、児童虐待防止法について。

4. 青少年保護の法原理

青少年の権利について、青少年の行動に介入する法原理、青少年を保護するために大人の行動に介入する法原理について。

5. 青少年保護の歴史

青少年保護政策の源流、少年裁判所の成立、感化教育と感化法、感化院と矯正院、大正少年法の成立。

6. 青少年保護と育成の担い手たち (1)

青少年保護と健全育成のための国の機関、青少年対策をめぐる最近の動向。

7. 青少年保護と育成の担い手たち (2)

青少年の健全育成運動とその担い手たち、青少年保護の担い手たち。

8. 少年非行の原因と非行理論

非行原因を考える視点、家庭・学校・地域・社会環境などに見る非行原因、犯罪生物学・犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学における非行理論。

9. 少年非行と補導

少年非行の定義、少年非行の動向と特質、虞犯、街頭補導、少年補導センターとサポートセンター、少年警察活動要綱。

10. 少年非行と審判

全件送致主義、家庭裁判所の審判とは？ 少年鑑別所の役割は？ 家庭裁判所調査官の職務、保護処分の内容、簡易送致とは？ 検察官への逆送後の刑事処分について。

11. 少年非行と矯正

少年院とはどういうところか？ 少年院法と法務省矯正局長通達、短期処遇と長期処遇、特修短期処遇、少年刑務所、少年不定期刑。

12. 少年非行と保護

保護処分としての保護観察 (1 号観察)、交通短期保護観察、少年院からの仮退院 (2 号観察)、少年刑務所からの仮出獄 (3 号観察)。

13. 少年司法の改革

大正少年法から昭和少年法へ、昭和の少年法改正中間答申、平成の少年法部会改正答申、平成 12 年の少年法改正（年齢問題、検察官関与と抗告権、付添弁護士人の拡充化、裁定合議制の導入、被害者への情報開示など）

14. 児童虐待とその対策

児童虐待の定義、児童虐待の実態と調査、児童虐待の犯罪性、児童虐待への法的対応、児童福祉法上の措置と児童虐待防止法。

15. 体罰事件とその対策

学校教育法第 11 条、体罰とは？ いくつかの体罰致死事件から、体罰の適正な処理と防止のために。

16. 校則問題を考える

児童の自己決定、意見表明の権利をいかに考えるか？ 頭髪規制は正当化できるか？ 制服は？ バイク登校規制は？

17. いじめ問題と不登校

いじめによる自殺と不登校の実態は？ いじめと非行・犯罪との関係、いじめ致死の事例から。

18. 青少年の喫煙・飲酒と青少年保護

未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法の成立と内容、青少年の喫煙・飲酒の実態、CM および自販機の問題性とその規制。

19. 有害表現物と青少年保護

有害図書の「有害性」とは？ 自治体の有害図書規制の実情、包括指定、業界の自主規制、岐阜県条例合憲判決（最高裁平成元年 9 月 19 日判決）インターネット、テレビ番組、CM など。

20. 性行動の自由と青少年保護

淫行規制と青少年の不純異性交遊、東京都の淫行規制への対応（東京都青少年問題協議会昭和 63 年答申と平成 9 年の答申）福岡県条例合憲判決（最高裁昭和 60 年 10 月 23 日判決）について、児童買春・児童ポルノ処罰法について。

21. 青少年条例の展開（1）

青少年保護育成条例の成立、青少年条例の内容、健全育成とは？ 有害行為に対する規制、有害環境からの保護（有害興行への立入規制、有害物の頒布・販売規制）。

22. 青少年条例の展開（2）

青少年保護育成条例の萌芽期（昭和 20 年代）から確立期（昭和 30～40 年代）拡充期（昭和 50～60 年代）を経て、転換期（平成期）にいたるまでを振り返る。

23. 諸外国の動向 1 欧米編

とくに少年法、有害環境・児童買春・児童虐待規制

につきドイツ、アメリカ合衆国を参考にする。

24. 諸外国の動向 2 アジア編

とくに少年法、有害環境・児童買春・児童虐待規制につき韓国、台湾、シンガポールを参考にする。

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 法 94 - 98 | 法律学特講 A
(金銭債権債務に関する実体法と手続法) |
| 法 99 | 法律学特講 A
(金銭債権債務に関する実体法と手続法) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 高木 新二郎 |

講義の目標

債権、特に金銭債権を確保し実現するための、実体法と手続法の全体を立体的に概観できるようにする。金銭債権の実現を確保するための、民法、特に物的人的担保法などの制度、債権実現のための裁判上及び裁判外の紛争処理制度、進んで強制執行や担保権実行のための制度、加えて破産的清算や企業再建のための倒産法にまで及ぶ。実戦的法律学を勉強する。民事執行保全法や倒産法の各講義や倒産法の専門ゼミと併せて受講するの理解を深めるために有益であるし、それらの講義やゼミを履修しないで、本講義だけを受講することにも意味がある。

講義概要

民法の総則、担保物権法、債権法のうち金銭債権の回収に関係する部分を重点的に講義した後、債務不履行になった場合に、まず権利実行を保全するための仮差押や仮処分などの手続に関する民事保全法、続いて判決を取得するための民事訴訟法や民事調停や仲裁などに裁判以外の紛争解決のための法、それでも解決できない場合にとられる強制執行や担保権実行手続のための民事執行法、さらに債務者が倒産してしまった場合に行われる清算手続や企業を再建するための法である破産法、民事再生法、会社更生法を講義する。

テキスト

プリントを配布する。

参考文献

井上治典 = 佐上善和 = 佐藤彰一 = 中島弘雅編「民事救済手続法」法律文化社 NJ 叢書

評価方法

前期と後期に各 1 回合計 2 回の試験を行う。

受講者への要望

受講者が理解しているかどうか随時質問をする。

授業中の質問は大歓迎である。

私語や携帯電話は厳禁する。六法全書必携。

年間授業計画

1. 代理・消滅時効など
2. 担保物権法概観

3. 抵当権と根抵当権
4. 人的担保
5. 非典型担保
6. 債務不履行・弁済・代物弁済・相殺
7. 仮差押・仮処分
8. 民事裁判
9. 調停・仲裁・和解
10. 強制執行概観
11. 不動産競売
12. 債権執行・動産執行
13. 担保権実行手続
14. 倒産法概観
15. 破産法概観
16. 民事再生法概観
17. 会社更生法概観
18. 否認権・未履行双務契約
19. 私的整理
20. 国際倒産

| | |
|-----------|-----------------|
| 法 94 - 98 | 法律学特講 B (借地借家法) |
| 法 99 | 法律学特講 B (借地借家法) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 小柳 春一郎 |

講義の目標

借地借家法は身近で重要な法律である。東京都の50%以上の世帯が借家世帯であり、また、東京都の持ち家の約10%以上が借地の上に建設されている。最近でも定期借地権の創設(平成3年)や定期借家権の創設(平成11年)などでもわかるように、議論が多い。また、私法の分野として考えても、賃貸借は売買と並ぶ重要な契約類型である。本講義の目的は、借地借家法の規定の意義を明らかにするだけでなく、民法との関連にも注意しつつ、借地・借家の法律関係を理解できるようにすることである。

講義概要

講義の第1回は、借地借家法の歴史、適用範囲、民法との関連、講義における重要問題などを概観する。その後、借家編と借地編に分け、それぞれの講義を行う。借地を論ずるときは、土地についての借地と土地の上の建物所有という二つの点を理解しなければならず、また、借地のための法制度として地上権と賃借権があり、やや複雑であるのに対し、借家は建物の賃貸借という面に絞って検討すれば足りるため、借地借家法の条文の順番とは逆に、借家法から論ずる。

テキスト

テキストは、特に指定しない。講義に際しては、必要事項を記述したレジメを配布する。

参考文献

借地・借家法に関しては、実務的な数多くの書物が刊行されている。『借地借家法の基礎知識』(青林書院)などが参考になるが、購入する必要はない。

評価方法

学年末において試験を行う。

出席については、数回チェックし、出席点として評価に加味する。

受講者への要望

講義に積極的に参加して欲しい。

年間授業計画

1. 民法と借地借家法 借地とは何か、借家とは何か、借地・借家についてはいかなる法律が存在したか、

現に存在するか、日本の借地法・借家法の特徴は何かを説明する。

2. 借家法1・借家の意義・借家期間 いかなる場合に借家法が適用されるか。借家の期間についての借家法の規定はどうなっているか等について論ずる。

3. 借家法2・借家権の対抗力 借家権の対抗力とは何か、対抗要件の引渡とはどのようなものか、対抗できるときの法律関係はどうなるかを論ずる。

4. 借家法3・借家人の権利・義務 借家人が賃料を支払わないときにはどうなるか。賃料減額請求権とは何か、家主の修繕義務はどの範囲までか等を論ずる。

5. 借家法4・借家権の譲渡・転賃 借家の譲渡・転賃の意義、家主はいかなる時に契約解除できるか、家主の承諾ある譲渡・転賃の法律関係等について論ずる。

6. 借家法5・定期借家 定期借家権構想はどのような内容か、定期借家はいかなる効果を有するか等について論ずる。

7. 借地法1・借地権の意義 いかなる場合に借地法が適用されるか、借地権にはどのような種類があるか等について論ずる。

8. 借地法2・借地の期間 借地の期間に関する民法および借地借家法の規定、建物の再築と借地期間は関係するか等について論ずる。

9. 借地法3・定期借地権 なぜ定期借地権制度が導入されたか、定期借地権にはいかなる種類があるか等について論ずる。

10. 借地法4・借地権の対抗力 借地権が設定されている土地が譲渡されたときに借地権は対抗しうるか、二重借地があったとき借地人はなにをしようか等を論ずる。

11. 借地法5・借地人の権利義務 借地人は、建物を再築できるか、借地のようを変更できるか、借賃減額を請求できるか等について論ずる。

12. 借地法6・借地権の譲渡・転賃 借地権の譲渡・転賃に地主が承諾を与えないときに借地人にはどのような手段があるか等について論ずる。

| | |
|-----------|---------------|
| 法 94 - 98 | 法律学特講 B (情報法) |
| 法 99 | 法律学特講 B (情報法) |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 野村 武司 |

講義の目標

高度情報化社会といわれる中で、さまざまな新しい問題が起こっている。ある日突然ダイレクトメールが送られてきたり、知られるはずのない個人情報が知られていたり、いわゆるプライバシーに関わる問題はだれしものが身近かに感じるところである。そのほかにも、今やサイバースペースと呼ばれるに至ったインターネット空間での諸問題や、情報化に伴って生じている著作権の問題など、あげればきりがなくらい多くの問題が起こっている。このような「情報化社会」にともなって生じる法的な問題、あるいは「情報」に関わって生じる法的な問題を扱うのが本講義の目的である。

講義概要

問題を3つの切り口で論じることにする。一つが、情報化社会が生み出してきた諸問題に対して既存の法の枠組みがどのような点において限界を生じているかという点。ここでは、現実起こっている様々な問題が取り扱われる。二つめが、情報化社会の中で、市民が持っている人権とは何かという点。情報化社会の法的諸問題を解決するための指針が提起される。三つめが、情報化社会がどのような法政策のもと展開してきたのかという点。情報化社会に関わる政策立法と情報化社会の本質が論じられる。以上3つの視点のもと、情報と法の問題の素描を実験的に試みる。

テキスト

特に指定しない

参考文献

随時指示する

評価方法

原則として定期試験による

受講者への要望

特になし

年間授業計画

1. イントロダクション 情報法とは何か?
2. 情報化社会と法政策 情報化社会の特質
3. 情報化社会と法政策 政策立法と情報化社会の本

質

4. 情報化社会と法的諸問題(1) 電気通信と法的問題
5. 情報化社会と法的諸問題(2) コンピュータ犯罪
6. 情報化社会と法的諸問題(3) コンピュータ犯罪
7. 情報化社会と法的諸問題(4) サイバースペースにおける法的問題
8. 情報化社会と法的諸問題(5) ソフトウェアの保護と知的財産法制
9. 情報化社会と法的諸問題(5) ソフトウェアの保護と知的財産法制
10. 情報への権利とマスメディア
11. 情報への権利と情報公開
12. 情報への権利とプライバシー

| | |
|-----------|---------------|
| 法 94 - 98 | 国際関係特講 A (東欧) |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 地域研究特講 A (東欧) |
| 担当者 | 志 摩 園 子 |

講義の目標

第 2 次世界大戦後の東欧は、鉄のカーテンの向こうにある遠い国、冷戦周結語は、バルカンの「民族紛争」によって理解しがたい地域としての印象を持っているのが、多くの東欧に対する理解ではないだろうか。もちろん、音楽や文学、あるいは、スポーツという視点からの東欧理解もあるだろう。東欧は、ヨーロッパで単に地理的に東に位置しているということだけでなく、独自の地域性や共通の特徴を持っているのではないだろうかという点から、東欧理解を深め、現状の考察の助けとすることを目標とする。

講義概要

現在の東欧に対する理解を深めるためには、それを特徴付けることになった歴史を辿ってみることが不可避である。歴史的考察とともに、できるだけ、多くの映像等を通じて視聴覚的にも理解を深めることとしたい。具体的には、ドキュメンタリー・フィルムや映画、音楽、文学等を紹介したり、適宜、鑑賞したりすることで、自分なりの東欧理解をつくりあげられるようにしたい。それは、今後の東欧地域のあり方を考えていくうえでの重要な基盤となるであろうし、また、近代西欧の「国民国家」の限界と今後の課題を考察する上でも示唆的になるだろう。

テキスト

国際情勢ベーシックシリーズ

『東欧』新版 (コーディネーター: 百瀬宏、自由国民社)

参考文献

必要に応じて、授業で示す。

評価方法

前期、後期のレポート、および、授業中に課せられたレポートによる参加度で評価する。

受講者への要望

限られた時間数の中では、東欧理解への入り口を示すことが出きるに過ぎないと思うので、そこから意欲的に自分の関心をもってくれるよう希望する。

年間授業計画

1. 東欧とは

2. 民族主義と国家
3. 第 1 次世界大戦前の東欧 (1) バルカン諸民族
4. 第 1 次世界大戦前の東欧 (2) 国民国家の建設
5. 帝国支配下の東欧
6. 第 1 次世界大戦と独立運動
7. 第 1 次世界大戦の勃発と帝国改編計画
8. 協商国における独立運動
9. 帝国の解体
10. ベルサイユ体制下の東欧
11. 民主政治と権威主義体制
12. 独裁体制の成立とファシズム
13. 両大戦間期東欧における地域協力
14. 第 2 次世界大戦への道程
15. 第 2 次世界大戦と東欧
16. 東欧をめぐる戦後構想
17. 抵抗運動と戦後政権
18. 人民民主主義の理念と現実
19. 「ソ連・東欧圏」の成立
20. 「冷戦」の激化と東欧
21. 東欧の「スターリン時代」
22. 緊張緩和と東欧諸国
23. 体制内の自立と多様化
24. 冷戦構造の終焉と東欧諸国

| | |
|-----------|-----------------|
| 法 94 - 98 | 国際関係特講 A (国際取引) |
| 法 99 | |
| 関法 99 | |
| 担当者 | 山本孝夫 |

講義の目標

国際取引の分野は、貿易取引に加えて、知的財産取引・合併事業・サービス取引・金融取引も国際化が進展しています。金融ビッグバン、インターネットはじめ電子取引の進展、パーソナルコンピュータ、ソフトウェア、情報通信の発達が国際化を支えています。1993年より「国際取引法」として開講してきたこのクラスでは、教員と受講生が、自由な意見交換を行い、国際的な舞台で活躍するために不可欠な国際契約、貿易、エンターテインメント、映画、ミュージカル、ライセンスの実際を学びます。今年度は2001年1月刊の「英文ビジネス契約書大辞典」を使って講義を行います。

講義概要

「セリーヌ・ディオ、マライヤ・キャリー、エンヤをキャンパスに呼ぶとしたら、どんな契約を作りますか?」「浜崎あゆみなら?」具体的に身近に感じられる具体的なビジネス・ケース、判例をとり上げて学びます。国際的なビジネスのリスクと特色、

国際取引の紛争と解決、ミュージカル、映画・音楽の製作・配給、ビデオグラム化 合併事業 国際売買契約 フランチャイズ契約(マクドナルド)

ベンチャー (Virgin, Body Shop)、ミシガン大学 Law School (LL.M.) ロンドン・サンフランシスコ・東京 (三井物産 Legal) で国際プロジェクト、ライセンス、エンターテインメント、訴訟に携さわって来た経験をもとにケースメソッドと国際契約解説のために最近執筆したテキストで学んでいきます。

テキスト

1. 「英文ビジネス契約書大辞典」(山本孝夫、日本経済新聞社、2001. 1)
2. 「知的財産・著作権のライセンス契約入門」(山本孝夫、三省堂 1998)

参考文献

1. 「英文契約書の書き方」(山本孝夫、日本経済新聞社、日経文庫)
2. 「国際取引法」(松枝、三省堂)
3. “International Business Transactions (West Publishing コースブック版)
4. 「国際取引・知的財産法の学び方～梁山泊としてのゼミナール」(山本

孝夫、「国際商事法務」94年1月から98年8月まで56回連載) 5. 「貿易取引」(新堀聡、日本経済新聞社) 6. 「ベンチャーマネジメントの変革」(山本孝夫、日本経済新聞社)

評価方法

前後期の2回のレポートとクラスへの参加・プレゼンテーションを重視します。これまで、8年間は受講生が熱心だったので、前後期ともレポートとしてきました。新年度も、前期のレポートを、授業と関わりがあるテーマから自由に選択とし、期限を9月末とします。(後期分は12月18日)

受講者への要望

私は、授業は受講生と教師が1対1で意見交換し、共同で作り上げて行くものだと考えています。毎回授業に積極的に参加し、テキストを持参し、真剣に国際契約を学ぶ方のみ、受講(登録)をみとめます。

年間授業計画

1. 開講にあたり、1年間の目標と進め方、基本テキスト・参考書、レポートとこれ迄の例、国際取引の実際...を紹介しします。
2. マライヤ・キャリー、セリーヌ・ディオを呼ぶとしたらどんな契約書を作りますか? 浜崎あゆみならいかがですか。具体的なケースで、国際取引の特色とリスクを取り上げます。(「英文ビジネス契約書大辞典」の第3章一般条項)
3. 具体的に身近なケースをもとに「国際取引」を学びます。94年は名古屋空港エアバス事故、95年はロック・ミュージカル公演、96年は「VIRGIN」(R. ブランソン)、97年は「ベルサーチ、マックスマラ」、98年は「タイタニック」を取り上げました。(「英文ビジネス契約書大辞典」の第1章)
4. ギリシャのAlpha社が、ニューヨークのSanta Claus社にToyを注文します。Alpha社のEnquiry、発注書(Purchase Order)を読み、価格の決め方、船荷証券(Bill of Lading)を学びます。
5. Santa Claus(第2回)。国際売買のしくみ、FOB、CIF条件、インコタームズ、信用状、代金決済を学びます。[「英文ビジネス契約書大辞典」の売買契約(第4章)]
6. カロラインは誰のもの?(第1回)...伊ジェノバのヨット見本市で出展されていた美しいヨットを日本のパスポート・ SHIPPING社が230万ドルで購入します。無事引渡と日本での所有権登録も完了します。
7. カロラインは誰のもの?(第2回)...そこに、先にも買ったというペンシルバニアの米企業があらわれ

- ます。ヨット（カロライン号）の引渡を請求し、松山で返還と損害賠償をもとめる訴訟を提起します。
8. カロライン号二重売買事件は、「梁山泊 36 回、96.12」参照。ヨットはイタリアのパジリボ社によって、英バルシファル社に販売され、更にユニバーサル社に転売されていました。修理のために、預っていたのです。カロラインは誰のものでしょうか？
9. 国際取引には不誠実な人々も登場します。サッカーワールドカップのチケット事件はどうすれば防ぐことができましたか？ あなたが買主なら、相手（売主）の所有権、売渡しの権限をどう確認しますか？
10. これまでの授業をふり返り、いただいた質問に答え、意見交換します。
- 11 / 12 回には、「英文履歴書」「国際（外資）雇用」「前期レポートのテーマのヒント」「アメリカの UCC と訴訟」を取り上げます。
13. 「後期の重点テーマと指針」を紹介します。あなたの夏休みの成果・感想をきき、私のすごし方をお話します。レポートの提出を受けます。
14. ビジネスに関わる基本的な用語、契約英語を紹介します。英文契約の基本条件、基本的な表現方法(will, shall, may、時制、期間、数字)を紹介します。([英文ビジネス契約書大辞典]の第 2 部 契約書英語の表現)
15. 「国際技術移転・知的財産ライセンス」の基本を紹介します。著作権、特許権、トレードシークレット、ブランド等を取り上げます。('知的財産・著作権ライセンス入門」「英文ビジネス契約書大辞典」の第 5 章ライセンス契約)
16. 「映画・ミュージカル・音楽」...国際的なエンターテインメント・ビジネスの実際を 3 回にわたりとりあげます。ビジネス知識と契約条件、判例を学びます。
(「英文ビジネス契約書大辞典」の第 6 - 8 章)
17. Feelings 事件、裏窓事件、シャーロック・ホームズ事件、Bee Gees、...映画、音楽は知的財産紛争訴訟に満ちています。Piracy とは？
18. 映画の輸入・配給とミュージカルの契約を学びます。アーティストたちを呼ぶとき、どんな条件まで決めますか。AFMA 映画輸出約款を知っていますか？
19. マクドナルドのフランチャイズ契約を見たことがありますか？キャラクター・マーチャンダイジング契約を学びます。
20. 海外への進出と合併事業(1)...販売代理店と支店、

- 現地法人・合併会社はどちらがいますか？ジョイント・ベンチャーではどのような取りきめをしますか？([英文ビジネス契約書大辞典]の第 7 章合併事業契約書)
21. 海外への進出と合併事業(2)...合併事業、合併契約のポイントは何でしょうか？合併と合弁、ジョイント・ベンチャーとベンチャーはどう異なりますか？([英文ビジネス契約書大辞典]の第 7 章合併事業契約書)
22. 「国際取引紛争と解決」...訴訟と仲裁はそれぞれどんな長所がありますか？最近のロシアなど経済混乱に対し、どう対応すべきだと思いますか？('英文ビジネス契約書大辞典」の第 3 章一般条項)
23. P/L、Anti-trust、Tax、環境問題を取り上げます。開発と環境問題の対立について、あなたがリーダーなら、どうしますか？
24. 自由な質疑応答の日とします。

| | |
|-----------|----------------------------|
| 法 94 - 98 | 国際関係特講 B
(ラテンアメリカ政治経済論) |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 地域研究特講 B
(ラテンアメリカ政治経済論) |
| 担当者 | 今井圭子 |

講義の目標

ラテンアメリカはアジア、アフリカとともに発展途上地域に加えられ、政治経済社会の諸側面において様々な低開発の問題を抱えている。この地域は 19 世紀前半に独立期を迎えたが、それに先立つ 3 世紀余りの長期にわたって植民地支配を受け、その間に形成された政治経済社会構造の遺制が、今日この地域の発展を阻害する重大な要因の一つになっている。本講義ではラテンアメリカの政治経済を中心に、まずその歴史的変遷過程を辿り、同地域をめぐる国際関係を考察し、さらに現在同地域が抱える主要な政治経済社会問題について考える。

講義概要

ラテンアメリカの政治経済社会的低開発性とその特質をアジア・アフリカとの比較において理解し、次いでラテンアメリカ地域の自然・住民・文化を概観する。さらに同地域の政治経済社会の歴史的変遷過程を辿り、まず植民地前の先住民社会について説明する。それを踏まえて植民地期における植民地政策の特質とその下での政治経済社会の変容過程をおさえ、さらに独立後の国家建設、経済開発の実施過程を考察する。そして現在同地域が抱えている主要な政治経済社会問題を分析し、その根源を探る。次いでラテンアメリカをめぐる国際関係を分析し、日本と同地域との歴史的関係を辿りながら今後の両者の関係のあり方について考える。

テキスト

国本伊代・中川文雄編著『ラテンアメリカ研究への招待』新評論 1998 年

参考文献

- ・国本伊代著『概説ラテンアメリカ史』新評論 1992 年
- ・水野一編『日本とラテンアメリカの関係』上智大学イベロアメリカ研究所 1990 年
- ・今井圭子著『アルゼンチン鉄道史研究 - 鉄道と農牧産品輸出経済』アジア経済研究所 1985 年
- ・今井圭子・堀坂浩太郎・斎藤淳『民主化と経済発展 - ラテンアメリカ ABC 三国の経験』上智大学

国際関係研究所 1997 年

- ・グスタボ・アンドラーデ / 堀坂浩太郎編『変動するラテンアメリカ社会』彩流社 1999 年
- ・国本伊代編『ラテンアメリカ 新しい社会と女性』新評論 2000 年

評価方法

授業中に何回かリアクション・ペーパーを提出してもらおう。

学期末に筆記試験、以上を合わせて評価する。

受講者への要望

授業では多岐にわたる内容をわかり易く講義することをめざすので、受講者は授業に出席し、不明な点、納得できない点はどしどし質問すること。

年間授業計画

1. 序 ラテンアメリカの概観 - ラテンアメリカとアジア、アフリカとの比較の視点について要約した後、ラテンアメリカの自然、住民、文化、宗教について概観する。
2. 第 1 章 ラテンアメリカ経済史 第 1 節 時期区分 世界経済史と対比しながら、ラテンアメリカ経済史の時期区分について述べる。
3. 第 2 節 植民地以前の時期（～15 世紀末）コロンブス一行到来前の先住民社会について概観し、アステカ、マヤ、チブチャ、インカの各先住民社会、文明について考察する。
4. 第 3 節 植民地期（15 世紀末～19 世紀初め）ラテンアメリカの植民地化の過程、植民地政策、植民地支配の下での先住民社会の変容について説明する。
5. 第 4 節 独立期（19 世紀初め～19 世紀半ば）独立運動高揚の国際的および国内的要因をおさえ、独立運動の思想、担い手、独立闘争の進展過程について説明する。
6. 第 5 節 第一次産品輸出経済確立期（19 世紀半ば～1929 年）独立後の国家建設と経済開発をめぐる政策について解説し、第一次産品輸出経済が確立されていく過程を辿る。
7. 第 6 節 工業化から地域協力に至る時期（1929 年～現在）1929 年大不況がラテンアメリカの政治経済に与えた影響について考察し、ラテンアメリカ諸国の対応策を論じ、第 2 次世界大戦後の工業化に言及する。
8. 第 2 章 ラテンアメリカ政治経済社会の現状と問題点 ラテンアメリカ諸国が抱える主要な政治経済社会問題をまとめて解説し、その対策について考える。
9. 第 2 章（つづき）ラテンアメリカ政治経済社会の

現状と問題点 ラテンアメリカ諸国が抱える主要な政治経済社会問題をまとめて解説し、その対策について考える。

10. 第3章 ラテンアメリカの開発をめぐる諸理論

ラテンアメリカの開発をめぐる主要な理論をとりあげて説明し、コメントを加え、その有効性について論じる。

11. 第3章(つづき) ラテンアメリカの開発をめぐる諸理論

ラテンアメリカの開発をめぐる主要な理論をとりあげて説明し、コメントを加え、その有効性について論じる。

12. 第4章 日本とラテンアメリカの関係

日本とラテンアメリカの関係を、移民、貿易、投資、援助、外交関係に分けて解説し、今後のあり方について考える。

| | |
|-----------|---------------------|
| 法 94 - 98 | 国際関係特講 B (中東地域研究) |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 地域研究特講 B (中東地域研究) |
| 担当者 | 高 橋 正 男 |

講義の目標

歴史・民族・宗教（ユダヤ教・キリスト教・イスラーム）をキーワードとしてオスマン帝国の成立（13世紀末）から第一次世界大戦を経て現在に至るまでの中東諸国の複雑な変遷を講述する。

受講生各自の自作の中東諸国地図必携。

講義概要

中東の地理的範囲は時代によって広狭の差がある。東はアフガニスタンもしくはイラン、西は大西洋に面した北アフリカのモロッコもしくはモーリタニア、北はトルコの黒海沿岸、南はウガンダと国境を接しているスーダン南部、緯度でいえば北は北緯 42° 我が国の函館あたり、南は北緯 3° の赤道直下。中東諸国はアラブ諸国（22 箇国）と非アラブ諸国（4 箇国）から成っている。同地は宗教と政治は種々のレヴェルで緊張関係にある。殆どの国境は歴史的正当性を持たず、その領域は不透明、これが中東地域研究の出発点である。

テキスト

- ・立山良司編『中東』（第 2 版）自由国民社、1998 年。
- ・臼杵陽著『中東和平への道』（世界史リブレット 52）山川出版社、1999 年
- ・高橋和夫著『アラブとイスラエル パレスチナ問題の構図』（講談社現代新書 1085）講談社、2000 年。

参考文献

- ・『イミダス』（2001 年版）集英社
- ・『現代用語の基礎知識』（2001 年版）自由国民社
- ・中岡三益著『アメリカと中東 冷戦期の中東国際政治史』（中東調査会、1998 年
- ・木村靖二著『二つの世界大戦』（世界史リブレット 47）山川出版社、1999 年
- ・牟田口義郎著『アラビアのロレンスを求めて アラブ・イスラエル紛争前夜を行く』（中公新書 1499）中央公論新社、1999 年
- ・その都度紹介する。

評価方法

・出席点と期末のリポートもしくは筆記試験による。

受講者への要望

- ・国際的なニュースの把握に努めてほしい。
- ・少人数の場合はゼミナール形式で行う。
- ・講義資料は出席者にのみ配布する。
- ・必要に応じてビデオ教材使用。

年間授業計画

1. 中東との出会い
2. 中東概観、中東地域概念
3. 中東の民族と宗教（1）
4. 中東の民族と宗教（2）
5. 中東の民族と宗教（3）
6. 日本の中東外交史
7. イスラーム原理主義
8. 近代中東とアラブ民主主義
9. オスマン帝国の興亡
10. トルコの内外情勢
11. ペルシア湾岸諸国
12. イラン（1） 近代イランの成立
13. イラン（2） イラン・イラク戦争

| | |
|-----------|-------------------|
| 法 94 - 98 | 国際関係特講 B (中東地域研究) |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 地域研究特講 B (中東地域研究) |
| 担当者 | 高橋正男 |

講義の目標

歴史・民族・宗教(ユダヤ教・キリスト教・イスラーム)をキーワードとしてオスマン＝トルコ帝国の成立(13世紀末)から第一次世界大戦を経て現在に至るまでの中東諸国の複雑な変遷を講述する。

受講生各自の自作の中東諸国地図必携。

講義概要

中東の地理的範囲は時代によって広狭の差がある。東はアフガニスタンもしくはイラン、西は大西洋に面した北アフリカのモロッコもしくはモーリタニア、北はトルコの黒海沿岸、南はウガンダと国境を接しているスーダン南部、緯度でいえば北は北緯 42° 我が国の函館あたり、南は北緯 3° の赤道直下。中東諸国はアラブ諸国(22 箇国)と非アラブ諸国(4 箇国)から成っている。同地は宗教と政治は種々のレヴェルで緊張関係にある。殆どの国境は歴史的正当性を持たず、その領域は不透明、これが中東地域研究の出発点である。

テキスト

- ・立山良司編『中東』(第2版)自由国民社、1998年。
- ・臼杵陽著『中東和平への道』(世界史リブレット 52)山川出版社、1999年。
- ・高橋和夫著『アラブとイスラエル パレスチナ問題の構図』(講談社現代新書 1085)講談社、2000年。

参考文献

- ・『イミダス』(2001年版)集英社。
- ・『現代用語の基礎知識』(2001年版)自由国民社
- ・中岡三益著『アメリカと中東 冷戦期の中東国際政治史』中東調査会、1998年。
- ・木村靖二著『二つの世界大戦』(世界史リブレット 47)山川出版社、1999年。
- ・牟田口義郎著『アラビアのロレンスを求め アラブ・イスラエル紛争前夜を行く』(中公新書 1499)中央公論新社、1999年。
- ・その都度紹介する。

評価方法

- ・出席点と期末のレポートもしくは筆記試験によ

る。

受講者への要望

- ・国際的なニュースの把握に努めてほしい。
- ・少人数の場合はゼミナール形式で行う。
- ・講義資料は出席者にもみ配布する。
- ・必要に応じてビデオ教材使用。

年間授業計画

1. 中東の宗教 ユダヤ教・キリスト教・イスラーム
2. パレスチナ問題(1) ツォニズムの展開
3. パレスチナ問題(2) 英委任統治の開始
4. パレスチナ問題(3) イスラエル建国とパレスチナ民族主義
5. パレスチナ問題(4) 中東戦争
6. パレスチナ問題(5) パレスチナ暫定自治と今後の課題
7. 国家・民族・アイデンティティー
8. 中東の石油と経済
9. ポスト冷戦期の中東と世界
10. 日本の中東政策

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 法 94 - 98 | 政治学特講 A
(ポスト冷戦期における国際社会の紛争地域への介入) |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際関係特講 A
(ポスト冷戦期における国際社会の紛争地域への介入) |
| 担当者 | 堀江 浩一郎 |

講義の目標

ポスト冷戦期の到来とともに国際紛争管理を巡り国際社会の協調行動が目立つようになった。果たしてポスト冷戦期は冷戦期に比べて「平和の構築」により相応しい時代と呼べるだろうか。またポスト冷戦期のもとで日本は同領域にいかなる貢献を行いつつあるのか。本講義は今日の国際秩序変動の行方を射程におきつつ、これらの問いに若干なりとも答えたい。

講義概要

主にポスト冷戦期における紛争社会に対する国際社会の介入の諸側面(介入の背景、形態、政治的意義)につき学びたい。その際に参考資料の紹介とともに講義担当者自身の経験も積極的に紹介したい。更に講義の内容の理解を深めていただくために、講義テーマに関するドキュメンタリーの上映、資料の配布(いずれも英語中心)も合わせて行う予定。またクラスの規模によってはクラス討議も加えたい。

テキスト

特になし。

参考文献

以下の熟読を薦めたい。

神余隆博編「国際平和協力入門」 有斐閣選書(特に第1、2、5、6章) その他単発論文をその都度紹介する。

評価方法

随時行う小テスト(出欠確認を兼ねる)から判断する。その他特例として一部受講者(就職運動中等)から提出されるレポートも判断材料に使用する。

受講者への要望

政治現代史に深い関心を抱き、或いはまた国際機関・国際NGOへの奉職を計画する受講生をとりわけ歓迎する。

年間授業計画

1. 概要：本講義のねらいと概要
2. 国際社会の介入：背景(1)ポスト冷戦期の到来と国際紛争
3. 同上(2)国際社会秩序変動と主権国家

4. 同上(3)国際規範の変容
5. 同上(4)欧州地域安全保障の枠組み変化
6. 同上(5)選択的介入
7. 同上(6)介入への受入国の対応
8. クラス討議
9. 国際社会の介入：形態(1)冷戦期との対比
10. 同上(2)紛争地域・タイプ別
11. 同上(3)ミッション・マンドート別
12. 同上(4)国際社会パートナーシップ(その1)
13. 同上(5) 同上 (その2)
14. 同上(6)国際規範と国際政治
15. クラス討議
16. 国際社会の介入：評価(1)成果と課題(その1)
17. 同上(2) 同上 (その2)
18. 同上(3)政治的意義(その1)
19. 同上(4) 同上 (その2)
20. 日本の介入(1)政府並びに政府主導
21. 同上(2)市民社会
22. 同上(3)アジアのなかでの日本の安全保障
23. クラス討議
24. 結論：講義の要約と展望の提示

| | |
|-----------|----------------------------|
| 法 94 - 98 | 政治学特講 B
(現代国際政治の歴史的考察) |
| 法 99 | |
| 国際法 99 | 国際関係特講 B
(現代国際政治の歴史的考察) |
| 担当者 | 有 賀 貞 |

- 9. 戦争：戦争の歴史と現代の戦争
- 10. 現代国際政治における人権
- 11. 現代世界の民族と国家
- 12. 資本主義の国際化

講義の目標

- 1 国際政治を歴史的に考察することで、現代国際政治の特徴とそれから生じる諸問題の理解を助けることを目指す。
- 2 国際関係史の講義ではほとんど言及しない 16 世紀から 20 世紀初頭までの国際関係についても述べる。

講義概要

まず国際政治の歴史的発展を整理して講義し、いくつかの現代国際政治の問題について歴史的視野の中で考察する。その間に幾つかの国際政治理論にも言及し、紹介する。

テキスト

テキストは指定しない。

参考文献

西島定生『日本歴史の国際環境』(東京大学出版会 UP 選書) 山本吉宣編『講座国際政治 1』(国際政治の理論)(東京大学出版会) ニコルソン『外交』(東京大学出版会 UP 選書) 入江昭『日本の外交』『新・日本の外交』(中公新書) アンダーソン『増補 創造の共同体：ナショナリズムの期限と流行』(NTT 出版) サロー『資本主義の未来』(ダイヤモンド社) ハンチントン『文明の衝突』(集英社) ケナン『アメリカ外交五〇年』(岩波現代文庫)

評価方法

期末試験と主要参考書の一冊についての読書リポートによって評価する。

受講者への要望

活発な質問を期待する。

年間授業計画

1. ヨーロッパ近代国際社会の形成
2. 日本の歴史的国際環境
3. 西洋世界の膨張と帝国主義論
4. ナショナリズムと国際主義
5. 自由主義的民主主義と対抗思想
6. バクス・アメリカーナ
7. 冷戦期の終わりと冷戦後の国際関係
8. 外交：外交の歴史と現代の外交

| | |
|-----------|-------------------------|
| 法 94 - 98 | 政治学特講 B
(近代日本政治思想史) |
| 法 99 | 法律学特講 B
(近代日本政治思想史) |
| 国関法 99 | 国際関係特講 B
(近代日本政治思想史) |
| 担当者 | 大塚 健 洋 |

講義の目標

近代日本の政治思想の流れを通史的に理解させる。

講義概要

近代日本を代表する思想家の著書・論文を通して、日本における政治と人間のかかわりを思想的に跡づける。

テキスト

大塚健洋編「近代日本政治思想史入門」

参考文献

テキストに指示している。

評価方法

試験のみで評価。

受講者への要望

事前にテキストを読んでくること。

年間授業計画

1. 近代日本における政治思想の軌跡
2. 吉田松陰『講孟箚記』
3. 福沢諭吉『学問のすゝめ』
4. 中江兆民『三酔人経綸問答』
5. 樽井藤吉『大東合邦論』
6. 幸徳秋水『社会主義神髓』
7. 平塚らいてう「元始女性は太陽であった」
8. 大杉栄『社会的個人主義』
9. 吉野作造「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」
10. 北一輝『日本改造法案大綱』
11. 出口なお『大本神諭』
12. 試験

| | |
|-----------|------|
| 法 94 - 98 | 経済原論 |
| 法 99 | 経済原論 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 松本正信 |

講義の目標

現代経済の実際と理論を知識すること。経済学・社会科学の面白さの一面に、「個人にとって真なる行動も社会全体からみると必ずしも真ではない、つまり逆もまた真」とか、「経済学を学ぶ前の常識と学んだ後の常識とは異なる」といった事があります。しかしもっと大切な事は経済理論・経済思想がその時代々々の背景とともに変遷してきた事実を見極める事です。そのうえに立って出来れば現代世界の政治経済的動向を、人類の未来像へのビジョンを、年間の経済学を通じて探ってみたいと考える。

講義概要

年間を通じて、ミクロ・マクロの経済理論の概要を講義します。後記の年間授業計画に示す通り、前期ではほぼミクロ経済学を、後期ではほぼマクロ経済学を配当します。前期のミクロ理論は個人（消費者）や企業など個々の経済主体が経済合理性にしたがって行動するとき、その経済社会はどのような経済状態を実現することになるか。そのキーワードは価格、市場、外部性等である。後期のマクロ理論は個々の経済主体の行動を社会全体の1つの集合体と考え、その行動を1つの集計量としてとらえるとき、社会全体がどのような状態になるかを分析する。そのキーワードは所得、消費、貯蓄、投資、物価水準、利率、政府の財政・金融政策等々である。これらを講義の目標に関連させるようにする。

テキスト

・小野俊夫編著『現代経済学の基礎』学文社

参考文献

中谷巖『入門マクロ経済学』日本評論社

伊藤元重『入門ミクロ経済学』日本評論社

評価方法

前期・後期の2回ある定期試験の結果に出席状況・受講態度を加味して評価する。もとより定期試験の結果を最重要視する。かといって試験さえ出来れば出席しなくともよいと思えば大間違い、自身で自学自習すれば受講時間の5倍、10倍の時間を要するであろう。努々忘れ給もうな。

受講者への要望

静かに眠っている分にはさしつかえないが、雑談・私語は真面目で熱心な受講生と講義をしている私にとっては騒音という名の一大外部不経済。排除さるべきは当然。まずは熱心に聴き給え。授業料が不経済。

年間授業計画

つぎの序・終章を含めた12の章を2~3回の講義で進めて行く積もりである。

序章（プロローグ）

経済学と経済系、現代経済の問題：南北問題と環境問題（地球系と人間系）人類の経済発展：とりわけ産業革命前と後、ならびに経済思想の変遷（アダム・スミス、リカード、マルサス、マルクス、シュンペータ、ケインズ等々）、資本主義経済の変遷（とりわけ第二次世界戦争前と後との移り変わり）、現代の経済思想。

1. 消費の理論（狙いは「需要の法則」の背後にある経済的意義ならびにそれを導き出す過程を理解すること。）消費者行動の理論、消費選好理論に基づく解説；消費者の均衡点、価格・消費曲線、個別および社会需要曲線、所得効果と代替効果、代替財（競争財）と補完財、需要の価格（所得）弾力性、消費者余剰。1章に最後にいたっては、工業製品と農産物の需要の違い、特質を考えてみよう。昨今、ガット・多角的貿易交渉（ウルグアイラウンド）において日本の米の輸入自由化問題が宣伝されているのでこの問題も考えてみよう。
2. 生産の理論（狙いは「供給の法則」の背後にある経済的意義ならびにそれを導き出す過程を理解すること。）生産とは、企業（生産者）行動の理論、費用分析、平均費用と限界費用、損益分岐点と操業中止点、個別および社会供給曲線、短期および長期供給曲線、技術進歩の供給曲線に与える影響、大都市集中の問題。
3. 市場；マーケット（交換の理論）市場と取引：その形態、市場における均衡と不均衡、市場機構（マーケット・メカニズム）の果たす役割とその効率性、価格の媒介機能（Parametric function of price）、部分均衡と一般均衡、マーシャル調整とワルラス調整、くもの巣の理論（農産物価格の形成過程）
4. 競争の問題 競争市場と自由市場、完全競争市場の定義、不完全競争市場の諸形態、独占の問題；ここでは売手独占について考える。独占均衡と独占利潤、完全競争均衡との相違（短期・長期）、市場の効率性と資源の最適配分ならびに消費者主権との関

連、生産者余剰と社会的余剰；その完全競争者と独占者の相違、社会的余剰の独占による死重的損失、最後にアメリカの生産者が日本の輸出品に対してしばしばなされるダンピング（廉価販売）提訴について考えてみたい。消費者がとるべき態度、消費者教育の問題も考えよう。

5. 市場の限界と失敗・欠落 市場には大なり小なり不完全、ただその程度が問題だ。非価格競争、品質競争、アフター・サービスはよしとして、ビホアー・サービス（ワイロ）談合・慣れ合いはかつてアメリカにもあった。日本でも建設業界ばかりではない。もともと、市場での取引にそぐわない財貨・サービスが増大しているのも現代社会の特質。ゴミをだれが金をだして買いますか。負の価格の意味するもの、一般道路で通行料を徴収するか税で賄うかどちらが効率的か火を見るより明らか。外部経済・不経済、公共財（公共サービス）パブリック・ユーティリティ、公的独占と公共料金、投票と納税、パレート最適と社会的厚生。

6. 国民所得の分析 マクロ経済学の生成と意義、大恐慌とケインズ思想、修正資本主義と混合経済、第二次世界戦争後の自由主義圏工業先進国の経済成長と現代経済思想。マクロ的経済循環、国民所得の諸概念、総需要・総供給（総生産）あるいは集計需要・集計供給、消費とマクロ消費関数、貯蓄と投資の意義、その行動主体と動機の違い、投資の変動性；投資の限界効率；投資対象の価値、将来の期待収益と割引利子率、貯蓄と投資の不均衡による均衡国民所得水準の変動、乗数過程、節儉のパラドックス、政府部門と外国貿易を加えた乗数理論、国民所得水準と労働雇用水準との関係。

7. 貨幣・金融市場 金本位制と管理通貨制度；その歴史的意義と機能の違い、銀行のはじまりと近代銀行制度、金融市場における銀行の信用創造過程と貨幣供給、ケインズの流動性選好説と貨幣需要、金融市場の均衡利子率いわゆる市場利子率

8. 中央銀行の機能と役割：金融政策 現金通貨の発行と通貨価値の維持；その社会的意義と責任、その歴史的・現代的素描、中央銀行の金融政策の主たる手段、とりわけ公定歩合操作、公開市場操作とその金融市場に与える効果。

9. 政府の経済的役割：財政政策 政府の経済役割割すなわち経済政策には大きくいって2つ；その1つは将来の国民経済の構造をどのような方向に誘導するか、例えば福祉政策、年金制度、農業問題、租税制度、社会基盤整備等々である。もう1つは、いわ

ゆる景気の変動に対する調整的機能としてのマクロ経済政策である。ここでは後者の役割を狭義の財政政策（フィスカル・ポリシー）として考える。その見本は1930年代前半のアメリカのニュー・ディール政策（当時のルーズベルト大統領による）に見ることができる。政府は財政赤字の時は減税もしくは歳出を増大して短期的には益々赤字が拡大するように、黒字の時には財源があるからといって減税などしないで増税もしくは歳出を削減して益々黒字が拡大するように行動するのが、現代のマクロ経済学の原理なのである。政府も1つの主体、その主体の行動としては不合理である。しかし、社会全体、国民経済にとっては合理的なのである。これはひいては政府にとっても長期的には合理的であるはずだ。逆もまた真、パラドックスなる由縁である。分析：政府財政支出と減税の国民所得水準に与える影響、租税体系の変更と国民所得、ラフファアー曲線、完全雇用政策と物価水準安定（貨幣価値の維持）、フィリップ曲線

10. 財政・金融政策とヒックス＝ハンセン 総合（IS-LM 曲線） ポリシー・ミックスについて、国民生産物市場と貨幣・金融市場の相互作用、これまでのマクロ経済理論の再編とまとめ；IS-LM 分析、古典派の理論；セーの販路法則と完全雇用理論およびその時代的背景、ケインズの有効需要原理と不完全雇用理論、ならびにその時代的背景、現代マネタリストの思想と理論；修正型貨幣数量説、集計供給からみたポスト・ケインズ学派との違い、付論：サブライサイド経済学派とネオ・ケインジアン、景気循環と民主政治、政策のタイム・ラグ。

終章（エピローグ） 結びにかえて

人間社会と経済と政治と価値観と、経済発展と自然環境、国際貿易；古典派リカードの比較生産費税と現代のオーリン・ヘクシャー理論、現代の貿易不均衡問題、技術移転と資本移動、長期的有効需要の拡大と世界規模化

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | 会 計 学 |
| 法 99 | 会 計 学 |
| 国関法 99 | |
| 担当者 | 内 倉 滋 |

講義の目標

企業会計もまた 1 つの言語であるとしばしば評されるが、言語を対象とした科学の分野には、その文法を純粹形式的に明らかにしていく「構文論」と、言葉の持つ意味の解明を試みる「意味論」と、社会的制度の中での言葉の用いられ方を研究する「語用論」とがある。本講義は、簿記原理という構文論の知識を前提に、それに内容的な意味付けを試みていくところの、会計学における「意味論」に相当するものであり、その後に展開される会計学における「語用論」(= 経営分析論等の応用・専門学科目) への 1 つの橋渡しとなるものである。

講義概要

本講義は会計という言語の意味論だと上で述べたが、そのことの意味は、たとえば「簿記原理」が「資産」を「所有する財貨および債権の総称」と説明するだけであるのに対し、そのどちらでもない「資産」が存在することを指摘した上で、"では資産の本質は何か?"といった問題を考察していく講義だ、ということである。ただし本講義では、その解決のための拠り所を、「企業会計原則」およびその解釈論に限定することとしたい。したがって本講義は、表面的には「企業会計原則」の解釈論を展開していくという形をとることとなるが、そのこと自体が目的なのではないことを忘れないでほしい。

テキスト

未定。

参考文献

図書館に複数冊あるものを中心に、後日紹介します。

評価方法

2 回に 1 回ぐらいの割合で小テストを実施し(受講生の理解度を知る目的もあります) それに前・後期末試験(レポート試験とする予定)の結果を加えて評価したい。なおその際には、相対評価を基本とし絶対評価を加味することとする。

受講者への要望

毎回、「私は以上のように考えますが、皆さん方は

どうですか」と問いかけて終わることにしています。それに応えてくれることが、本当に価値のあることだと思っております。

前期授業計画

1. 本講義の目的.....目的 = 「制度会計」とそれを支える理論の研究、3 つの制度会計、「企業会計原則」(以下「原則」と略す) それを支える理論
2. 会計学の歴史.....欧米(複式簿記の起源、会計学の成立、ドイツの動態論、アメリカ会计学) 我が国(明治 6 年の出発点、戦前、戦後)
3. 戦後の制度会計の変遷と「原則」.....「原則」の設定(設定目的、性質、期待された機能) 3 つの制度会計による「原則」の採り入れ(証券取引法、商法、法人税法)
4. 「原則」の全体像と「一般原則」の体系.....「原則」の特徴(会計担当者に対する行為の指針の存在、具体的な処理ルール(財務諸表別規定)) 「一般原則」の体系
5. 「一般原則」の第 1 原則.....企業会計の目的観(静態論、動態論) 第 1 原則の目的観("経営成績"に力点) 「真実」性を要求(2 つの真実性、達成可能性)
6. 「一般原則」の第 2 原則.....「正規の簿記の原則」に従えとの要請(第 2 原則自体 「正規の簿記の原則」) 「正規の簿記の原則」とは(通説、少数説)
7. 「一般原則」の第 3 原則.....「正規の簿記の原則」の「少数説」に立った位置付け、第 3 原則の要請内容(前段、後段["特に"の意味])
8. 「一般原則」の第 4 原則.....3 つの要請内容、「必要な会計事実」(重要な会計方針の開示、重要な後発事象の開示) 「重要性の原則」と第 2・第 4 原則
9. 「一般原則」の第 5 原則.....要請内容(会計方針の継続性、「正当な理由」による変更の容認) 本原則の意義(相対的真実性ととの関係、代替ルールの無い場合)
10. 「一般原則」の第 6 原則.....意味(静態論時代の意義、意思決定のルールとしての現在の解釈) 「原則」の文理解釈、過度の保守主義
11. 「一般原則」の第 7 原則.....2 つの要請内容、「原則」は「実質的単一性」を要請してるとの解釈、そのうちの「相対的単一性」を要請してるとの解釈
12. 収益・費用の"計上額"についての基本ルール.....計上額の基本 = 収支額、損益計算書原則 1A 前段との関係、無償で固定資産を取得した時の処理(公正評価説、圧縮記帳)

後期授業計画

1. 収益・費用の"認識(計上のタイミング)"の基本

ルール.....費用 = 「発生」時点（発生主義の原則）
収益 = 「実現」時点（実現主義の原則）「実現」の
要件

2. 実現主義の原則の位置付け.....収益認識の基本ルールとの立場、代替的ルールとの立場、「原則」も代替的ルールと考えてるとの解釈の可能性、国際会計基準の立場
3. 実現主義の原則の適用.....「原則」〔注 6〕の規定（特殊な販売契約への適用）〔注 7〕の規定（長期の請負工事への適用・非適用）
4. 実現主義の原則の適用に関する演習.....試用販売、委託販売、割賦販売等
5. 実現主義の原則の適用に関する小テスト
6. 固定資産の費用の認識.....費用認識の基本 = 「発生」、減価償却手続きの解釈、税法が残存価額を取得価額の 10%と規定していることの意義
7. 棚卸資産の費用の認識.....基本、「小売棚卸法」という特殊な方法についての各論
8. 収益・費用対応の原則.....必要性、費用を「対応」させる 2 手続き（「引当金」による見越し、発生費用の繰延べ）引当金（「原則」の態度、租税法の態度）
9. 発生費用の繰延べ.....その手続きの意義、繰延資産（種類、その後の費用化）、開発費・試験研究費についての各論（我が国の商法と国際会計基準との違い等）
10. 動的な貸借対照表観.....基本、支出と費用間のずれによる貸借対照表項目、収入と収益間のずれによる項目、収入と支出間の「ずれ」、貸借対照表シエーマ
11. 財務諸表の形式面のルール.....損益計算書について（総額主義、源泉別分類と対応表示）、貸借対照表について（貸借対照表の「区分」と各科目の「分類」等）
12. 連結財務諸表.....その作成目的、作成手続き、我が国の基準と国際会計基準等との違い

| | |
|-----------|------------------|
| 法 94 - 98 | 総合講座「紛争・開発・平和」 |
| 法 99 | 法政総合講座「紛争・開発・平和」 |
| 国関法 99 | 法政総合講座「紛争・開発・平和」 |
| 担当者 | 増島 建 / 星野 昭吉 |

講義の目標

世界の現在は地球的規模のさまざまな問題を抱えており、われわれ人類は「平和ならざる状態」を構成している。構造的要因として環境破壊、悪しき開発、紛争（戦争）などの問題に注目し、それら問題と平和との関連性を解明し、その上で、それら問題の解決策を探る。

講義概要

世界の「平和ならざる状態」および「平和なる状態」を規定し、また「平和問題」と関連するさまざまな要因（条件）の、一方の、地域紛争、環境・開発、貧困、人権抑圧、人口問題、また他方の、安全保障、国際機関（国際連合）、NGO、軍縮、国際法、平和思想などの本質、特徴、役割、そして存在意義などについて、理論的かつ実証的に検討していく。

テキスト

共通のテキストは特になし

参考文献

それぞれのテーマの参考文献についてはレジュメを見ること。

評価方法

前半と後半にそれぞれ1回、計2回のレポート提出。出欠をとる。詳しくは開講時に説明する。

受講者への要望

欠席しないで、真面目に聞くこと。

年間授業計画

1. ガイダンス（4月11日）
2. アフリカにおける紛争 - ルワンダ - （4月18日）
3. 中米における紛争（4月25日）
4. ラテンアメリカの開発 - 米州開銀の役割 - （5月2日）
5. 難民問題（5月9日）
6. 環境と開発（5月16日）
7. 教育と開発（5月23日）
8. グローバル化と開発（5月30日）
9. ジェンダー・人権・貧困（6月6日）
10. 人口問題と開発（6月13日）
11. 平和構築（6月20日）

12. 国際機関と開発（6月21日）
13. イスラエルとパレスチナの平和（9月26日）
14. NGOと平和（10月3日）
15. 軍縮と平和（10月10日）
16. アジアにおける平和保障（10月17日）
17. 環境・開発・NGO（10月24日）
18. 国際連合と平和（11月7日）
19. 国連の平和維持活動（11月14日）
20. 地球環境保全と法（11月21日）
21. 国際人権保障と法（11月28日）
22. 政治思想史における平和の諸問題（12月5日）
23. 消極的平和と積極的平和（12月12日）
24. まとめ（1月9日）

| | |
|-----------|--------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 比較法原論 |
| 担当者 | 小林 公 司 |

講義の目標

比較法を学ぶことは、皆さんにとってプラスとなります。なぜなら、そこには実定法の枠組みをこえた思考の世界が広がっているからです。実定法が実社会で生きるための必要なそれぞれの法的要素であるとすれば、比較法はその社会を貫く発展のありようを定める上で大変重要な役割を期待されるものです。実学重視の社会にあってこの講義では、法律を学ぶ皆さんにとって、それぞれの国の背後にある法文化に目を凝らすことによって 21 世紀の日本の社会をまず外から眺め、全体としてどのような特徴を持っているのかを把握することから始めようではありませんか。

講義概要

講義は、大木雅夫教授の「比較法講義」、木下毅教授の「比較法文化論」、私の「ドイツ統一の歴史的位相」を中心にすすめます。この 3 書をレジユメとしてまとめたものを講義に使用します。大木、木下両教授の著は、いずれも大変知性的で水準の高い書で、法律を学ぶ学生にとっては必読の書です。私の書は、これに対しケーススタディともいうべきもので、ドイツ統一というダイナミックな出来事を、法、経済、政治、歴史的側面から分析したものです。

テキスト

以下の 3 書のレジユメを用意しますが、もちろん購入できる学生には現物を読むことをおすすめします。

大木雅夫「比較法講義」東京大学出版会、1992 年

木下毅「比較法文化論」有斐閣、1999 年

小林公司「ドイツ統一の歴史的位相 - 所有権の私有化・司法統合の法過程」有信堂 1999 年

評価方法

各集中講義の終了後に筆記試験を行います。集中講義にあたっては、皆さんが精神を集中して聴講すれば間違いなく理解できる内容の講義にしますので、試験もクリアーできると思います。

受講者への要望

集中講義ですので、体力が必要です。こちらも講

義をやり抜く体力をつけて臨みますので、皆さんも講義を聴き抜く体力をご用意ください。講義終了後は、きっと知力が身につきますよ。

年間授業計画

() 総論

1. 比較法へのいざない

(ガイダンス、比較法はなぜ重要か?)

2. 比較法思想

(自然法と比較法、歴史主義、実証主義、世界法)

3. 比較法の本質

(概念、目的、機能)

4. 比較法の方法 - その 1 -

(比較はどのような場合に可能か)

5. 比較法の方法 - その 2 -

(何をどう評価するか)

6. 比較法文化の可能性について

・法圏論・比較法文化論から見た諸国法

7. 法圏論 比較法文化論

「大木(ツヴァイゲルト&ケッツ)と木下の問題提起(意識)」

8. 法圏論における法圏分類の基準(1)

9. 法圏論における法圏分類の基準(2)

10. 比較法文化論における法文化圏分類の基準(1)

11. 比較法文化論における法文化圏分類の基準(2)

12. 予備

13. 極東と西洋の法観念

14. 日本人の法観念

15. 大陸法と英米法(西洋法文化圏) - その 1 -

(源流)

18. 大陸法と英米法(西洋法文化圏) - その 2 -

(生成、発展)

17. 地域共同体法としての EU 法の特質

・ドイツ統一と西欧法原理導入の位相 - ケーススタディー

18. 所有権の私有化に伴う法的現実(1)

(未解決の財産問題と所有権返還原則)

19. 所有権の私有化に伴う法的現実(2)

(統一ドイツのイデオロギー的対応)

20. 市民生活と所有権問題

(市民生活における法的諸関係の保障問題)

21. 司法統合と過去の克服 - その 1 -

(西ドイツ司法とナチ司法)

22. 司法統合と過去の克服 - その 2 -

(統一ドイツ司法と東ドイツ司法)

23. ドイツ統一とは何であったか

24. 予備

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際人権法 |
| 担当者 | 高 佐 智 美 |

講義の目標

今日、国内の人権問題を考えるにあたっては、それに対応する国際条約の存在及びその具体的な解釈・運用を無視することができない状況にある。「国際人権法」とは、こうした人権に関する条約や宣言、そしてそれを実施するための国際的・国内的制度や手続の体系を指す。本講では、「国際人権法」に関する基本的な知識と理論の全体像を把握することによって、憲法とともに「国際人権法」を両輪とし、より発展した人権保障理論を構築することを目的とする。

講義概要

国際的な人権保障の歴史、主要な人権条約の具体的な実施措置、地域的な人権保障制度、日本国内における人権条約の適用、人権保障における NGO の役割などについて概観する。

テキスト

特に指定しない（参考文献のいずれかを各自テキストにすればよい）。

参考文献

阿部浩巳・今井 直『テキストブック・国際人権法』（日本評論社、1996年）

畑 博行・水上千之『国際人権法概論』（有信堂、1999年）（第2版）

パーゲンソル『国際人権法入門』（東信堂、1999年）

日弁連『国際人権規約と日本の司法・市民の権利』（こうち書房、1997年）

評価方法

後期の試験、もしくは、レポートによって総合的に評価する。

受講者への要望

日本国憲法（特に人権）に関する基礎知識はあるものとして話を進めるので、自信のない学生は憲法の復習をきちんとやっておくように。

| | |
|-----------|------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 外国人法 |
| 担当者 | 手塚和彰 |

講義概要

< 内容 >

外国人にとっての法的諸問題（外国人の出入国、外国人と憲法、外国人の選挙権、公務員新任権、外国人との結婚、家族、子の国籍、外国人と労働、社会保障など）を、具体的ケースを中心に講述する。

参考文献

< 参考書 >

手塚和彰『外国人と法』有斐閣

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国際法 99 | 国際環境法 |
| 担当者 | 一之瀬 高 博 |

- 17．生物多様性および資源の利用
- 18．自然保護および開発
- 19．環境影響評価
- 20．国家・国際機関・NGO・市民
- 21．先進国と途上国のダブルスタンダード
- 22．環境と貿易
- 23．武力紛争と環境
- 24．まとめ

講義の目標

国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。

講義概要

前半は総論にあたる部分として、国際環境問題の性質・歴史、紛争の種類、国家や個人等の紛争当事者の地位、問題解決の基本的手法、国際環境法の基本原則などを検討する。後半では各論に入り、個々の環境問題の種類ごとに国際環境法の構造を、条約、国際会議や国際機関の対応、国家実行、具体的紛争等にそくして分析する。

テキスト

開講時に指示する。

参考文献

地球環境法研究会編『地球環境条約集』第3版 中央法規

評価方法

前期と後期の定期試験の成績を重視する。

受講者への要望

缶ジュース、ペットボトル等の教室持ちこみを禁止する。

年間授業計画

- 1．国際環境問題の性質と歴史
- 2．国際環境法の基本構造(1)
- 3．国際環境法の基本構造(2)
- 4．国際環境法の基本原則の発展
- 5．国家の事後賠償責任
- 6．私法的救済（個人の事後責任）
- 7．国内公法の適用による紛争解決
- 8．事前防止のための制度（規制・管理）
- 9．事前防止のための制度（通報・協議）
- 10．越境大気汚染、酸性雨
- 11．海洋汚染、国際河川
- 12．気候変動および地球大気圏問題(1)
- 13．気候変動および地球大気圏問題(2)
- 14．廃棄物・有害物質の管理
- 15．原子力
- 16．南極・宇宙空間

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際経済法 |
| 担当者 | 櫻井雅夫 |

講義の目標

卒業後に企業の国際事業本部や開発協力に関わる政府関係機関（国際協力銀行[JBIC]、ジェトロ[JETRO]などで活躍することを希望する学生に対して、国際取引とくに国際投資に関する最低限かつ必須の法律知識を提供することを目標にしています。これまで数十年海外の実態調査で収集してきたケースを豊富に入れていくので、理解は進むと思います。

講義概要

この講義は、単に実務に役立つ知識を詰め込もうとするものではありません。あくまでも、国際経済とくに国際投資とそれに直接関係のある国際貿易の法現象を正確に把握すること、そこに生じる紛争や摩擦などの問題を多角的に解決するうえでのリーガル・マインドを多少とも会得させること、を目的にします。

「国際投資」とは例えば日本のトヨタが中国にマークの生産を目的として中国トヨタを設立することであり、「それに直接関係の或る国際貿易」とは日本のトヨタが中国トヨタにカーナビを輸出することです。

テキスト

櫻井雅夫「新国際投資法：投資と貿易の相互作用」（有信堂）

参考文献

必要に応じて紹介します。

評価方法

後期のテストほかによります。

受講者への要望

とくにありません。受講者の数または勉学意欲の度合いによっては、授業の合間に渉外法務弁護士、企業法務担当者、合併事業担当者などをお呼びいたします。

年間授業計画

1. 序論 1：国際経済法の基礎 - 国際経済法の理論、国際取引法学・国際投資法学の位置づけ（教材第 1 章）

2. 序論 2：国際投資法の基礎 - 対外直接投資の法的な定義（教材第 2 章）
3. 序論 3：国際投資法の基礎 - 発展途上国向け対外直接投資と開発協力（Development Co-operation）との関係（教材第 2 章）
4. 序論 4：国際投資法の基礎 - 国際合弁会社（ジョイント・ベンチャー）の設立手続（教材第 2 章）
5. 序論 5：国際投資法の基礎 - 国際投資契約、国際合弁契約の性質と内容（教材第 2 章）
6. 基礎篇 1：国内法 - 投資受入れ国の国内法（教材第 3 章）
7. 基礎篇 2：国内法 - 投資受入れ国の国内法（教材第 3 章）
8. 基礎篇 3：国内法 - 投資母国の国内法（教材第 4 章）
9. 基礎篇 4：国内法 - 第三国（タックス・ヘイブン、便宜置籍国など）の国内法（教材第 5 章）
10. 基礎篇 5：国際法 - 投資受入れ国間の国際法（教材第 6 章）
11. 基礎篇 6：国際法 - 投資母国と投資受入れ国との間の国際法（教材第 7 章）
12. 基礎篇 7：国際法 - 投資母国と投資受入れ国との間の国際法 - 二国間レベル - FCN 条約（友好通商航海条約）、BITs（二国間投資協定）、FTA（自由貿易協定）など（教材第 7 章）
13. 基礎篇 8：国際法 - 投資母国と投資受入れ国との間の国際法 - 地域レベル、複数国間レベル - NAFTA（北米自由貿易協定）、AFTA（ASEAN 自由貿易地域協定）など（教材第 7 章）
14. 基礎篇 9：国際法 - 投資母国と投資受入れ国との間の国際法 - 多数国間レベル - 投資紛争解決条約、多数国間投資保証機関（MIGA）設立条約など（教材第 7 章）
15. 基礎篇 10：国際法 - 投資母国と投資受入れ国との間の国際法 - 多数国間レベル - WTO、TRIMs、（貿易関連投資措置）協定、GATS（サービス貿易協定など（教材第 7 章）
16. 応用篇 1：国際機構における投資・貿易自由化の政策形成（教材第 8 章）
17. 応用篇 1 続：OECD 及び WTO における投資・貿易自由化の政策形成（教材第 8 章）
18. 応用篇 2：投資に関する WTO のルール及び規律（教材第 9 章）
19. 応用篇 3：APEC 諸国における貿易・投資の自由化（教材第 10 章）
20. 応用篇 4：ASEAN における貿易・投資の自由化

(教材第11章)

21. 応用篇5続: ASEAN における貿易・投資の自由化(教材第11章)
22. 応用篇5: NAFTA 諸国における貿易・投資の自由化(教材第12章)
23. 応用篇6: 終章 - 国際投資・貿易の法的枠組みの将来(教材第13章)
24. まとめ: 質疑応答及び期末試験について

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際開発協力法 |
| 担当者 | 櫻井雅夫 |

講義の目標

卒業後に企業の国際事業本部や開発協力に関わる政府関係機関（国際協力事業団[JICA]、国際協力銀行[JBIC]など）で活躍することを希望する学生に対して、国際「開発協力」(Development Co-operation)の仕組みと関係法令に関して最低限かつ必須の知識を提供することを目標にしています。

これまで数十年、政府調査団等に参加して収集してきた現地開発協力プロジェクトを豊富に取り入れるので、理解は進むと思います。

講義概要

ここでいう「開発協力」は、先進工業国の対発展途上国等の開発のための資金フローのことであり、日本政府が「経済協力」と言い換えているものとほぼ同じです。いわゆる ODA（政府開発援助）は代表的な例です。この講義は、単に実務に役立つ知識を詰め込もうとするものではありません。あくまでも開発協力の仕組み全般、その定義、その法制度の会得、開発協力政策に対する判断力の醸成などを目的にしています。

テキスト

櫻井雅夫「開発協力 - その仕組みと法」(国際経済法センター)

参考文献

必要に応じて紹介します。

評価方法

後期のテストほかによります。

受講者への要望

とくにありません。受講者の数または勉学意欲の度合いによっては、講義の合間に外務省、国際協力事業団、国際協力事業団等から専門家をお呼びします。

年間授業計画

1. 総論 1：開発協力のフレームワーク 1 - 開発協力の仕組みの概観（教材第 1 章）
2. 総論 2：開発協力のフレームワーク 2 - OECD、DAC（開発援助委員会）メンバーの定義、発展途上国の定義、「移行国・より進んだ発展途上国」の定

義と「公的援助」(Official Aid)(教材第 1 章)

3. 総論 3：開発協力のフレームワーク 3 - 開発協力法と国際経済法・国際取引法・外国法との関係（教材第 1 章）
4. 総論 4：開発協力のフレームワーク 4 - 国の予算等、開発協力の資金出所（教材第 1 章）
5. 総論 5：開発協力のフレームワーク 5 - 開発協力の実施機関（JICA、JBIC ほか）(教材第 1 章)
6. 総論 6：開発協力のフレームワーク 6 - 開発協力の法制度（教材第 1 章）
7. 各論 1：ODA 1 - 政府開発援助（ODA）の定義（教材第 2 章）
8. 各論 2：ODA 2 - DAC の ODA 政策（教材第 2 章）
9. 各論 3：ODA 3 - 日本の ODA 政策（教材第 2 章）
10. 各論 4：ODA 4 - 贈与 - 資本協力 1 - 一般無償等の仕組み（教材第 3 章）
11. 各論 5：ODA 5 - 贈与 - 資本協力 2 - 災害無償等の仕組み（教材第 3 章）
12. 各論 6：ODA 6 - 贈与 - 技術協力 1 - 研修員受入れ等の仕組み（教材第 3 章）
13. 各論 7：ODA 7 - 贈与 - 技術協力 2 - 青年海外協力隊等の仕組み（教材第 3 章）
14. 各論 8：ODA 8 - 開発借款の仕組みと実施手続（教材第 4 章）
15. 各論 9：ODA 9 - その他 - 国際協力銀行等の一般案件の仕組み（教材第 5 章）
16. 各論 10：OOF 1 - その他政府資金協力（OOF）の定義、公的輸出信用の仕組み（教材第 6 章）
17. 各論 11：OOF 2 - 直接投資金融の仕組み（教材第 6 章）
18. 各論 12：PF 1 - 民間資金協力（PF）の定義、輸出信用の仕組み（教材第 7 章）
19. 各論 13：PF 2 - 直接投資等の仕組みと外国為替法（教材第 7 章）
20. 各論 14：PF 3 - 直接投資に関わる契約（教材第 7 章）
21. 各論 15：民間任意団体による贈与の仕組み（教材第 8 章）
22. 各論 16：国際機関を通じる協力の仕組み 1 - 開発協力関係国際機関の範囲と種類（教材第 9 章）
23. 各論 17：国際機関を通じる協力の仕組み 2 - 世銀等による借款（教材第 9 章）
24. まとめ：質疑応答及び期末試験について

| | |
|---------|-------|
| 法 94-98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 | 国際租税法 |
| 担当者 | 石村 耕治 |

講義の目標

日本国内だけで働いている場合やビジネス活動をしている場合には、日本の税法の枠内で税金問題を考えればいいわけです。しかし、今日、人事交流やビジネス活動の国際化が急激に進むなか、相手国の税法や租税条約を見ないで税金問題を考えるのは難しいことも多くなってきました。例えば、学生諸君が、将来、勤め先の企業からアメリカの支店に派遣されたとします。この場合で、日本とアメリカ双方で給料もらったときには、どこで、どういった税金を払えばいいのか、といった問題に遭遇するかもしれません。また、日本の親会社とアメリカの支店との間での課税はどうなるのか、尋ねられるかもしれません。国際租税法は、こうしたグローバルな課税問題について学ぶ科目です。

講義概要

経済活動の国際化が進むにしたがい、資本、技術、物資および人事などの交流が活発になり、課税関係も非常に複雑なものになってきています。これにとともに、各国の持つ固有の課税権が競合したり、国際規模での租税回避や租税ほ脱行為が目立つようになってきました。このため、各国は、国内法、条約、取決めなどによって、さまざまな対応、調整を行ってきています。国際租税法の講義では、主として、この対応・調整のための全世界的な規模での課税ルールのあり方について学んでもらいます。

テキスト

・北野弘久編「現代税法講義[三訂版]」(法律文化社)

参考文献

- ・小沢進「非居住者の税務事例 Q&A」(中央経済社)
- ・三宅茂久「国際ビジネス課税」(日本法令)
- ・「租税条約関連法規集」(納税協会連合会)

評価方法

- ・期末試験 70% (論文式の筆記試験を実施します。)
- ・小レポート 15% (一回)

- ・出席 15% (授業中のクイズ[その日学習したことについて課題を出し小テスト]を数回実施し、出欠を確認します。)

受講者への要望

質問、その他のコンタクトは、下記に E メールでお願いします。

Ishimura@pij-web.net

年間授業計画

1

1. 国際税法で何を学ぶのか～国際ビジネス税法のすすめ

1.1 国際税法よりも国際ビジネス税法の見方で学ぼう

1.2 グローバルな市場競争を前提とした国際ビジネス税法 (International Business Tax Law) の仕組み

2

1.3 国内税法と国際税法とはどういった関係なのか

1.4 国際税法の法源とは何か

3

1.5 国境の存在を前提とした国際課税ルールとその限界～問題点の分析と今後の課題について検討する

4

1.6 タックス・ヘイブン対策税制とは何か～わが国と諸外国の法制化の現状分析を含めて点検する

5

1.7 ポーダーレスなインターネット商取引 (Eコマース) の広がり と国際ビジネス税法の将来

6

1.8 求められる外国 NGO 支援税法とクロスボーダー公益寄付金税法の確立

1.9 人事交流のグローバル化と社会保障税統合協定 (年金通算協定) の広がり

7

1.10 「税制の経済への中立」と国際ビジネス課税ルール

1.11 国際ビジネス課税における課税ベースの国家間配分を考える

8

2. 国際租税法の基本用語を学ぶ

2.1 納税主体と課税主体

2.2 所得税 (個人所得税) と法人税 (法人所得税)

2.3 企業～法人企業と個人企業

2.4 居住者と非居住者

| | | | |
|----|---|-----------------------------------|---------------------|
| 9 | 2.5 無制限納税義務者（全世界所得課税）と制限納税義務者（国内源泉所得課税） | 21 | 税条約）～具体的に事例をあげて検討する |
| | 2.6 居住地国と源泉地国 | 4 . 企業の海外進出と課税 | |
| | 2.7 源泉徴収課税と総合課税 | 4.1 外国子会社に関する課税の仕組み | |
| | 2.8 給与所得、事業所得、投資所得 | 4.2 外国支店と所得源泉地課税 | |
| 10 | 2.9 企業の海外進出形態と課税ルール～ルールを
実際について事例をあげて検討する | 4.3 外国子会社と外国支店との課税の違い | |
| | 2.9.1 現地法人[海外子会社]課税、 | 4.4 外国駐在員事務所に関する課税の仕組み | |
| | 2.9.2 海外支店課税 | 22 | |
| | 2.9.3 海外駐在員事務所課税 | 4.5 移転価格税制とは何か～わが国と各国の法制
を点検する | |
| 11 | 2.10 恒久的施設（PE）とは何か～概念的な検討
とその意義について総合的に点検する | 4.6 過小資本税制とは何か～わが国と各国の法制
を点検する | |
| 12 | 2.11 外国法人と内国法人～概念的な点検を行う | 23 | |
| | 2.12 総合主義と帰属主義～その意義とわが国の法制
の分析 | 5 . 海外勤務者の課税問題 | |
| 13 | 2.13 経済的二重課税と経済的二重課税～理論的な
面と各国での法制上の対応を点検する | 5.1 個人の課税所得の範囲 | |
| 14 | 2.14 租税条約とは何か | 5.1.1 居住者～永住者、非永住者 | |
| | 2.14.1 多数国間租税条約（例えば OECD , UN） | 5.1.2 非居住者～概念を分析する | |
| | 2.14.2 双務的対応～二国間租税条約 | 24 | |
| | 2.15 片務的対応 | 5.2 課税上の居住地国の決め方 | |
| 15 | 2.16 租税条約と国内税法との関係～ルールと各国
での対応をみる | 5.3 居住者である海外勤務者の課税 | |
| 16 | 3 . 国際的二重課税への対応 | 5.4 非居住者である海外勤務者の課税 | |
| | 3.1 国際的二重課税が起きる原因と排除策を検討
する | 5.5 所得税の海外税額控除 | |
| 17 | 3.2 国内法による排除策～外国所得免除方式、
居住地国課税方式、外国税額控除方式 | 5.6 給与所得の源泉地 | |
| 18 | 3.3 租税条約による排除～一般概念を分析する | 5.7 短期滞在者への免税取扱い | |
| | 3.4 タックス・スベアリングとは何か | | |
| 19 | 3.5 わが国の外国税額控除～外国税額の直接控
除、外国税額の間接控除、みなし外国税額控除、
控除限度 | | |
| 20 | 3.6 二国間租税条約による対応（例えば、日米租 | | |

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 関税法 99 | 国際労働法 |
| 担当者 | 川 田 琢 之 |

講義の目標

一国の枠を超えた国際的な視点から見た場合の、労働に関する法的ルール（労働法）のあり方を、日本との関わりを中心に検討する。

講義概要

国際労働法の対象が、性格の異なる 2 つの領域に大別されることに対応して、講義全体を前期、後期で 2 分する 2 部構成を採る。前期（第 部）は、ILO が制定する国際労働基準等の、労働に関する国際法の枠組みの下での国家間の法律関係（労働国際法）について検討する。後期（第 部）は、国際的な性格を有する労働関係における準拠法選択の問題を中心にした、国際的な労働関係への各国国内法の適用のあり方（国際労働関係法）について検討する。国際関係法学科の学生の多くが労働法を未履修であることを考慮して、労働法に関する基礎的事項の解説も、必要に応じて適宜行う。

テキスト

第 部のテキストとして、中山和久「教材 国際労働法」(1998、三省堂)を使用する。第 部については、テキストは指定しない(但し参考文献の項目を参照)。

参考文献

第 部について、特に重要な参考文献として、山川隆一「国際労働関係の法理」(1999、信山社)を指定する。また、労働法を未履修の学生が労働法の基礎を自習する際の参考文献として、諏訪康雄「雇用と法」(1999、放送大学教育振興会)を推薦する。その他の参考文献については、講義中に適宜指示する。

評価方法

半期毎、年 2 回の定期試験によって行う。

受講者への要望

労働法、国際法、国際私法の各科目を未履修の受講者は、講義と平行してこれらの科目の自習を心がけられたい。

年間授業計画

1. イントロダクション

第 部

2. 労働法・労働国際法の歴史的源流—労働法の誕生から ILO の成立まで
 3. 国際労働基準の基礎理論・1〔労働法の概観と国際労働基準〕
 4. 国際労働基準の基礎理論・2〔国際労働基準を設定する意義〕
 5. ILO の組織と条約・勧告の制定過程
 6. 条約・勧告の履行確保手段
 7. ILO における国際労働立法の概観
 8. ILO における国際労働立法と日本労働法・1〔個別的労働関係法〕
 9. ILO における国際労働立法と日本労働法・2〔集団的労働関係法〕
 10. ILO における国際労働立法と日本労働法・3〔労働市場の法〕
 11. 国際人権法と労働法
 12. 貿易と国際労働基準
- 第 部
13. 国際労働関係法のイントロダクション
 14. 国際労働関係への法適用総論・1〔抵触法の基礎理論〕
 15. 国際労働関係への法適用総論・2〔国際的労働関係への法適用過程の概観〕
 16. 国際労働関係への法適用総論・3〔法例 7 条の適用とその問題点〕
 17. 国際労働関係への法適用総論・4〔労働法規の地域的適用範囲画定〕
 18. 国際労働関係への法適用各論・1〔個別的労働関係法その 1〕
 19. 国際労働関係への法適用各論・2〔個別的労働関係法その 2〕
 20. 国際労働関係への法適用各論・3〔集団的労働関係法〕
 21. 国際労働関係への法適用各論・4〔労働市場の法〕
 22. 国際労働関係法における実質法上の問題
 23. 外国人労働者法・1〔外国人労働者問題と入国管理法制〕
 24. 外国人労働者法・2〔外国人労働者を巡る実質法上の問題〕

| | |
|-----------|----------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際知的財産権法 |
| 担当者 | 古 沢 博 |

講義の目標

知的財産権法の分野では、ある国で付与された権利はその国においてのみ効力を持つという属地主義の原則が支配している一方、各国の知的財産に関する法制には差異がある。このような状況を前提しながら、世界の知的財産権法制（とくに工業所有権の分野において）の大勢は、ハーモナイゼーションの方向へ動きつつある。

この点を視野において、知的財産法に関する国際的組織・枠組み、国際的な権利保護等について理解させることを目標とする。

講義概要

まず、知的財産権の概念について述べたのち、知的財産権制度の沿革とくにこれら権利の国際的保護の発展について触れ、19世紀後半に作られた工業所有権に関するパリ条約（1883年）及び著作権に関するベルヌ条約（1886年）に及び。さらに、これらの古典的ではあるが現在でも重要な条約以後に成立した知的財産権に関する多くの重要な条約に触れる。

また、地域の特許条約（欧州特許条約等）各国国内法の調和及び運用の国際的協力について触れる。いずれも、わが国の知的財産権に関する各法との関連を視野にいれて述べる。

テキスト

なし。詳細なレジユメを用意する予定である。

参考文献

別途指示する

評価方法試験

（前期、後期とも定期試験期間内に行う。）

受講者への要望

毎回出席されたい（原則として毎回出席をとる。）

年間授業計画

1. 知的財産権の概念及び知的財産権法の目的
2. 属地主義の原則 ある国で付与された特許権などの工業所有権や著作権は、その国においてのみ効力を有するという原則
3. 工業所有権制度の沿革（1883年のパリ条約の成立まで）

4. 「工業所有権の保護に関するパリ条約」（1883年）
5. 同上
6. 著作権制度の沿革（1886年のベルヌ条約の成立まで）
7. 「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（1886年）
8. 同上
9. 「世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約」（1967年）
10. 「万国著作権条約」（1952年）
11. 前記各条約の改正の経過
これら改正の困難性 —— 南北問題
12. 「実演家、レコード製作者および放送事業者の保護に関する国際条約」（1961年）
（ローマ条約、隣接権条約、実演家等保護条約）
13. 「許諾を得ないレコードの複製からレコード製作者を保護するための条約」（1971年）
14. 「特許協力条約」（1970年）（PCT）
15. 「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（1994年）附属書「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPs協定）
16. 同上
17. WIPO著作権条約（1996年）
WIPO実演・レコード条約（1996年）
18. 「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年マドリッド協定議定書」（わが国は2000年に加盟）
19. 知的財産に関する地域的協定等
「ベンネルックス統一商標法」（1971年）
「アフリカ知的所有権機関の創設に関する協定」（1977年）
20. 「欧州特許条約」（1973年）（EPC）
「共同体商標法」（1993年）
「ユーラシア特許条約」
21. 「植物の新品種の保護に関する国際条約」（1968年）（UPOV）
22. WIPO特許法条約（2000年）（未発効）
23. 先住民の知的財産 新たな南北問題
「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間会合」（WIPO 2000年10月決定）
24. まとめ

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 関法 99 | 国際家族法 |
| 担当者 | 松 嶋 由紀子 |

講義の目標

今日、国際的な経済や情報のボーダーレス化に伴い、家族も国境を越えて流動する社会を迎えている。このような事態に対応する法のあり方や、新たな法体系の構築の必要性が問われている。

本講義では、国際結婚、国際養子等をめぐる二国間の法抵触といった従来の国際私法の問題のみならず、子どもの権利条約に代表される、国連を中心とした人権条約や規約が、世界の家族の安定に普遍的に果たす役割についても検討する。さらに国際家族法の最新の動き、将来像についても言及する。

講義概要

まず、Part で、国際家族法の問題を解決処理するための基礎関連諸法を検討する。次に、Part で、日本家族法の基礎概念を説明しながら、若干の国際家族をめぐる紛争ケースを検討する。最後に、Part で、21 世紀を迎えた現代社会における各国の家族法共通の課題並びに将来的動向を検討する。

なお、本講義は新学科に合わせて既成の法の分野を超えた範囲を取り扱っているため、必ずしもシラパス通りに授業が運ばない可能性があることを了解されたい。人数によっては英語原典の使用も考えている。

テキスト

なし

参考文献

その都度、適宜、コピー等を配布する予定。

評価方法

年度末に 1 回試験を行う。

受講者への要望

本講義の受講生は、国際私法の講義を既に受けていることが望ましい。

年間授業計画

1. Part . 基礎編
 - (1) 国籍法
2. (2) 戸籍法と家庭裁判所手続き
3. (3) 家族に関する国際条約と国内法 女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、他

4. (4) 涉外家事事件の実態と基本構造
5. Part . 日本の家族法と若干の涉外ケース
 - (1) 結婚の成立のために
6. (2) 夫と妻の地位
7. (3) 夫婦財産制
8. (4) 夫婦の姓と戸籍
9. (5) 離婚の実態と離婚の方法
10. (6) 離婚の原因 欧米の改革案
11. (7) 離婚に伴う財産的清算
12. (8) 離婚後の子どもの監護と養育費
13. (9) 実子・養子・親権
14. (10) 日本の養子と諸外国の養子法
15. (11) 扶養と成年後見
16. (12) 相続と相続人
17. (13) 具体的相続分の算定
18. (14) 遺言
19. (15) 遺留分
20. Part . 国際家族法の現代的課題と動向
 - (1) 子どもの権利条約と日本家族法
 - (2) 児童虐待防止法とドメスティックバイオレンス
 - (3) 人工生殖 生殖革命とリプロダクティブライツ
 - (4) 高齢者保護法
 - (5) 国際家族法の将来 ヨーロッパの国際調停機関設立への動き

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際民事訴訟法 |
| 担当者 | 森 勇 |

講義の目標

涉外な要因をはらむ契約などの法的交渉にあたり
に紛争を想定した対応ができる基本的スキルの習得。

講義概要

たとえば、君がアメリカで買い、日本に持ち帰った品物が爆発し、君がケガをした。製造者はパリに本店をおくフランス企業である。このような場合、君はこのフランス企業を被告として、日本の裁判所に救済を求めることができるのだろうか。こう言った、涉外民事紛争に際して生じる手続法上の諸問題に答えるのが、国際民事訴訟法である。

テキスト

第 1 回目に資料を配布して説明する。

参考文献

第 1 回目に資料を配布する。また、詳細な講義予定もこの際に配布する。

評価方法

問題を多数（10 問程度）出題し、簡略であれ、要求された数の問題に答える。

受講者への要望

本講義は後期集中となる。対応する前期時間帯には民事訴訟法が入る。本講義は民事訴訟法の基本的な知識を前提とするので、ぜひ受講されたい。そうでない者は自己学習しておくことが求められる。

年間授業計画

1. 国際的な民事紛争と国際民事訴訟法
 - 国際民事訴訟法とは -
2. 国際民事訴訟法の基本的な諸原則 その 1
3. 国際民事訴訟法の基本的な諸原則 その 2
4. 裁判権の対外的な制約 その 1
 - アメリカ合衆国を訴える -
5. 裁判権の対外的な制約 その 2
 - 合衆国大統領を訴える -
6. 国際裁判管轄 その 1
 - その概念 -
7. 国際裁判管轄 その 2
 - その発現形態 -
8. 国際裁判管轄 その 3

- 管轄の基礎とそのシステム -

9. 国際裁判管轄 その 4
 - 各論 1 -
10. 国際裁判管轄 その 5
 - 各論 2 -
11. 外国在住当事者との法交渉 - 送達
12. 中間のまとめと小テスト
13. 国内手続における外国人の地位 その 2
14. 外国法の探知とその適用 その 1
 - 探知の方法 -
15. 外国法の探知とその適用 その 2
 - 外国法の不明と違背 -
16. 国際証拠法・証拠手続法 その 1
17. 国際証拠法・証拠手続法 その 2
18. 外国判決の承認とその執行 その 1
19. 外国判決の承認とその執行 その 2
20. 外国判決の承認とその執行 その 3
21. 外国判決の承認とその執行 その 4
22. 国際司法共助
 - 国際司法摩擦 -
23. 国際民事執行・保全法の基本問題
24. まとめ

| | |
|-----------|--------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 模擬国際裁判 |
| 担当者 | 鈴木 淳 一 |

講義の目標

模擬国際裁判を通じて、国際法（特に国際司法裁判手続）への理解を深めること。

講義概要

模擬国際裁判とは、ある架空の国際事件を想定して、学生が原告・被告・裁判官の三グループに分かれて、自主的に調査・研究を行い、現実の国際裁判さながらに法的主張を競い合う法学教育である。本講義では、書面手続と口頭手続とを経ることにより、国際法の基礎的問題点を体得することができる。

テキスト

・「国際条約集 2001年版」有斐閣

参考文献

適宜、紹介する。

評価方法

書面手続及び口頭手続の結果（書面及び発表）や模擬裁判への参加態度に基づいて評価する。試験は行わないが、毎回、課題及びグループ作業が課せられる。

受講者への要望

・国際法を履修していることが望ましい。仮に履修したことがなくとも、国際法を真剣に学びたいのであれば、受講は可能である。

・グループでの作業が中心となるので、共同で勉強することが苦痛でない人に適した講義である。

年間授業計画

1. コースガイダンス 模擬国際裁判とは何か？
2. 課題文と訴状の発表 国際法と国際司法裁判所
3. 準備段階 ディベート
4. 準備段階 国際法文献収集法
5. 申述書提出（原告側）
6. 国際司法裁判所手続を学ぶ
7. 答弁書提出（被告側）
8. 国際法上の論点を学ぶ
9. 第一回口頭弁論（意見陳述）
10. 第二回口頭弁論（質疑応答）
11. 判決
12. 自己評価と反省

| | |
|-----------|-----------------------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国際法 99 | 国際関係法特講 A
(国際紛争と法) |
| 担当者 | 鈴木 淳 一 |

- 17. 自衛権 (2)
- 18. 軍備規制 (1)
- 19. 軍備規制 (2)
- 20. 国際仲裁
- 21. 国際司法裁判所 (1) 構成
- 22. 国際司法裁判所 (2) 手続
- 23. 国際司法裁判所 (3) 判決の効力
- 24. 国際司法裁判所 (4) 勧告的意見

講義の目標

国際法学の対象領域のうち、 国際裁判制度、
国際安全保障、 軍備規制、 国際人道法、 中立
について概説する。

講義概要

基本的にはテキストに沿って講義を進めるが、必
要に応じてレジュメを配布する。

テキスト

・香西・大寿堂・高林・山手『国際法概説[第 3 版改訂]』

有斐閣

・「国際条約集 2001 年版」有斐閣

参考文献

その都度、紹介する。

評価方法

前期、レポート提出。後期、試験。両者を総合し
て評価する（なお、毎回出席をとる。）

受講者への要望

講義ではテキストの内容を補足するので、事前に
該当部分を予習しておくことが望まれる。なお、終
始条約集を参照するので、必ず条約集を持参するこ
と。

年間授業計画

1. 国際人道法の概念
2. 国際人道法の歴史
3. 害敵手段・方法の規制
4. 武力紛争犠牲者の保護
5. 人道法の適用確保と違反者の処罰
6. 現代人道法の諸問題 (1)
7. 現代人道法の諸問題 (2)
8. 内戦と人道法
9. 中立 (1)
10. 中立 (2)
11. 紛争の平和的解決
12. 戦争の違法化
13. 国連の集団安全保障
14. 国連軍と平和維持活動
15. 地域的安全保障
16. 自衛権 (1)

| | |
|-----------|------------------------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際関係法特講 A
(中国民商法概論) |
| 担当者 | 周 劍 龍 |

講義の目標

ここ 20 年前までは、日本と中国は互いにとって「近くて遠い国」であった。それは、日本がアメリカや西ヨーロッパなど西洋の国々にばかり目を向け、中国が外に対して門戸を開き始めたからである。しかし、1970 年代末頃から、中国が「対外開放」と「経済改革」という斬新な政策を実行し始めたため、日中両国は互いにとって「近くて近い国」になりつつある。現在中国の経済・社会の状況は急速に近代的な国家に変貌しつつある。それに伴って、近代的な法律制度、とりわけ民・商事法制の整備が急ピッチに押し進められている。本講義の目標は、中国の民・商事法制の現況と課題を概観することである。

講義概要

本講義の目標を達成するために、基本的に下記のように講義を進めたいと考えている。まず初めに、現代中国法の全体像、および中国法を理解するための基本的な知識を呈示する。中国には、日本の民法典のような法律がまだ成立していないが、「民法通則」、「担保法」、「契約法」、「婚姻法」、「相続法」などといったような個別法律によって民法が構成されている。本講義では、財産法を中心に中国民法の概要を説明する。中国には、学説の通説も立法者もいわゆる「民商法二法統一論」を採っているため、商法典が存在しないが、「会社法」、「保険法」、「手形・小切手法」、「証券取引法」などの個別商事法が既に成立している。本講義では、「会社法」と「証券取引法」を中心に中国の商事法を説明する。

テキスト

テキストは特に指定しない。必要に応じて、講義用レジュメや参考資料のコピー等を配布する。

参考文献

1. 志村治美・奥島孝康・「中国会社法入門」日本経済新聞社（1998 年）
2. 木間正道・鈴木賢・高見澤廉「現代中国法入門」第 2 版有斐閣（2000 年）
3. 小口彦太編「中国の経済発展と法」早稲田大学比較法研究所叢書 25（1998）

評価方法

講義終了後のテスト（100 点満点）をもって、成績を評価する。

80 - 100 点を優、70 - 79 点を良、60 - 69 点を可、60 点未満を不可とする。

受講者への要望

授業内容を復習する。

授業中の私語や特段の場合以外の途中退室を厳禁する。

授業中は携帯電話の電源を切る。

出席を要求する。

前方の席を埋める。

年間授業計画

1. 現代中国法の全体像、中国法を理解するための基本知識
2. 中国民法とは？ 中国民法の沿革、中国民法の性質と適用範囲など
3. 中国民法の法源と解釈、中国民法の基本原則
4. 民事主体（自然人、法人）
5. 民事法律関係の客体 - 物の観念、民事法律行為、代理、訴訟時効
6. 財産所有権とその種類（国家所有権、労働群众集団組織所有権、公民個人所有権）
共有
7. 経営権、使用権、典権（てんけん） 鉱物探掘権
8. 抵当権、質権、留置権
9. 契約法総論
10. 契約法各論（その 1）
11. 契約法各論（その 2）
12. 人格権（名誉権、氏名権、肖像権など）
13. 民事責任
14. 企業法体制と会社法
15. 会社の設立と消滅
16. 株式会社の機関（その 1）：株主総会
17. 株式会社の機関（その 2）：取締役会
18. 株式会社の機関（その 3）：監査役会
19. 会社の資金調達と計算
20. 中国の証券市場と証券法
21. 証券市場の管理監督制度
22. 証券の発行制度、証券の上場と取引制度、上場会社の公開買付制度
23. 情報開示と投資者保護、不公正な証券取引行為の禁止
24. 講義のまとめ

| | |
|-----------|---------------------------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国際法 99 | 国際関係法特講 B
(国際商事仲裁制度入門) |
| 担当者 | 山田 恒久 |

講義の目標

いわゆる国際取引において、当事者間の思惑の違いや、周辺の事情などから、契約本来の債務の履行がなされないことがあります。こうした場合には、当事者同士では解決がつかずに、何らかの法的な紛争解決機関の介入を必要とすることもあります。このような国際的な取引紛争を解決する方法として多用されるものの一つに、当事者間の合意（仲裁契約）によって、いずれかの国の訴訟（裁判）手続によらないで紛争を解決する仲裁制度があります。本講義では、この仲裁制度を概観し、その問題点を検討します。

講義概要

仲裁制度は、当事者が選んだ仲裁人が、訴訟手続での裁判官に代わる役割を果たします。また、手続は通常の国家の裁判所ではなく、いわゆる仲裁裁判所でなされます。さらに、いずれかの国の法に拘束されないで、実状にあった紛争の解決案が下されます。加えて、こうして下された仲裁判断は、当事者が任意に従わない場合には、いずれかの国家が、自分の国の訴訟で下された判決と同様の効果を認めて実現（法学上は執行といいますが）されるのが、一般的です。本講義では、このような仲裁制度に関して、他の紛争解決制度との比較、仲裁契約、仲裁手続、仲裁判断の準拠法、外国仲裁判断の承認・執行などの点に関して、考察します。

テキスト

テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。

参考文献

- ・講義中に適宜指示します。

評価方法

定期試験の成績と、出席の状況、受講の様子を総合的に判断します。

受講者への要望

分野の性質上、国際私法、民事訴訟法、国際民事訴訟法の基本的な知識を有しているか、または、本講義と並行して修得するという意欲を望みます。

年間授業計画

1. 序説 紛争解決制度の概観
2. 第一章 仲裁の種類
 - (1) 民事訴訟法
3. (2) 国際商事仲裁
 - (3) アドホック仲裁
4. 第二章 仲裁手続
 - (1) 仲裁契約
 5. (2) 仲裁付託
 6. (3) 仲裁人の選任
 7. (4) 仲裁地
 8. (5) 審理（審尋・証拠調）
9. 第三章 仲裁判断
 - (1) 判断の準拠法
 10. (2) 判断の効力（承認・執行）
 11. (3) 取消・無効の主張
12. 終章 国際仲裁制度の展望

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 比較契約法 |
| 担当者 | 花 本 広 志 |

講義の目標

現代社会のグローバル化に伴って、契約法もとりわけ国際取引を念頭にその調和・近似化が試みられるようになってきている。したがって、比較契約法も単なる比較ではなく、契約法の国際的調和・近似化という流れに焦点を合わせる必要がある。他方で、そのことはとりもなおさず、わが「現代契約法の課題」をも浮き彫りにする。本講義では、このような観点から、「現代契約法の課題」がなんであるか、またその解決にあたって、既存の契約法制度がどこまで対応可能であり、また不可能かを明らかにしたい。

講義概要

テキストは、上記の意味での「比較契約法」講義のパイオニアであり、この分野の研究でもわが国の第一人者である円谷教授によるものである。本講義では、ほぼ同書の構成にしたがって、現代契約法の課題を明らかにする予定である。比較の対象として取り上げる外国法としては、イギリス法、アメリカ法、ドイツ法（現行法および債務法改定作業の成果）、契約法の国際的調和・近似化への試みとしては、国連動産売買統一条約（CISG）EU指令、ユニドロワ国際商事契約の諸原則（PICC）、ランドー委員会・ヨーロッパ契約法の諸原則（PECL）があげられる。なお、テキストは修士課程の大学院生向けであるので、講義ではその点を考慮しつつ、学部生にもできるだけ同書を理解できるよう工夫するつもりである。

テキスト

円谷峻『現代契約法の課題 - 国際取引と民法理論』一粒社・1997年（¥5,300）

参考文献

澤田壽夫編修代表『解説 国際取引法令集』三省堂・1994年（¥4,369）

その他は第1回講義にまとめて紹介するほか、随時紹介する。

評価方法

期末試験の成績による。ただし、受講者数が少ない場合は（目安として20名以下）、ゼミ形式とし、

報告・課題の提出をもって代える。

受講者への要望

「比較」という以上、わが契約法についての知識も必要となる。各自独習するか、民法、法律学科の民法・を履修されたい。（ただし、これらを履修済みであることは受講の条件ではない）

年間授業計画

1. イントロダクション 参考文献の紹介 講義の進め方について 近代市民法における契約法
2. 現代契約法論
3. 契約交渉論（1）問題の所在
4. 契約交渉論（2）中間的合意
5. 契約交渉論（3）契約交渉中の説明・助言
6. 契約交渉論（4）契約交渉中のノウ・ハウ保護
7. 国際的契約法の統一（1）統一売買法制定の経緯と概要 ハーグ条約、ウィーン条約（CISG）
8. 国際的契約法の統一（2）統一売買法制定の経緯と概要 PICC、PECL
9. 国際的契約法の統一（3）CISGの内容 総説 契約違反に対する規律、契約違反の効果
10. 国際的契約法の統一（4）CISGの内容 危険移転 その他
11. 国際的契約法の統一（5）統一売買法とドイツ債務法改定委員会草案・アメリカ統一商事法典（UCC）
- 12.（予備）
13. 契約の成立とその効果（1）契約成立論の課題 情報化社会における契約成立論
14. 契約の成立とその効果（2）契約成立と履行請求権
15. 電子商取引（Electric Commerce）をめぐる諸問題
16. 債務不履行（1）債務不履行責任の構造
17. 債務不履行（2）保証と免責
18. 債務不履行（3）帰責事由の変容
19. 損害賠償（1）損害賠償論の課題
20. 損害賠償（2）新たな観点からの損害賠償論
21. 解除（1）解除論の現状
22. 解除（2）新たな規律と解除の効果
- 23.（予備）
- 24.（予備）

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 比較会社法 |
| 担当者 | 周 劍 龍 |

講義の目標

現代社会は企業の社会とよくいわれる。この企業の社会の中心を占めているのはなかならず株式会社である。企業には光と影という2つの側面がある。光の側面といえば、私たちの日々の生活を支えるための雇用の創出や、品質のよい商品の提供などがあげられる。影の側面といえば、公害や倒産や企業不祥事などがあげられる。近年、日本ではバブル経済の崩壊に伴い、企業の影の側面ばかりが際立っているように見える。そこで、企業経営者の経営活動をいかにして有効にコントロールできるかというコーポレート・ガバナンス論が盛んになっている。日本に限らず、アメリカや、ドイツや中国などにおいてもコーポレート・ガバナンス論が活発に展開されている。本講義では、日本、アメリカ、ドイツと中国の株式会社の機関およびこの4カ国におけるコーポレート・ガバナンスに関する議論を考察することによって、この4カ国の株式会社を巡る法規制(会社法)の異同等を解明したいと思う。

講義概要

本講義の目標を達成するように、まず序論のところでは、会社の法的性質や、日本における会社形態や、会社法の改正などを明らかにする。そして、本論の1のところでは、日本、アメリカ、ドイツと中国の株式会社の機関(日本の場合は株主総会、取締役会・代表取締役および監査役(会)、アメリカの場合は株主総会と取締役会、ドイツの場合は、株主総会、取締役会および監査役会、中国の場合は株主総会、取締役会および監査役会)をめぐる法的構造の異同を解明する。さらにまた、本論の2のところでは、まずいわゆるコーポレート・ガバナンスとは何かを説明し、そして、日本、アメリカ、ドイツおよび中国におけるコーポレート・ガバナンスに関する議論(例えば、取締役会、監査役会の改革、株主代表訴訟に関する議論と動き、機関投資家の会社経営監督の役割、証券市場の会社経営監督の役割など)を概観する。

テキスト

テキストは特に指定しない。必要に応じて、講義用レジュメや参考資料のコピー等を配布する。

参考文献

- 1、河本一郎等共著「日本の会社法」新訂第3版 商事法務研究会(2000年)
- 2、Hamilton, "The Laws of Corporations", 4th Ed, 1996.
- 3、Care & Eisenberg, "Cases and Materials on Corporations", 1995
- 4、証券取引研究会国際部会訳編「コーポレート・ガバナンス アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧告の研究」日本証券経済研究所(1994年)
- 5、Karsten Schmidt, "Gesellschaftsrecht", 2. Auflage, 1991.
- 6、山田 晟「ドイツ法概論」第3版、有斐閣(1989年)
- 7、志村治美=奥島孝康編著「中国会社法入門」日本経済新聞社(1998年)
- 8、水野 宏「会社運営と株主の地位」商事法務研究会(1994年)
- 9、周 劍龍「株主代表訴訟制度論」信山社(1996年)

評価方法

講義終了後のテスト(100点満点)をもって、評価する。80-100点を優、70-79点を良、60-69点を可、60点未満を不可とする。

受講者への要望

- 授業中は「六法」を持参する。
- 授業内容を復習する。
- 授業中の私語や特段の場合以外の途中退室を厳禁する。
- 授業中は、携帯電話の電源を切る。
- 出席を要求する。
- 前方の席を埋める。

年間授業計画

- 第1回 会社とは何か、会社の法的性質(法人性、営利性および社団性)
- 第2回 会社の形態、有限責任制度、日本の会社法の沿革
- 第3回 法人格否認の法理、会社の権利能力
- 第4回 日本の株式会社の機関:株主総会(その1)
- 第5回 日本の株式会社の機関:株主総会(その2)
- 第6回 日本の株式会社の機関:取締役会・代表取締役
- 第7回 日本の株式会社の機関:取締役の義務
- 第8回 日本の株式会社の機関:取締役の責任
- 第9回 日本の株式会社の機関:監査役(会)

- 第 10 回 アメリカの株式会社の機関：株主総会
(Meetings of Shareholders)
- 第 11 回 アメリカの株式会社の機関：取締役会 (the
Board of Directors)
- 第 12 回 アメリカの株式会社の機関：取締役の経営
活動に対する監査
- 第 13 回 ドイツの株式会社の機関：株主総会 (Die
Hauptversammlung)
- 第 14 回 ドイツの株式会社の機関：取締役 (Der
Vorstand)
- 第 15 回 ドイツの株式会社の機関：監査役会 (Der
Aufsichtsrat)
- 第 16 回 中国の株式会社の機関：株主総会 (股東大
会)
- 第 17 回 中国の株式会社の機関：取締役会 (董事会)
- 第 18 回 中国の株式会社の機関：監査役会 (監事会)
- 第 19 回 日本におけるコーポレート・ガバナンス論
(コーポレート・ガバナンスの意味、会社は
誰のものなのかなど)
- 第 20 回 日本におけるコーポレート・ガバナンス論
(経営組織機構、監査機構の改革、機関投資
家、株主代表訴訟などに関する議論)
- 第 21 回 アメリカにおけるコーポレート・ガバナン
ス論
- 第 22 回 ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス
論
- 第 23 回 中国におけるコーポレート・ガバナンス論
- 第 24 回 講義のまとめ

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 比較刑事法 |
| 担当者 | 奈良俊夫 |

講義の目標

多くの国が各種統制・規制法規を徐々に立法し、しかも、違反行為に厳しい罰則を付している現状を重視し、大陸法系（独・仏法）英米法系の刑罰法の実状と基礎理論を概観する。

本年度は、英米法系の犯罪論と刑事手続を、アメリカ法を中心に考察する。来年度は、大陸法について検討する予定である。

講義概要

講義は、全体を、(1) 概観、(2) 犯罪論（総論）、(3) 犯罪論（各論）、(4) 刑事手続、に四分し、前期は(1)と(2)、後期は(3)と(4)という配分にした。

講述は、まず、英米法についての基礎知識を身につけるように説明し、次いで、日本法との比較を説明する、という順序で進める。

テキスト

プリント「比較刑事法講義案」（開講時に配布）

参考文献

- 田中英夫編『英米法事典』東大出版会
 黒川・西川訳「アメリカ法律用語辞典」PMC 出版
 （小型で簡略なもの）
 法務省刑事局外国法令研究会「法律用語対訳集 英語編」商事法務研究会（和英対訳で小型のもの）

評価方法

定期試験の成績による。（試験では一定の資料と辞書の参照を認める。）

受講者への要望

英字新聞の関連記事に時々目は通すこと、日本の刑法・刑訴法の基礎を復習すること、の二点を要望したい。また、質問、発言を期待する。

年間授業計画

1. . 比較刑事法の意義
 - (1) 世界の法体系からみた日本法の位置
2. - (2) 刑事法の国際的動向
3. . 英米刑事法の概観
 - (1) 歴史的発展過程と基本思考；特にコモン・ローについて

4. - (2) 近代刑事法の諸原則
5. - (3) 犯罪論の構造；犯罪の分類、犯罪の要素、犯罪不成立の抗弁
6. - (4) 刑事司法制度；裁判所の系統、陪審、司法取引
7. - (5) 刑罰、犯罪者の処遇
8. . 犯罪論（総論）
 - (1) 犯罪の客観的要素
9. - (2) 犯罪の主観的要素
10. - (3) 刑事責任の範囲；共犯、法人の刑事責任
11. - (4) 犯罪不成立の抗弁（処罰阻却事由の主張）；未成年、精神障害、錯誤・法の不知
12. - (4) の2；緊急避難、正当防衛、囹捜査
13. - (5) 事前関与罪、未完成犯罪；共謀罪、未遂罪
14. . 犯罪論（各論）
 - (1) 生命・身体に対する罪
15. - (2) 財産に対する罪
 - (3) 公的作用に対する罪
16. - (4) 社会的利益に対する罪
17. . 刑事手続、裁判制度
 - (1) 逮捕、捜索、押収
18. - (2) 大陪審、検察官起訴、罪状認否
19. - (3) 陪審（小陪審）
20. - (4) 証拠法則
21. - (5) 州裁判所、連邦裁判所
22. . 事例演習
 - (1) 実体法に関して
23. - (2) 手続法に関して
24. 予備日（日程の調整）

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 比較社会保障法 |
| 担当者 | 高 藤 昭 |

講義の目標

世界的視野・観点からの社会保障法の生成、進展過程、現状、将来の展望を解説するとともに、その基本原理の究明をおこなう。

今日、モノ、カネとともにヒトの国際移動が常態化した“国際化”の進展とともに、社会保障法はもはや一国内の枠のなかでのみ捉えることができ、また捉えられるべきものではない。いまや、世界的なスケールのなかで理解され、考察されるべき時代的要請に応じた講義である。

講義概要

序説 社会保障法とは（社会保障法概説）

第 1 部 世界における社会保障法の生成・発展過程

第 2 部 世界における社会保障法の現在の動向と展望

第 3 部 国際社会保障法（規範）の形成

第 4 部 国際社会保障法の現状

受講者数によってはゼミ方式で受講者同士のデベイトをし、あるいは実務家に話をしてもらうことも考えている。また、その時々を生じた本講義に関するカレント・トピックスも取り上げる予定で、したがって、下記の年間授業計画は一応のものである。

テキスト

高藤昭「社会保障法制概論」（龍星出版）

六法全書を持参すること。

参考文献

大山博他編『福祉国家への視座』（ミネルバ書房）
畑博行・水上千之編『国際人権法概論』（有信堂）その他、教室でその都度紹介する。

評価方法

前期、後期、ペーパー・テスト

受講者への要望

一般的社会保障法の知識を前提とする一段レベルの高い講義です。一般的知識取得には別講座『社会保障法』（高藤担当）の履修を希望します。

年間授業計画

1. 講義についてのガイダンス
2. 《序説》社会保障法とは（社会保障法の簡単な概

略の説明）

3. 《第 1 部 - 1》世界における社会保障の出現、形成過程とその背景（1）

エリザベス救貧法

ビスマルク社会保険法 = 飴と鞭

ベバリッジ社会保障法 = 国民総窮乏

日本

4. 《第 1 部 - 2》同上（2）

原理的展開・・・個人責任（個人） 社会連帯（社会） 生存権（国家）

5. 《第 1 部 - 3》世界における社会保障法の類型とその発展（1）

福祉国家型・・・ニュージーランド、イギリス、スウェーデンなど

大陸型・・・フランス、ドイツ、など

アメリカ型

日本型・・・その特色

6. 同上（2）

7. 《第 2 部 - 1》世界における社会保障法（福祉国家）の現在の動向とその背景

社会保障法・福祉国家をめぐる二つの思潮とその葛藤

上記各社会保障法類型ごとの動向

8. 《同上 - 2》年金制度の動向

9. 《同上 - 3》医療制度の動向

10. 《同上 - 4》まとめ

11. 《第 3 部 - 1》国際社会保障法規範の形成とその要因

人権の人類普遍性の確立

世界平和維持

国際化の進展

12. 《第 3 部 - 2》国際社会保障法の体系（ ）

各国における社会保障制度の進展

連携（Coordination）

整合化（Harmonization）

13. 《第 3 部 - 3》とくに連携について

内外人平等待遇の原則（生存権、社会保障権の人類普遍性）

取得途中の社会保障権保全

既得社会保障権の保障

以上についての国際規範

14. 《第 3 部 - 4》とくに内外人平等待遇の原則について

15. 《第 4 部 - 1》外国における社会保障法の外国人への適用状況

主要国、ILO

16. 《第4部 - 2》日本における外国人の生存権・社会保障権（判例、行政、学説の解釈）
17. 《第4部 - 3》日本の社会保障立法の外国人への適用状況とその問題点
出入国管理法との関係、外国人への戦争補償の関係を含む。
18. 《第4部 - 4》日本の外国人に対する社会保障法の適用に関する判例（1）
19. 同上（2）
20. 同上（3）
21. 同上（4）
22. 同上（5）
23. 同上（6）
24. わが国における社会保障法の外国人への適用上の問題点（まとめ）

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | ア ジ ア 法 |
| 担当者 | 稲 正 樹 |

講義の目標

本講義では、現在、開発政治から脱して民主化に向かって着実な歩みを進めている東南アジア諸国と南アジア諸国を対象にして、各国の憲法体制の概要と立憲主義の現状を検証する。あわせてアジア太平洋地域における国内人権機関の設立動向を検討して、各国の国内人権機関の制度化の概要と機能の実際を把握する。以上の 2 点をもとにして、アジア太平洋地域における人権憲章を具体化し、地域的人権機構の設立を構想することを目標とする。

講義概要

本講義では、第一に総論として、アジア法の認識枠組み、アジア法の研究方法を検討する。第二に、東南アジアの主要国（フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア）と南アジアの主要国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール）について、それぞれの憲法史、政治制度、人権保障システムの概要を明らかにする。第三に、フィリピン、インドネシア、タイ、インド各国の国内人権機関の活動の実際を考察する。最後に、アジアの人権論を批判的に検討したうえで、国際機関、地域機構、政府機関、NGO が提唱している種々の人権憲章構想を考察する。

テキスト

本講義はテキストを使用しないが、毎回、下記の参考文献中から、関連テーマをプリントして配布する。一部、英文文献も使用する。

参考文献

稲正樹著「インド憲法の研究」信山社、1993 年
 ASEAN Law Association(ed.), "ASEAN Legal Systems," Butterworth Asia, 1995
 作本直行(編)「アジア諸国の憲法制度」アジア経済研究所、1997 年
 佐藤宏・岩崎育夫(編著)「アジア政治読本」東洋経済新報社、1998 年
 全国憲法研究会(編)「憲法問題 11 号」三省堂、2000 年
 安田信之著「東南アジア法」日本評論社、2000 年

山崎公士(編著)「国内人権機関の国際比較」現代人文社、2001 年

評価方法

出席状況、数回の小レポート、夏休み中と冬休み中の課題研究による総合評価。

受講者への要望

定期試験は行わないが、レポート、課題研究を提出してもらうので、積極的・自主的な勉学を期待します。

年間授業計画

1. アジア法の認識枠組み：アジア法の 3 類型、アジア法の 3 法理、アジアの 3 つの国家体制
2. アジア法の研究方法：比較法学、法社会学、開発法学、多元的法体制論からのアプローチ
3. フィリピン：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
4. インドネシア：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
5. マレーシア：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
6. シンガポール：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
7. タイ：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
8. ベトナム：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
9. カンボジア：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
10. インド：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
11. パキスタン：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
12. バングラデシュ：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
13. スリランカ：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
14. ネパール：憲法史、政治制度、人権保障システムの概要と立憲主義の動態
15. アジア太平洋地域における国内人権機関の設立動向(1)：「国内人権機関の地位に関する原則」(パリ原則)とララキア宣言
16. アジア太平洋地域における国内人権機関の設立動向(2)：「アジア太平洋地域国内人権フォーラム」と「人権の伸長と保護のための国内機関アジア太平洋地域ワークショップ」の概要
17. フィリピンの人権委員会：1987 年憲法上の位置、

司法的救済との関係、活動の実際

18. インドネシアの国内人権委員会：関連大統領令の検討、民主化の中での活性化傾向
19. タイの国内人権委員会：1999 年国内人権委員会法の概要と 1997 年憲法による改革(オンブズマン、憲法裁判所) との関係
20. インドの国内人権委員会：制度化の概要と 1993 年人権委員会法への改正要求
21. 国連人権会議とアジア的人権論の展開：その概要と批判論について
22. アジア人権憲章：アジア人権委員会の「光州宣言」と南アジア人権文書センターによる取り組み
23. アセアン人権メカニズム作業部会による具体化
24. アジア太平洋地域における平和と人権保障を求めて：アジア人権機構の設立に向けて

| | |
|-----------|---------------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 地域の法特講（インド憲法） |
| 担当者 | 稲 正 樹 |

講義の目標

本講義は、インドの憲法史、基本権の保障、国家政策の指導原則、国際人権の国内的保障、議会制、政党論、官僚制と行政国家、司法審査と社会活動訴訟、連邦制と地方自治、非常事態法制、改憲問題などを題材にして、インド憲法を総合的に検討することによって、日本の憲法学のための比較憲法的視野の拡大を目標とする。

講義概要

本講義ではインドの憲法学でこれまで取り扱われてきた人権総論、人権各論、統治機構の諸問題を、なるべく網羅的に紹介・検討する。具体的には、植民地時代と独立後 50 年の憲法史、人権規定の私人間効力と国家人権の受容、平等権と補償的差別、精神的自由権、社会的・経済的権利、議会制と立法過程の特色、議院内閣制の制度と運用、多党制とヒन्दゥー原理主義政党の勃興、インド文官職の位置づけ、司法制度と社会活動訴訟の展開、連邦制とパンチャーヤット制度、非常事態法制と改憲論の諸相を取扱う。

テキスト

本講義はテキストを使用しないが、毎回、関連テーマをプリントして配布する。一部、英文文献も使用する。

参考文献

- 稲正樹著「インド憲法の研究」信山社、1993年
- Surya Narayan Misra et al. (eds .) ,
 “ Constitution and Constitutionalism in India ,”
 APH Publishing Corporation , 1999
- V . R . Krishna Iyer , “ The Dialectics & Dynamics
 of Human Rights in India ,” Eastern Law House ,
 1999
- M . R . Biju , “ Parliamentary Democracy and
 Political Change in India ,” Kanishka Publishers ,
 1999
- 全国憲法研究会(編) 「 憲法問題 11 号 」三省堂、2000
 年

評価方法

出席状況、数回の小レポートと冬休み中の課題研

究による総合評価。

受講者への要望

定期試験は行わないが、レポート、課題研究を提出してもらうので、積極的・自主的な勉学を期待します。

年間授業計画

1. インド憲法の概観：憲法史と比較憲法上の位置について
2. 人権規定の私人権効力論と国際人権の受容：社会活動訴訟の判例理論と学説、国際人権条約の国内法化の課題
3. 平等権と補償的差別：平等権に関する判例・学説の検討と積極的差別是正措置制度の概観
4. 精神的自由権と人身の自由：表現の自由、信教の自由に関する判例・学説の検討と予防拘禁制度の合憲性について
5. 社会的・経済的権利：国家政策の基本原則の基本権化の動向
6. 議会制と立法過程の特色：議会制の概観と与党支配の立法過程について
7. 議院内閣制の制度と運用：大統領と首相の関係、解散権論争、議院内閣制か内閣統治制か
8. 政党制論：多党制とヒन्दゥー原理主義政党（BJP）の勃興
9. インド文官職の位置：官僚制と行政国家化
10. 司法制度と社会活動訴訟：司法審査制と司法の民衆主義の意味
11. 連邦制とパンチャーヤット制度：集権的連邦制と地方分権の課題
12. 非常事態法制と改憲論の様相：危機管理システムによる立憲主義の危機

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際関係論 |
| 担当者 | 高 松 基 之 |

講義の目標

日本の活動がグローバル化するのに伴って、国際関係に興味を抱く学生が増えてきている。しかしながら興味はあるのだが、どこから手をつけたらいいのか分からない。また新聞の国際欄を読んでもチンプンカンプンといった学生がほとんどではないだろうか。この「国際関係論」という科目は、興味と理解のギャップに悩んでいるそうした学生たちにとって水先案内人的な役割を担っている。同科目を履修することによって、国際関係についての学生たちの理解と興味が一層深まることを願っている。

講義概要

そのために授業では、いきなり国際関係の理論を取り上げるようなことはしない。むしろまず最初に学生たちが興味を持っていると思われる、現代の国際関係で起きている様々な重要な問題を取り上げ、なぜそうした問題が起きてきたのか、その歴史的経緯について講義をする。次に現在それらがどのような状況になっているのかについて考察する。このように学生たちに現代の国際問題について基礎的な事柄を理解させることで、受講している学生たちに「現代の国際関係を複眼的にとらえることの重要性」を認識させたいと思っている。

テキスト

取り上げるトピックスが多岐にわたっているので、特に教科書は指定しない。主にプリントを使う。

参考文献

授業中にトピックスごとに参考文献を紹介する。

評価方法

基本的に前期試験と後期試験の両方を実施する。定期試験以外に学生の理解度をチェックするために小テストを実施することもある。

受講者への要望

出席を最重視。試験を受けるための最低条件として出席率7割が必要。

年間授業計画

1. 中東紛争の過去と現在(1) - パレスチナ問題の発生

2. 中東紛争の過去と現在(2) - 戦後の4つの中東戦争。
3. 中東紛争の過去と現在(3) - パレスチナ問題の新展開
4. 中東紛争の過去と現在(4) - イスラム原理主義とその影響
5. 冷戦後の国連の役割について(1) - 国連についての一般的な説明。
6. 冷戦後の国連の役割について(2) - 国連についての一般的な説明。
7. 冷戦後の国連の役割について(3) - PKO 活動の過去と現在。
8. 冷戦後の国連の役割について(4) - 拡大する国連の役割と限界。
9. 中国の改革・開放(1) - 失敗した計画経済について
10. 中国の改革・開放(2) - 経済改革について
11. 中国の改革・開放(3) - 開放政策について
12. 日米安保体制の変容(1) - 安保体制の成立から旧ガイドラインまで
13. 日米安保体制の変容(2) - 1980年代の安保体制について
14. 日米安保体制の変容(3) - 新ガイドラインと沖縄米軍基地問題
15. 朝鮮半島問題(1) - 朝韓と北朝鮮の対立
16. 朝鮮半島問題(2) - 北朝鮮の核問題
17. 日米経済摩擦(1) - 1970年代を中心に
18. 日米経済摩擦(2) - 1980年代を中心に
19. 日米経済摩擦(3) - クリントン政権の市場開放要求を中心に
20. 米大統領選挙(1) - その仕組み
21. 米大統領選挙(2) - 2000年大統領選挙について
22. 民族紛争(1) - ボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争
23. 民族紛争(2) - コソボ紛争
24. 民族紛争(3) - 北アイルランド紛争

| | |
|-----------|-------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国際法 99 | 国際関係史 |
| 担当者 | 有 賀 貞 |

講義の目標

- 1 20世紀国際関係史全般に関する基本的知識を提供し、国際関係の歴史の変遷の理解に役立てる。
- 2 履修者が国際関係史に関連する英語・日本語の基本的語彙を習得できるようにする。
- 3 いくつかの英文外交文書を読み、その意味を検討する。

講義概要

前期には19世紀国際関係の概観から太平洋戦争の始まりまでを、後期にはそれ以後近年に到るまでを扱う。講義は主として英語で行い、日本語で補足する。講義の英文概要は前もって配布する。年間計画の中の諸項目の題には若干の変更があるかもしれない。

テキスト

授業の際に配布する講義の英文概要をもってテキストに代える。

参考文献

参考文献は最初の授業の際に紹介するが、石井修『国際政治史としての20世紀』（有信堂）ジョル『第1次大戦の起源』（みすず書房）カー『両大戦間における国際関係史』（弘文堂）入江昭『太平洋戦争の起源』（東京大学出版会）ハレ『歴史としての冷戦』（サイマル出版）細谷千博『日本外交の軌跡』（NHKブックス）W.R. Keylor, *The Twentieth - Century World* (Oxford university Press, 3rd edition) など。

評価方法

前期には、期末に試験を行うほか、レポートを1回提出する。後期は試験のみ。評価は二つの試験とレポートを総合して行う。

受講者への要望

国際関係に関する英語文献の読解力を鍛えることを期待する。

年間授業計画

1. Introduction
2. The Characteristics of 19th-Century International Relations
3. Politics of Imperialism around the Turn of the Century

4. The Outbreak of the First World War
5. The Entry of the United States and the Bolshevik Revolution
6. The Versailles Treaty and Postwar Confusion in Europe and the Middle East
7. The Washington Conference and the Asia-Pacific International Order
8. The Return of Relative Stability in Europe
9. The Great Depression and the Collapse of International Political Stability
10. The Berlin-Rome Axis and the Failure of the Appeasement Policy
11. The Outbreaks of the Sino-Japanese War and the Second World War
12. The Road to Pearl Harbor
13. Wartime Diplomacy of the Three Major Allied Powers
14. The End of the War and the Development of the Cold War
15. Stabilized Europe and Turbulent East Asia
16. Post-WW South and Southeast Asia
17. The Foreign Policy of the Post-Stalin Soviet Union
18. The Retreat of European Imperialism from the Middle East and Africa
19. Progress in Economic Integration in Western Europe
20. The Vietnam War and the Reorientation of US Foreign Policy
21. The Fourth Middle Eastern War and After
22. The "New Cold War" and the Prosperity of the Capitalist World
23. The Collapse of the Old Order in Eastern Europe and the Soviet Union
24. International Relations in the post-Cold War Era

| | |
|-----------|--------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 現代経済理論 |
| 担当者 | 経済学部 |

講義の目標

この特殊講義は、経済学部教員がそれぞれ 1 , 2 週間を担当し、今日の経済問題や経済学研究の現状、学習体験、学習方法のアドバイスなどをお話するという実験的な講義です。受講者は、多くの先生方の個性的な講義の中から、自らの学習にとって有益なものを見出し今後の糧にして下さい。

必修科目ではありませんが、とくに経済学科の 1 年生はできるかぎり履修してください。

講義概要

第 1 回目の授業で年間計画と注意事項を配布します。

テキスト

各教員が指定する場合があります。

評価方法

前期：定期試験

後期：定期試験

なお、追試験、再試験はしませんのでご了解ください。

受講者への要望

携帯電話の電源を切り、静かに受講してください。

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 日本経済論 |
| 担当者 | 波 形 昭 一 |

講義の目標

「日本経済論」と銘打った書物は沢山あるが、学生諸君に推奨できるものは意外と少ない。もちろん、良書がないというのではない。だが、それらの多くは概して現状分析の専門書であり、難解にすぎるのである。「日本経済論」としては、当然それでよいのだが、どうも学生諸君には不向きのような。若い諸君は未来志向が強い反面、歴史知識に乏しいためか、現状分析の意味そのものがよく理解できないで見うけられる。こうした観点から、本講義では、日本経済の歴史と現状の両者をバランスよく「総合」することを目指したい。

講義概要

【前期】日本経済の近代化過程における資本主義的システムの成立、およびその動揺・再建、さらに戦時統制経済、敗戦後の経済復興へと展開した、いわば歴史的側面を中心に講義する。

【後期】1950年代半ばに発進した高度経済成長とその成長システム、さらに70年代における高度成長の終焉、80年代後半のバブル経済から90年代の「失われた10年」に言及し、日本経済の現状と問題点を論じてみたい。

テキスト

統計資料等のプリントを配布して授業を進める。

参考文献

竹内宏著「昭和経済史」筑摩書房、1988年

橋本寿朗ほか著「現代日本経済」有斐閣、1998年

評価方法

前期： 定期試験の成績で評価する、競争原理に基づく相対評価を原則とする、成績評価は4段階(A, B, C, F)に分け、受験者の約25%を不可(F)とする。

後期：前期と同じ

受講者への要望

講義中の「私語」と「飲食」は固く禁ずる。大学の教室内はサッカー場ではない。

前期授業計画

1. 日本経済の近代化と産業・貿易構造

2. 日本経済の近代化と金本位制の成立
3. 恐慌時代の到来、そして金本位制崩壊へ
4. 井上財政から高橋財政への転換
5. 高橋財政の経済学的意味
6. 高橋財政下の経済発展
7. 忍び寄る戦時統制経済
8. 戦時統制経済の実態
9. GHQの対日占領政策と4大経済改革
10. 戦後復興を目指す生産力拡大策
11. ドッジ・ラインとシャープ勧告
12. 朝鮮特需と戦後復興からの脱皮

後期授業計画

1. 高度成長時代の到来
2. 高度成長の構造
3. 大衆消費社会の歴史的意义
4. 高度成長の精神的土台
5. 高度成長の終焉と経済構造の転換
6. レーガノミクス
7. プラザ合意と対外経済構造の激変
8. バブル経済の要因と構造
9. バブル経済の崩壊と「複合不況」
10. 金融システムの動揺
11. 財政システムの動揺
12. 迫られるIT革命への構造転換

| | |
|-----------|---------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 関関法 99 | 国際金融論 |
| 担当者 | 山 本 美樹子 |

講義の目標

金融とはお金を融通しあうことである。これは国内であっても、国際間であっても同じことである。が、国際間では通貨単位が異なるために国内金融では発生しない問題が生じてくる。

本講義では国際金融取引の基礎となる事柄についての説明、国際金融取引になくはならない為替レートの決定についての理論的な考察、さらにこの為替レートを操作することによる開放経済での政策問題について考えていく。

国際金融取引は昨今の IT 技術の進歩に伴い、日々進化している。そのような点についても取り上げていきたい。

講義概要

これから国際金融を学ぶ上で最低限覚えておいてほしい事柄について、たとえば為替レートとは何か、どのようにして決定するのか、為替投機とは何か、貿易のヘッジングとは？といった点についての説明をはじめにしていく。

そのうえで応用的な事柄として、開放マクロ経済理論の基礎、日々進化しつづける国際金融商品について、さらに3年目を迎えたヨーロッパの通貨統合の成果、問題店頭について触れていく。21世紀にはいり本格的な金融ビックバンを迎える日本にとってあるべき通貨政策の姿について考えていきたい。

テキスト

特に定めない

参考文献

講義の際に指示する

評価方法

後期の試験

夏休みのレポート

受講者への要望

出席をきちんとすること

年間授業計画

講義をはじめるに当たって

第一部 国際収支

第一章 国際収支とは何か

第一節 国際収支表

第二節 経常収支とは

第三節 経常収支の金融的メカニズム

第四節 経常収支の変動メカニズム

第二部 外国為替取引と為替レート

第二章 外国為替取引と為替レート

第一節 外国為替市場と為替レート

第二節 為替リスクとヘッジング

(外国為替法改正による企業の外貨決済、ネットिंगについてもふれる)

第三節 為替投機

第四節 政府の外国為替市場への介入

第五節 新外為法がわれわれの日々の生活に与える影響について

個人消費、企業の決済、開国為替取引銀行のあるべき姿について

第三章 為替レートの決定と変動の理論

第一節 購買力平価説

第二節 フローアプローチ S アセットアプローチ

第四章 固定相場制

第一節 金本位制と IMF のブレトンウッズ体制について

第二節 固定相場制のメカニズム

第三節 世界の通貨制度

第四節 欧州新通貨制度と EURO について

第三部 開放マクロ経済政策

第五章 開放マクロ経済政策

第五節 外国貿易乗数の理論

第六節 固定相場制での開放マクロ経済政策 ティンバーゲンの理論と国際収支均衡曲線について

第七節 変動相場制での開放マクロ経済政策

第八節 政策手段と通貨制度について

第四部 国際資本移動の拡大

第六章 国際金融取引拡大の背景

第九節 国際取引とは何か

第十節 国際資本移動とは何か

第十一節 国際投資と為替レート

第十二節 外国為替のスワップ取引の具体的な形態

第十三節 オプション取引

第十四節 さまざまな国際金融商品とその危険性について

第七章 途上国の債務不履行問題、アジアの通貨危機

第一節 発展途上国の累積債務不履行問題

第二節 90年代後期のアジアの通貨危機

第三節 通貨危機と投機アタックについての理論的考

察

第五部 まとめ

| | |
|-----------|--------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 関法 99 | 多国籍企業論 |
| 担当者 | 小林 哲也 |

講義の目標

現代経済のグローバル化の主体は、多国籍企業である。情報技術革命の時代にあつて、多国籍企業は、財の生産や販売のみならず、情報や金融の世界でもグローバル化を進めてきている。各分野における技術革新と、情報通信技術の発達により、国際分業が新たな形で再編成されつつある。本講義では、多国籍企業の国際経営活動と、世界経済の構造変化を分析してゆく。

講義概要

前半では、国際化・情報化の中で新しい競争の時代を迎えた、現代企業をとらえる企業理論の流れを解説する。後半で、日本とアメリカの企業を中心に、多国籍企業の国際経営戦略の、ケース・スタディを進める。

テキスト

特に定めない

参考文献

青木昌彦・R.ドーア編著『システムとしての日本企業』NTT出版

三輪芳郎『日本の企業と産業組織』東京大学出版会

三井逸友編著、[1999]『日本の生産システムの評価と展望 国際化と技術・労働・分業構造』ミネルヴァ書房

G.エスピノ - アンデルセン、『ポスト工業経済の社会的基礎』、桜井書店

評価方法

出席などの平常点および前期/後期定期試験成績による。

年間授業計画

1. 多国籍企業の歴史
資本主義世界経済と企業活動
2. 現代経済における多国籍企業
グローバル化と情報化
3. 現代企業の理論 巨大企業の時代
寡占化と「豊かな」大衆消費社会
4. 現代企業の理論 コーポレートガバナンスの変

貌

新しい経営者支配論

5. 現代企業の理論 生産システムの革新
フォーディズムからトヨタイズムへ
6. 現代企業の理論
多国籍企業の理論 輸出から直接投資へ
7. 現代企業の理論
情報技術革命とコーポレートガバナンス
8. 多国籍企業と新しい国際分業
技術革新と国際分業の新しい再編成
9. 日本企業の国際化
システムとしての日本企業
10. 日本企業の海外進出
70年代から90年代まで
11. 日本企業の海外進出
アジアへの進出と撤退
12. 日本企業の海外進出
アメリカの日系企業
13. 日本企業の海外進出
ヨーロッパの日系企業
14. 日本企業の海外進出
「ジャパナイゼーション」をめくつて
15. 情報技術革命と日米企業
IT革命のインパクト デジタル・エコノミーの勃興
16. 情報技術革命と日米企業
新しいビジネスモデル
17. 情報技術革命と日米企業
GEと東芝 スピード経営革命
18. 情報技術革命と日米企業
FMS とネットワークの新段階 自動車産業のグローバル化
19. 情報技術革命と世界的な産業の再編成
アジアにおける新工業化
20. 情報技術革命と世界的な産業の再編成
EUにおける産業のリストラクチャリング
21. 情報技術革命と世界的な産業の再編成
ハイテク産業における競争の新段階
22. 情報技術革命と世界的な産業の再編成
日本企業の課題

| | |
|-----------|--------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | アジア政治論 |
| 担当者 | 李 廷 江 |

講義の目標

中国政治外交と日中関係に関する実証分析を行うと共に、以下の三点を講義の目標とする。 1 中国政治と外交を学ぶと同時に、それぞれの分野の理論にも親しむことが出来るように。 2 日中関係の歴史と現状を考察し、21世紀のアジア国際関係史を洞察する視角と能力を身に付けるように。 3 国際関係をめぐる中国政治の発展と国際政治の構造変動を把握し、中国と国際社会との関連性を正確に認識できるように。

講義概要

本講義の目的は、1949年から今日にいたる中国政治を、対日外交を手がかりに、理論と実証の両面から構造的に把握し、中国の対外政策決定におけるプロセスや行動パターンのあり方を分析し、中国の政治変動と対外政策との関連性を明らかにしようとする。

テキスト

なし

参考文献

グレフム・T・アリソン著 宮里政玄訳『決定の本質』中央公論社

アーネスト・メイ著 進藤栄一訳『歴史の教訓』中央公論社

Tang Tsou "Twentieth Century Chinese Politics" Oxford University Press 1994

佐藤英夫著『対外政策』東京大学出版会

アレン・S・ホワイティング著 岡部達味訳『中国人の日本観』岩波書店

田中明彦著『日中関係』東京大学出版会

評価方法

出席と期求試験を総合して評価する。

受講者への要望

歴史の視点、比較の視点、多元的な視点から中国政治を理解してほしい、好奇心旺盛の学生や問題意識のある学生を歓迎する。

年間授業計画

1. 概要と方針の説明

2. 従来の研究と課題
3. 中国の政治変動と対外関係
4. 歴史背景
中国政治と日中関係 (1899 - 1949)
5. 歴史背景 (2)
中国政治と日中関係 (1949-1999)
6. 50年代 (1)
朝鮮戦争と日中間貿易
7. 60年代 (2)
廬山会議と長崎国旗事件
8. 60年代 (1)
中ソ決裂とLT貿易の開幕
9. 60年代 (2)
文化大革命と日中断交
10. 70年代 (1)
中米和解と日中国交回復
11. 70年代 (2)
改革開放と日中友好条約締結.
12. 80年代 (1)
華国鋒失脚と宝山ショック
13. 80年代 (2)
胡耀邦批判と靖国神社問題
14. 90年代 (3)
天安門事件と日本
15. 90年代 (1)
鄧小平南巡と天皇訪中
16. 90年代 (2)
抗日戦争 50周年と尖閣諸島事件
17. 90年代 (3)
江朱新体制と江沢民訪日
18. 事例分析 (1)
毛沢東の革命外交と対日政策
19. 事例分析 (2)
周恩来の折衷外交と対日政策
20. 事例分析 (3)
鄧小平の実務外交と対日政策
21. 事例分析 (4)
江沢民の大国外交の対日政策
22. 総括と解釈 (1)
中国対日政策の組織と人事
23. 総括と解釈 (2)
中国政策決定の構造とプロセス
24. 総括と解釈 (3)
中国対外政策のメカニズムと特徴

| | |
|-----------|-----------|
| 法 94 - 98 | |
| 法 99 | |
| 国関法 99 | 国際関係法文献研究 |
| 担当者 | 鈴木 淳 一 |

講義の目標

本講義では、国際人権法・人道法に関する英語のテキストを教材にして、国際人権法・人道法について基礎的理解を深めると同時に、法律英語を読む練習をする。とりわけ英語の専門用語を学ぶことを目標とする。

講義概要

本講義の分析対象は、実定国際法上の人権法・人道法である。また国際人道法の歴史的展開についても実証的に検討する。このため、本講義では、英語で書かれた教科書・判決・口頭弁論を翻訳することによる熟読、学生の報告及び課題を行う。

まず、基礎的知識を習得するため、報告者（学生）は教員の指導の下、担当個所につき、緻密な翻訳と詳細な報告を行う。この他、全ての学生に対して、簡単な翻訳・課題等が毎回課される。また、必要に応じてビデオ教材も活用する。

テキスト

未定

参考文献

適宜、紹介する。

評価方法

出席、課題の提出状況、担当個所の発表、前期及び後期の試験によって評価する。

受講者への要望

- ・資料の配布・翻訳指導にあたってはインターネットを活用するので、電子メールが使えることが望ましい（ただし、使えなくとも可）。
- ・語学の学習なので、毎回必ず出席すること。また、その際に、国際法の教科書・条約集・辞書を必ず持参すること。
- ・課題を必ず提出すること。

年間授業計画

1. オリエンテーション・プレースメントテスト
2. 法律英語の基礎知識
3. 国際法の基礎知識（1）
4. 国際法の基礎知識（2）
5. 国際人権法の基礎知識（1）

6. 国際人権法の基礎知識（2）
7. 国際人権法の基礎知識（3）
8. ビデオ学習（世界の人権と国際法）
9. 国際人道法の基礎知識（1）
10. 国際人道法の基礎知識（2）
11. 国際人道法の基礎知識（3）
12. 前期のまとめと自己評価
13. 後期オリエンテーション
14. 国際裁判の基礎知識（1）
15. 国際裁判の基礎知識（2）
16. 国際裁判の基礎知識（3）
17. 国際判例研究（1）
18. 国際判例研究（2）
19. 国際判例研究（3）
20. ビデオ学習（国際犯罪と国際法）
21. 国際判例研究（4）
22. 国際判例研究（5）
23. 発表
24. 講義のまとめと自己評価